

東日本大震災の復興政策 10年間の振り返りに関する有識者会議 開催状況

	日時	議事	配付資料
第1回	令和4年10月24日 16:00～17:30	1. 開会 2. 議事 (1) 会議の運営について (2) 振り返りの趣旨等について (3) 自由討議 3. 閉会	資料1 開催要領 資料2 復興政策10年間の振り返りの趣旨・構成案 資料3 復興政策10年間の変遷 資料4 主にご意見をいただきたい点 資料5 今後のスケジュール案 資料6 今村委員御意見 参考資料1 10年間の復興の進捗状況等 参考資料2 10年目時点の復興の取組と関連諸制度
第2回	令和4年12月5日 10:30～12:30	1. 開会 2. 議事 (1) 被災3県からの御意見発表 (2) 第1回会議を踏まえたとりまとめの骨子案等 (3) 自由討議 3. 閉会	資料1 岩手県資料 資料2 宮城県資料 資料3 福島県資料 資料4 第1回会議における御意見について 資料5 関連資料 資料6 骨子案 資料7 藤沢委員資料 資料8 大西委員資料 資料9 今後のスケジュール 参考資料 第1回会議議事録
第3回	令和5年2月27日 13:00～15:00	1. 開会 2. 議事 (1) 市町村からの意見聴取結果について	資料1 市町村からの意見聴取結果概要 資料2 岩手県宮古市長 発表資料 資料3 宮城県南三陸町長 発表資料 資料4 福島県川内村長 発表資料

		<p>(2) 市町村長からの発表</p> <p>(3) 本文素案について</p> <p>(4) 自由討議</p> <p>3. 閉会</p>	<p>資料5 これまでの御意見について</p> <p>資料6 本文素案のポイント</p> <p>資料7 本文素案</p> <p>資料8 大西委員資料</p> <p>資料9 藤沢委員資料</p> <p>資料10 今後のスケジュール</p> <p>参考資料1 市町村からの意見一覧</p> <p>参考資料2 第2回会議議事録</p>
第4回	令和5年3月23日 15:00~17:00	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 民間企業・団体からの発表</p> <p>(2) 本文案について</p> <p>(3) 自由討議</p> <p>3. 閉会</p>	<p>資料1 岩手銀行 発表資料</p> <p>資料2 キリンホールディングス株式会社 発表資料</p> <p>資料3 ふくしま連携復興センター 発表資料</p> <p>資料4 これまでの御意見について</p> <p>資料5 本文案のポイント</p> <p>資料6 本文案(※タブレット)</p> <p>参考資料 第3回会議議事録</p>

「東日本大震災からの復興政策 10 年間の振り返りに関する有識者会議」 開催要領

1. 趣旨

「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）に基づき、第 1 期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、進捗状況等について、資料を収集・整理し、取りまとめて、南海トラフ地震など今後起こり得る大規模災害に生かせる教訓・ノウハウを提示することが必要である。

このため、発災から第 1 期復興・創生期間の終了に至るまでの政府の復興政策 10 年間の振り返りを行うこととし、その取りまとめに当たって、外部専門家等の意見を聴取する場として、「東日本大震災からの復興政策 10 年間の振り返りに関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員より構成し、復興大臣の下に開催する。
- (2) 復興大臣は、別紙に掲げる委員の中から、有識者会議の座長及び座長代理を選任する。
- (3) 有識者は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

有識者会議の庶務は、復興庁において処理する。

4. 運営

- (1) 有識者会議は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、有識者会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) 有識者会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- (3) 有識者会議の議事録は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の全部又は一部を公表しないものとするすることができる。

(別紙)

有識者会議委員

(座長)

あきいけ れいこ
秋池 玲子 ポストン コンサルティング グループ 日本共同代表

(座長代理)

ますだ ひろや
増田 寛也 日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長

(委員)

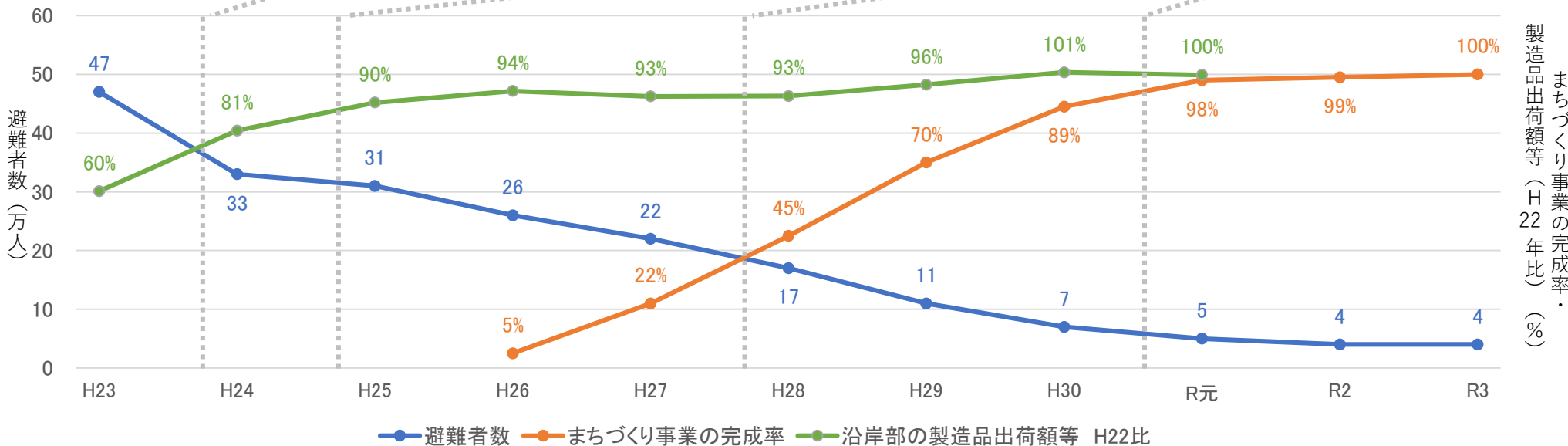
いまむら ふみひこ
今村 文彦 東北大学災害科学国際研究所 所長

おおにし たかし
大西 隆 一般財団法人国土計画協会 会長

たむら けいこ
田村 圭子 新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授

ふじさわ れつ
藤沢 烈 一般社団法人RCF 代表理事

I 復興庁設置以前	II 復興庁設置後	III 集中復興期間後半	IV 復興・創生期間前半	V 復興・創生期間後半
<p>H23.3~H24.1</p> <p>避難所の解消や復旧を進めるとともに、復興の方針・枠組みを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者数最大47万人。避難所の解消、応急仮設住宅の早期完成の推進。 生活再建に係る情報発信及び相談等の実施。 生活インフラの復旧及び居住地付近のがれき撤去完了。 資金繰り支援、仮設工場等の無償貸与等による早期の事業再開。 復興基本法の成立及び復興の基本方針・財源の提示。 事故収束に注力、冷温停止。 除染開始。 	<p>H24.2~H24.12</p> <p>復興庁が発足して、個別の事業計画の策定や事業着手が本格化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所が概ね解消。応急仮設住宅に最大約31.6万人入居。 公共インフラ等の本格復旧。 復興交付金による前例の無い支援。 災害公営住宅の着工。 グループ補助金による産業施設復旧の推進。 概ね3年間で農地復旧、9割の営農再開を目指し支援。 福島再生特措法に基づく生活環境整備に向けた取組開始。 除染やインフラ復旧の推進。 	<p>H25.1~H28.3</p> <p>財源フレームを見直し、復興を加速化するとともに、被災者支援を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 財源フレームを10年間で32兆円程度に。 被災者支援の施策パッケージや「心の復興」事業開始。 加速化措置による住宅再建・復興まちづくり事業の進展。 がれき処理、三陸鉄道北・南リアス線などの被災インフラの復旧が概ね完了。 企業活動は震災前の水準まで概ね回復。 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始。 福島再生加速化交付金による避難指示解除地域の生活環境整備。 	<p>H28.4~H31.3</p> <p>地震・津波被災地域のハード面の事業を概ね完了</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者支援総合交付金等による支援。 住宅再建・復興まちづくり概ね完了。 仮設工場等から半数以上が本施設移行。 岩手県・宮城県営農再開可能面積99%以上。 帰還困難区域を除く面的除染完了。 大熊町・双葉町を除き、帰還困難区域以外の避難指示解除。 福島イノベーション・コースト構想を法定化。 応援職員の派遣等ピーク。 	<p>H31.4~R3.3</p> <p>残された課題に対応するとともに、次期10年の方針を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県・宮城県の応急仮設住宅供与終了。 住宅再建・復興まちづくり完了。 JR常磐線の全線開通等公共インフラ工事ほぼ完了。 仮設工場等から9割以上が本施設移行。 帰還困難区域以外の全ての避難指示解除。 福島ロボットテストフィールド等の全面開所。



	Ⅰ 復興庁設置以前 H23.3～H24.1 (10か月半)	Ⅱ 復興庁設置後 H24.2～H24.12 (11か月)	Ⅲ 集中復興期間後半 H25.1～H28.3 (3年3か月)	Ⅳ 復興・創生期間前半 H28.4～H31.3 (3年間)	Ⅴ 復興・創生期間後半 H31.4～R3.3 (2年間)
しくみ・総論	<ul style="list-style-type: none"> 復興構想会議の提言（H23.6）を踏まえ、東日本大震災復興基本法に基づき、H23.6に復興対策本部を設置し、復興の組織・制度の整備を推進。H23.7に基本方針を決定。 復興財源フレーム（5年間19兆円程度）を示し、震災復興特別所得法人税、震災特別交付税等を導入。H23.11に三次補正予算（約12兆円）が成立。H23.12に復興特別区域法が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> H24.2に復興庁を設置。復興特別区域法等に基づき、復興交付金等の各種制度が本格的に開始。 H24年度から復興特別会計を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> H25.1の総理指示を踏まえ、同月に復興財源フレームを改定（5年間25兆円程度）。 福島復興再生総局が設置され「東京・福島2本社体制」が確立。 H26年度をもって震災復興特別法人税を廃止。 H27.1に復興財源フレームを改定（5年間26.3兆円程度） H28.3に「復興・創生期間」の基本方針を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> H28年度から「（第1期）復興・創生期間」開始。 復興財源フレーム（10年間で32兆円程度）のもと、H28年度以降の復旧復興事業について、地方負担を一部導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波被災地域では5年間で復興事業がその役割を全うすることを目指す「復興・創生期間」後の基本方針を決定。 R2.6に復興庁の設置期限を10年間延長する等の法律が成立。 R2.7にR3年度以降の事業規模・財源等を決定（15年間32.9兆円程度）。 R3.3に「第2期復興・創生期間」以降の基本方針に改訂。
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> H23から孤立防止・地域コミュニティの復興等のため、緊急雇用創出事業により、住民ニーズの把握、交流場所の提供、生活相談等のサービス提供、見守り等の支援体制の構築等を開始。 H23.12にみやぎ心のケアセンター設置。 H23年度以降、被災児童生徒等のニーズと全国の提供可能な支援のマッチング、教員の加配措置、スクールカウンセラー等の緊急派遣、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等の就学支援等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立防止・地域コミュニティの復興等のための支援を引き続き実施。 H24.2に岩手心のケアセンターを設置。H24.2にふくしま心のケアセンター設置。 H24.6に子ども被災者支援法成立。 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の既存施策を横断的に点検し、H26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」として取りまとめ。 県外自主避難者等への情報支援事業を実施（8都府県で交流会等） H25.5にいわてこどもケアセンター設置。 H27.4に福島県立ふたば未来学園高等学校が開校。 	<ul style="list-style-type: none"> H28年度より、被災者支援総合交付金を創設し、災害公営住宅等でのコミュニティ形成、被災者の生きがいつくり、高齢者等に対する日常的な見守り・相談、被災者の心のケア、県外避難者支援（例：46都府県で生活再建支援拠点設置を通じた交流会等）を実施。 H31.4に福島県立ふたば未来学園中学校が開校。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の長期化等に伴い、被災者の抱える課題が多様化する中、それぞれの状況に応じ、被災者支援総合交付金を通じた支援を継続。 R2.3に岩手県、R3.6に宮城県の被災した全ての公立学校施設の災害復旧事業が完了。 福島県の被災した公立学校施設の災害復旧事業が、帰還困難区域を除き98%完了（R3.6時点）。
住宅・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の早期解消に向け、応急仮設住宅を供給（建設型応急住宅の着工、賃貸型応急住宅の確保）。 災害廃棄物処理指針を定め、国・県・市町村が連携しながら、災害廃棄物を適正かつ効率的に処理。 復興まちづくり計画策定（直轄調査）を進めるとともに、公共インフラの復旧事業計画・工程表をH23.8に提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業を含む個別の復興まちづくり事業の計画策定、公共インフラの復旧事業が本格化。復興交付金による前例のない支援を実施。 H24.8には建設型応急住宅5.3万戸が完成し、避難所がほぼ解消。あわせて災害公営住宅の建設を開始。 全国で初めて鉄道路線をBRTへ切り替え（H24.12、JR気仙沼線復旧完了）。 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明土地や入札不調などの問題に対応し、復興まちづくり事業を加速化するため、大臣のもとにTFを設置し5弾に及ぶ加速化措置を公表。 土地収用の要件緩和・迅速化を盛り込んだ、改正復興特区法がH26.5成立。 H26.3までに、福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物及び津波堆積物の処理を完了。 H27.3に、常磐自動車道が全線開通。 	<ul style="list-style-type: none"> H30.3には主要港湾施設の復旧が完了。 H31.3には上下水道等の生活に密着したインフラの復旧が概ね終了。 H30.6には防災集団移転・区画整理・災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く）の9割以上が完了。 自治体が造成した宅地での住宅の自主再建が本格化。 応急仮設住宅の入居人数は、最大の約31.6万人（H24.4）から、約1万人に減少（H31.3） 土地交換税制をH28.4に新設するなど移転元地の活用を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> R2.3には被災鉄道が全線復旧し、直轄国道の本復旧が完了。 防災集団移転・区画整理・災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く）の整備が完了（R2.12）。 R3.3には復興道路・復興支援道路の約92%、防潮堤の約85%が整備完了。R3.3には15.4万件の住宅の自主再建が完了。 R3.3には応急仮設住宅の供与が岩手県・宮城県で終了、入居者は福島県の被災者のみ（約0.1万人）に。

分野別の変遷②

	Ⅰ 復興庁設置以前 H23.3～H24.1 (10か月半)	Ⅱ 復興庁設置後 H24.2～H24.12 (11か月)	Ⅲ 集中復興期間後半 H25.1～H28.3 (3年3か月)	Ⅳ 復興・創生期間前半 H28.4～H31.3 (3年間)	Ⅴ 復興・創生期間後半 H31.4～R3.3 (2年間)
産業・生業の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者の資金繰り対策として復興特別貸付や緊急保証を開始（R3.3までに約6兆円/約3兆円）。二重債務対策として、債権買取を行う産業復興機構を各県に創設（R3.3までに339件買取）。 ・H23.4より仮設店舗・仮設工場等を無償で貸出し（R3.3までに648件整備）。 ・中小企業等の施設・設備の復旧のためグループ補助金を創設（R2.12までに11867件）。 ・「がんばる漁業復興支援事業」、被災地産食品について「食べて応援しよう！」等を開始。 ・原発事故周辺海域の水産物の放射性物質調査等を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.2に、二重債務対策として債権買取等を行う東日本大震災事業者再生支援機構を設立（R3.3までに747件支援決定）。 ・H24より、原子力災害の影響を受けた地域等で企業立地補助金を開始。 ・H24.4よりマッチング（「結の場」）やハンズオン支援を開始。 ・若手県・宮城県の実業産出額が、震災前を超える水準に回復。 ・ほぼ全ての漁港で一部でも陸揚げ可能に。福島県はH24.6から漁業の試験操業を開始。放射性物質調査等を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.12に仮設施設の入居事業者数ピーク（2825者）。H26より仮設施設の長期利用・撤去等の助成開始。 ・H25より津波浸水地域等での企業立地補助金を開始。 ・H26.6に産業復興の目標像や加速化の体制等をまとめた「産業復興創造戦略」を策定。 ・H25年度より、福島県における観光関連復興支援事業費補助金を新設。 ・若手県・宮城県の林業産出額が、概ね震災前の水準に回復。住民の安全・安心の確保も含めた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」をH28.3にとりまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機構の業務期間をR3.3まで延長。 ・H28.4より原子力災害の影響を受けた地域で事業再開補助金での支援を開始。 ・H29に製造品出荷額等がH22比で被災3県全てで100%以上に。 ・H29に、被災地における人手不足に対応するため、人材確保対策をとりまとめ、モデル事業や事業復興型雇用確保事業等を開始。 ・H28を「東北観光復興元年」とし、東北観光復興対策交付金を新設。 ・若手県・宮城県の海面漁業・養殖業産出額が、震災前を超える水準に回復。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興機構・支援機構による債権買取をR3.3末で終了。 ・グループ補助金による支援事業者の約45%が震災前水準に業績回復。仮設施設入居者のうち9割以上が本施設移行。 ・R3.3末までに企業立地補助金により総計1153件を支援。 ・R3.3末までに事業再開補助金により総計1229件を支援。 ・外国人延べ宿泊者数「150万人」をR1に前倒し達成。 ・津波被災農地の94%で復旧が完了。 ・被災漁港の全てで陸揚げ機能が回復。被災3県の水産加工施設の98%で業務再開。福島県の試験操業を終了。
原子力災害からの復興	<ul style="list-style-type: none"> ・原発周辺区域に避難指示を発出。放射線量の状況に応じて、順次対象区域を拡大。 ・H23.12に事故炉の冷温停止状態を達成。 ・H23.8に除染特措法公布。モデル事業等により除染事業の知見の収集・整理。 ・低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理等を踏まえ、避難指示区域見直しを開始。 ・原陪審中間指針で賠償の考え方を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災12市町村の各自治体毎に、避難指示区域の見直しを順次実施。賠償基準の見直しを実施。 ・福島復興再生を国の責任の下で実施していくための基本方針・避難解除等区域復興再生計画や特別の措置、健康管理調査等を定めた福島復興再生特別措置法が成立。 ・除染特措法に基づく除染計画の策定、除染の本格的な開始。 ・原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（ランドデザイン）を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域の見直し完了。田村市で初めての避難指示解除。川内村に続き、楢葉町で全町避難自治体で初めての解除。 ・避難地域の復興に向けた行程「早期帰還・定住プラン」や、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、福島再生加速化交付金等の原災地域に特化した施策の措置等により、避難地域の復興を支援。 ・除染の進捗状況を総点検。中間貯蔵施設を大熊町・双葉町に設置し、試験的搬入を開始。 ・風評被害を含む影響への対策TF設置。 ・「福島イノベーション・コースト構想」報告書。 ・福島相双復興官民合同チームを設置し、被災事業者への個別支援を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除が順次進展し、H29.3に、大熊町・双葉町を除いて帰還困難区域以外の避難指示が解除。 ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」に基づき特定復興再生拠点区域制度が成立（福島特措法）。6町村の復興拠点の除染・インフラ整備が順次開始。 ・H29.3に直轄除染地域の面的除染が完了し、H30.3に帰還困難区域を除いた地域の面的除染が完了。 ・福島特措法改正により福島イノベーション・コースト構想推進機構を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.3までに約1,055万㎡の除去土壌等（帰還困難区域のものを含む）を中間貯蔵施設に搬入済み。 ・R2.3までに帰還困難区域以外の避難指示が解除。H31.4に大熊町大川原地区の役場庁舎が開庁。 ・拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除スキームの決定。拠点外の避難指示解除に向けた方針の検討。 ・輸入規制を講じた54か国・地域のうち、39か国・地域が規制撤廃、13か国・地域が規制緩和*。 ・福島イノベーション・コースト構想に基づく福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールドが全面開所。 ・「国際教育研究拠点の設置に向けた有識者会議」最終とりまとめ。
協働と継承	<ul style="list-style-type: none"> ・H23.3に震災ボランティア連携室を設置。現地NPO等や社会福祉協議会ボランティアセンター等との連携、活用可能な財政支援策のとりまとめ・公表を開始。 ・被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するため、全国の都道府県・指定都市に対し、被災地への職員の派遣の協力を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興庁にて、多様な担い手による連携事例の紹介等を開始。 ・H24.4に「復興支援に向けた多様な担い手のロードマップ」を作成し、目標と課題を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援コーディネート事業による中間支援組織への支援を開始。 ・H25より復興庁で採用した任期付職員を市町村へ派遣する復興庁スキーム開始。 ・地域課題の解決に当たるNPO等の取組を推進するため、「新しい東北」先導モデル事業を実施（216件）。 ・震災の記録を一元的に保存する国会図書館アーカイブ「ひなぎく」開始。国連防災世界会議を仙台で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H30に福島県浜通りで行政とNPO等多様な主体との協働を促す交流会等を復興庁が主催。 ・伝承施設の連携等を進める震災伝承ネットワーク協議会発足。 ・5周年復興フォーラム等を開催。 ・応援職員の派遣等ピーク。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年で延べ700万人のボランティアが活動。 ・国営追悼・祈念施設について、R3.1に福島で一部利用開始。R3.3に若手・宮城で整備完了。 ・10年の節目にオンラインシンポジウム、感謝等のビデオレター作成等を実施。R3.3に教訓・ノウハウ集公表。

※（EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、R3（2021）年9月20日からEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、同日以降の資料では英国を分けて計上している）

主に御意見をいただきたい点

1. 被災者支援

- 被災者支援に係る過去に例のない手厚い支援の意義。
- 被災者の心のケアやコミュニティ形成等のために行政ができたこと・できなかったこと。NPOや民間企業等との役割分担。

2. 住まいとまちの復興

- 復興の目標や将来像・枠組み等における人口減少等の経済社会の構造変化の位置づけ。
- まちの復興の進捗と被災者の生活再建の関係・スピード感の相違。
- 住まいとまちの復興における国・県・市町村の役割分担。

3. 産業・生業の再生

- 産業・生業の再生に係る過去に例のない手厚い支援の意義。
- 産業・生業の再生のために行政ができたこと・できなかったこと。

4. 原子力災害固有の対応

- 前例のない原子力災害に対して、除染、帰還・移住促進、風評払拭等これまでの復興政策が果たした役割。

5. 協働と継承

- NPOや民間企業による復興支援等に行政が果たした役割。
- 応援職員の派遣に係る効果的なスキームのあり方。
- 震災の風化防止・教訓継承のあり方。

6. 復興を支える仕組み

- 復興を担う行政主体について、市町村を基本としたことの意義、国・県との役割分担。
- 復興庁にできたこと・できなかったこと、過去の大規模災害における復興体制との相違。
- 復興庁以前の復興構想会議、復興対策本部が果たした役割。
- 復興における財政的な枠組みやスキームのあり方。

7. その他

- 振り返りのとりまとめに当たっての構成、復興政策の立案当時の重要な経緯
- 東日本大震災以降の災害に生かされた教訓や反省、エポックメイキングな政策

10年間の復興の進捗状況等

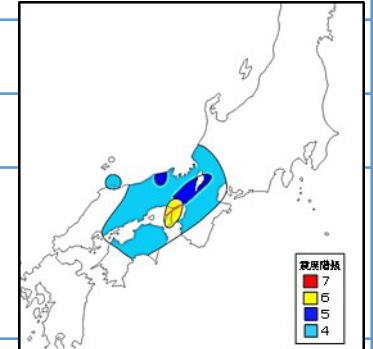
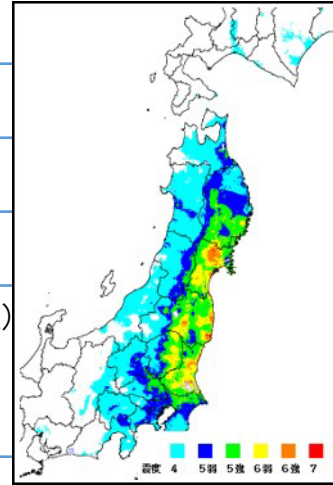
令和4年10月24日



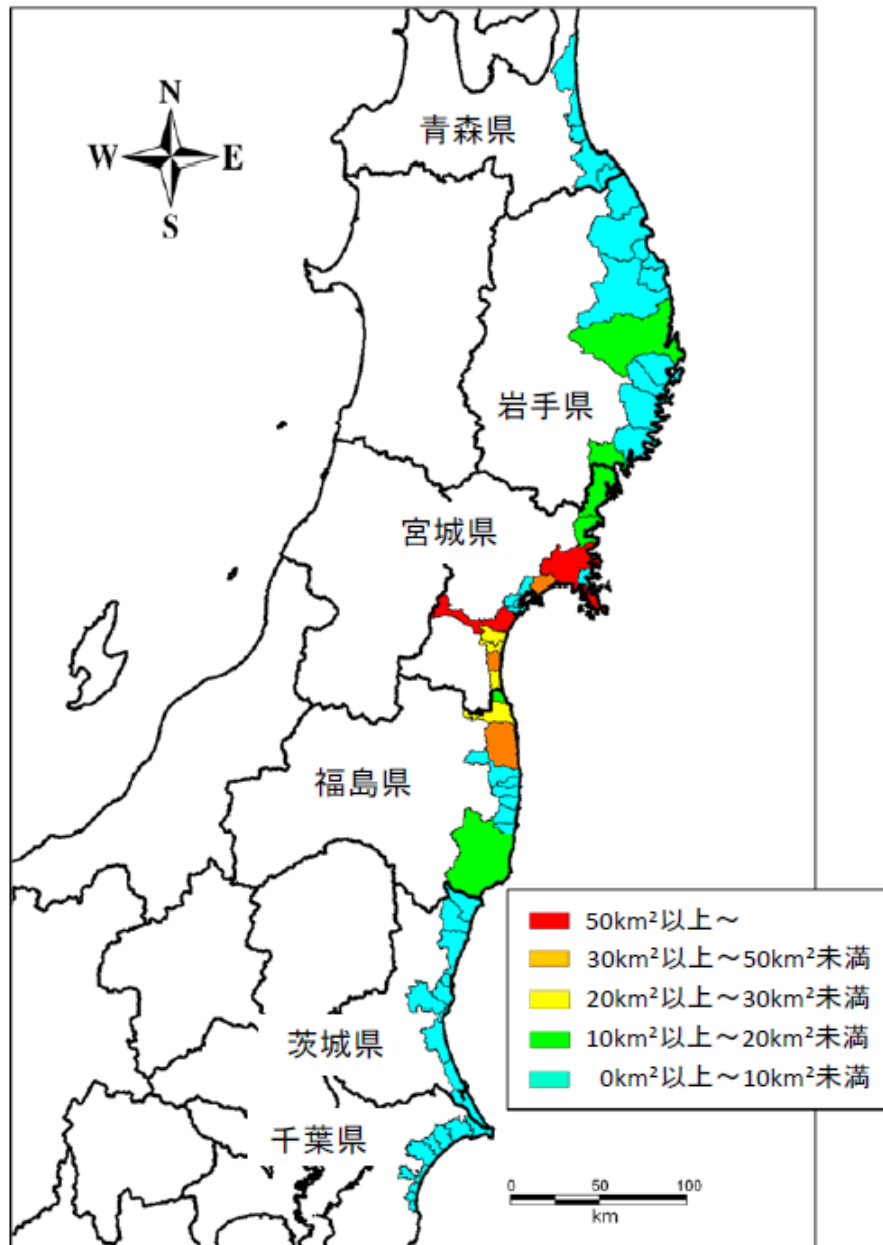
1. 東日本大震災の概要	2
2. 市町村別浸水面積	3
3. 人的・住家被害	4
4. 住家被害	9
5. 東日本大震災の被害額推計	10
6. 復興構想7原則の抜粋等	11
7. 東日本大震災 10年間の復興政策の主な動向	16
8. 東日本大震災に係る政府の体制	17
9. 関連法律一覧	20
10. 復興財源フレーム	22
11. 復興関連予算の執行状況	23
12. 被災者支援	25
13. 住まいとまちの復興	27
14. 産業・生業の再生	30
15. 原子力災害固有の対応	35
16. 協働と継承	42

1. 東日本大震災の概要

	東日本大震災	(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,759名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,568名、福島3,931名) 行方不明者 2,553名(岩手:1,110名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,006棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,435棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—



2. 市町村別浸水面積



県	市区町村	市町村面積 (km ²)	浸水面積 (km ²)	県	市区町村	市町村面積 (km ²)	浸水面積 (km ²)
青森県		844	24	福島県		2,456	112
	六ヶ所村	253	5		新地町	46	11
	三沢市	120	6		相馬市	198	29
	おいらせ町	72	3		南相馬市	399	39
	八戸市	305	9		浪江町	223	6
階上町	94	0.5	双葉町		51	3	
岩手県		4,946	58		大熊町	79	2
	洋野町	303	1		富岡町	68	1
	久慈市	623	4		楢葉町	103	3
	野田村	81	2		広野町	58	2
	普代村	70	1	いわき市	1,231	15	
	田野畑村	156	1	茨城県		1,444	23
	岩泉町	993	1		北茨城市	187	3
	宮古市	1,260	10		高萩市	194	1
	山田町	263	5		日立市	226	4
	大槌町	201	4		東海村	37	3
釜石市	441	7	ひたちなか市		99	3	
大船渡市	323	8	水戸市		217	1	
陸前高田市	232	13	大洗町		23	2	
宮城県		2,003	327		銚田市	208	2
	気仙沼市	333	18		鹿嶋市	106	3
	南三陸町	164	10	神栖市	147	3	
	石巻市	556	73	千葉県		689	17
	女川町	66	3		銚子市	84	1
	東松島市	102	37		旭市	130	3
	松島町	54	2		匝瑳市	102	1
	利府町	45	0.5		横芝光町	67	1
	塩竈市	18	6		山武市	146	6
	七ヶ浜町	13	5		九十九里町	24	2
	多賀城市	20	6		大網白里町	58	0.5
	仙台市				白子町	27	1
	宮城野区	58	20		長生村	28	1
	若林区	48	29	一宮町	23	1	
	太白区	228	3	合計*		12,382	561
名取市	100	27					
岩沼市	61	29					
亶理町	73	35					
山元町	64	24					

出典・浸水面積：国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）平成
※ 市町村面積及び浸水面積合計は青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町

月18日

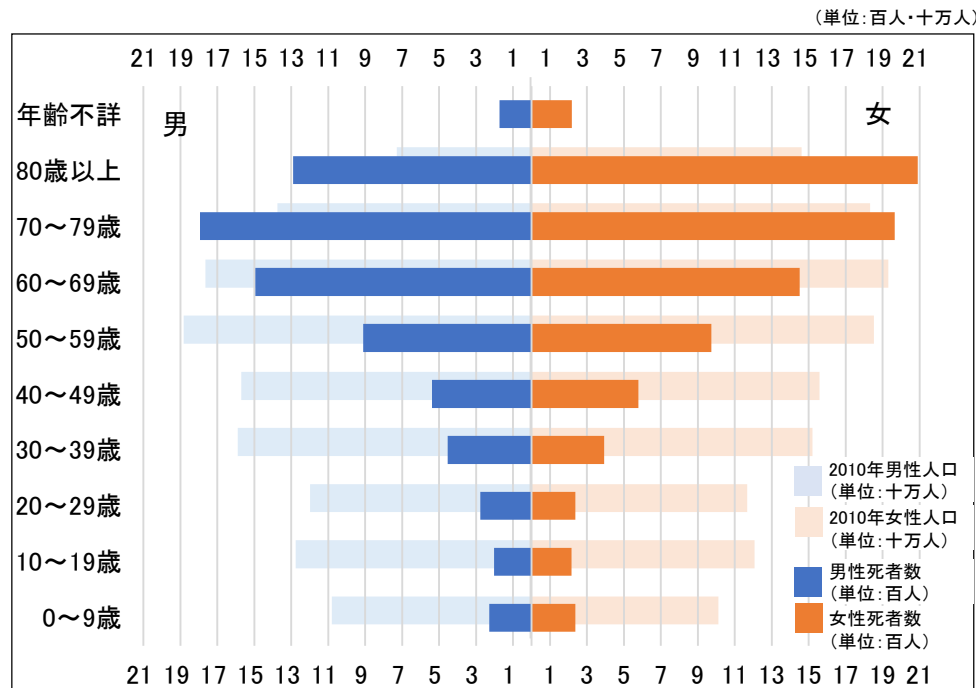
3. 人的・住家被害

	人的被害			住家被害等							
	死者	行方不明	負傷者	住家被害			非住家被害		火災		
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		公共建物	その他
北海道	1		3		4	7	329	545	17	452	4
青森県	3	1	110	308	701	1,005				1,402	11
岩手県	5,145	1,110	213	19,508	6,571	19,066		6	529	4,178	33
宮城県	10,568	1,215	4,148	83,005	155,130	224,202		7,796	9,948	16,848	137
秋田県			11			5					1
山形県	3		45		14	1,249			8	124	2
福島県	3,931	224	183	15,435	82,783	141,054	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城県	66	1	714	2,638	25,056	190,471	33	610	1,763	21,668	31
栃木県	4		133	261	2,118	74,173			718	9,706	
群馬県	1		42		7	17,679					2
埼玉県	1		104	24	199	16,511			95		12
千葉県	22	2	268	807	10,313	57,449	61	455	12	827	18
東京都	8		119	20	223	6,570			419	786	35
神奈川県	6		137		41	459				13	
新潟県			3			17			4	5	
山梨県			2			4			1	1	
長野県			1								
静岡県			3			13		5			
三重県			1				2				
大阪府			1						3		
徳島県							2	9			
高知県			1				2	8			
合計	19,759	2,553	6,242	122,006	283,160	749,934	1,490	9,785	14,527	92,892	330
(参考)	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	全焼	半焼	部分焼	非住家被害	
阪神・淡路大震災	6,434	3	43,792	104,906	144,274	390,506	7,036	96	333	42,496	

出所) 緊急災害対策本部 令和4年3月8日(14:00)時点 (消防庁 令和4年3月1日時点) 及び 阪神・淡路大震災の被害(兵庫県庁HP:平成18年5月19日消防庁確定) ※死者は震災関連の死者を含む。
 ※被害状況には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の余震による被害(別に消防庁において被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。)を含むほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含む。

4. 被災3県の人的被害（年齢階級別人口・死者数）

- 男性では、2010年男性人口では50～59歳が一番多いが、死者数は70～79歳が一番多い。
- 女性では、2010年女性人口では60～69歳が一番多いが、死者数は80歳以上が一番多い。

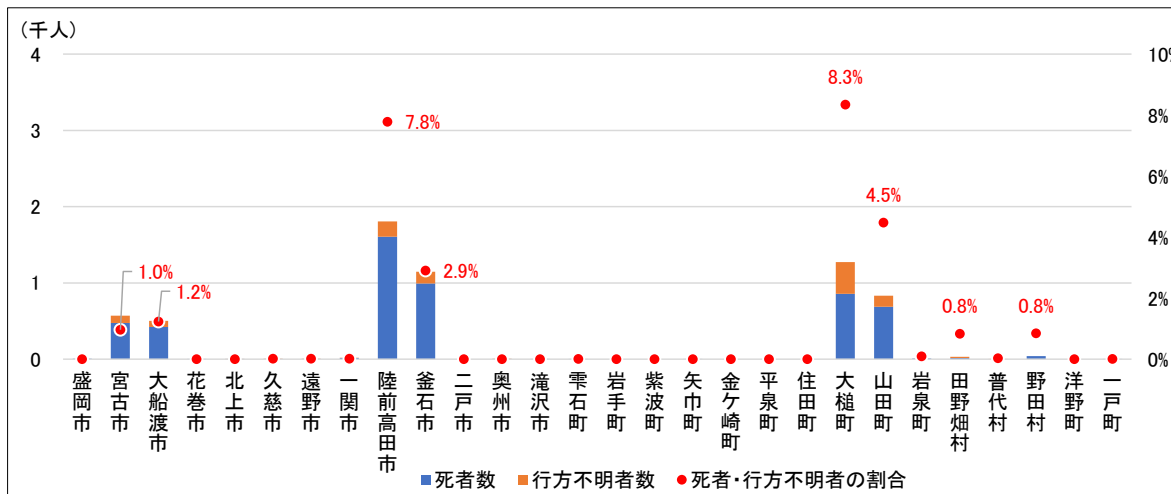


出所) 2010年男性人口及び2010年女性人口は、政府統計の総合窓口「都道府県、年齢(5歳階級、男女別人口ー総人口(平成22年10月1日現在)」の数値に基づき作成
 死者数は、警察庁「平成24年警察白書」の関連データ「東日本大震災による死者の死因等について(平成24年3月11日現在)」の数値に基づき作成
 注釈) 死者数は、岩手県、宮城県、福島県の死者数を集計

4. 被災3県の人的被害（岩手県市町村別死者・行方不明者数）

- 岩手県の死者数・行方不明者数は、6,255人（死者：5,145人、行方不明者：1,110人）
- 陸前高田市、大槌町、釜石市で人数が多く、人口比では大槌町、陸前高田市、山田町の順が多い。

岩手県



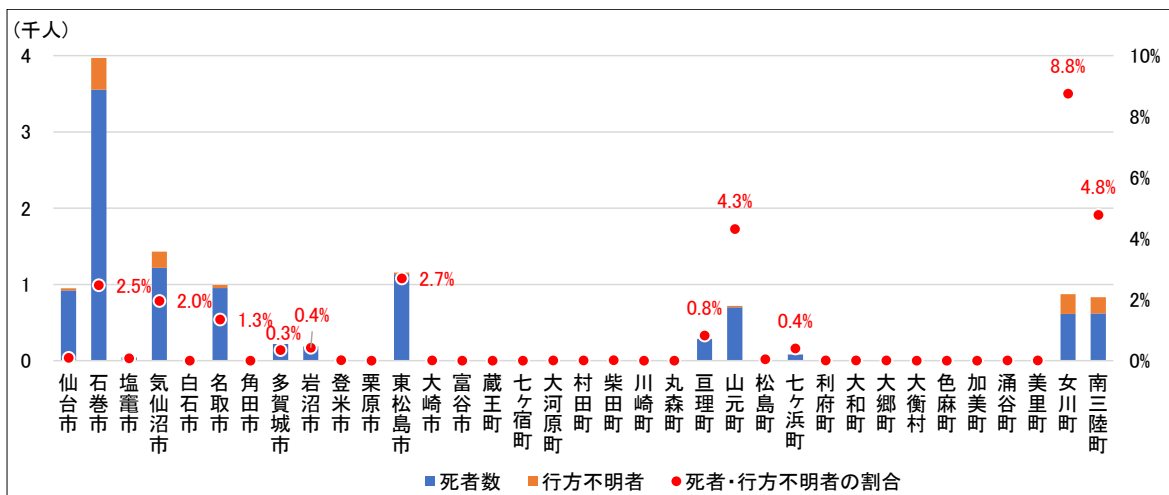
出所) 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)」(2022年3月8日)及び各自治体の人口推計の2011年2月時点の数値に基づき作成
 注釈) 0.1未満はデータラベル非表示
 注釈) 割合は「死者・行方不明者数/震災前人口(H23.2)」

	盛岡市	宮古市	大船渡市	花巻市	北上市	久慈市	遠野市	一関市	陸前高田市	釜石市	二戸市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町
死者数	6	475	423	1	1	4	4	15	1,606	994	0	3	1	1	0
行方不明者数	0	94	79	0	1	2	1	2	202	152	0	1	0	0	0
震災前人口(H23.2)	298,450	59,238	40,612	101,191	93,188	36,809	29,153	127,253	23,238	39,411	-	124,352	53,945	17,949	-
	紫波町	矢巾町	金ヶ崎町	平泉町	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	一戸町	合計	
死者数	0	1	0	0	0	856	687	10	17	0	39	0	1	5,145	
行方不明者数	0	0	0	0	0	416	144	0	15	1	0	0	0	1,110	
震災前人口(H23.2)	-	27,143	-	-	-	15,234	18,544	10,727	3,841	3,069	4,611	-	14,108	1,142,066	

4. 被災3県の人的被害（宮城県市町村別死者・行方不明者数）

- 宮城県の死者数・行方不明者数は、11,783人（死者：10,568人、行方不明者：1,215人）
- 石巻市、気仙沼市、東松島市で人数が多く、人口比では女川町、南三陸町の順が多い。

宮城県



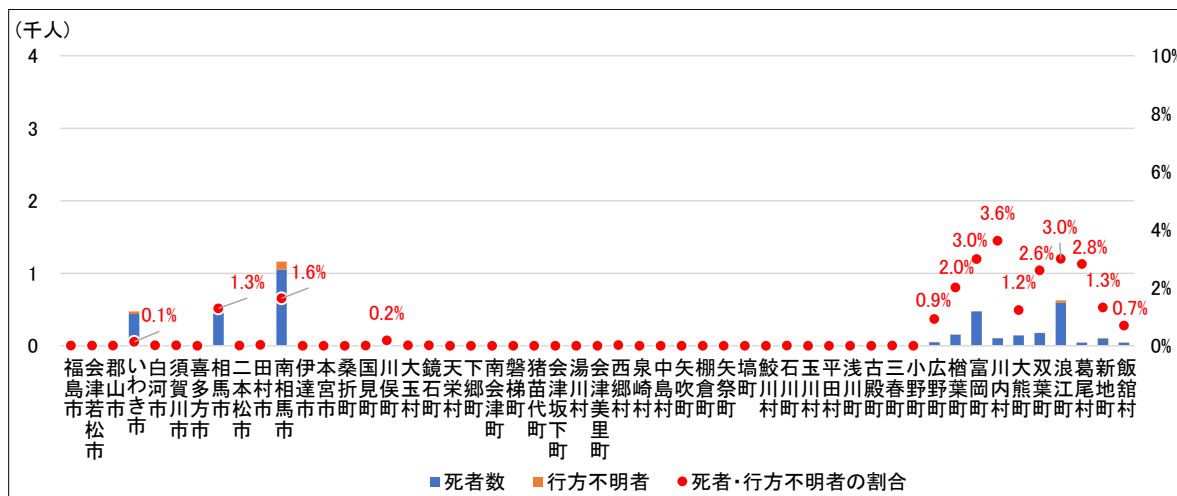
出所) 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)」(2022年3月8日)及び各自治体の人口推計の2011年2月時点の数値に基づき作成
 注釈) 0.1未満はデータラベル非表示、
 注釈) 割合は「死者・行方不明者数/震災前人口(H23.2)」

	仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市	名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市	栗原市	東松島市	大崎市	富谷市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町
死者数	923	3,553	42	1,218	1	954	0	219	186	10	1	1,133	7	1	0	0	2	1
行方不明者数	27	417	0	214	0	38	0	0	1	3	0	22	0	0	0	0	0	0
震災前人口(H23.2)	1,046,986	160,470	56,297	73,209	37,294	73,572	-	63,028	44,155	83,750	74,552	42,847	135,045	47,405	-	-	23,481	11,953
	柴田町	川崎町	丸森町	巨理町	山元町	松島町	七ヶ浜町	利府町	大和町	大郷町	大衡村	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	女川町	南三陸町	合計
死者数	5	0	0	283	701	7	79	2	1	1	0	0	0	1	2	615	620	10,568
行方不明者数	0	0	0	4	17	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	257	211	1,215
震災前人口(H23.2)	39,290	-	-	34,806	16,629	15,013	20,374	34,243	25,315	8,880	-	-	-	17,416	25,073	9,964	17,380	2,238,427

4. 被災3県の人的被害（福島県市町村別死者・行方不明者数）

- 福島県の死者数・行方不明者数は、4,155人（死者：3,931人、行方不明者：224人）
- 南相馬市、浪江町、富岡町、いわき市で人数が多く、人口比では川内村、浪江町の順に多い。

福島県



出所) 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)」(2022年3月8日)及び各自治体の人口推計の2011年2月時点の数値に基づき作成

注釈) 檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、柳津町、三島町、金山町、昭和村は原典に未記載のため掲載なし

注釈) 0.1未満はデータラベル非表示
注釈) 割合は「死者・行方不明者数／震災前人口(H23.2)」

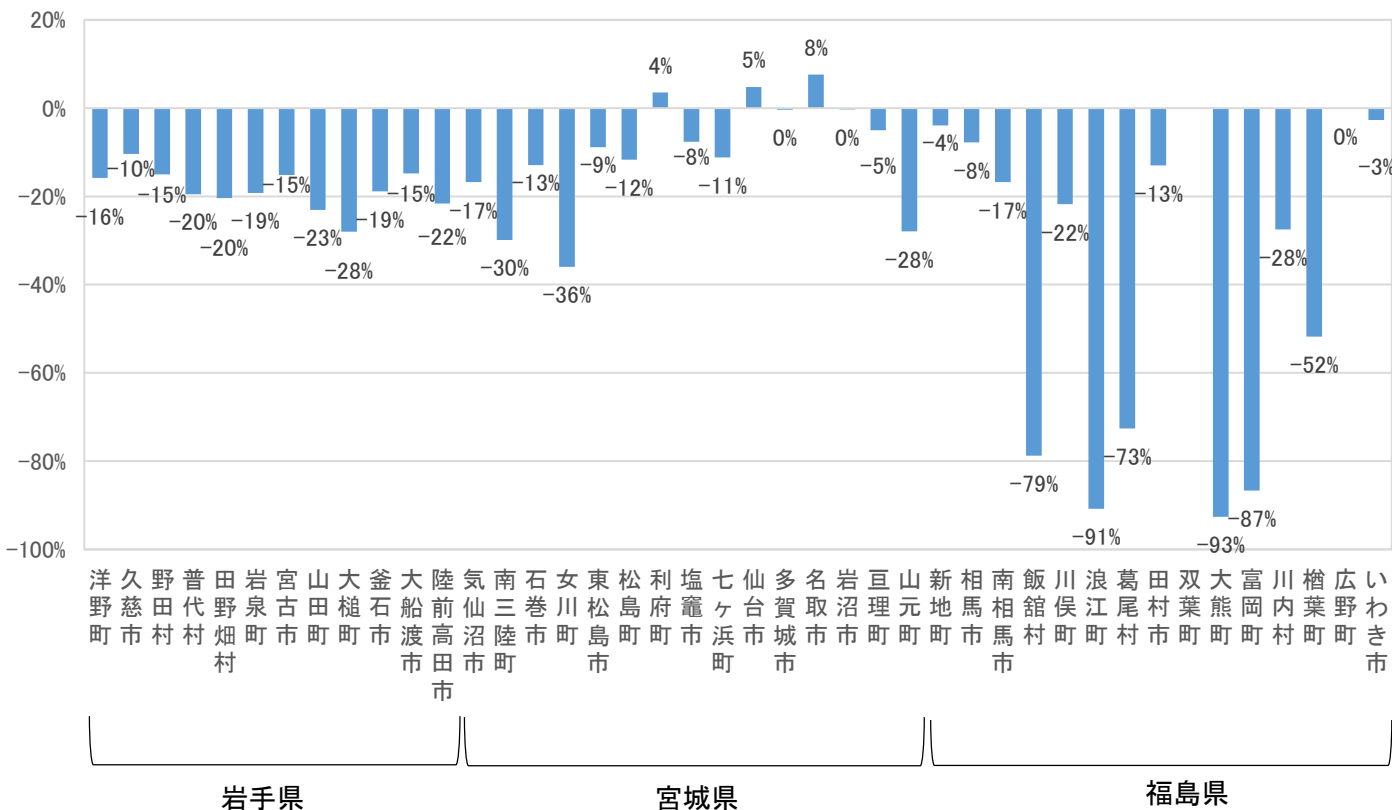
	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市	南相馬市	伊達市	本宮市	桑折町	国見町	川俣町	大玉村	鏡石町	天栄村	下郷町	南会津町	磐梯町	猪苗代町	会津坂下町	湯川村	会津美里町
死者数	14	4	11	437	12	11	0	466	2	14	1,050	1	0	0	1	29	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
行方不明者数	0	0	0	37	0	1	0	19	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
震災前人口(H23.2)	292,128	126,005	339,008	341,762	64,660	79,117	-	37,759	59,708	40,258	70,817	65,828	-	-	10,045	15,513	8,634	12,809	-	-	-	-	-	-	-	-

	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	飯館村	合計
死者数	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	49	152	472	102	143	175	594	42	98	42	3,931
行方不明者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6	0	0	4	31	1	10	1	224
震災前人口(H23.2)	19,706	-	-	-	-	-	-	-	17,729	-	-	-	-	18,096	-	5,397	7,678	15,964	2,818	11,578	6,884	20,858	1,525	8,182	6,150	1,706,616

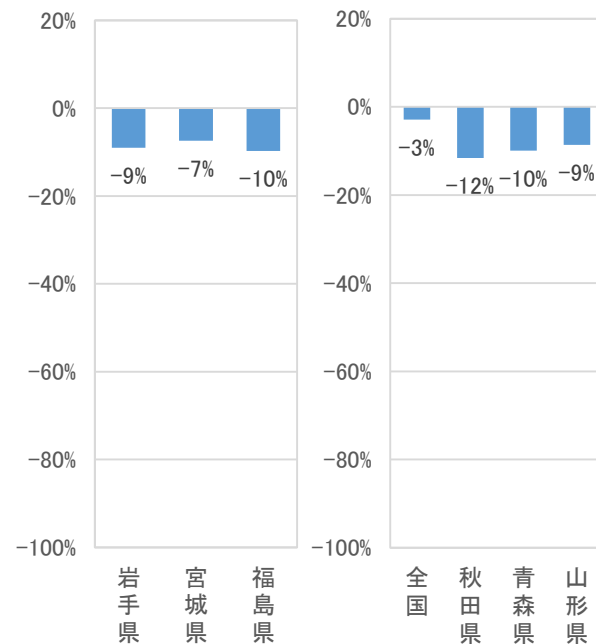
(参考) 被災3県の人口増減率

- 沿岸市町村の人口増減率では、福島県で厳しい状況。
- 宮城県仙台市（4.8%）及びその周辺の、名取市（7.6%）、利府町（3.5%）では人口増減率がプラスになっている。

■ 被災3県の沿岸市町村の人口増減率(令和2年/平成22年)



(参考)



注：宮城県は仙台市を除く。全国は三大都市圏を除く。

5. 東日本大震災の被害額推計

推計主体		東日本大震災			(参考) 阪神・淡路大震災
		内閣府(防災担当)	内閣府(経済財政分析担当)		国土庁
			ケース1	ケース2	
建築物等 (住宅・宅地店舗・事務所・工場、機械等)		約10兆4千億円	約11兆円 <small>建築物の損壊率の想定 ・津波被災地域: 阪神の2倍程度 ・非津波被災地域: 阪神と同程度</small>	約20兆4千億円 <small>建築物の損壊率の想定 ・津波被災地域: ケース1より特に大きい ・非津波被災地域: 阪神と同程度</small>	約6兆3千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)		約1兆3千億円	約1兆円	約1兆円	約6千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)		約2兆2千億円	約2兆円	約2兆円	約2兆2千億円
その他	農林水産	約1兆9千億円	約2兆円	約2兆円	約5千億円
	その他	約1兆1千億円			
総計		約16兆9千億円	約16兆円	約25兆円	約9兆6千億円

注: ストックの区分は内閣府(防災担当)の推計で用いたものによるものであり、推計により若干異なる。

6. 「復興構想7原則」

○「復興への提言～悲慘の中の希望～」(平成23年5月10日東日本大震災復興構想会議決定)

復興構想7原則

- 原則1:失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
- 原則2:被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 原則3:被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 原則4:地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 原則5:被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則6:原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 原則7:今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

○東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

○東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄)

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆きずなの維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

6. 東日本大震災からの復興の基本方針 抜粋 ①

○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）（抄）

1 基本的考え方

今回の東日本大震災は、死者約16,000人（7月28日現在）、行方不明者約5,000人（7月28日現在）、避難者等の数は依然約92,000人（7月14日現在）に及ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の国難である。

国は、このような認識の下、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。

なお、未だ多数の方々が生計が困難な生活を余儀なくされており、国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、避難所を解消するとともに、仮設住宅における生活環境の改善、災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。

(i) 本方針は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第3条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針であり、また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするものである。

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

6. 東日本大震災からの復興の基本方針 抜粋 ②

○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）（抄）

(iii) 東日本大震災からの復興は、東日本大震災復興基本法第2条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想7原則」にのっとり、推進するものとする。また、推進に当たっては、被災者に対し、正確かつ迅速な支援情報を提供するものとする。

(iv) 被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。

(v) 被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。特に東北の復興に当たっては、東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、一体となって取り組むことにより、新しい東北の姿を創出する。

(vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。

(vii) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。

(viii) 東日本大震災からの復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする。このため、「東日本大震災復興関連事業の精査について」（平成23年7月21日行政刷新会議決定）に基づき、各府省は必要な取組みを行う。

(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

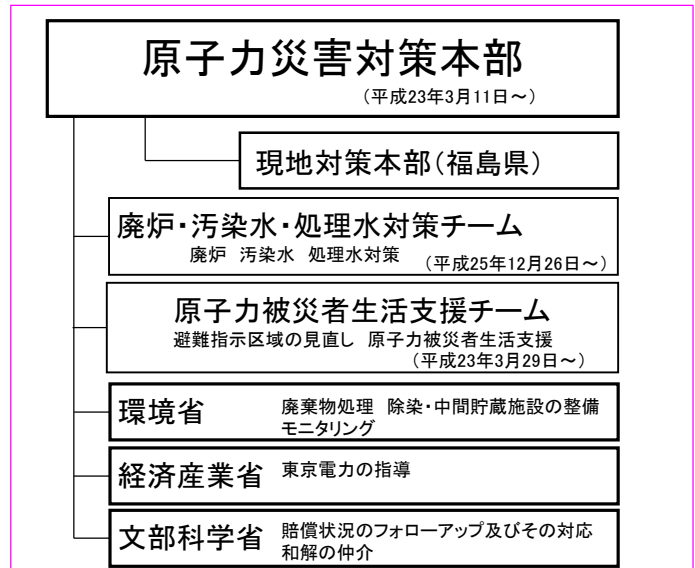
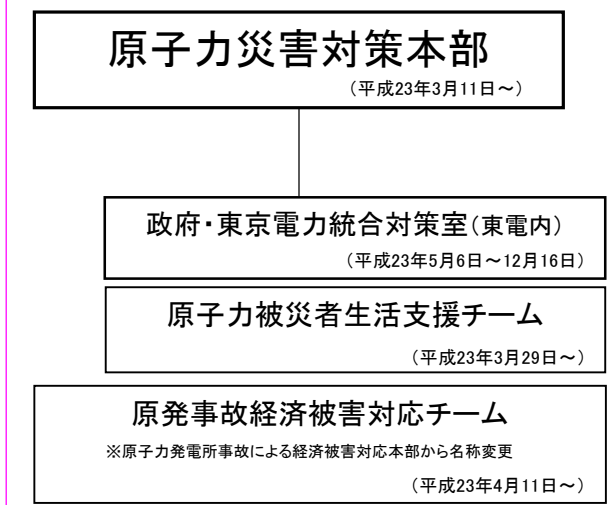
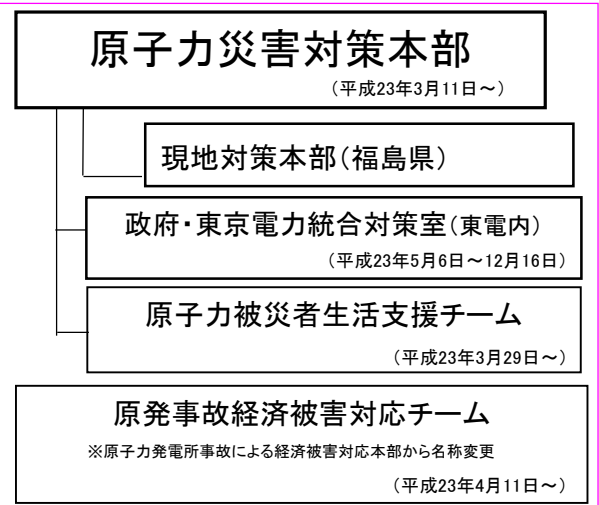
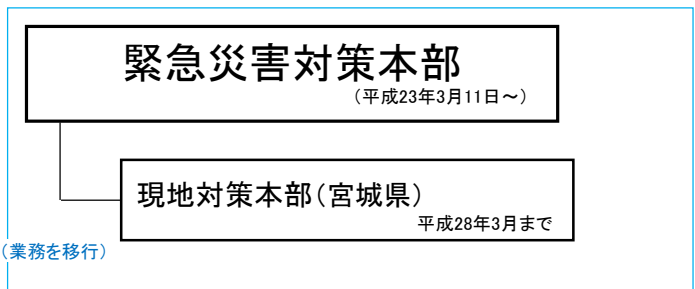
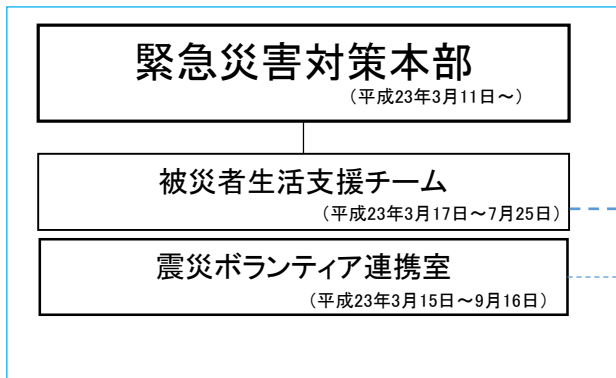
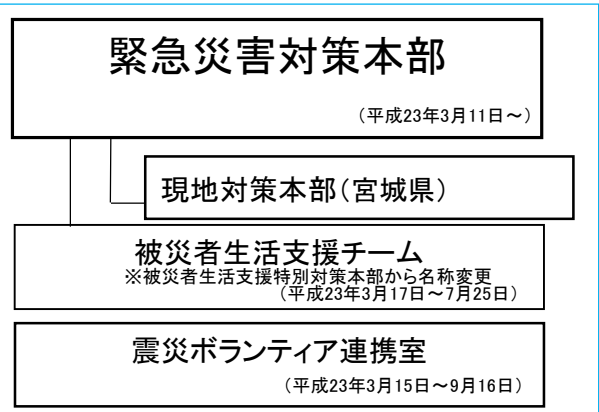
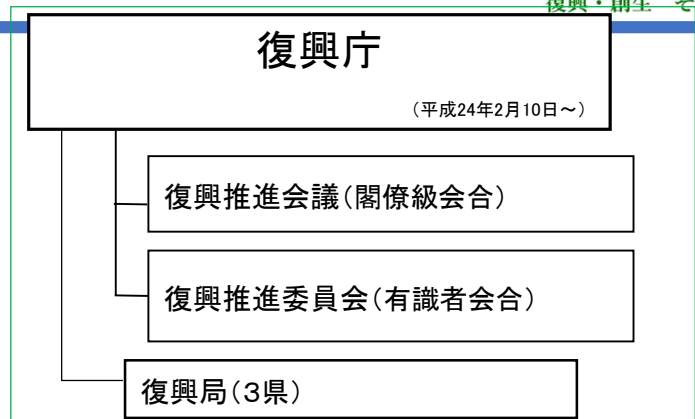
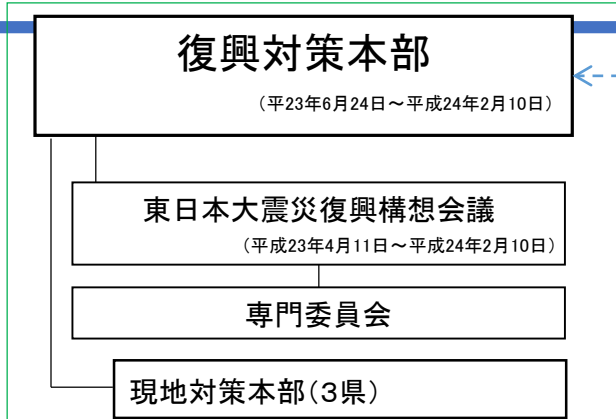
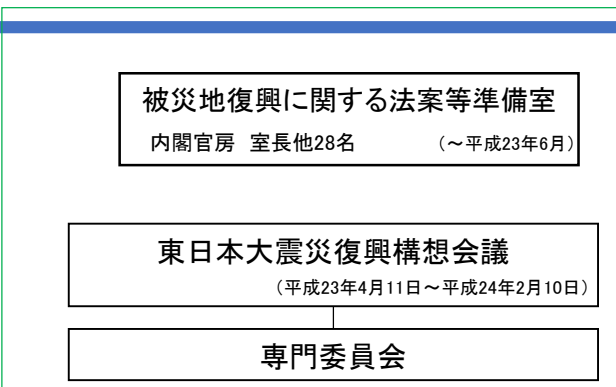
(x) 復興に当たっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

7. 東日本大震災 10年間の復興政策の主な動向

	主な動向
集中復興期間	平成23年 6月 東日本大震災復興基本法施行により内閣に設置 復興構想会議提言「復興への提言～悲惨のなかの希望～」 事務局活動開始(三会堂ビル)
	平成23年 7月 東日本大震災からの復興の基本方針策定(本部決定)
	平成23年 8月 同基本方針改定(年臨時財源の復興債による補てん) 内閣官房に「復興庁設置準備室」設置 室長:瀧野 欣彌 内閣官房副長官 室長代理:佐々木 副長官補、峰久 本部事務局長 福島復興再生協議会開催(復興大臣・福島県知事決定) ※平成24年2月迄に4回開催、第5回以降法定 放射性物質汚染対処特別措置法成立
	平成23年 9月 内閣官房「震災ボランティア連携室」から業務引継ぎ ※平成23年3月設置、室長:湯浅誠内閣府参与
	平成23年10月 中間貯蔵施設の基本的な考え方(ロードマップ)公表
	平成23年11月 復興庁設置法案の閣議決定 産業復興機構設置(11月岩手/茨城、12月青森/宮城/福島、翌3月千葉)
	平成23年12月 東日本大震災復興特別区域法、復興庁設置法成立 中長期ロードマップ策定(東京電力中長期対策会議) 警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について公表(原災本部決定)
	平成24年 2月 復興庁設置に伴い廃止
	平成24年 2月 復興庁設置(三会堂ビル)、東日本大震災事業者再生支援機構設立
	平成24年 3月 福島復興再生特別措置法成立
	平成24年 4月 原子力災害からの福島復興再生協議会(法定第1回、～現在)
	平成24年 7月 福島復興再生基本方針策定
	平成25年 1月 除染・復興加速のためのTF(～平成26年8月) 復興財源フレーム改定(5年間25兆円程度)
	平成25年 2月 福島復興再生総括本部及び福島復興再生総局設置
	平成25年 2月 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのTF(～平成27年1月)
	平成25年 3月 原子力災害による風評被害を含む影響への対策TF(～現在)
	平成25年 5月 福島復興再生特別措置法改正(生活拠点形成交付金等)
	平成25年 8月 避難指示区域の見直し完了(原災本部)
	平成25年11月 被災者に対する健康・生活支援に関するTF(～平成27年1月)
	平成26年 4月 「新しい東北」の創造に向けて(提言)(復興推進委員会) 産業復興の推進に関するTF(～現在)
平成26年 6月 福島・国際研究産業都市(イノベ)構想研究会報告書(計7回開催)	
平成26年10月 岩手県及び宮城県国営追悼・祈念施設設置の閣議決定	
平成27年 1月 復興庁公式Twitterアカウント開設 中間貯蔵施設への搬入開始見通し公表(環境大臣) 復興財源フレーム改定(5年間26.3兆円程度)	
平成27年 3月 第3回国連防災世界会議(「東日本大震災の経験と教訓を世界へ」)	
平成27年 5月 期間名称「復興・創生期間」公表(総理命名、大臣会見発表) 福島復興再生特別措置法改正(一団地の再生拠点、帰還環境整備交付金等)	
平成27年 6月 28年度以降の復旧・復興事業(復興推進会議決定) 復興財源フレーム改定(10年間32兆円程度、地方負担導入)	

	主な動向
第1期復興・創生期間	平成27年 8月 福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)創設 (平成28年12月に公益社団法人化)
	平成28年 2月 福島の森林・林業の再生のための関係省庁PT(～現在)
	平成28年 3月 「復興・創生期間」の復興の基本方針策定 緊急災害現地対策本部の廃止、復興庁青森事務所閉鎖(岩手復興局引継ぎ)
	平成28年 4月 「第1期復興・創生期間」開始
	平成28年 5月 復興庁庁舎を三会堂ビルから中央合同庁舎第4号館に移転
	平成28年 6月 東北復興月間、東日本大震災5周年復興フォーラム
	平成28年 9月 ALPS処理水の取扱いに関する小委員会設置
	平成29年 5月 福島復興再生特別措置法改正 (特定復興再生拠点区域、福島イノベーション・コースト構想等)
	平成29年 6月 福島復興再生基本方針改定
	平成29年 7月 福島イノベーション・コースト構想関係協議会開催(総理決裁)
	平成29年 9月 福島県国営追悼・祈念施設設置の閣議決定
	平成30年 3月 復興庁茨城事務所閉鎖(本庁に業務引継ぎ、茨城復興推進官)
	平成30年12月 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理
	平成31年 3月 「復興・創生期間」の復興の基本方針改定(期間後の方向性)
	令和元年 7月 復興施策の総括に関するワーキンググループ設置(復興推進委員会決定)
	令和元年10月 復興施策の総括に関するワーキンググループ報告(計5回開催)
	令和元年12月 「復興・創生期間」後の復興の基本方針策定 中長期ロードマップ改訂(廃炉・汚染水対策関係関係等会議)
	令和2年 1月 ALPS処理水の取扱いに関する小委員会報告
	令和2年 6月 復興庁設置法等の一部を改正する法律成立(復興庁設置期間延長等) 国際教育研究拠点に関する有識者会議最終取りまとめ(計15回開催)
	令和2年 7月 令和3年度以降の復興の取組(復興推進会議決定) 期間名称「第2期復興・創生期間」決定(同会議決定) 復興財源フレーム改定(15年間32.9兆円程度)
令和2年 9月 岩手及び宮城復興局の沿岸移転決定(政令改正)	
令和2年10月 復興庁公式YouTubeチャンネル開設 東日本大震災発災10年ポータルサイト開設	
令和2年12月 国際教育研究拠点の整備について(復興推進会議決定) 拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について(原災本部決定)	
令和3年 3月 「復興・創生期間」後の復興の基本方針改定 東日本大震災発災10年オンラインシンポジウム 「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」公表	
第2期	令和3年 4月 「第2期復興・創生期間」開始 岩手及び宮城復興局の移転(4月一部業務開始、5月本格移転)

8. 東日本大震災に係る政府の体制（変遷）



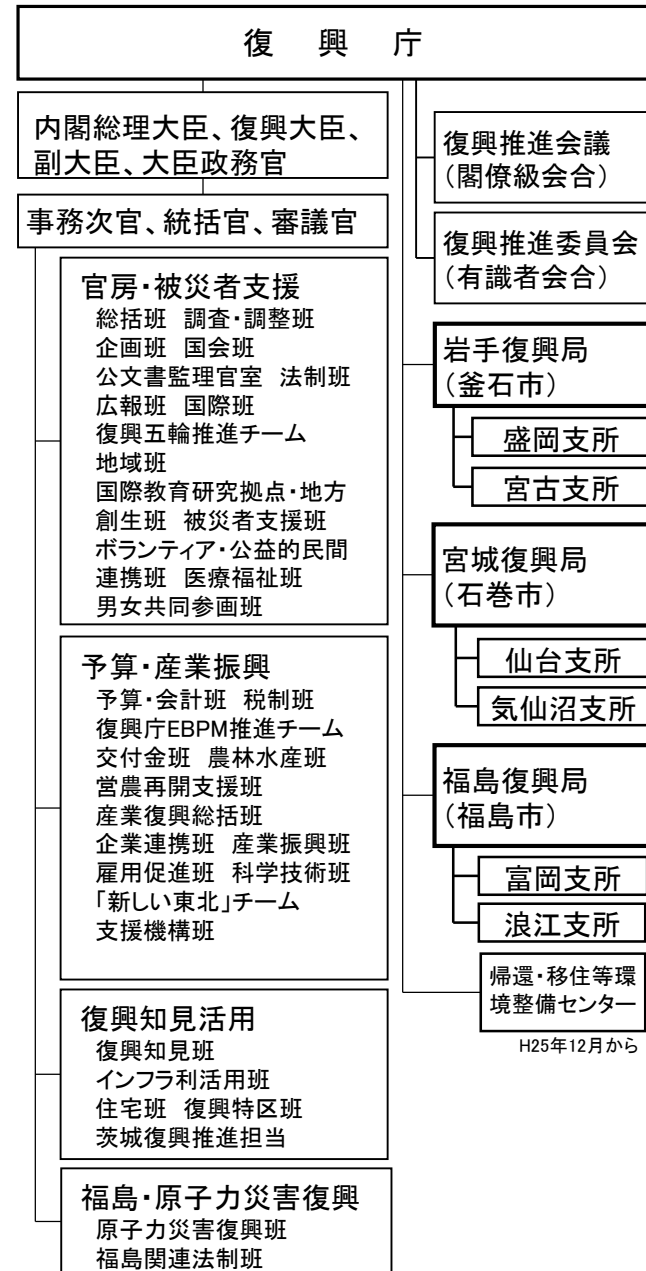
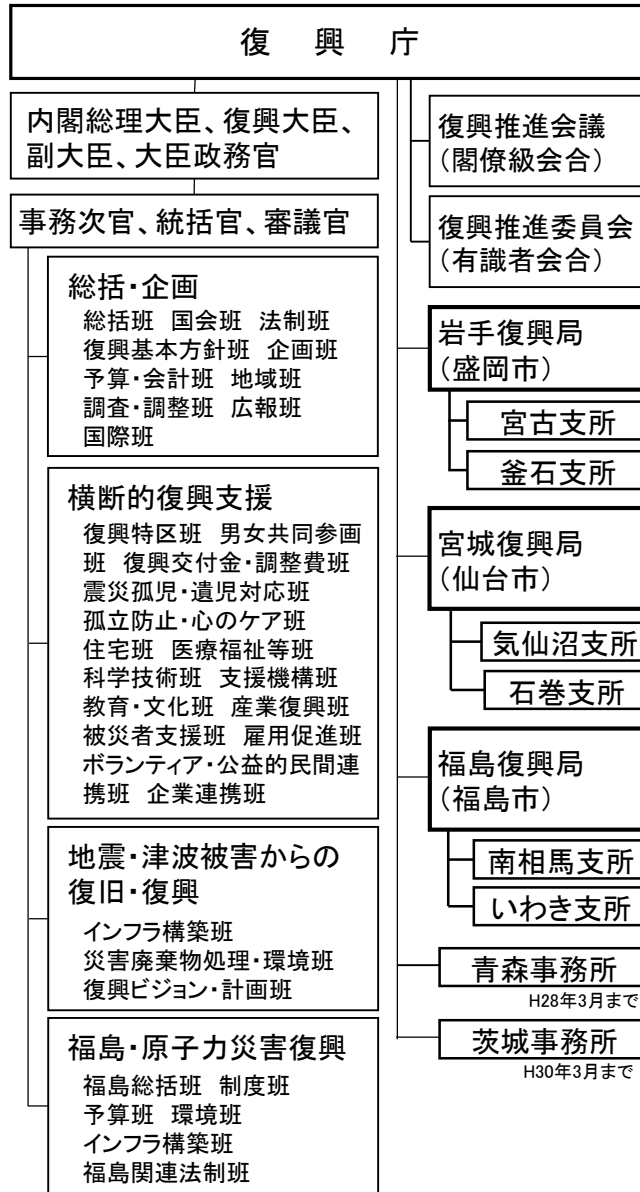
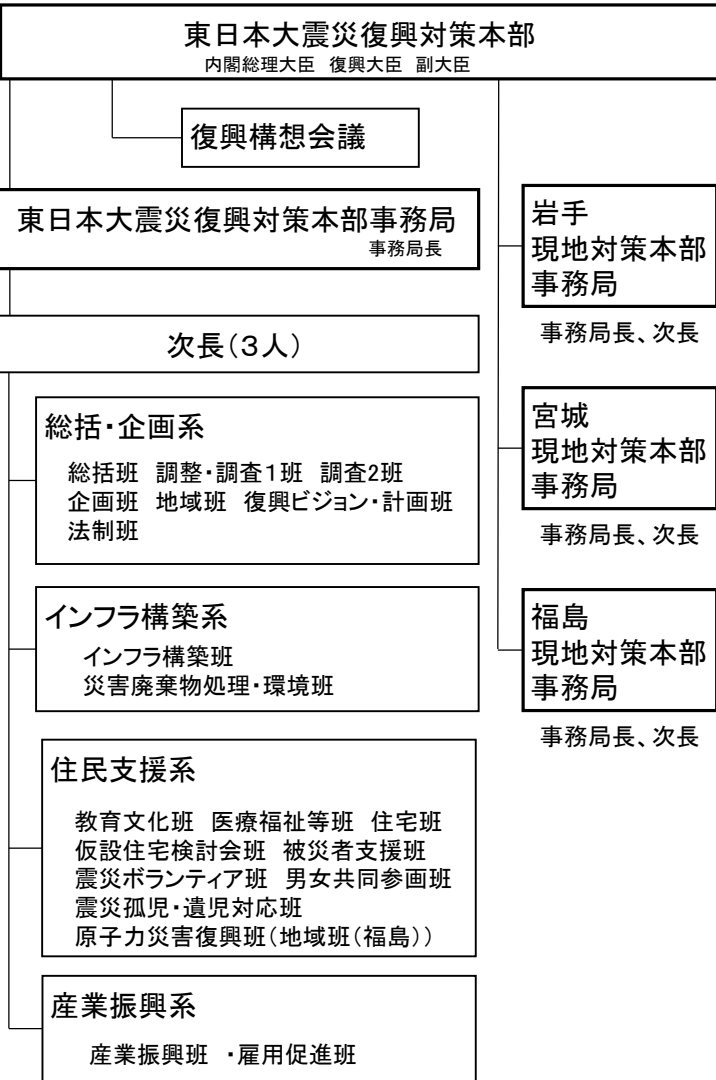
(緊急災害対策本部会議資料H23.5.8時点の組織図、H23.9復興対策本部会議資料、H2.2.3公文書管理委員会(第12回)資料等を元に、復興庁にて作成)

8. 東日本大震災に係る政府の体制（内部組織）

<H23.6~>

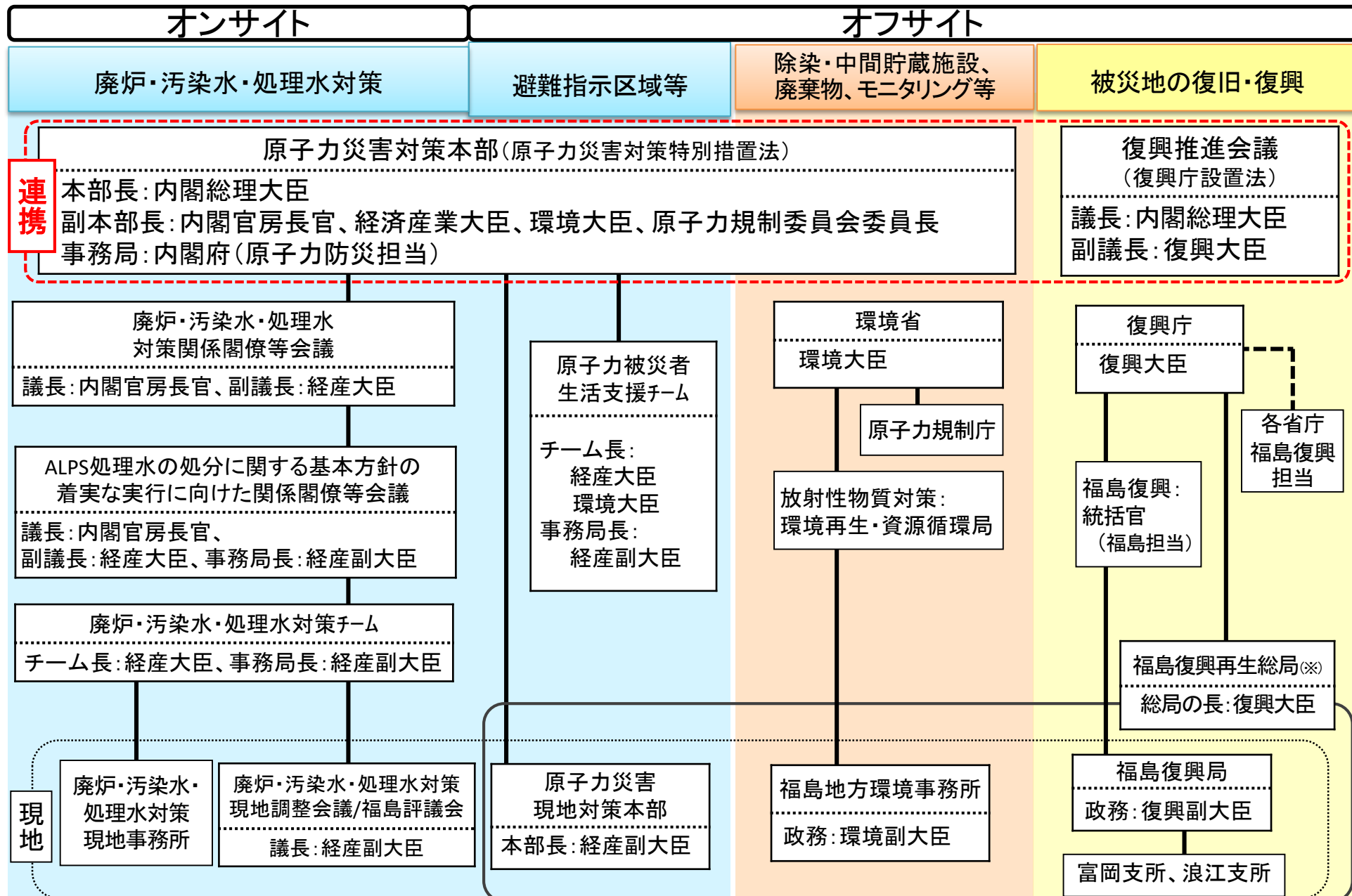
<H24.2~>

<R3.4~>



(H23.9、H24.10、R3.4時点の組織図を基に、復興庁にて作成。途中段階における班編成の変更は反映していない。)

8. 東日本大震災に係る政府の体制（福島に係る体制）



※2022年3月から福島復興再生総局構成員に東北農政局(政務: 農水副大臣)が追加。

9. 関係法律一覧（その1）

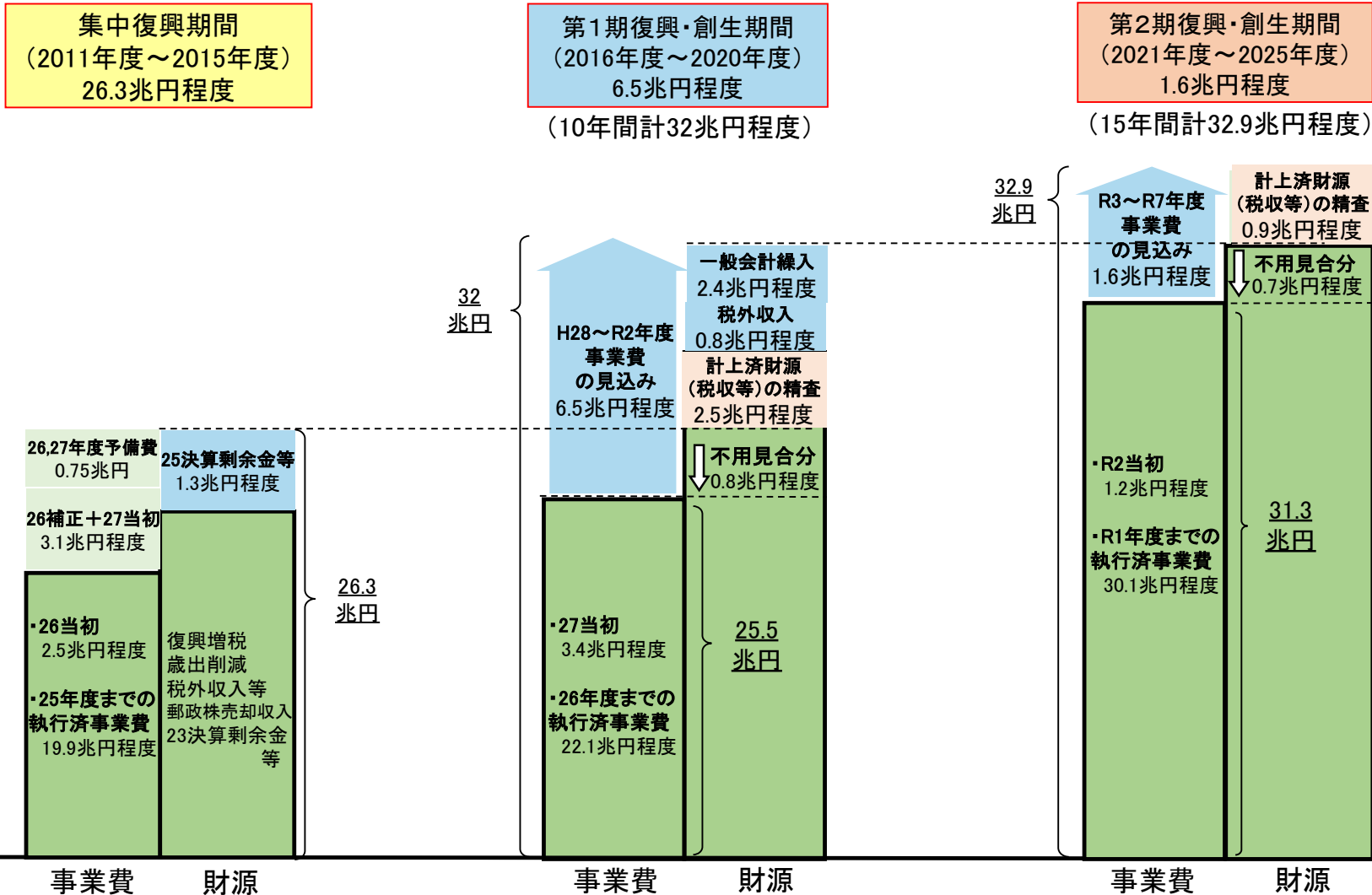
分野	法令名	法令番号
復興庁所管	東日本大震災復興基本法	H23.76
	復興庁設置法	H23.125
	東日本大震災復興特別区域法	H23.122
	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	H23.113
	福島復興再生特別措置法	H24.25
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	H24.48
復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律	H23.33
	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律	H23.34
	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律	H23.43
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	H23.99
	津波対策の推進に関する法律	H23.77
	津波防災地域づくりに関する法律	H23.123
	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	H23.124
震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	H23.29
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	H23.119
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	H23.40
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律	H23.87
	地方税法の一部を改正する法律	H23.30
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律	H23.96
	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律	H23.64
	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律	H23.102
原子力災害関係の立法措置	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律	H23.91
	原子力損害賠償支援機構法（※原子力損害賠償・廃炉等支援機構法へ名称変更）	H23.94
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に関する措置に関する法律	H23.98

8. 関係法律一覽（その2）

分野	法令名	法令番号
原子力災害関係の立法措置	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	H23.110
	東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律	H25.32
	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律	H25.97
	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法	H23.112
	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（JESCO法）	H26.120
その他（財源確保等）	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	H23.42
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	H23.117
	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律	H23.118
	平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律	H23.11
	特別会計に関する法律の一部を改正する法律	H24.15
	東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律	H23.69
	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律	H23.86
	災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律	H23.100
	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律	H23.103
	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律	H24.6
	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律	H23.80
	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律	H23.89
	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律	H23.41
	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律	H23.116
	平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律	H23.88
平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	H23.2	

9. 復興財源フレーム

被災地が安心して復旧・復興事業に取り組むことができるよう、復興期間の事業規模を示し、復興増税等により必要な財源を予め確保。

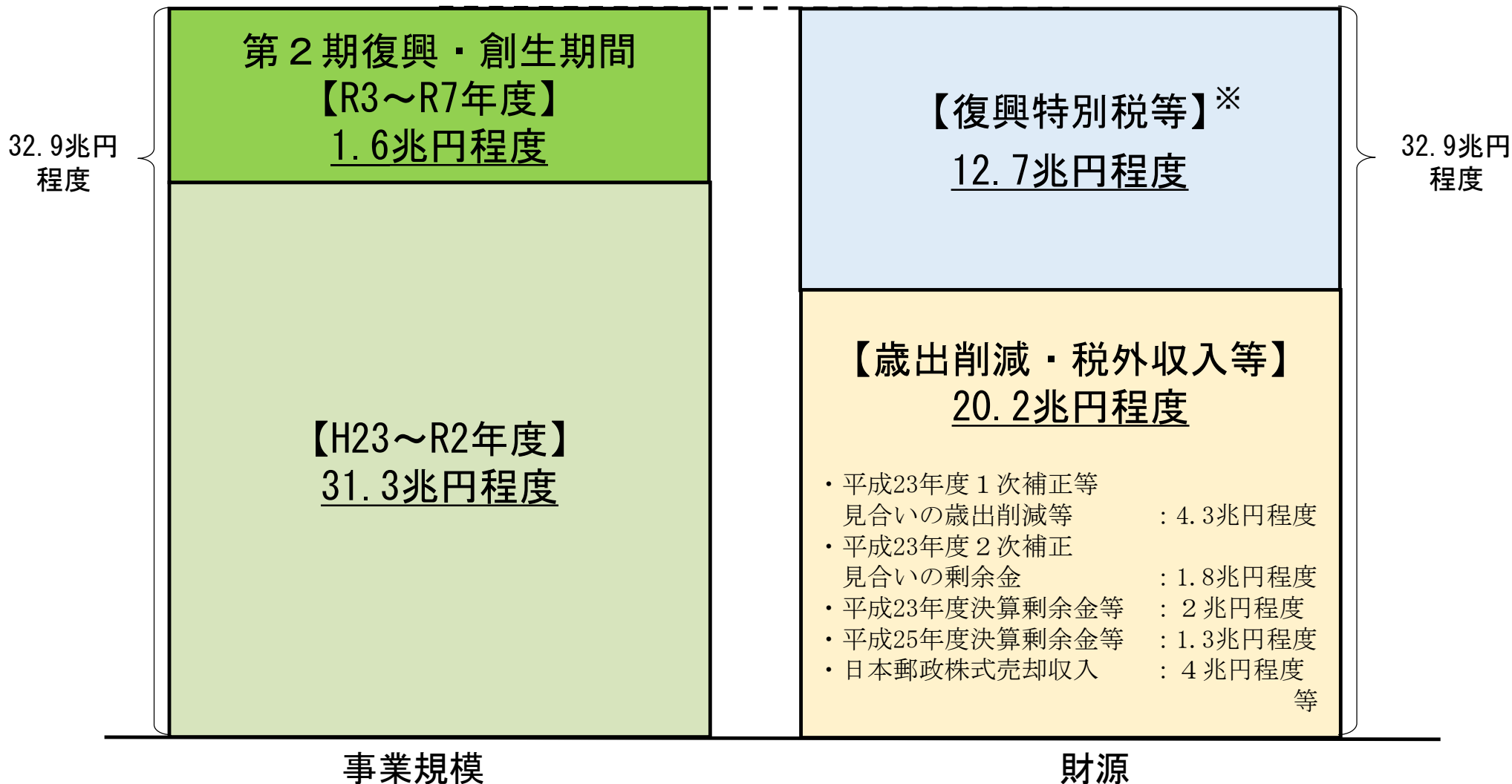


(注1) 本資料は、平成28年4月4日の財政制度等審議会財政制度分科会資料をベースにしている。

(注2) 上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。また、執行済事業費には、繰越額が含まれている。

9. 復興財源フレーム（平成23年度～令和7年度）について

- ・ 事業規模は、平成23年度～令和2年度までの10年間で31.3兆円程度、第2期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）で1.6兆円程度と見込まれ、これらを合わせた平成23年度～令和7年度では、32.9兆円程度と見込まれる。
- ・ 財源は、復興特別税、歳出削減、税外収入等により、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

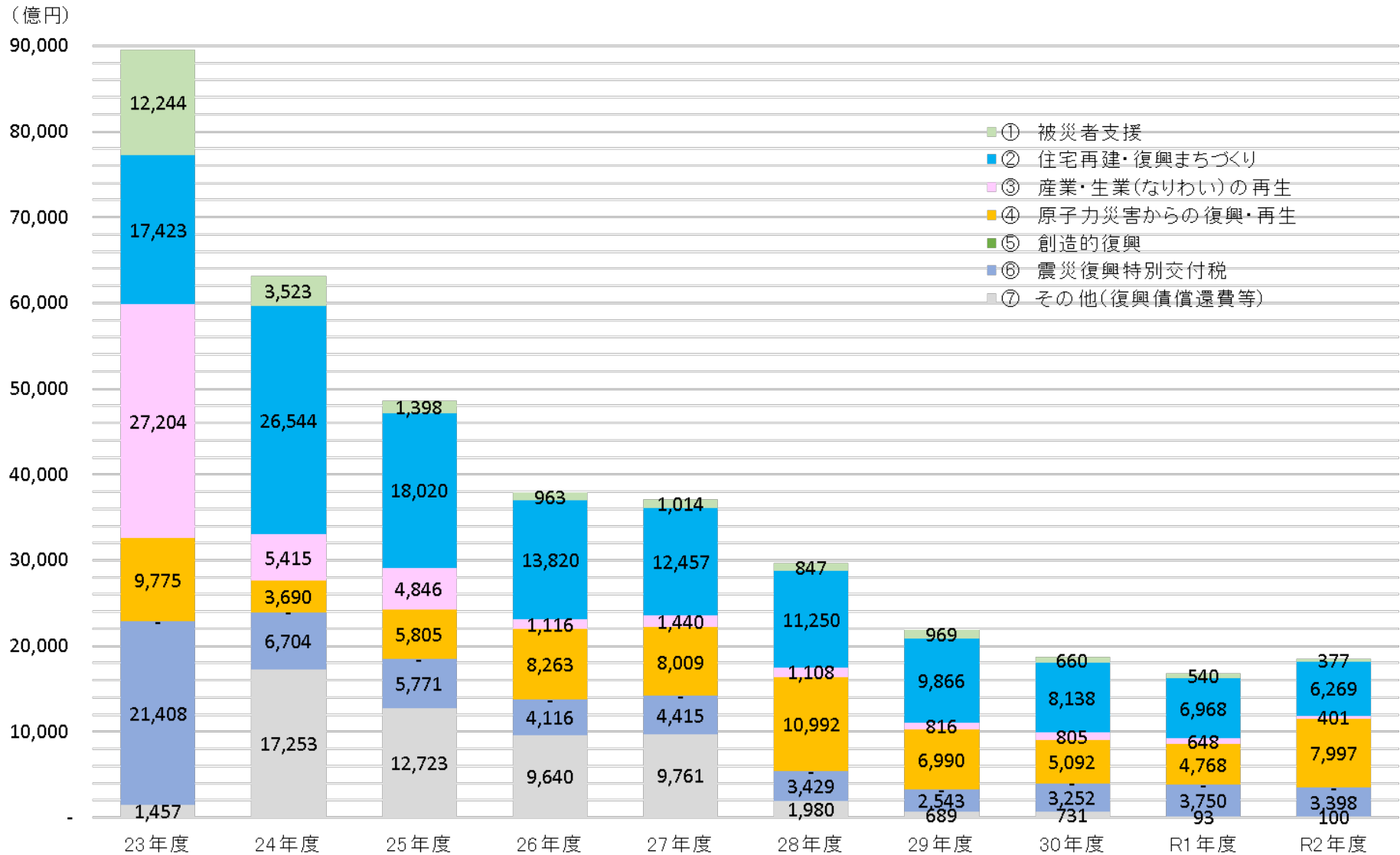


※ 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止に伴う補填分0.8兆円程度を含む。

10. 復興関連予算の執行状況（その1）

〔関係指標〕

復興関連予算の執行状況（年度別：平成23年度～令和2年度）



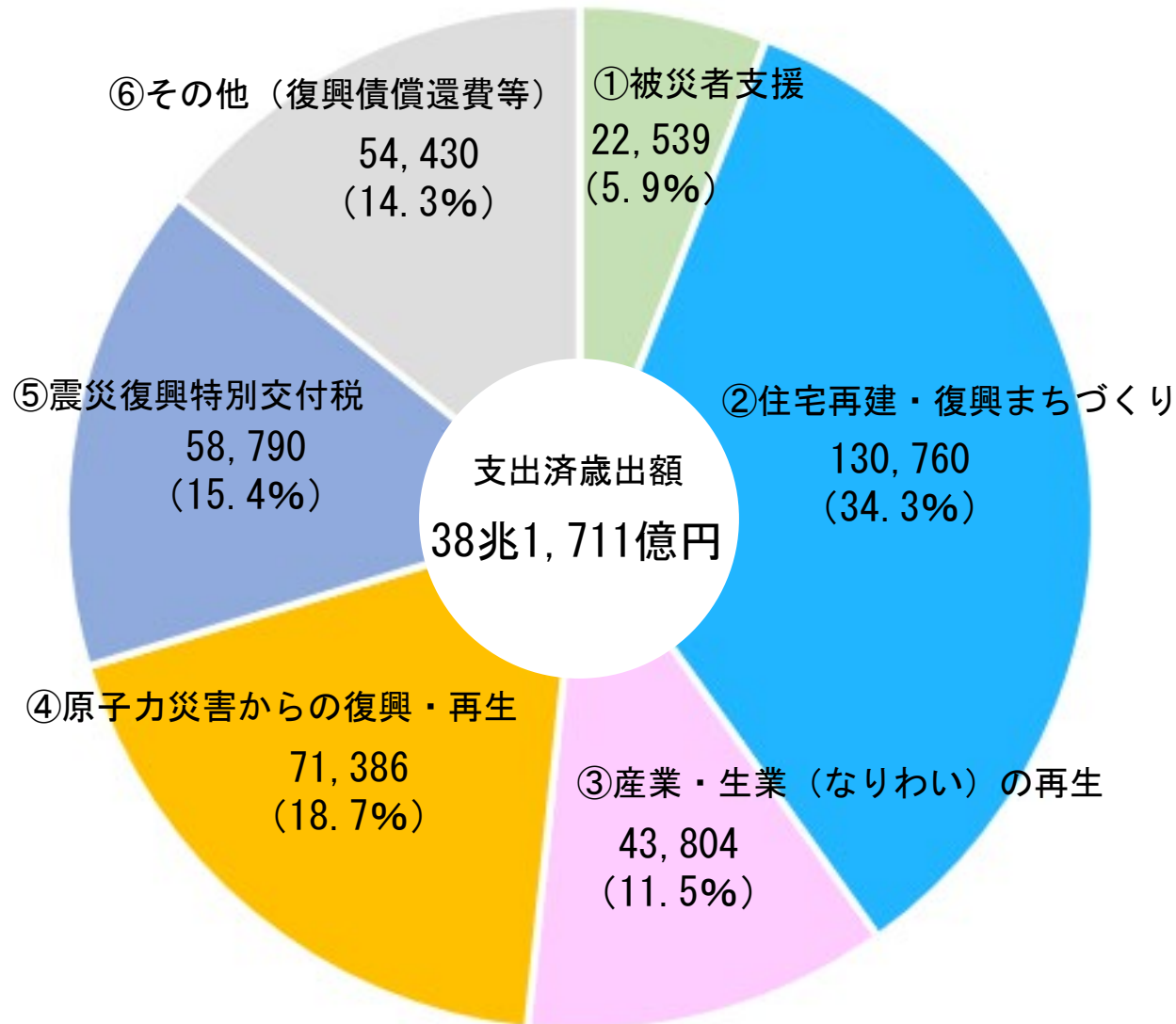
(参考) 平成23年度～令和2年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は31.1兆円程度

※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

10. 復興関連予算の執行状況（その2）

〔関係指標〕

復興関連予算の執行状況（累計：平成23年度～令和2年度）



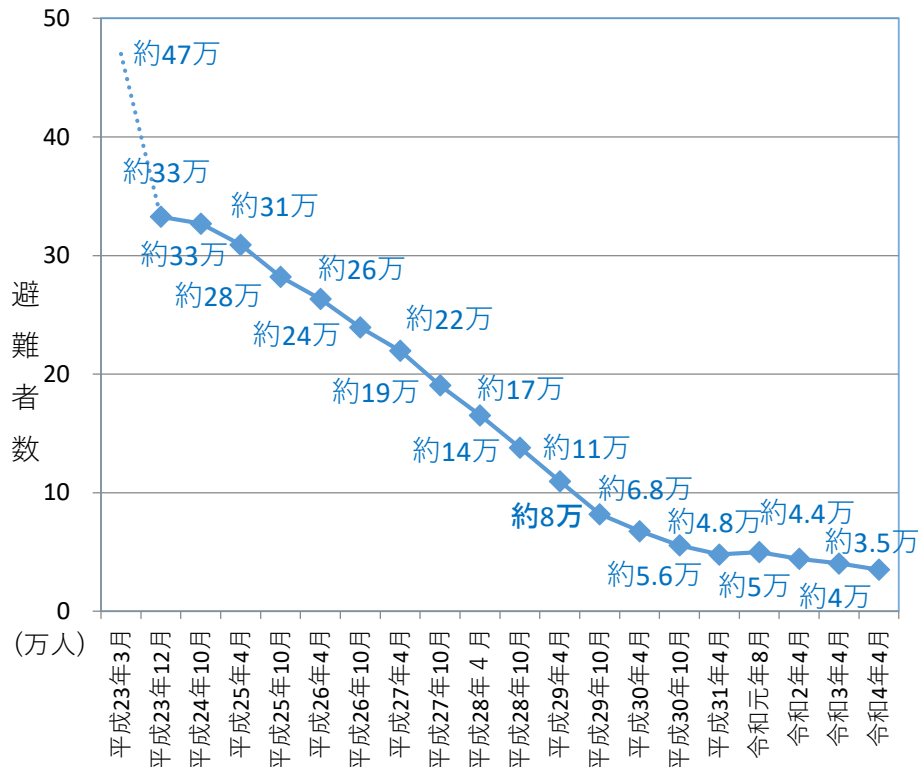
（参考）平成23年度～令和2年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は31.1兆円程度

※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

11. 被災者支援（避難者・応急仮設住宅入居者）

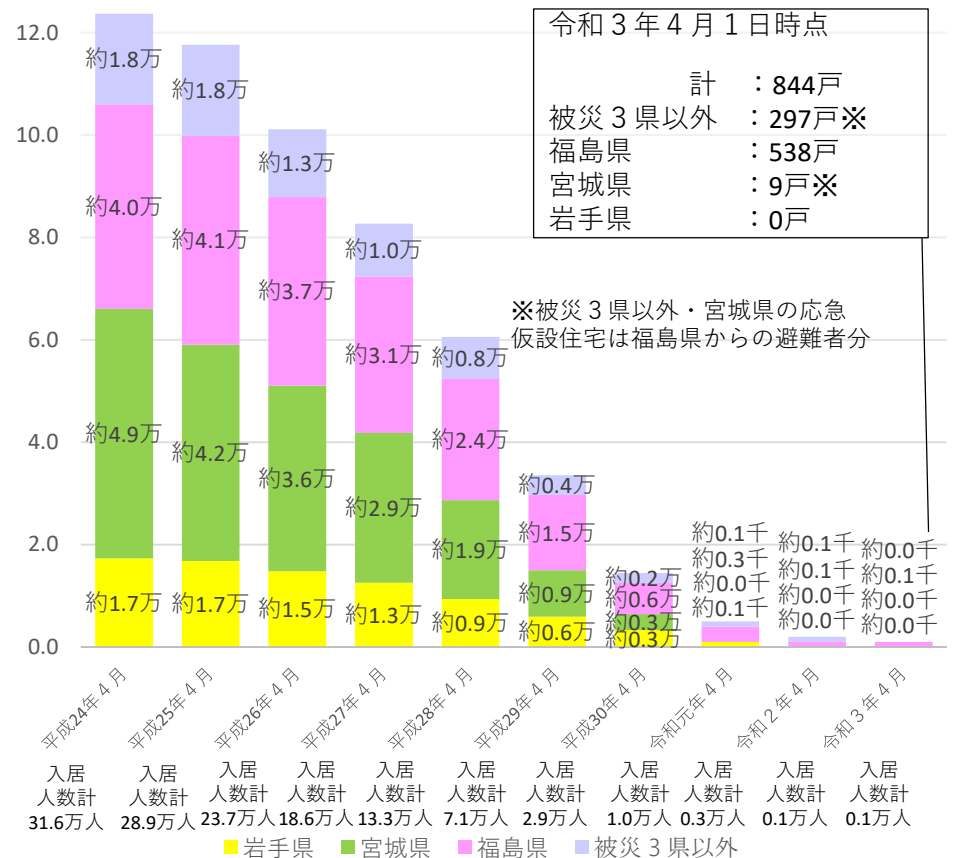
- 避難者数は発災直後の約47万人から、令和4年4月時点で約3.5万人となっている。
- 応急仮設住宅は最大約12.4万戸・約31.6万人（平成24年4月時点）が入居していたが、令和3年3月に岩手県・宮城県で供与が終了。入居者は福島県の被災者のみ（約0.1万人（令和3年4月1日時点））となっている。

① 避難者数



出所)復興庁調べ

② 応急仮設住宅の入居者数・入居戸数



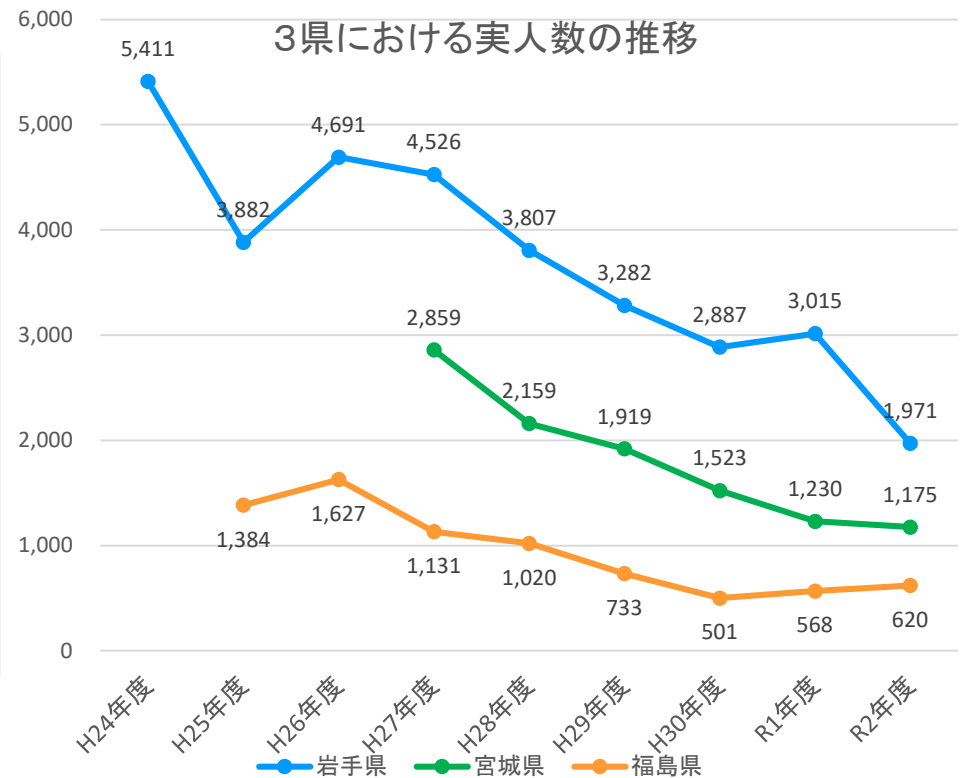
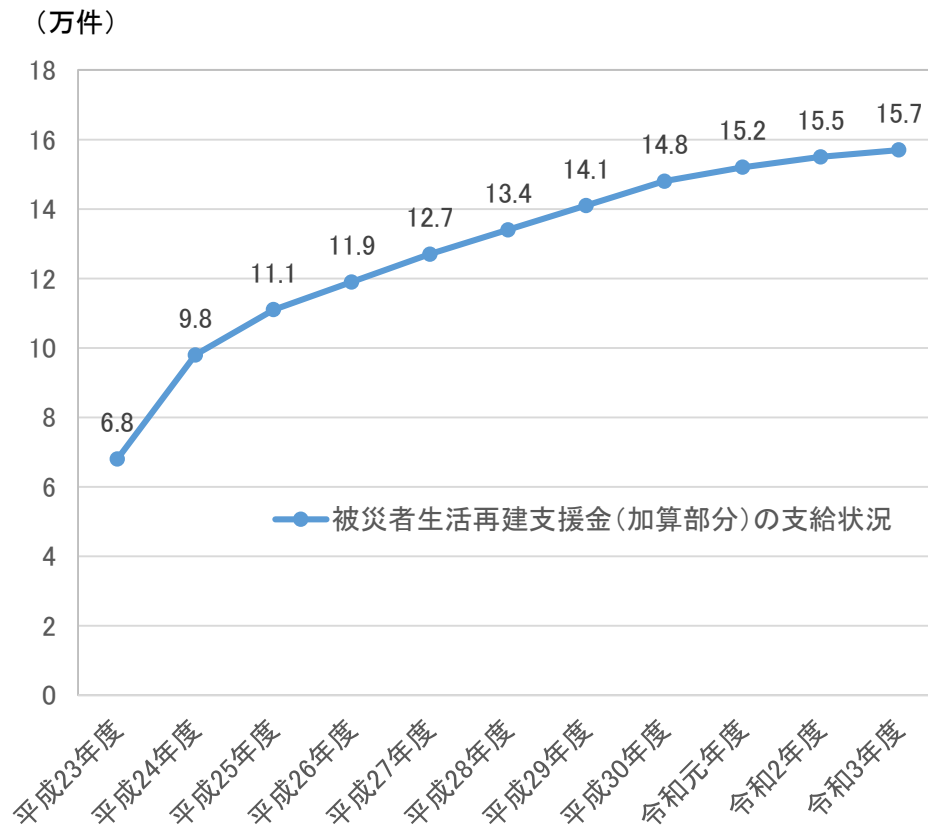
出所)内閣府データを元に復興庁作成

11. 被災者支援（支援金支給件数・相談者数）

○住宅を自主再建済み又は再建中の世帯（被災者生活再建支援金（加算分）の支給件数）は、令和3年度末時点で約15.7万件となっている。
○心のケアセンター相談者数は、相談者数（実人数）は漸減傾向にあり、令和2年度で3766人。なお、相談延べ件数も全体として漸減傾向ではあるが、令和3年度時点で3県で約1.7万件。

③被災者生活再建支援金（加算分）の支給状況

④心のケアセンター相談者数（3県別）



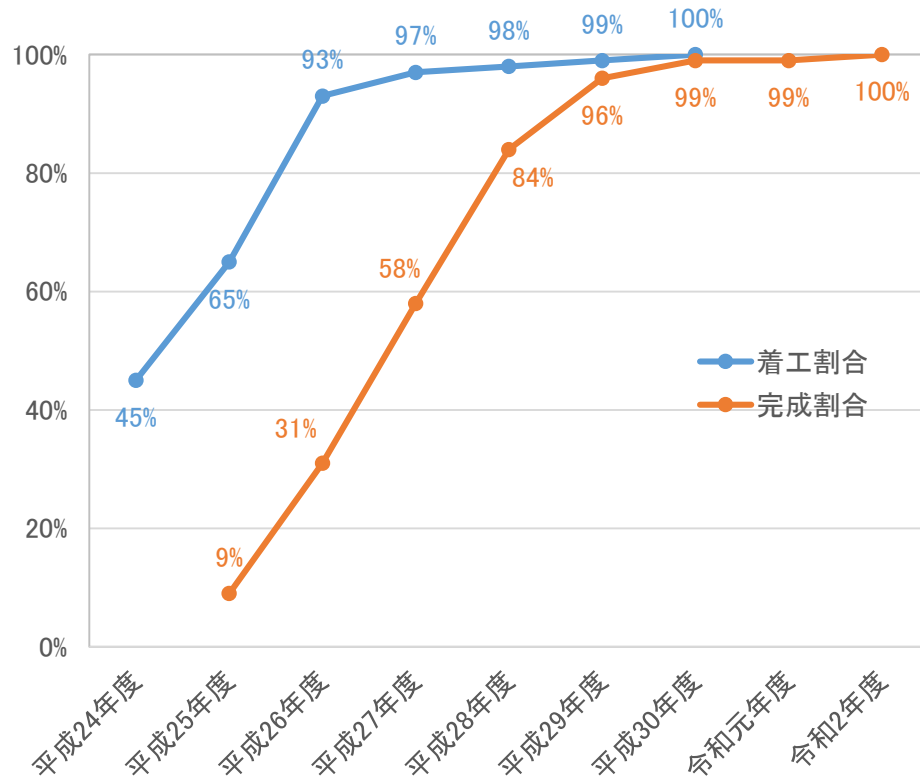
※1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施（相談件数 令和2年度：4,223件）

※2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

12. 住まいとまちの復興（公営住宅・民間住宅等）

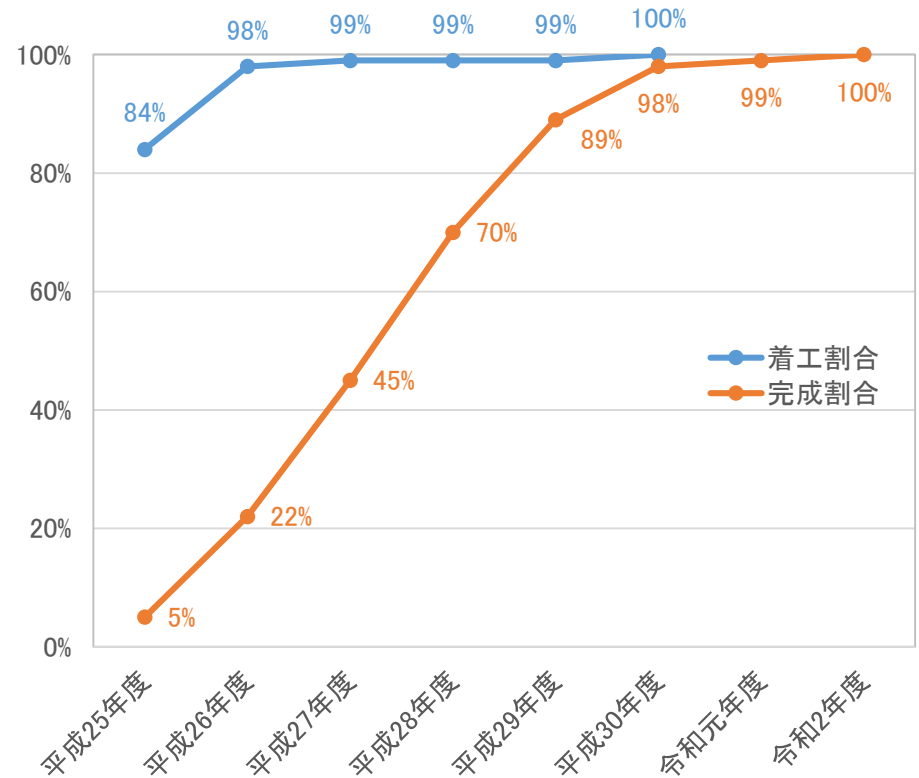
○災害公営住宅は、平成30年度に100%着工済となり、令和2年12月に全て完成した。
 ※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除く
 ○民間住宅等用宅地については、平成30年度に100%着工済となり、令和2年12月に全て完成した。

①災害公営住宅の供給計画戸数のうち着工・完成戸数の割合



(災害公営住宅の供給計画戸数(29,654戸)のうち着工(用地取得)した割合、及び完成戸数の割合)
 ※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除いた合計戸数及び進捗率

②民間住宅等用宅地の着工・完成割合

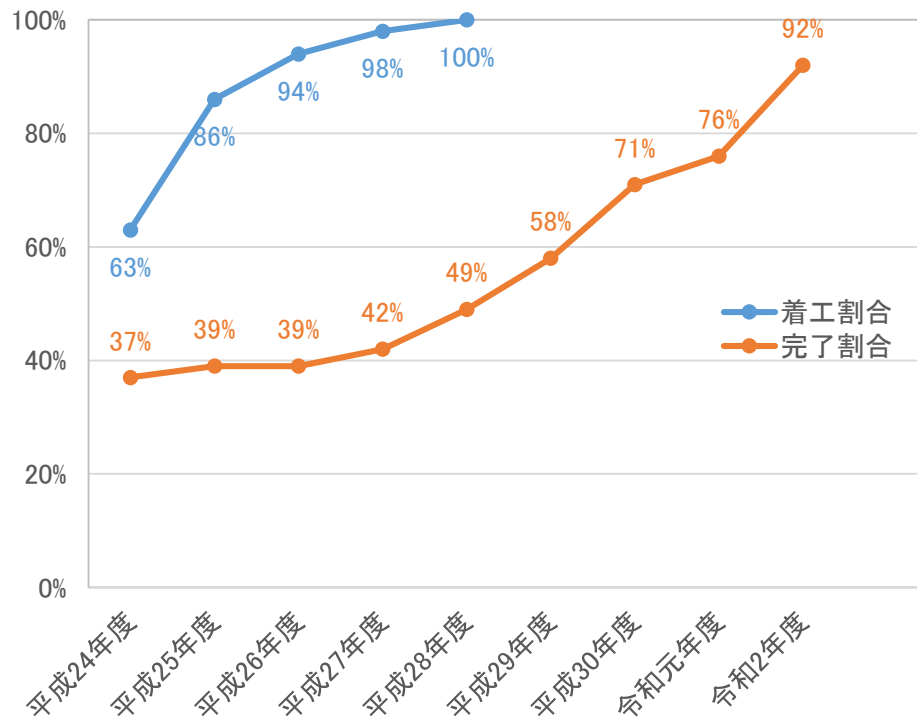


(民間住宅等用宅地(地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地)の供給計画地区数(393地区)、戸数(18,226戸)のうち着工(工事契約)した地区数の割合、及び完成戸数の割合)

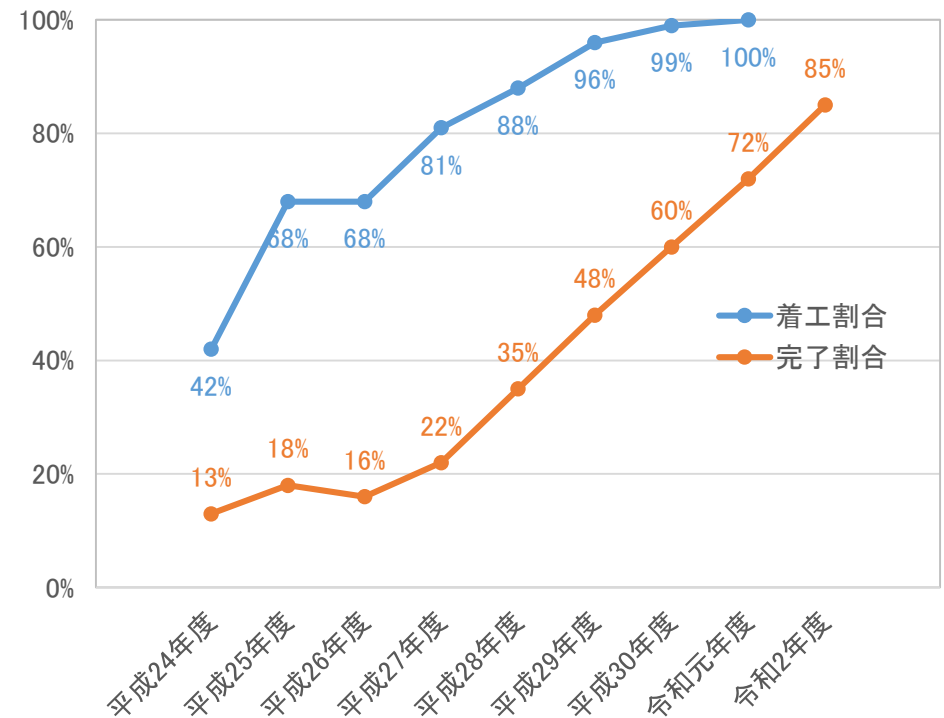
12. 住まいとまちの復興（道路・海岸対策）

- 復興道路・復興支援道路は、令和3年3月末時点で供用済延長の割合が92%となり、令和3年12月に全線供用している。
- 海岸対策は令和元年度に100%着工済となり、令和3年3月末時点で工事が完了した箇所数の割合が85%となっている。

■ ③復興道路・復旧支援道路(計画済延長570kmのうち着工済延長・供用済延長の割合)



● ④海岸対策(本復旧・復興工事の計画箇所621のうち着工・完了した箇所数の割合)



12. 住まいとまちの復興（災害廃棄物処理）

○13道県※1で災害廃棄物が約2,000万トン、津波堆積物が約1,100万トン発生※2。

（岩手県：平時の約9年分、宮城県：平時の約14年分）

○福島県の一部地域（南相馬市、広野町、相馬市）を除いて、目標として設定した平成26年3月末までに処理を完了。国による代行処理により、平成29年1月に福島県内の災害廃棄物等の処理を完了。

※1 13道県：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県

※2 次の避難区域（旧警戒区域・計画的避難区域）を除く。

：田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村

⑤災害廃棄物の撤去及び処分

（がれき処理・処分量/津波堆積物処理・処分量）

平成24年	6%
平成25年	58%
平成26年	100%（岩手県）、100%（宮城県）
平成27年	97%（福島県）
平成28年	97%（福島県）
平成29年	100%（福島県）

（がれき処理・処分量）

※福島県は避難指示区域を除く

⑤災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況（13道） （H30年1月末）

	都道府県数	市町村数	処理完了市町村数 （注1）	推計量 （千トン）	処理量（千トン）			
					合計	再生利用	焼却処理 （注2）	埋立
災害廃棄物	13	239	239 （100%）	20,408	20,408 （100%）	16,686 [82%]	2,425 [12%]	1,296 [6%]
津波堆積物	6	36	36 （100%）	10,618	10,618 （100%）	10,452 [98%]	—	166 [2%]

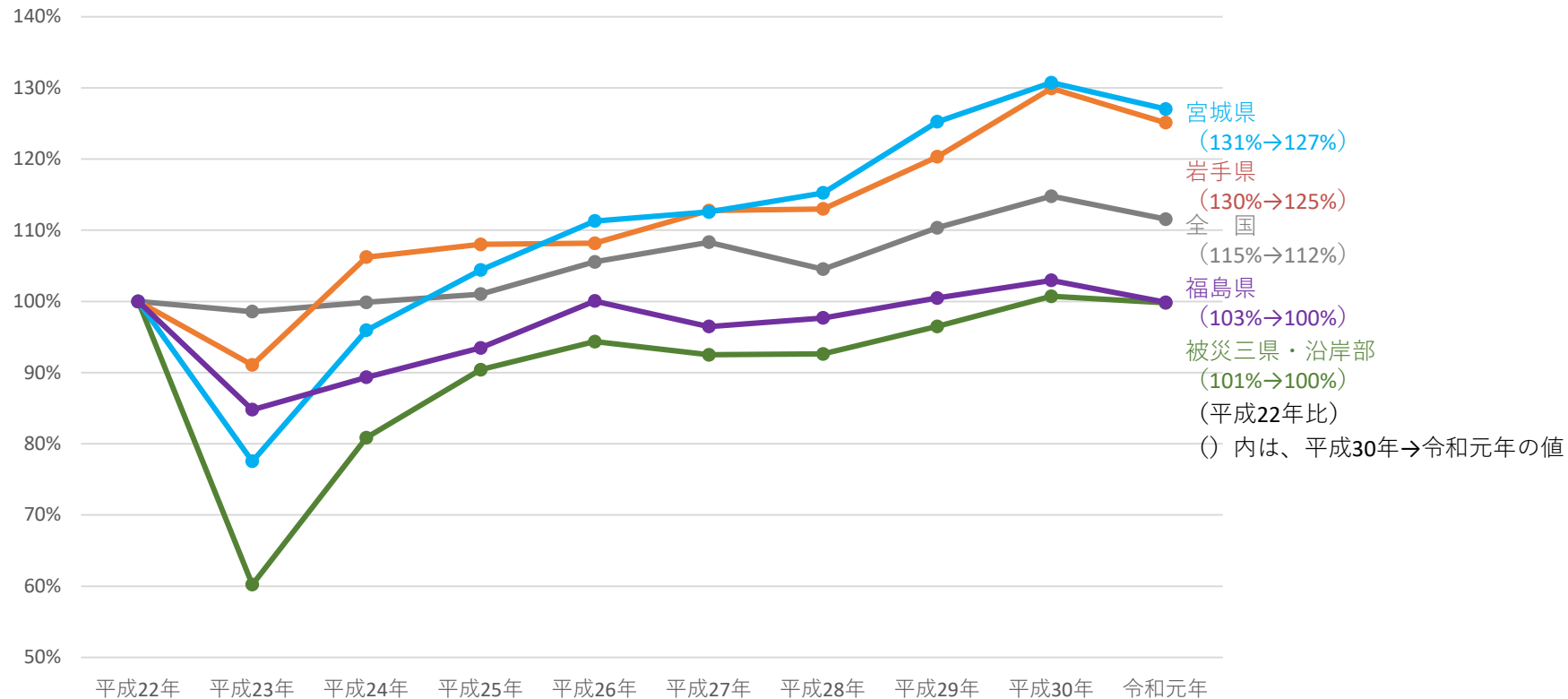
注1：処理完了市町村数、処理量に示す下段(%)は、それぞれ市町村数に対する処理完了市町村数の割合、推計量に対する処理量中の進捗割合を示す。

注2：焼却処理の数値には熱回収は除く。

13. 産業・生業の再生（製造品出荷額等）

○製造品出荷額等の平成22年比は、2019年時点で全国が112%、宮城県が127%、岩手県が125%、福島県が100%まで回復している。被災三県・沿岸部も100%まで回復している。

①製造品出荷額等(平成22年比)(3県別及び3県沿岸部)



出所) 経済産業省「工業統計調査」2010年,2012年~2014年,2016年,2017年実績
総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」2011年,2015年,2018年実績

注)被災三県・沿岸部の市町村

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

【宮城県】仙台市(宮城野区、若林区)、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

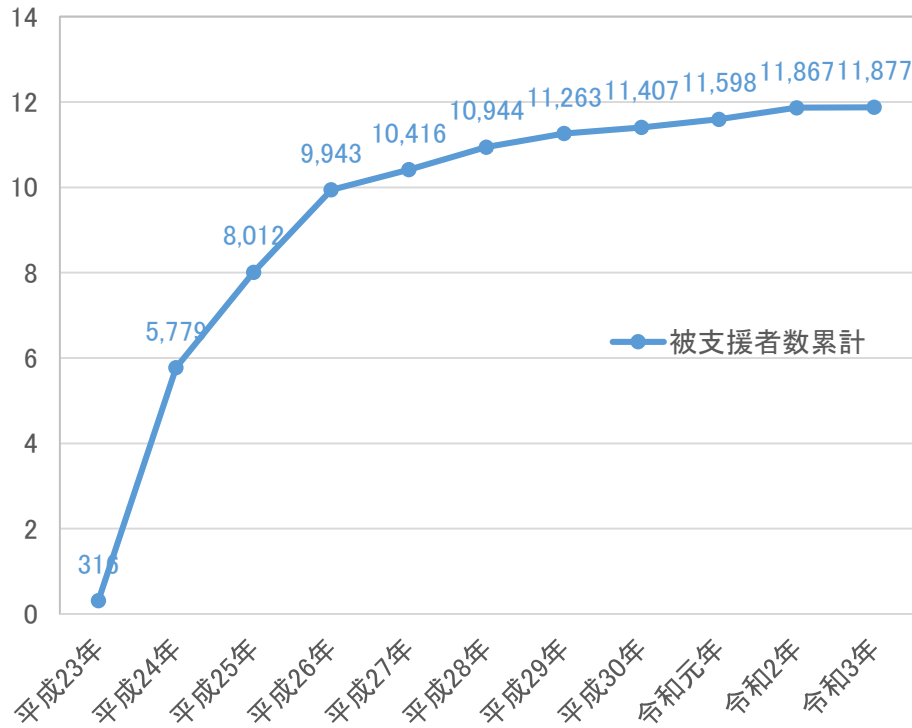
【福島県】いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町(注)、富岡町(注)、大熊町(注)、双葉町(注)、浪江町(注)、新地町

(注)調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

13. 産業・生業の再生（グループ補助金）

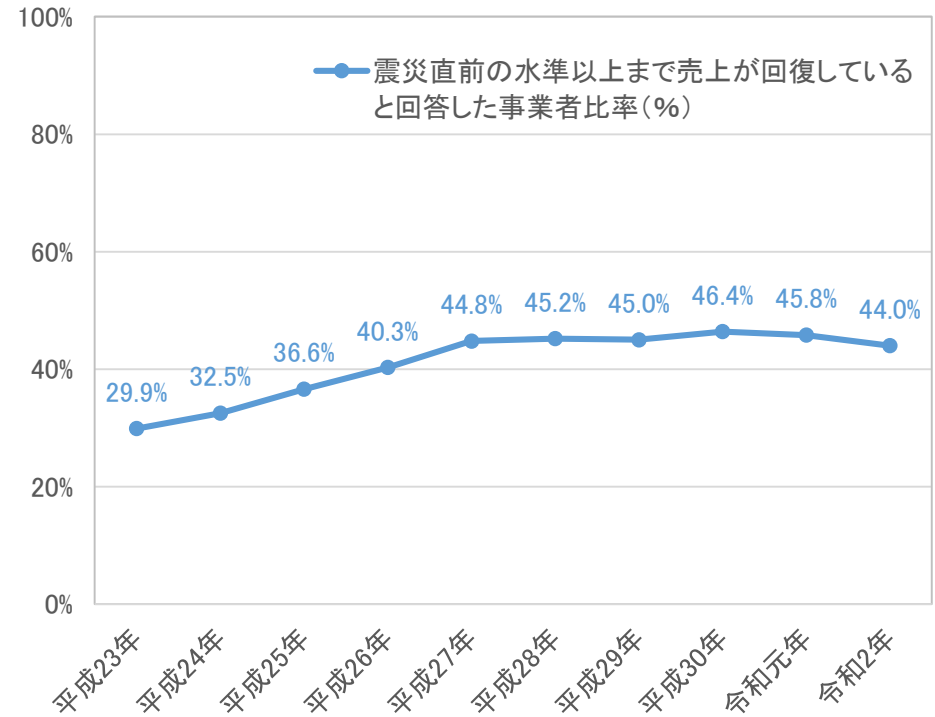
- グループ補助金による復旧支援は令和2年12月までに11,867件の支援を実施。令和3年時点で累計11,877件となっている。
- グループ補助金交付先で、震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者比率は、当初は29.9%であったが、平成27年以降は、45%前後で推移している。

■ ②グループ補助金による復旧支援：被支援者数累計
(千件)



中小企業等グループ補助金による復旧支援：被支援者数累計

● ②震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者比率(グループ補助金交付先)

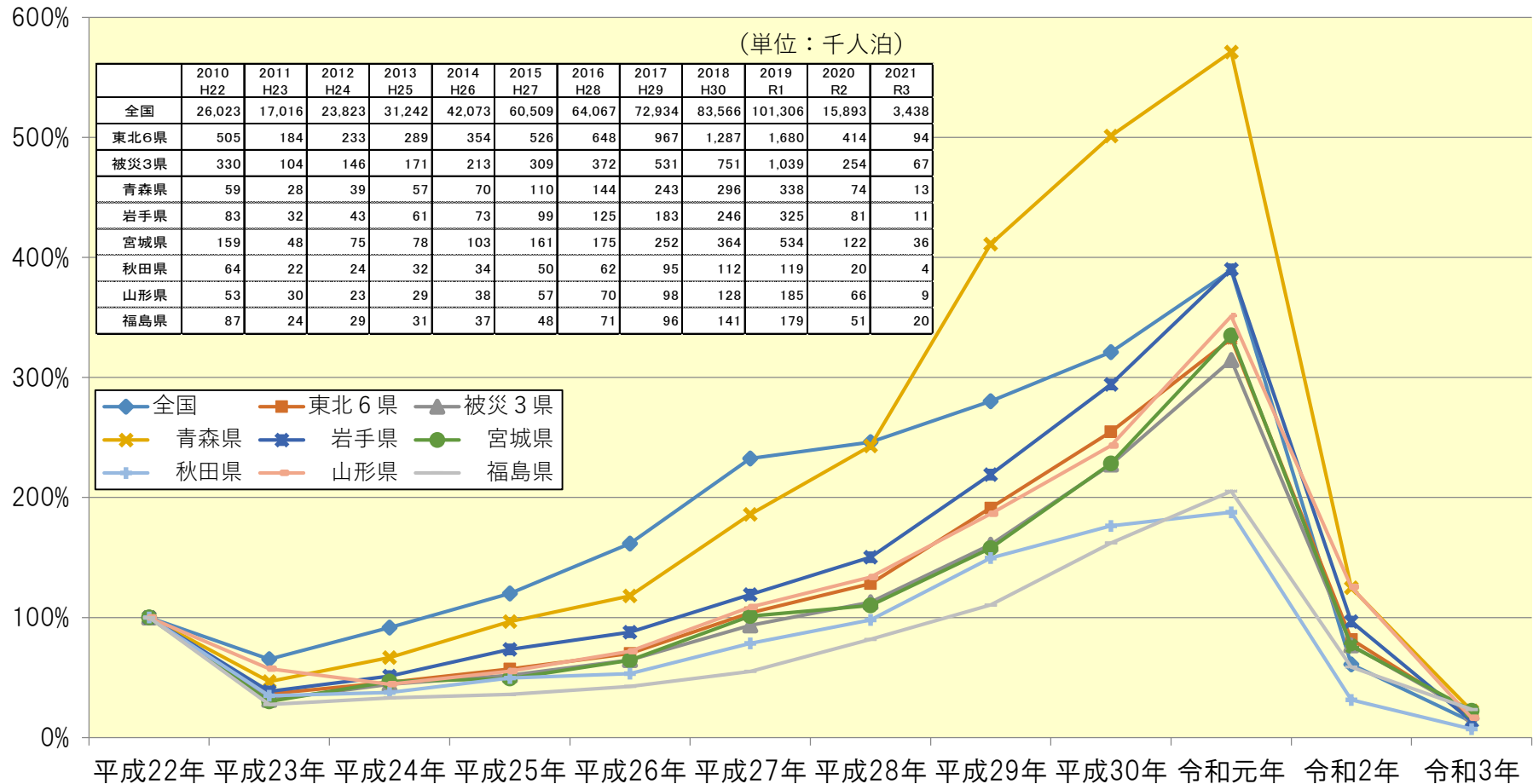


震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者の比率：グループ補助金交付先へのアンケート

13. 産業・生業の再生（外国人延べ宿泊者数）

○東北6県の外国人延べ宿泊者数の平成22年比は、令和元年時点で332.5%まで回復していた。

■ ③東北6県の外国人延べ宿泊者数(平成22年比)

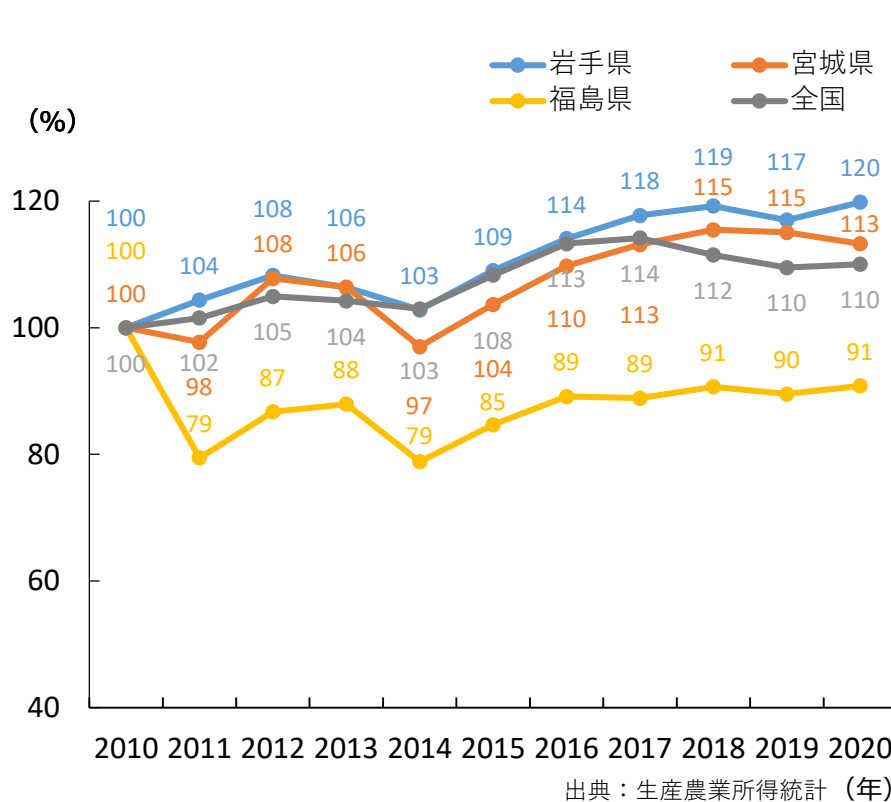


※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。
出所)宿泊旅行統計調査

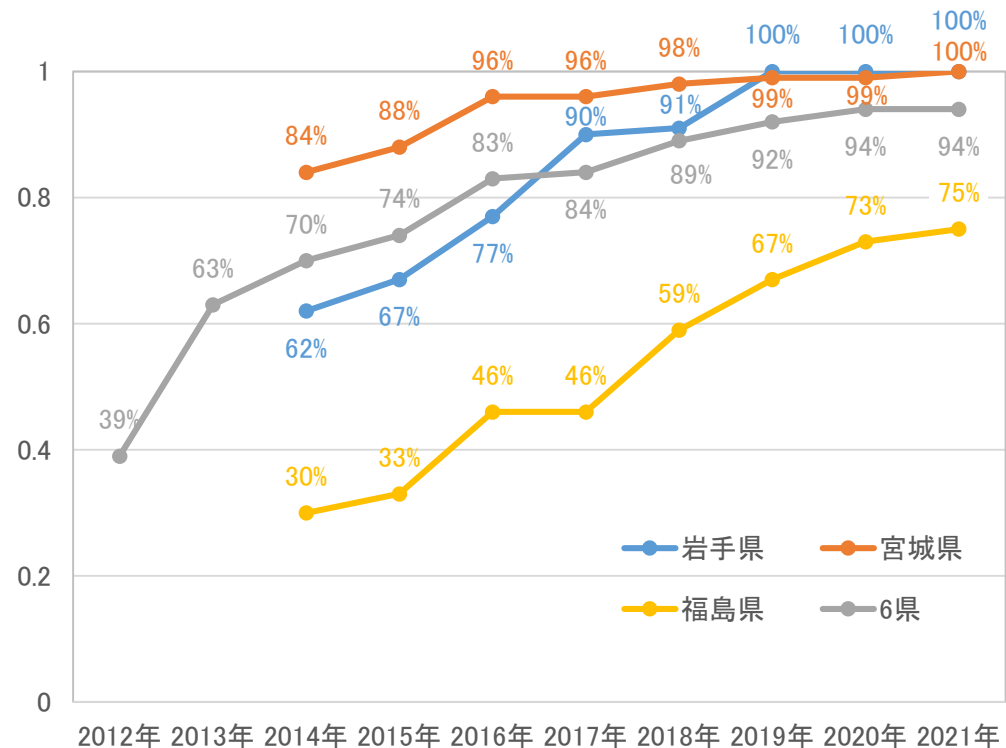
13. 産業・生業の再生（農業産出額・営農再開可能面積）

○農業産出額の平成22年比は、2020年時点で全国が110%、岩手県が120%、宮城県が113%、福島県が91%まで回復している。
○津波被災農地のうち営農再開可能面積の割合は、2021年時点で94%に達している。

■ ④農業産出額(平成22年比)(3県別)



● ④津波被災農地のうち営農再開可能面積の割合



2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年

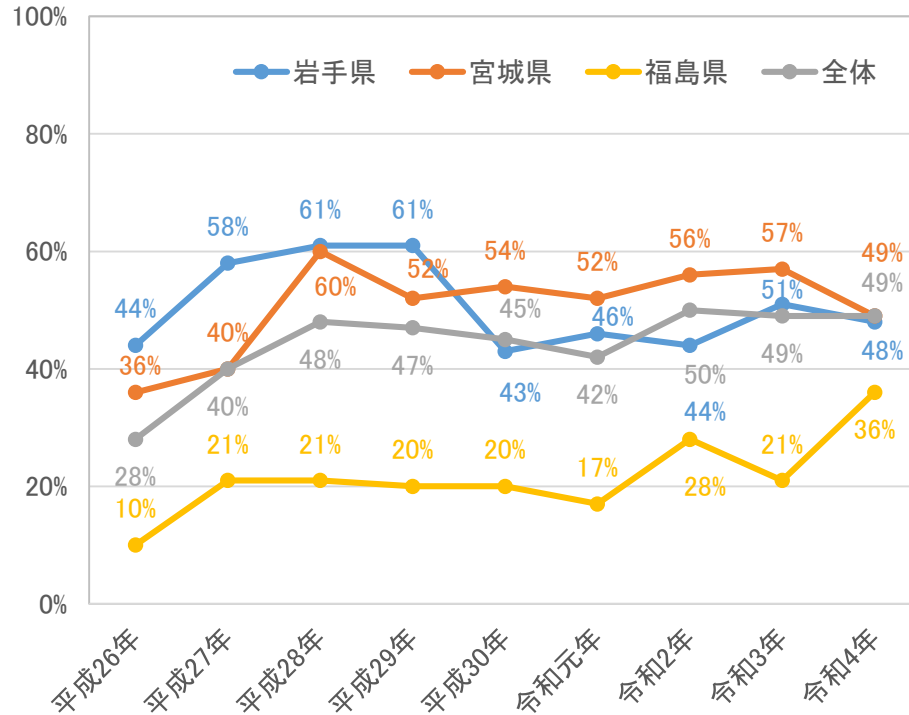
- 6県(青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県)の津波被災農地→21,480ha
- 2015年からは、農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除いた津波被災農地(2021年:19,690ha)に対するもの。

出所)東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(農林水産省)
注)各年で複数時点の数値が公表されている場合は、より新しい時点の数値を適用。

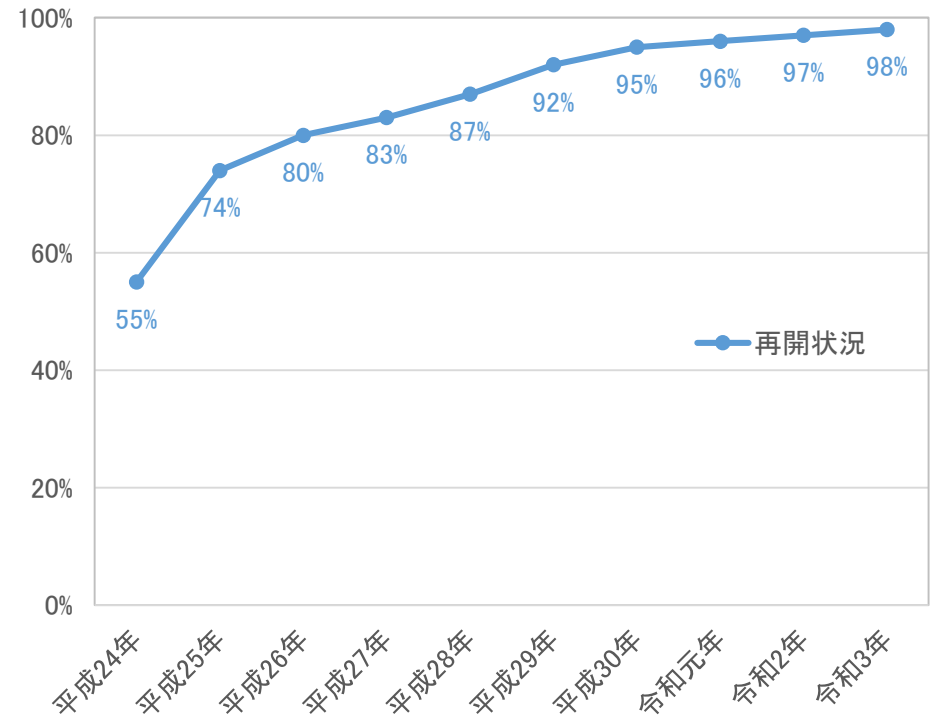
13. 産業・生業の再生（水産加工業）

○水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は、全国で49%、宮城県で49%、岩手県で48%、福島県で36%となっている。
○被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況の割合は、令和3年時点で98%に達している。

■ ⑤水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合(3県別)



● ⑤被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況(割合)



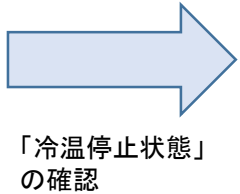
出所) 水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第1回～第9回)
(水産庁)
※H26～H29、R2～R4を上記アンケート結果から作成。H30～R1は、「平成29年度 水産白書」「平成30年度 水産白書」(水産庁)から作成。

(被災3県で業務再開を希望する水産加工施設(774)の再開状況)

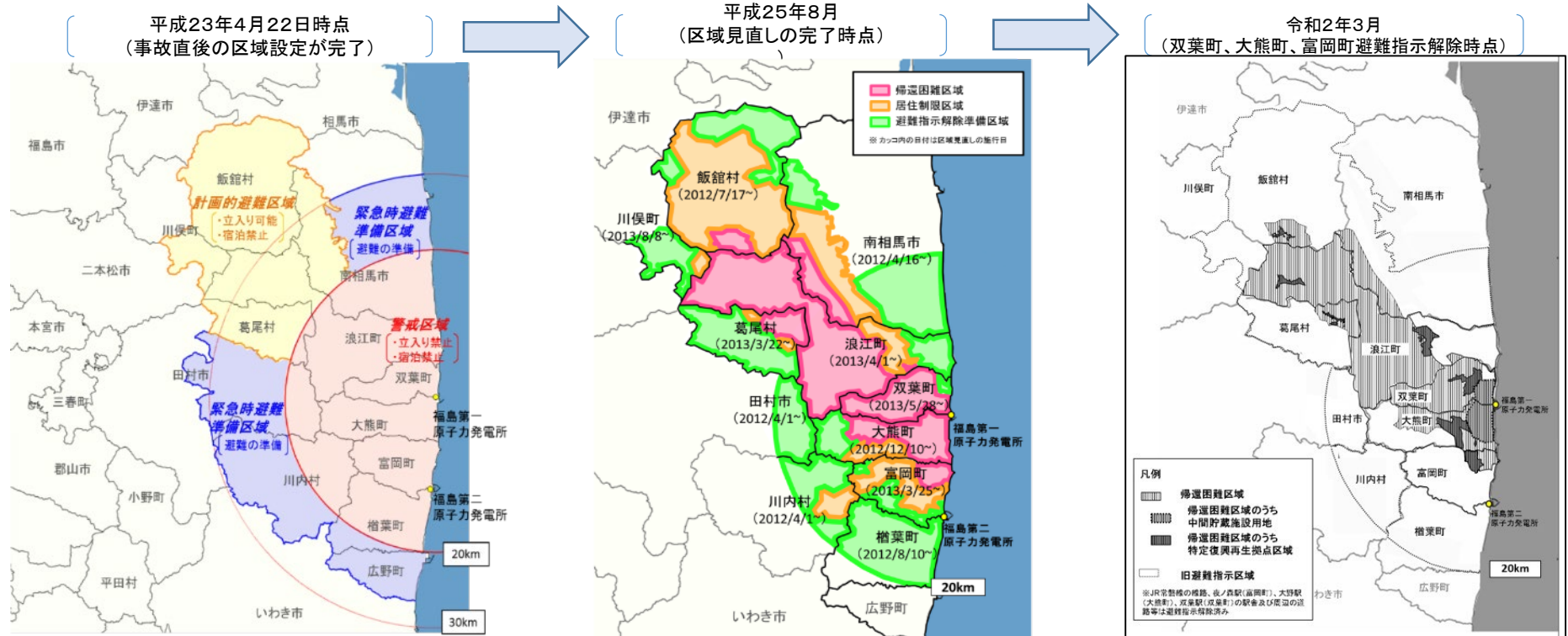
14. 原子力災害固有の対応（避難指示区域）

①避難指示区域の指定・区域見直しの経緯

- 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
- 平成23年4月
 - 警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
 - 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
 - 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】
- 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
- 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始



- 避難指示区域の見直しの実施
 - 帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
 - 居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
 - 避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示の解除
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



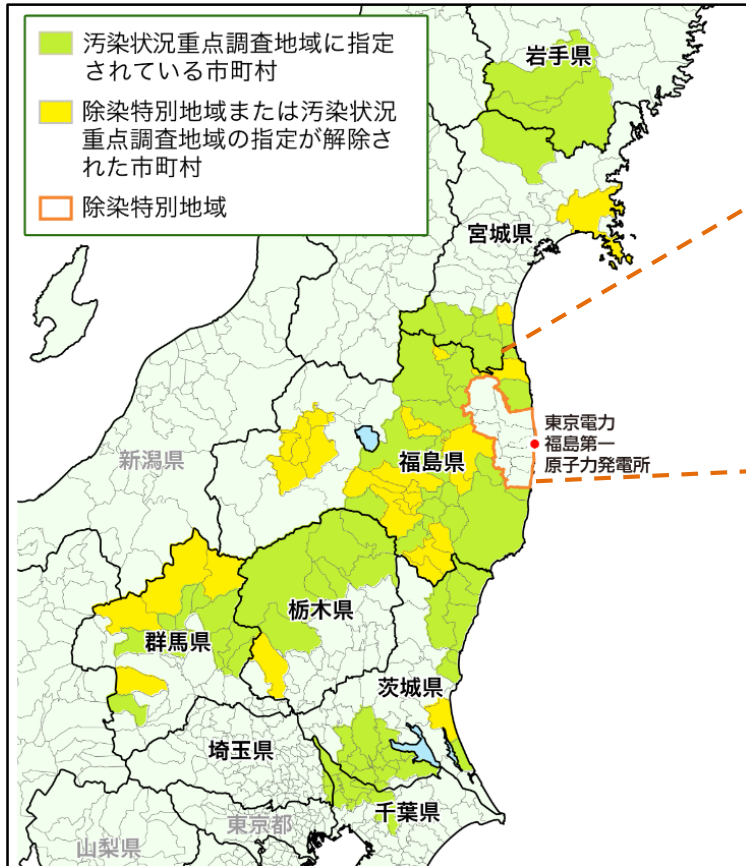
14. 原子力災害固有の対応（除染の進捗状況）

②除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了**。
帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施中。

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞

＜除染特別地域（国直轄除染）＞



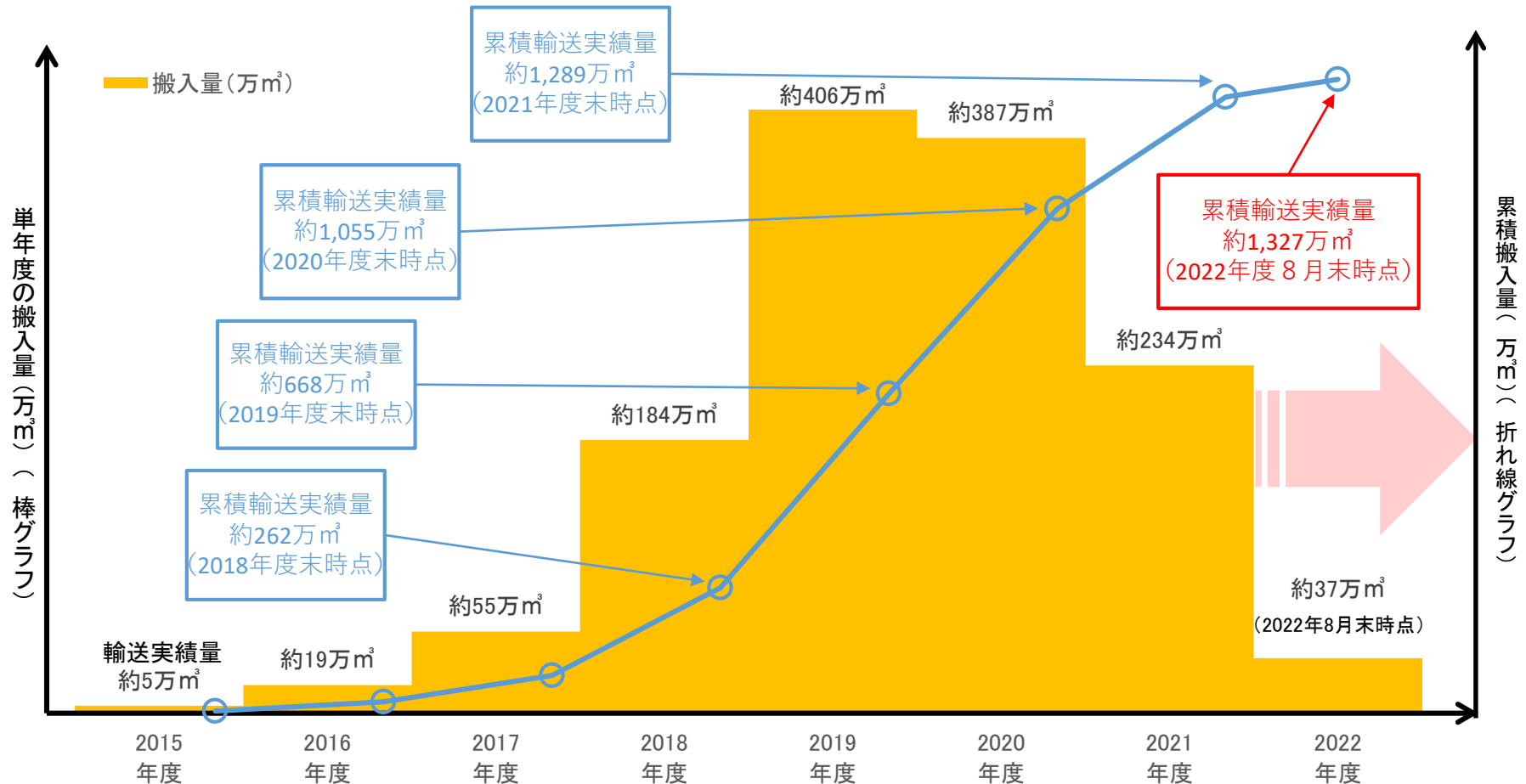
	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

14. 原子力災害固有の対応 (中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入状況量)

○除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入量は、2020年度末時点で約1,055万 m^3 (2022年度8月末時点で約1,327万 m^3)。また、2021年度末までに、帰還困難区域を除く除去土壌等の概ね搬入完了という目標を達成した。

■ 中間貯蔵施設への除去土壌等の累積搬入量



出所) 中間貯蔵施設情報サイト(環境省) (<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/transportation/index.html>)をもとに作成。
※帰還困難区域を含む

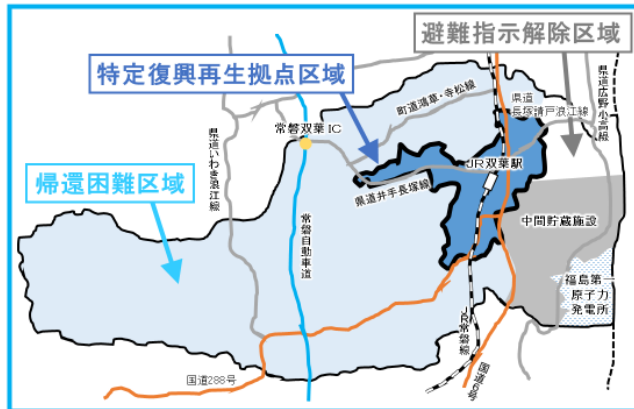
14. 原子力災害固有の対応（特定復興再生拠点区域その1）

④ 特定復興再生拠点区域の整備の状況

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年春頃（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。
- 2022年6月、葛尾村、大熊町で避難指示解除。2022年8月、双葉町で避難指示解除。

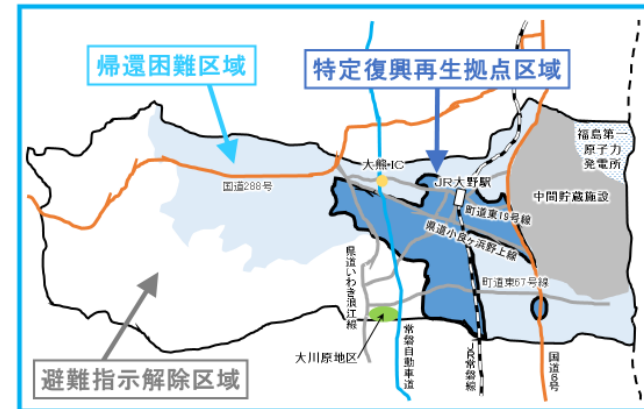
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）

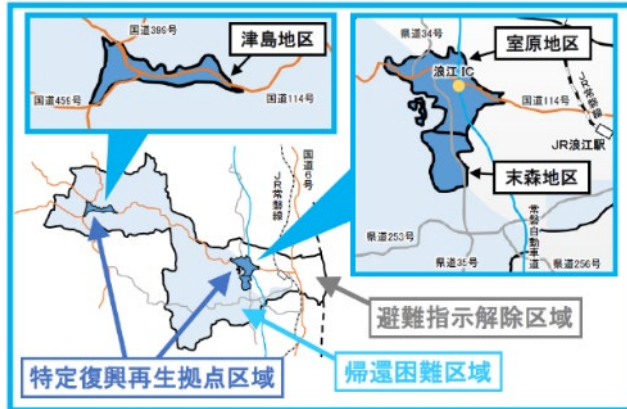


- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

14. 原子力災害固有の対応（特定復興再生拠点区域その2）

④特定復興再生拠点区域の整備

浪江町（2017年12月22日認定）



- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年3月
（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
（2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除）

飯館村（2018年4月20日認定）



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

葛尾村（2018年5月11日認定）

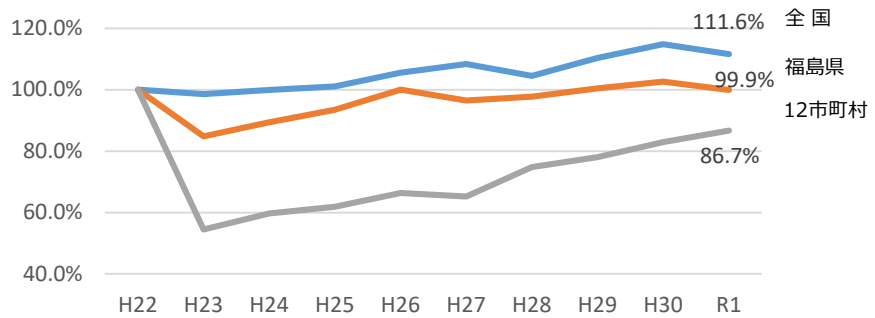


- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 避難指示解除の目標：2022年春
（2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）

14. 原子力災害固有の対応（製造品出荷額等）

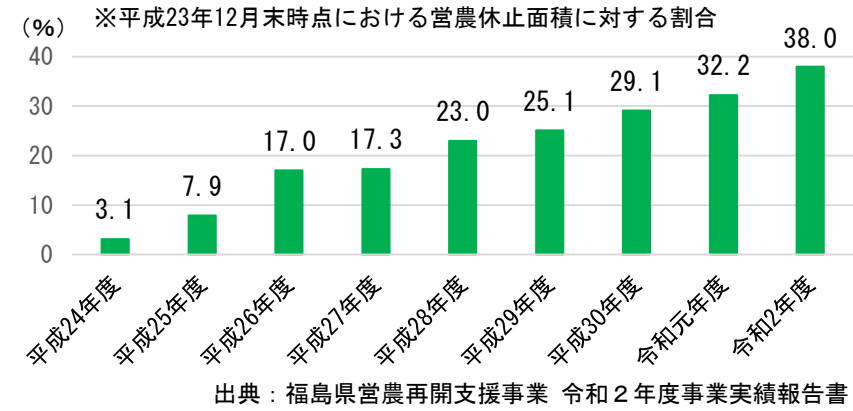
○製造品出荷額等は、県全体では震災前と同程度に回復したが、全国と比して低調。原子力災害被災12市町村では8～9割程度の回復状況。
 ○12市町村の営農再開面積は営農再開面積は令和2年度時点で38%。
 ○福島県漁業は平成24年度から試験操業・販売を開始。令和3年3月に試験操業を終え、現在は本格操業への移行期間。

⑥原子力災害被災12市町村の製造品出荷額等(平成22年比)

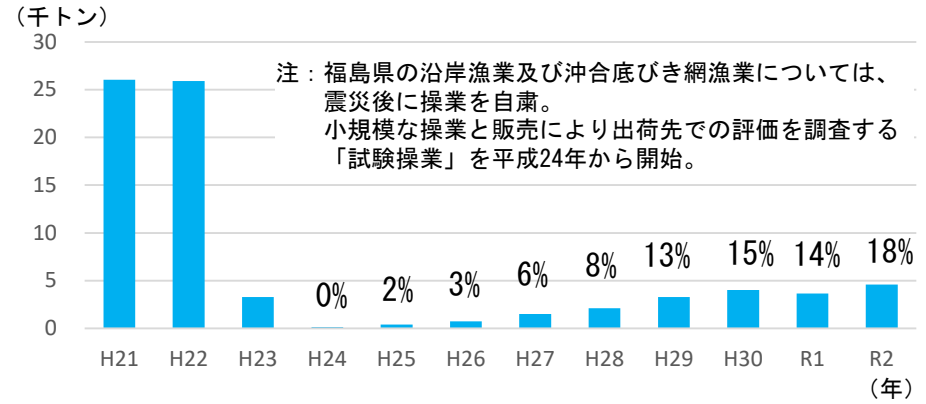


(出典) 工業統計調査(経済産業省、福島県)、経済センサス-活動調査(経済産業省、福島県)より抜粋・加工。なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

⑥原子力災害被災12市町村の営農再開面積



⑥試験操業における漁獲量

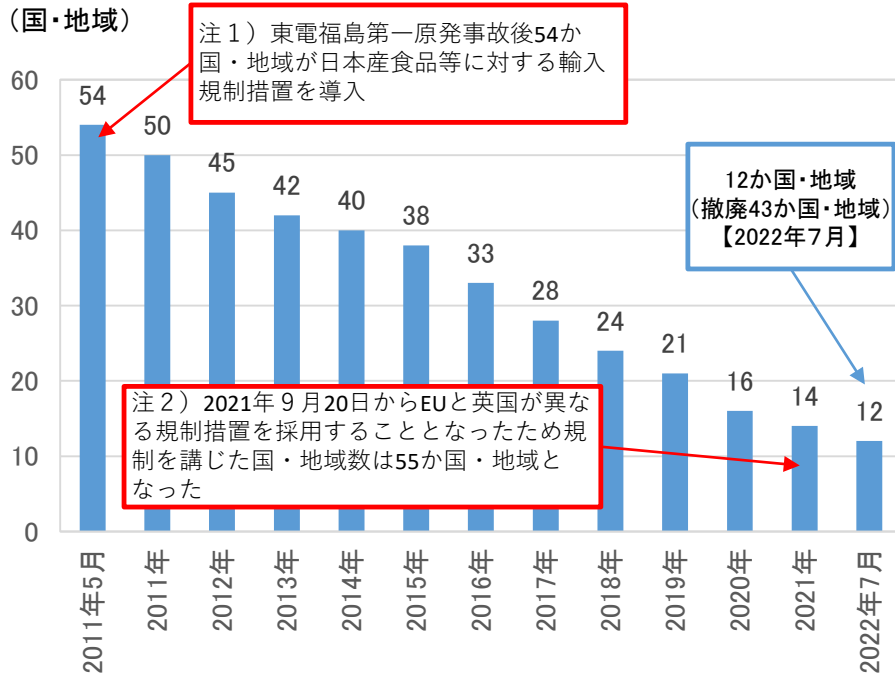


14. 原子力災害固有の対応（輸入規制）

○東電福島第一原発事故後、55か国・地域が日本産食品等に対する輸入規制措置を導入したが、2022年7月までに43か国・地域が撤廃し、残りは12か国・地域となっている。

⑥日本産農林水産物・食品に対する輸入規制を行っている国・地域数

2022年7月現在



撤廃	国・地域名 (撤廃月)
2011年	カナダ(6月)、ミャンマー(6月)、セルビア(7月)、チリ(9月)
2012年	メキシコ(1月)、ペルー(4月)、ギニア(6月)、ニュージーランド(7月)、コロンビア(8月)
2013年	マレーシア(3月)、エクアドル(4月)、ベトナム(9月)
2014年	イラク(1月)、豪州(1月)
2015年	タイ(5月)、ボリビア(11月)
2016年	インド(2月)、クウェート(5月)、ネパール(8月)、イラン(12月)、モーリシャス(12月)
2017年	カタール(4月)、ウクライナ(4月)、パキスタン(10月)、サウジアラビア(11月)、アルゼンチン(12月)
2018年	トルコ(2月)、ニューカレドニア(7月)、ブラジル(8月)、オマーン(12月)
2019年	バーレーン(3月)、コンゴ(民)(6月)、ブルネイ(10月)
2020年	フィリピン(1月)、モロッコ(9月)、エジプト(11月)、ア首連(12月)、レバノン(12月)
2021年	イスラエル(1月)、シンガポール(5月)、米国(9月)
2022年	英国(6月)、インドネシア(7月)

計 43か国・地域

注1) ただし、レバノン及びブラジルは2011年4月、米国、韓国、メキシコ及びチリは2011年6月、エクアドルは2011年7月、ボリビア及びコロンビアは2011年8月時点。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、2021年9月20日からEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、2021年以降は英国を分けて計上。

参考) 原発事故に伴う諸外国・地域による輸入規制の撤廃・緩和の動向(55か国・地域)(農水省)
(https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-53.pdf)

出所) 諸外国・地域の輸入規制状況(2022年7月更新)(外務省)

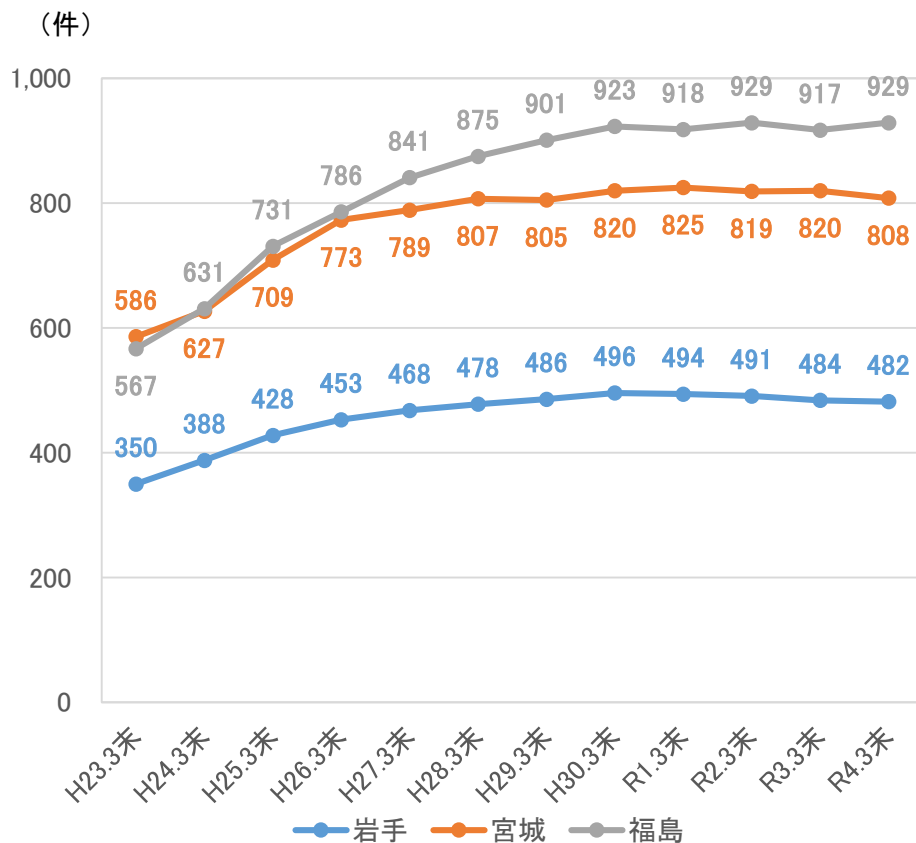
東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(撤廃の動向)より作成

出所) 諸外国・地域の輸入規制状況(2022年7月更新)(外務省)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100363969.pdf>)

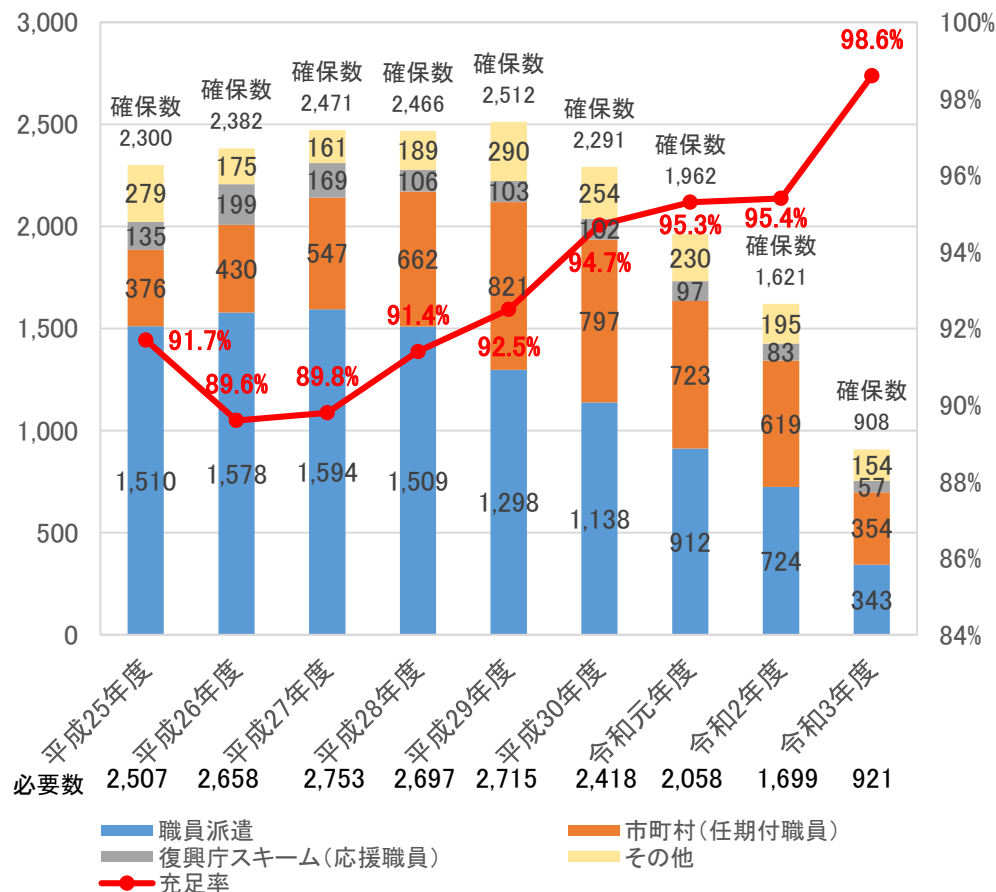
15. 協働と継承

○被災3県のNPO数は、令和4年3月末時点で岩手県482件、宮城県808件、福島県929件となっている。
○被災市町村への人的支援は、平成29年度に2512人とピークに達し、概ね9割の充足率を維持している。

■ ①被災3県のNPO数



● ②被災市町村への人的支援



[注] 当該年度3月時点。

関連資料

令和4年12月5日



復興・創生 その先へ

1-1. 復興の原則・理念	2
2-1. 復興の目標・指標等	5
2-2. 被災者の心のケア等	7
2-3. 避難所の主な課題と対応	9
3-1. 維持管理・更新等のコストの見通し	11
3-2. 復興まちづくりの事前準備	12
3-3. 用地問題	14
4-1. グループ補助金と売上げの回復状況	18
4-2. グループ補助金における課題と改善策	20
5-1. 福島復興・再生	22
5-2. 避難指示解除地域の居住率等	27
6-1. 被災者支援コーディネート事業	29
6-2. 人材確保対策	30
6-3. 東日本大震災におけるデジタルアーカイブ	32
7-1. 復興庁の役割等	34
7-2. 地方負担	43

○「復興への提言～悲慘の中の希望～」（平成23年5月10日東日本大震災復興構想会議決定）

復興構想7原則

- 原則1: 失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
- 原則2: 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 原則3: 被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 原則4: 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 原則5: 被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則6: 原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 原則7: 今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

1-1. 復興の原則・理念②（減災）

○ 復興への提言～悲惨のなかの希望～（平成23年6月5日 東日本大震災復興構想会議）

II. 本論

第1章 新しい地域のかたち

(2) 地域づくり(まちづくり、むらづくり)の考え方

①「減災」という考え方

今回の津波は、これまでの災害に対する考え方を大きく変えた。今回の津波の浸水域は極めて広範囲であり、その勢いは信じ難いほどに巨大であった。それは、物理的に防御できない津波が存在することをわれわれに教えた。この規模の津波を防波堤・防潮堤を中心とする最前線のみで防御することは、もはやできないということが明らかとなった。

今後の復興にあたっては、大自然災害を完全に封ずることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要である。この考え方に立って、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えなければならない。

この「減災」の考え方に基づけば、これまでのように専ら水際の構造物に頼る防御から、「逃げる」ことを基本とする防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト面の対策を重視せねばならない。さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、土地のかさ上げを行い、避難地・避難路・避難ビルを整備する。加えて、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなど、ソフト・ハードの施策を総動員することが必要である。なお、地域づくりにあたっては、これまで以上に、人と人の結びつきを大切にするコミュニティの一体性を確保することについても、十分に考慮しなければならない。

復興計画を策定するにあたり種々の選択肢を比較検討するに際しては、地形の特性に応じた防災効果や、それにかかる費用、そして整備に必要な期間等を考慮すべきである。その上で、防波堤、防潮堤、二線堤、高台移転等の「面」の整備、土地利用・建築構造規制等の適切な「組み合わせ」を考えなければならない。

確かに、「安全・安心な地域づくり」は時間がかかる。他方、被災者には「一日も早く元の生活に戻りたい」という切実な願いがある。この両者の調和を図りながら地域づくりを進める必要があり、復興を先導する拠点的な市街地をいち早く安全な位置に整備するなど、地域を段階的に復興していくという考え方に基づかなければならない。

第4章 開かれた復興

(5) 災害に強い国づくり

③防災・「減災」と国土利用

今回の大震災のように未曾有の大災害が生じた場合でも、わが国全体としての経済社会活動が円滑に行われるよう、国土利用のあり方そのものを考えねばならない。その際には、「減災」という考え方に基づいて、生命・身体・財産を守る安全面に十分配慮する必要がある。

そのため、防災拠点の整備とともに、広域交通・情報通信網、石油・ガスなどのエネルギー供給網や施設、上下水道などの社会基盤について、施設そのものの防災対策の強化と同時に、これらのルートの多重化が必要である。また、産業の空洞化を防止する上でも、災害に強い供給網(サプライチェーン)の構築を図ることが不可欠である。

国土の防災性を高める観点から、首都直下地震の可能性などを考慮し、各種機能のバックアップのあり方、機能分担・配置のあり方など広域的な国土政策の検討が必要である。

○ 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（抄）

（基本理念）

第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

2-1. 復興の目標・指標等①（各種目標等と実績）

目標、見込み、工程等	実績
生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を平成23年8月末を目途に概ね撤去 (H23.5.20「東日本大震災の被災地の生活の平常化に向けた当面の取組方針」平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部)	H23.8には居住地付近のがれき撤去完了
平成23年8月中旬までに大部分の避難所を解消し、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す (H23.5.20「東日本大震災の被災地の生活の平常化に向けた当面の取組方針」平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部)	H24.8には建設型応急住宅5.3万戸が完成し、避難所がほぼ解消。
次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進める (H28.3「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針)	R2.12に災害公営住宅100%完成 ※調整中及び帰還者向け除く
	R2.12に高台移転等による宅地造成100%完成
	R4.3の海岸対策95%完了
JR常磐線について、2019年度中に全線開通を目指す (H28.3.5総理記者会見)	R2.3 (2019年度末) にJR常磐線全線開通
津波被災農地における、平成26年度の営農再開可能面積86% (H23.8「農業・農村の復興マスタープラン」)	R4.1の営農再開可能面積95% H26度末は70%
平成27年度末までに再開希望者全員の水産加工施設を復旧・復興することを目標 (H24.7「東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興の状況」農林水産省)	R3.3に水産加工施設の再開98% H27度末は87%
仮設店舗等から恒常的な店舗等での事業継続に転換した割合50%以上 (各年度復興庁行政事業レビュー)	H29年度は64.2% R1年度は73.4%
令和2年に東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊(平成27年の3倍)とする (H28.3.30「明日の日本を支える観光ビジョン」明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)	R1に約168万人泊(震災前比332%)となり、1年前倒しで目標を達成
令和2年度までに、見守り等支援の対象となっている約60,000世帯について、相談員等の見守り等により、具体的な支援が必要なくなった世帯数を28,000世帯以上とする。(各年度復興庁行政事業レビュー)	R1年度に達成(成果実績28,874)
令和2年度までに、福島県の子供のこころの健康度を被災していない地域の子供のこころの健康度まで引き下げる。 (各年度復興庁行政事業レビュー)	H30年度：達成度94.1% R1年度：達成度99.3%
被災3県において被災者の精神保健の健康支援を実施し、自殺者数(実数)を前年よりも減少させる。 (各年度復興庁行政事業レビュー)	R1年度：達成度56.3% R2年度：達成度100%

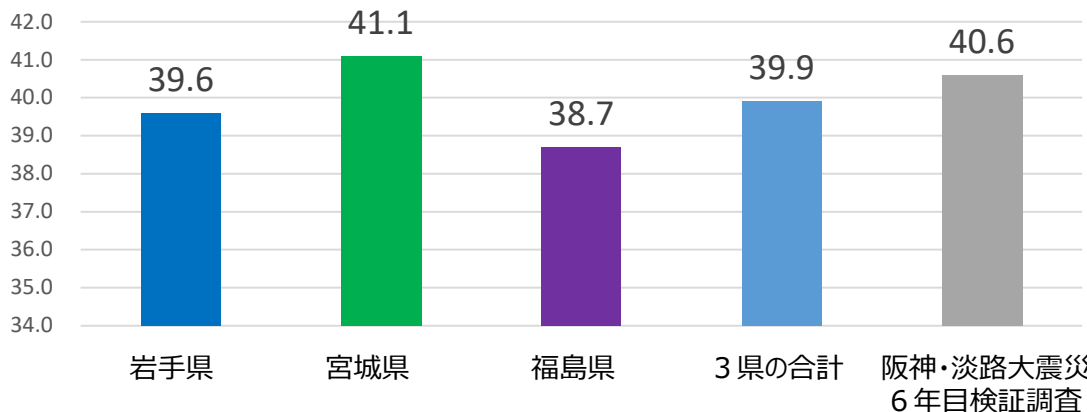
2-1. 復興の目標・指標等②（生活復興感）

阪神・淡路大震災に関して5年目以降に兵庫県等が実施した調査により、被災地の人々が抱く生活復興感（自分ではもはや被災者ではないと思える程度。アンケート等により把握した「生活の充実度」「生活の満足度」「一年後の生活の見通し」の総和）は、①すまい、②つながり、③まち、④そなえ、⑤こころとからだ、⑥くらしむき、⑦行政とのかかわりという生活再建課題の7要素の充足度との関連性で分析可能とされている。

■ 生活復興感：下記14項目の回答の合計（14～70点）

3 指標	内容
① 生活の充実度	震災前と比べて、毎日の生活が明るくなったと感じているか 「忙しく活動的な生活を送ることは」「自分のしていることに生きがいを感じることは」「仕事の量は」等7項目について、「かなり減った」～「かなり増えた」の5段階
② 生活の満足度	くらしや健康などにどれくらい満足しているか 「毎日のくらしに」「ご自分の健康に」「今の人間関係に」「今の家計の状態に」等6項目について、「たいへん不満である」～「たいへん満足している」の5段階
③ 一年後の生活の見通し	1年後の生活が今より良くなっていると思うか 「1年後のあなたを想像してください。あなたは、今よりも生活がよくなっていると思いませんか、どうですか」1項目について、「かなり良くなる」～「かなり悪くなる」の段階

■ 震災6年目の生活復興感



■ 生活復興感に関連する生活再建課題の7要素

7 要素	内容
① すまい	すまいの問題が落ち着くこと （居住地の移動・再建状況、すまいの満足度）
② つながり	人と人とのつながりを取り戻すこと （近所づきあいの増減、支援者とのつながり等）
③ まち	まちが復興すること （まちの復旧・復興状況、夜の明るさ）
④ そなえ	次の災害へのそなえができていること （個々の備えの状況）
⑤ こころとからだ	こころとからだのストレスが緩和されること （ストレス状況）
⑥ くらしむき	くらしむきやなりわいが安定すること （家計の様子、業績への影響）
⑦ 行政とのかかわり	自助・共助・公助の役割分担 （役割分担の比率に対する考え方）

・東日本大震災は、平成28年3～6月、被災3県のうち35市町村の成人男女にアンケート調査（岩手県781票、宮城県727票、福島県603票）。
・阪神淡路大震災は、平成12年に兵庫県が実施した生活復興調査を比較対象として引用。

出典『東日本大震災生活復興調査 平成28年 調査報告書』（平成30年3月1日発行、東日本大震災生活復興チーム）
https://kimurareo.com/images/2021/07/180301_Higashinohon_Report.pdf

2-2. 被災者の心のケア等①（「心の復興」事業）

趣 旨

- 閉じこもりがちな高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（NPO）等と連携し、被災者が主体的・継続的に活動する機会を提供。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災地自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

2-2. 被災者の心のケア等②（被災者支援総合交付金）

令和5年度概算要求額 111億円【復興】（令和4年度予算額115億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和4年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業	・コミュニティ形成支援
・住宅・生活再建支援	・被災者生活支援
・「心の復興」	・県外避難者支援
・被災者支援コーディネート	
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 被災者の心のケア支援	
⑤被災者の心のケア支援事業	
VI. 子どもに対する支援	
⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

2-3. 避難所の主な課題と対応①

【東日本大震災における主な課題】

- 一時的に難を逃れる場所としての機能と長期にわたっての居住空間を提供する場所としての機能が峻別されていなかった。
- 被災者への生活支援は、物資の提供や避難されている方へのメンタル面での支援、介護を要する方への配慮など、その内容が多岐・多様にわたるとともに長期に及んだため、必ずしも十分に支援が及ばなかった。
- 避難所運営において、ボランティア依存する一方で、避難者にとって行政の顔が見えないということがあり、不安要素を与えたことがあった。また、責任者が不明確で対応に混乱が見られたケースがあった。

(内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会
－中間とりまとめ－」(平成23年11月28日)より抜粋)

【課題を踏まえた対応】

- 災害対策基本法の改正(平成25年6月)
 - ・市町村等による「指定避難所」の指定について規定(第49条の7)。
 - ・市町村等が、避難所の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう規定(第86条の6)。
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定(平成25年8月 内閣府防災)
 - ・市町村を対象に避難所の生活環境の確保に関する事項(平常時における対応・発災後における対応)を示した指針を作成。
 - ・要配慮者のための福祉避難所の指定及び心のケアを行える生活相談職員等の配置、心の健康に関する問題等に対応できる個別訪問や健康相談体制の整備等の内容が盛り込まれた。
 - ・また、平常時における体制整備や運営責任者の決定、市町村と自治会等との間の協力関係構築等の内容も盛り込まれた。

【その後の避難所関係の対策の見直し】

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定(平成28年4月及び令和4年4月)
- 「避難所運営ガイドライン」の策定(平成28年4月内閣府防災)※令和4年4月に改定
- 「指定福祉避難所」を法令上に位置づけ(規則第1条の7の2)(令和3年5月) 等

2-3. 避難所の主な課題と対応②

- 【課題】 ① 避難所の運営や避難者のつながりの創出をどのように行うか
② 避難者の多様なニーズに避難所でどのように対応するか

【東日本大震災における取組】

- ・住民を中心としたルールづくり（課題①）
宮城県では、各避難所において、避難者も避難所運営委員会に参加し、生活環境や食糧供給に関する取り決めに関わった。
- ・女性専用スペースの設置と支援人員の配置、妊産婦・乳児を対象とした避難所や交流の場の設置（課題②）
福島県では、最大の避難所となったビッグパレットふくしまで、女性専用スペースを設置し、日替わりで女性団体等が常駐した。
岩手県では、東日本大震災の経験を踏まえ、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、女性等のニーズに応じた配慮事項をとりまとめた。
被災地からの避難者を受け入れた山形県では、県とJA山形中央会が協力し、妊産婦及び乳児のいる家族専用の避難所を設置。ミルク、おむつの無料提供、助産師・保健師等による相談等が行われた。
- ・外国人避難者への情報提供（課題②）
仙台市では、震災以前から、「災害時多言語表示シート（9言語）」を作成し、指定避難所に配布していたが、震災の混乱の中で活用されない場合があった。

【教訓・ノウハウ】

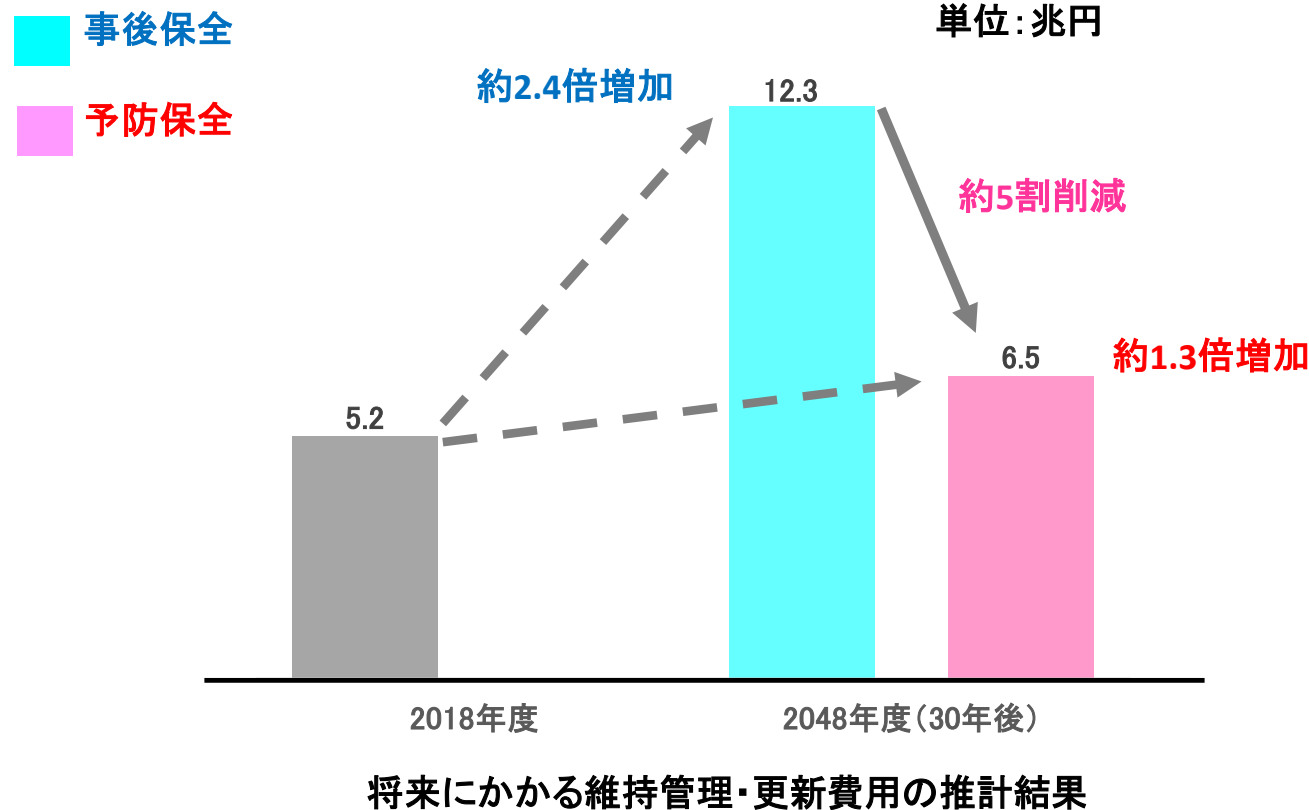
① 住民主体の避難所運営になるような体制やマニュアルを整備する

- ・災害時に備えて、各市町村の担当者や自主防災組織、自治会、避難所施設の管理者等が、住民のコミュニティを重視した避難所の設置運営について協議する機会を設ける。
- ・分かりやすい避難所運営マニュアルを作成し、地域住民も参加する研修・訓練を実施する。
- ・発災時に、避難者自身の一定の役割を割り振るなど避難者が自主的・積極的に避難所の運営に参加できるようにする。

② 避難所における要配慮者の支援体制を構築する

- ・避難所に女性や乳幼児のための個室や専用スペースを確保し、支援人員を配置する。
- ・「災害時多言語表示シート」の活用など、外国人への分かりやすい情報提供の方法に配慮する。

3-1. 維持管理・更新等のコストの見通し



予防保全型インフラメンテナンスにより将来にかかる維持管理・更新費用を縮減



予防保全型インフラメンテナンスの取組の徹底が重要

3-2. 復興まちづくりの事前準備①

■ 国土交通省「東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ」(R3.3.31) 抜粋

【市街地復興事業の成果】

- 市街地復興事業は、すべて10年間で概成。(防災集団移転は震災後平均4年3ヶ月、区画整理は6年10ヶ月で宅地供給)。
- 両事業により、約1.8万戸の宅地を整備し、住まいの再建に寄与。
- 宅地の活用率は防災集団移転で96.4%、区画整理で68%。
- 未利用地も、さらなる活用に向け取組を推進。
- 住まいの再建のみならず、市街地の安全性向上、新たな拠点の創出、コンパクトなまちづくり、既存集落のコミュニティの維持・形成等にも寄与。

【見えてきた課題】

- 各自治体は、被災者の意向を踏まえて事業規模を検討する中で、将来的な人口減少のトレンドをどう考えるか、未来に希望を持てる持続可能なまちの規模をどう確保するなど、難しい判断を求められた。
- 時間とともに変化する被災者の意向への適時適切な対応が求められた(区画整理では、当初の計画から計画人口は全体で約15%縮小)。
- 地区によっては未利用地の問題が顕在化。土地利用のマネジメントが求められている。

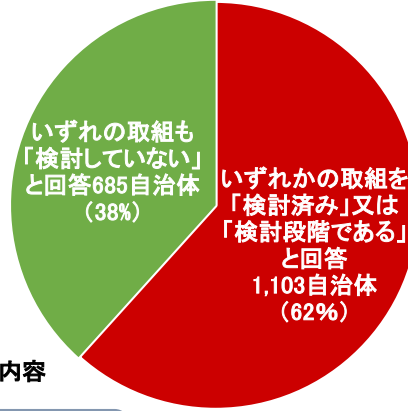
【今後の復興まちづくりへの教訓】

- 大災害は社会トレンドを加速させ、人口減少や過疎化など、長期的な変化が即座に発生。事前に備えていないことを被災時に実施することは困難であることから、まちの将来像を平時から真摯に検討しておくことが、被災時の復興計画の素地となり得る。
- 大災害が起こる前に、基礎情報の収集・分析、被災後の復興まちづくりを考えながら、立地適正化計画等を活用しつつ、持続可能な将来のまちづくりの検討をしっかりと進めることで円滑かつ適切な復興につながる。

3-2. 復興まちづくりの事前準備②

○「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン(平成30年7月公表)」に示す5つの取組のうち、いずれかの取組について、令和3年7月末時点で「検討済み」又は「検討段階である」と回答したのは1,103自治体(約62%)

■取組全体の検討状況



(参考)復興まちづくりのための事前準備の取組内容

体制	復興体制の事前検討 復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。
手順	復興手順の事前検討 どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。
訓練	復興訓練の実施 職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。
基礎データ	基礎データの事前整理、分析 どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。
目標	復興における目標等の事前検討 市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

<調査概要>

- ・調査時点: 令和3年7月末時点
- ・調査対象: 全国の都道府県及び市区町村(1788自治体)を対象に調査し、1788自治体から回答(回答率 100%)

<復興事前準備のワークショップを行った事例>

■徳島県

体制 手順 訓練 基礎データ 目標

- 県では、R3年に「事前復興まちづくり」の住民ワークショップを実施。
- 県が主体となり、市にも地元組織等のつなぎ役など協力依頼を行いながら実施。
- 今後、住民が復興事前準備の必要性・重要性に気づきやすくすることにより、地域の自助・共助活動として復興事前準備の浸透を図ることをねらいとした。

■事前復興まちづくりワークショップの概要(R3.11実施)

【第1回】事業説明・情報共有・住民アンケート(復興を知りましょう)
「事前復興まちづくり」のねらいや対象地区の現況等の情報を共有し、「南海トラフ巨大地震」への備えについて考える。

【第2回】生活と産業の再建のシナリオの検討(生活の再建を考えましょう)
世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活と産業を再建するシナリオを作成する。

【第3回】市街地の課題抽出及び復興シナリオの検討(まちの復興を考えましょう)
生活再建と産業再建のシナリオを踏まえ、被災後と平時を含めた課題を抽出し、それを踏まえ、被災状況等を勘案して市街地を復興するシナリオを作成する。

【報告会】成果について情報共有

ワークショップ 今年度モデル自治体

- ・阿南市津乃峰地区(人口約3,000人)
- ・海洋町穴喰浦地区(人口約1,651人)

【今後の展開】
市町村の取組を促すべくノウハウ等を展開する説明会の開催を予定

<都市計画マスタープランに復興事前準備を位置付けた事例>

■和歌山県太地町

体制 手順 訓練 目標

- R3.3に策定した「太地町都市計画マスタープラン」に復興事前準備の取組の推進を位置づけ。
- 復興まちづくりの整備方針やイメージを提示。
- 一刻も早い復興を成し遂げるために、あらかじめ、復興まちづくりに向けた体制や手順を記した「太地町事前復興計画」を策定中。

■「太地町都市計画マスタープラン」と「太地町事前復興計画」の位置づけ

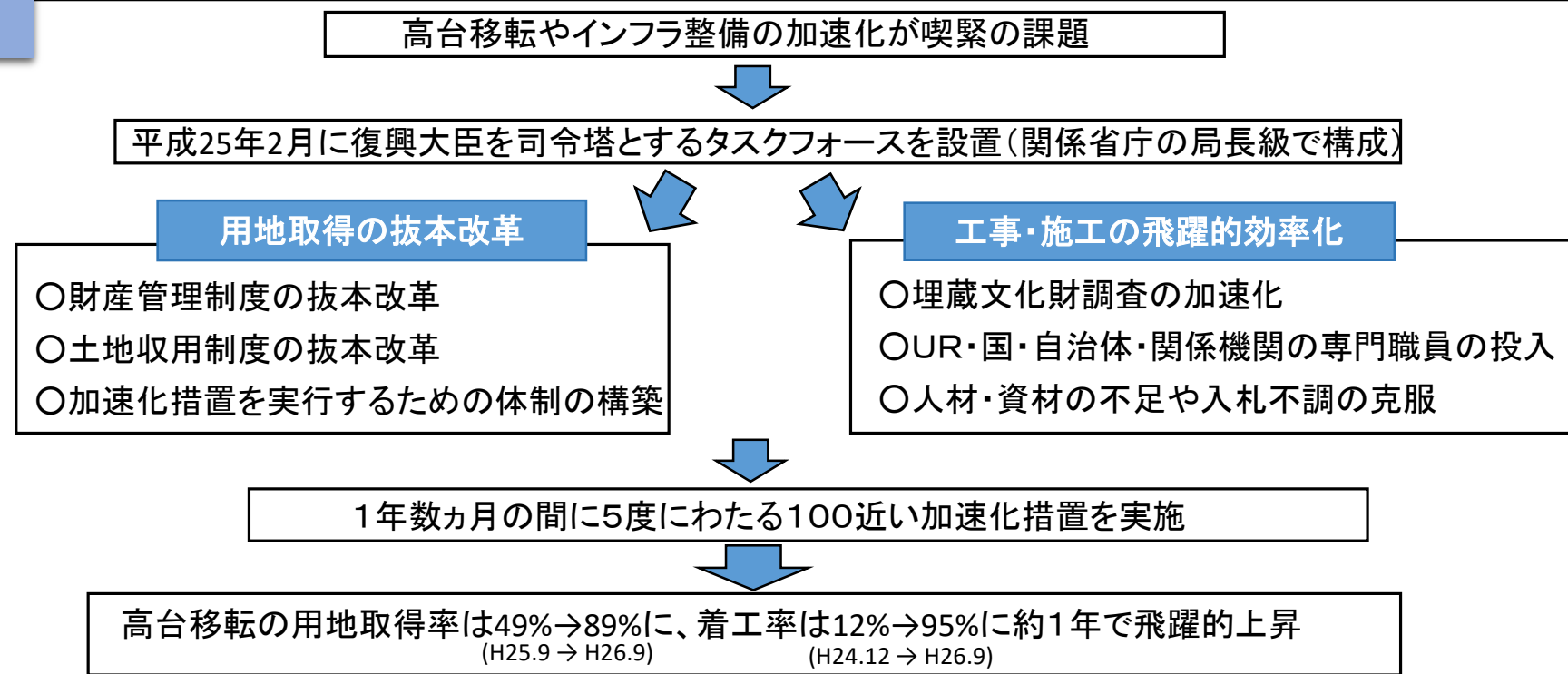
太地町の都市計画に関する基本的な方針
太地町都市計画マスタープラン

関連する計画
・太地町公共施設等総合管理計画
・太地町地域強靱化計画
・太地町事前復興計画 など

■都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造も見据え、復興まちづくりについて具体的に提示

3-3. 用地問題①（加速化・用地取得抜本改革）

総論

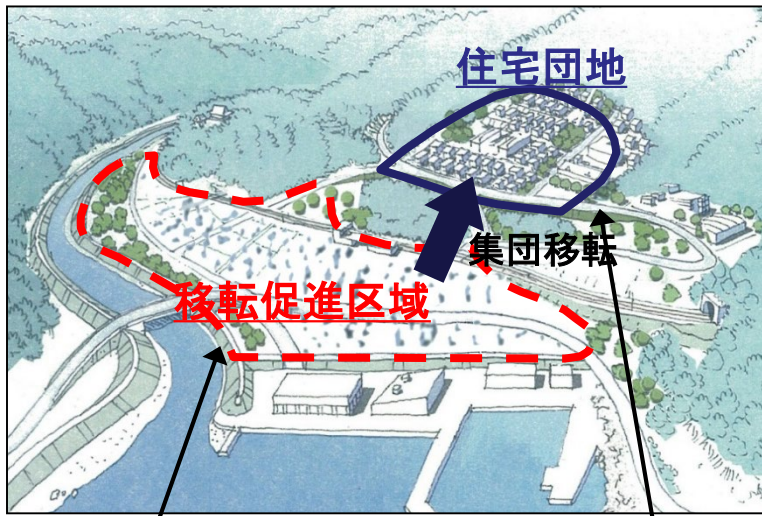


趣旨

被災地において、住宅再建やまちづくり等の復興事業では、工程や目標を示し、加速化を図ることとしている。しかし、これらの事業の円滑な推進に当たっては、所在者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調整、資材等の不足、入札不調などの問題が存在し、これらへの迅速かつ適切な対応が必要である。このため、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を実現し、復興事業の加速化を進める。

3-3. 用地問題② (高台移転)

高台移転の仕組み



被災宅地・周辺農地を自治体がい取り、被災者は移転費用に充当

高台移転用の住宅団地を自治体整備

財産管理制度の抜本改革

財産管理制度は、裁判所が選任した財産管理人が、裁判所の許可を得て不在者等の財産を処分できる制度。

(財産管理人選任手続の迅速化)

- 財産管理人候補者を約1年間で587名確保

(土地の売買(権限外行為)の許可手続の迅速化)

- 書記官等25名の増員
- 申立地や提出書類の柔軟対応
- 財産管理制度のQ&Aの作成
- 相談窓口の設置

(報酬費用の財源措置)

- 自治体が支払う報酬費用の負担軽減

(効果)

・全体で1年以上もかかると懸念された手続を3週間程度に短縮。

・明治、大正時代の名義のままの所有者不明土地等に多数適用。中には江戸時代「文久の土地」も存在。

措置①：財産管理制度の画期的迅速化

日本司法書士会連合会等の協力の下、十分な財産管理人の候補者を確保し、復興の迅速化に寄与。

(効果)

財産管理人候補者 626人
選任件数 329件 (H29.3)

高台移転の加速化措置

措置②：農地法の転用許可を不要に

農地を買い取る時点では農地法の転用許可は不要とする措置(H25.2)※

(効果)

農地の買取面積が1.6ha(H25.2) → 248.0ha (H26.3)に増加

※買い取った土地を実際に利用するまでの間に、土地利用計画を定めた上で転用許可を受ければよい

措置③：柔軟な区域変更

区域変更が必要な場合でも、一定の範囲内※であれば、大臣同意を不要とし、届出のみで足りるとする措置(H25.3)

(効果)

計画変更地区数 317地区 (H28.3)

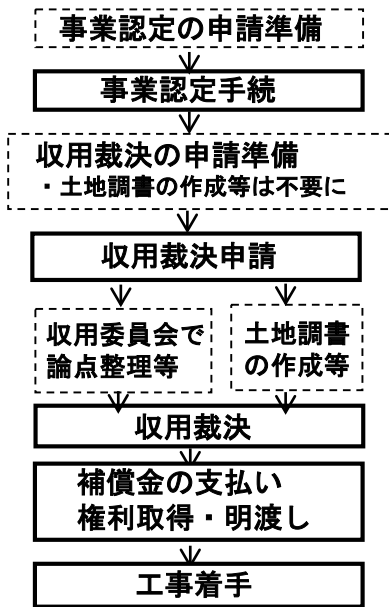
※補助対象事業費の合計額の20%未満

3-3. 用地問題③ (土地収用制度)

防潮堤・道路等の事業地において取得困難な土地が含まれる場合、区域変更では対応できないため土地収用制度を活用することになるが、その手続に膨大な時間を要することが懸念。

「被災地特化型土地収用手続き・収用加速化7本柱」により
土地収用手続きの活用と大幅な迅速化を実現

【被災地特化型土地収用手続】



収用加速化7本柱

- ① 測量・設計を並行して実施
- ② 説明会の開催方法の効率化（土地収用法の説明会と用地説明会等を兼ねて開催）
- ③ 復興事業における早期事業認定申請ルール（供用時期を見据え3年8割を待たず収用手続に移行）
- ④ 事業認定手続期間の短縮（3ヶ月→2ヶ月）※
- ⑤ 権利者調査の合理化による調査期間短縮（ガイドラインの作成・周知）
- ⑥ 緊急使用の活用による工事着手前倒し（使用期間を6ヶ月から1年に延長）※
- ⑦ 収用裁決手続の迅速化（早期裁決）※

所有者が不明の場合の簡便な手続（氏名・住所の記載不要、通知不要、所有者不明のまま裁決）を明確化

※特区法改正事項（④は法改正前より運用で措置済）

事例①

【釜石市（鵜住居地区）片岸海岸の防潮堤事業】

- ・土地収用法の説明会と用地説明会を同時に開催し、当初予定より3か月前倒し。 ※7本柱②
- ・事業認定手続期間を通常の約3か月から約50日に短縮 ※7本柱④

《概要》

- ・明治時代の41名の共有地などを含む事業用地の測量から用地取得までの期間を約3年短縮。



事例②

【宮古市（金浜地区）金浜海岸の防潮堤事業】

- ・地権者の同意なしに事業の着手を可能とする、土地収用法の緊急使用（1年間）を活用 ※7本柱⑥

《概要》

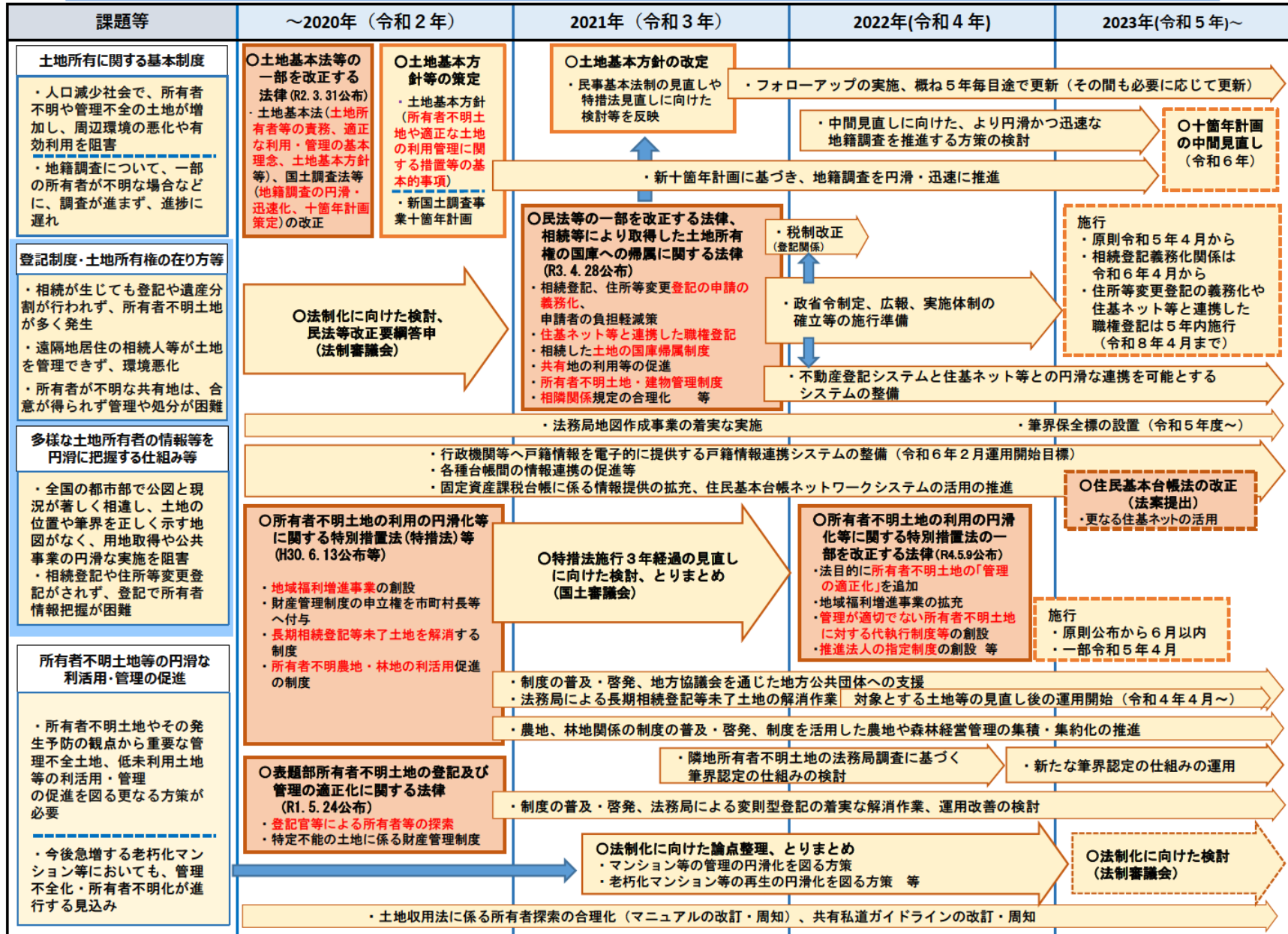
- ・取得困難な多数共有・多数相続の土地（登記名義人24名、相続人250名以上）が2筆あり、裁決申請と同時に緊急使用を申し立てることにより、工事着工を当初予定より約1年前倒し。

事例③

【釜石市（箱崎地区）の道路事業】

- ・事業認定手続期間を通常の約3か月から約40日に短縮 ※7本柱④

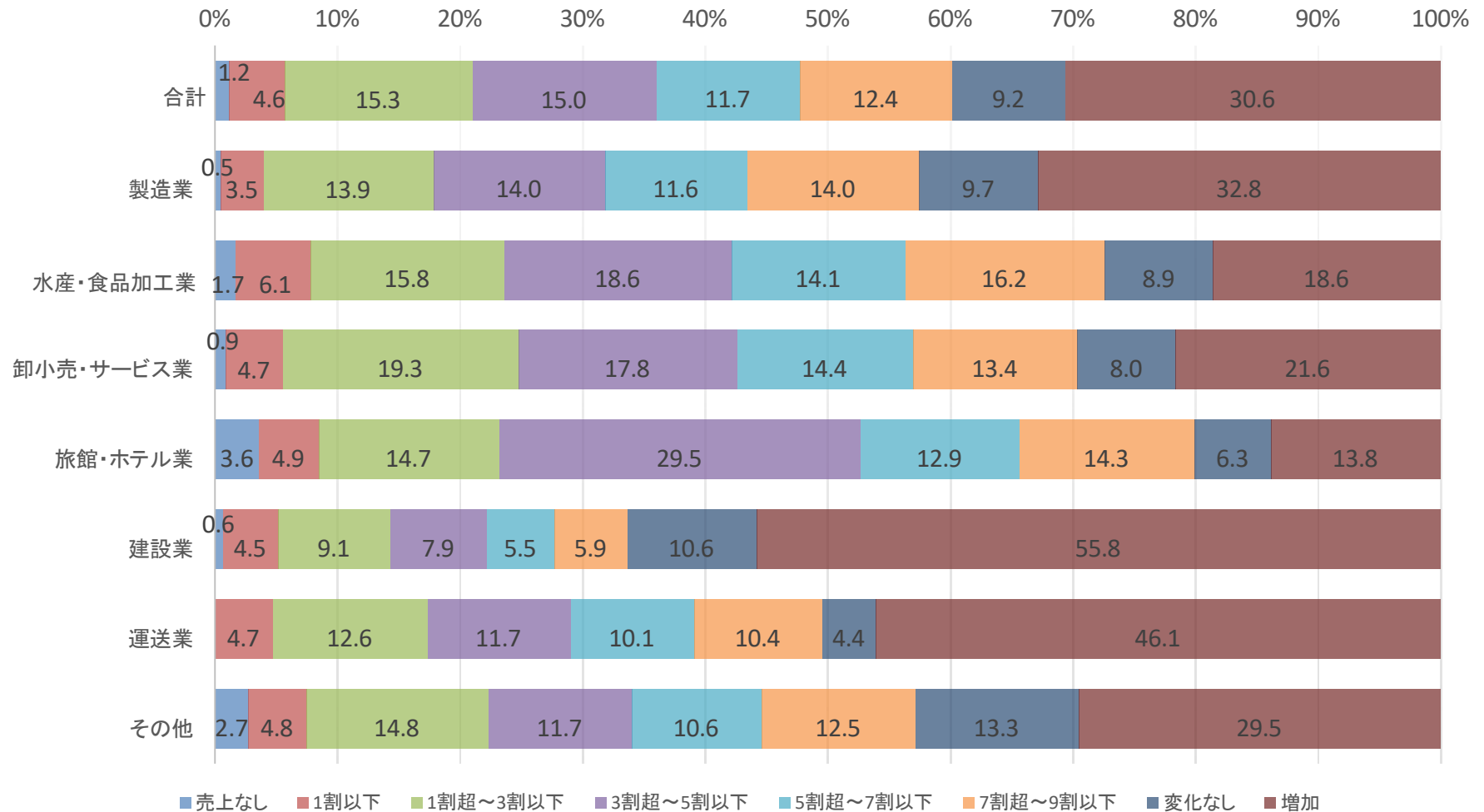
3-3. 用地問題④ (所有者不明土地等問題対策推進の工程表)



4-1. グループ補助金と売上げの回復状況①

業種別の売上げの回復状況

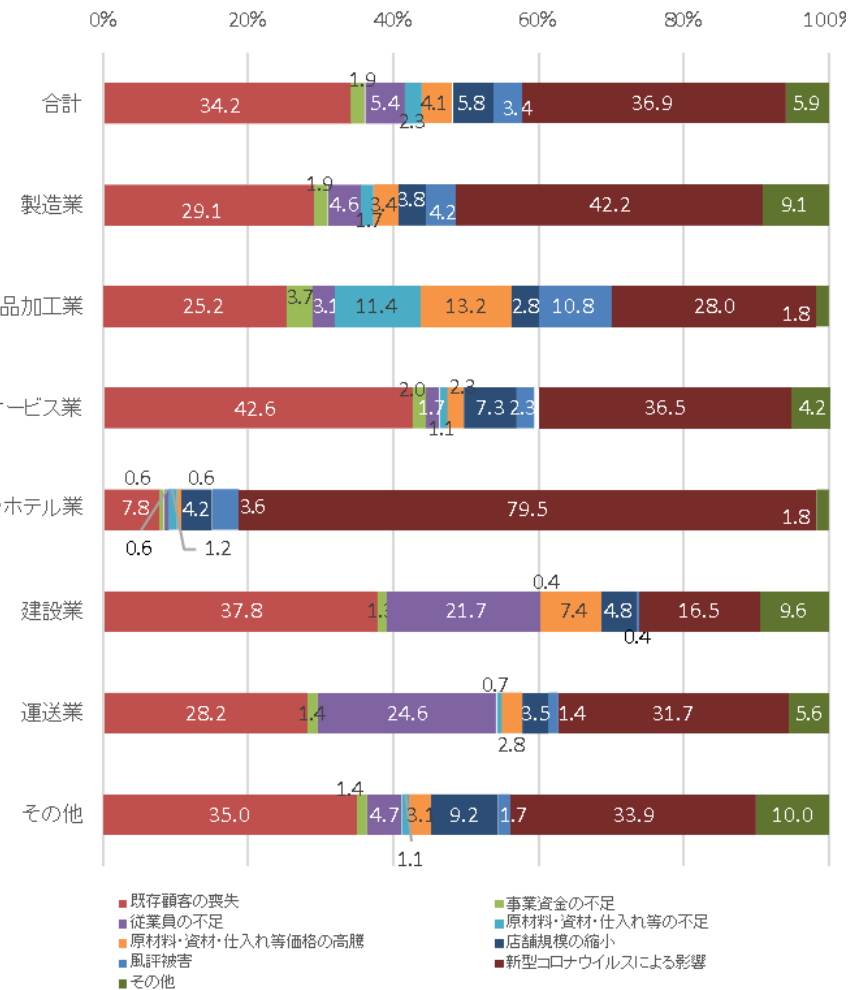
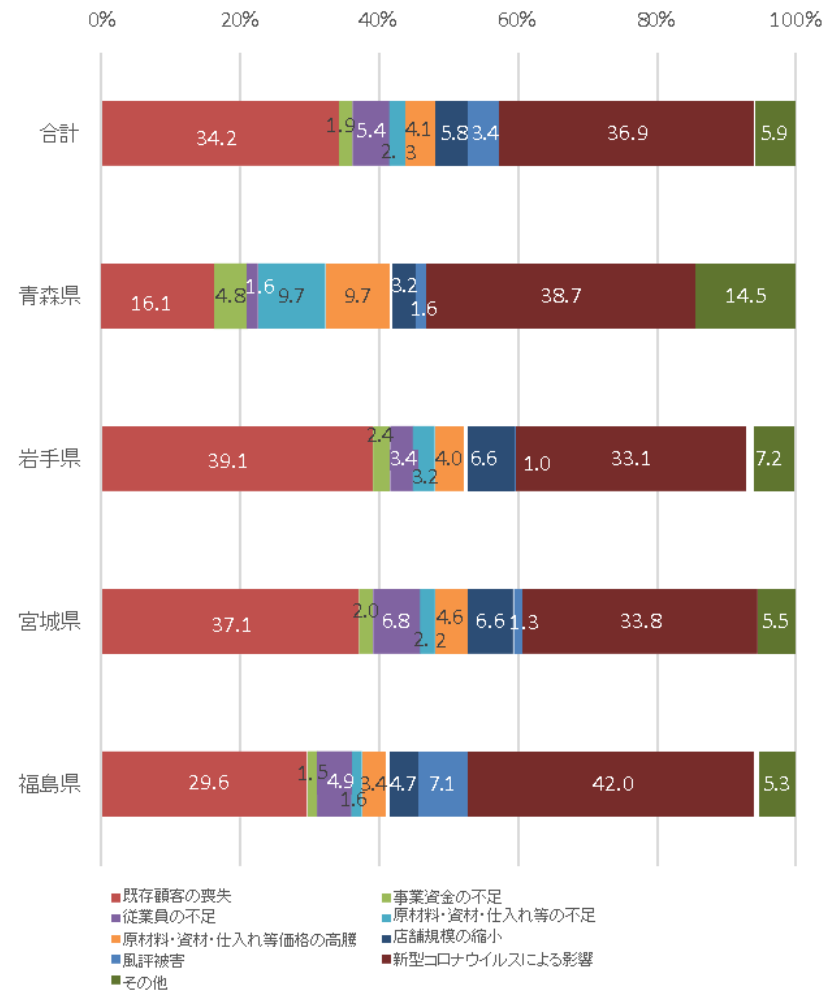
▶ 業種別にみると、水産・食品加工業、旅館・ホテル業では、売上げが震災前の水準以上に回復した事業者は少ない。



4-1. グループ補助金と売上げの回復状況②

売上が減少した理由

- 現在の売上が減少した要因について、「新型コロナウイルスによる影響」が多く、次いで「既存顧客の喪失」となっている。
- 業種別で「新型コロナウイルスによる影響」が最も大きいのは、旅館・ホテル業で、次いで製造業となっている。



○ 新分野事業の活用

【課題】

H23年度から始まったグループ補助金であったが、長期間の事業停止による販路喪失や従業員不足等の事業環境変化により、事業再開・売上回復が困難という問題点を指摘されていた。

【改善策】

H27年度より、仮に従前の事業の施設復旧を果たしても事業再開や継続、売上回復が困難な事業者に対しては、被災前の売上を目指した新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（いわゆる「新分野事業」）を促進するべく、従前の施設等への復旧に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費を補助対象とすることができるよう改善。

【活用事例】

- ・ タクシー事業からコインランドリー事業に転換した事例（岩手県）
地域の利便性向上を図り、地域密着型のリピート率が高い事業を実施することで、売上回復を目指す。
- ・ 整骨院にデイサービスを併設した事例（岩手県）
当該地区のデイサービスのニーズを取り込み、整骨院の新規固定客を生み出す。
- ・ 小売業に加えて飲食部門を設けた事例（宮城県）
町内の居住人口の減少等により従来の営業形態の復旧では利益確保が困難だったため、既存の小売業に加え、飲食部門やフリースペースを新設。コミュニティの構築で顧客を囲い込み、売上回復を目指す。
- ・ 旅館業から食品加工業・飲食業に転換した事例（宮城県）
震災後、当該地区が災害危険区域に指定され、宿泊を伴う旅館営業が禁止されたために、食品加工販売施設やレストラン等を整備し、新たな観光拠点を目指す。

○ 適正規模での復旧

【課題】

グループ補助金で現状復旧が可能であることにより、中長期的な需要見通しなど、事業者を取り巻く社会・経済情勢の変化を鑑みずに過剰に設備投資をしてしまい、自己負担分（原則、補助対象経費の1/4）にかかる融資の返済が困難になるケースが生じていた。

【改善策】

事業者に対し、補助金の申請時等において支援機関・金融機関等と連携し、将来の事業環境変化を見据えた計画的な適正規模での復旧を支援。

- 一 補助金が出るからと言って無計画に設備投資するのではなく、自社のビジネスモデルを踏まえきちんと目的をもって設備投資を行った事業者が現在優位に立っている。（岩手県金融機関）
- 一 新型コロナや原油高・円安の影響を受けた事業者もあるが、グループ補助金を使っても欲張らず適正な設備投資をした事業者は元気にやっている者が多い。（宮城県地元業界団体代表）
- 一 被災前と同規模で復旧すると、人手不足や需要変化等により余剰施設を抱えてしまいかねないため、当初から身の丈にあった商工業者の復旧計画づくりを多数支援してきた。（宮城県商工団体）
- 一 ある水産加工業者は、複数所有する加工場を一度に被災前の設備規模まで復旧せずに、需要に合わせて、段階的に復旧を行ったことで、被災後の環境変化にも即した事業展開を行っている。（福島県金融機関）

○ 財産処分にかかるきめ細やかな対応

【課題】

グループ補助金により整備した建物や導入した設備等については、転用や廃棄等の処分に制限が課されているが、これが事業者の事業転換等の妨げとなっているとの意見がある。

【改善策】

財産処分の制限は、補助金適正化法に基づき、グループ補助金に限らず、政府が交付する補助金全般について課されているもの。

他方で、個別の事業者の状況に応じて、よりきめ細やかな対応を実施。

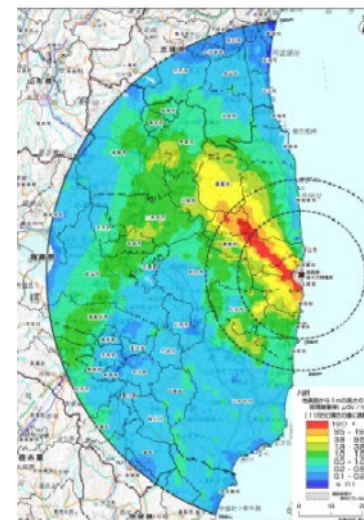
- 一 補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合においては、財産処分に該当しないこととなっている。
 - ※ 補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省大臣官房会計課通達平成16・06・10会課第5号）抜粋
 - （2）なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本取扱いに定める手続を経ることを要しないこととする。
 - ② 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合。
- 一 グループ補助金により設備を導入する際にはその用途や使用期間を慎重に見極めた上で、適切な設備の導入を検討するよう事業者には念押ししている。（宮城県商工団体）

1. 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

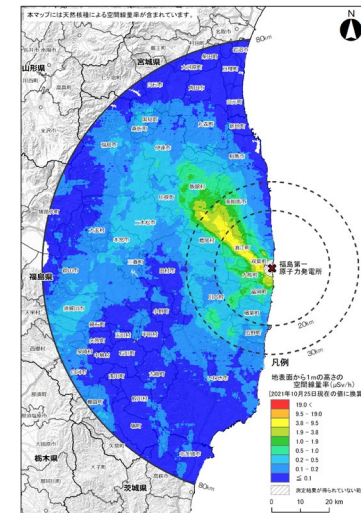
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向け、中長期ロードマップを踏まえ、国も前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画に基づき、安全性の確保、風評対策に全力で取り組む

- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針(令和3年4月13日)
- ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画(令和4年8月30日改定)

空間線量率の推移



2011年11月時点



2021年10月時点

出典:原子力規制庁 福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について

2. 環境再生の取組

(現状)・帰還困難区域を除き、8県100市町村の面的除染完了(平成30年3月)

- ・ 仮置場の約7割で原状回復、約1,334万 m^3 の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送済み(令和4年10月末)

(取組)・仮置場の管理・原状回復

- ・ 中間貯蔵施設事業の実施
- ・ 最終処分に向けた減容・再生利用等
- ・ 特定廃棄物等の処理



中間貯蔵施設の受入・分別施設 外観(大熊町)



受入・分別施設 施設内(大熊町)



飯舘村長泥地区における環境再生事業
(※再生資源化ヤードは撤去済)



除去土壌を用いた盛土における
住民と共同での栽培実験(令和2年度・令和3年度)

5-1. 福島県の復興・再生②

3. 帰還促進・生活再建

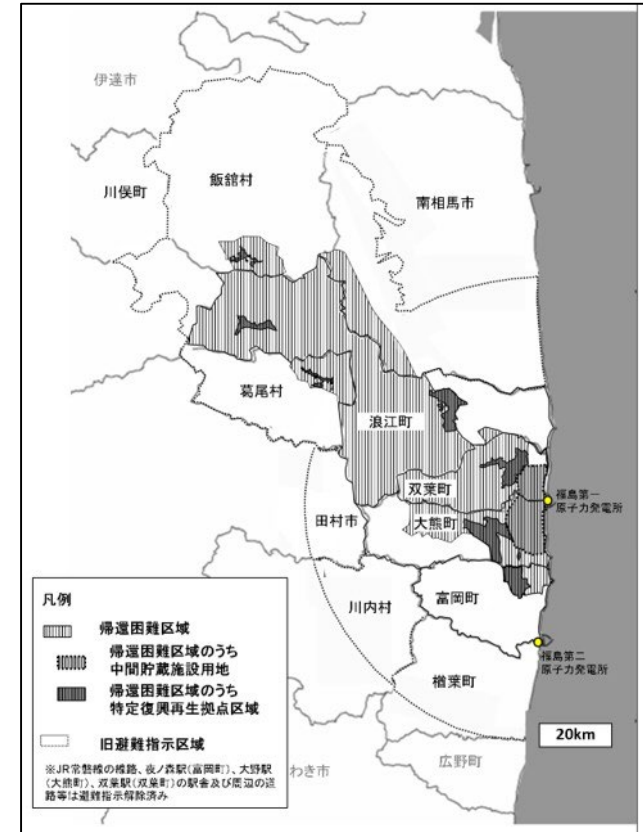
- (現状)・福島県全体の避難者数は減少(最大16.5万人→2.9万人(R4.8))
 - ・避難指示解除区域全体の居住者数は徐々に増加(約0.4万人(H29.4)→約0.9万人(H30.4)→約1.6万人(R4.9))

- (取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備
 - ・新たな住民の移住・定住の促進

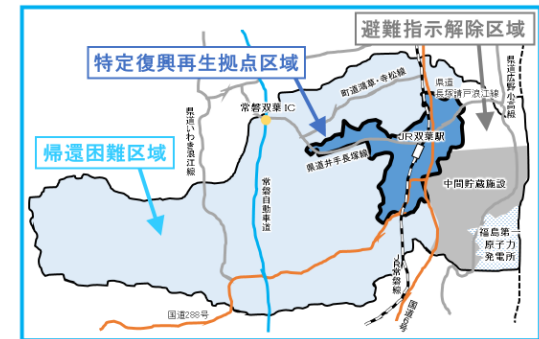
4. 帰還困難区域(拠点及び拠点外)の復興・再生

- (現状)・令和2年3月、双葉町(避難指示解除準備区域)の避難指示を解除
 - ⇒帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示解除を実現
 - ・JR常磐線の全線開通に合わせ、双葉駅、大野駅、夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除(令和2年3月)
 - ・特定復興再生拠点区域について、葛尾村では令和4年6月12日、大熊町では6月30日、双葉町では8月30日に避難指示を解除した。

- (取組)・6町村の特定復興再生拠点区域において、除染やインフラ等の生活環境整備等を推進
 - ⇒令和5年春頃(富岡町、浪江町、飯館村)の避難指示解除を目指す
 - ・特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の基本的方針を決定(令和3年8月)
 - ⇒2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。



特定復興再生拠点の例(双葉町(2017年9月15日認定))



5-1. 福島復興・再生③

5. 福島イノベーション・コースト構想

(現状)・拠点整備が進捗し、企業進出も進展。

- 廃炉分野
: 廃炉技術の開発、人材育成等
- ロボット・ドローン分野
: ドローンや空飛ぶクルマの実証実験、
ワールドロボットサミットの開催
- エネルギー・環境・リサイクル分野
: 再生可能エネルギーや
水素等のエネルギー関連産業を創出
- 農林水産分野
: 先端技術の開発・実用化を推進
- 航空宇宙分野
: 航空エンジン等の航空宇宙産業の
育成・集積
- 医療関連分野
: 医療関連産業の技術開発支援

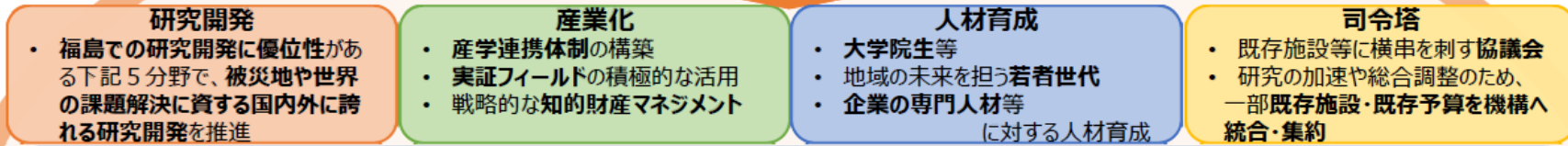
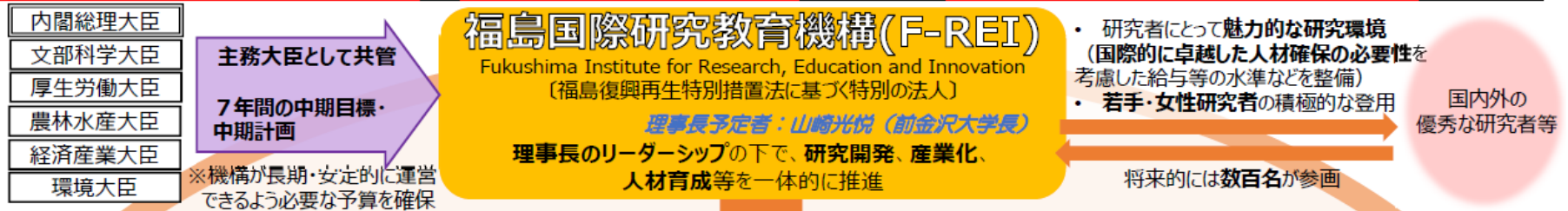
(取組)・地元企業による新事業展開・取引拡大、
域外からの事業者の呼び込みの両輪



5-1. 福島復興・再生④

6. 福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。



機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】
廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等

ドローン 遠隔操作ロボット

【②農林水産業】
農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等

生産自動化システム等の実証 有用資源の探索・活用

【③エネルギー】
福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等

水素エネルギーネットワークの構築・実証 CO₂ ネガティブエミッション技術

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】
放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等

新しいMRI医薬品によるがん治療 超大型X線CT装置(ものづくりDX)

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】
自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等 放射性物質の環境動態研究

放射性セシウムの付着場所・濃度・土壌・人工物・水・がれき等 放射性セシウムの移動形態 放射性セシウムと有機物・イオン、等 放射性物質の環境動態研究 放射性物質の環境動態研究 放射性物質の環境動態研究

<機構及び仮事務所の立地>
円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定
本施設：浪江町川添地区
仮事務所：浪江町権現堂地区公有施設

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ
・機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
・浜通り地域を中心に「世界でここにはない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

5-1. 福島復興・再生⑤

7. 農林水産業の再生

- (現状)・原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の43%(2021年度末時点)
- ・福島県の沿岸漁業等は、2021年3月に試験操業を終え、本格操業への移行段階。水揚量は震災前の20%(2021年時点)
- (沖合漁業等も含めた福島県の水揚量は震災前の50%(2020年時点))

- (取組)・営農再開の支援
(大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値生産を展開する産地の形成)
- ・販路の開拓など本格的な操業再開に向けた支援
 - ・被災地産品への風評の払拭

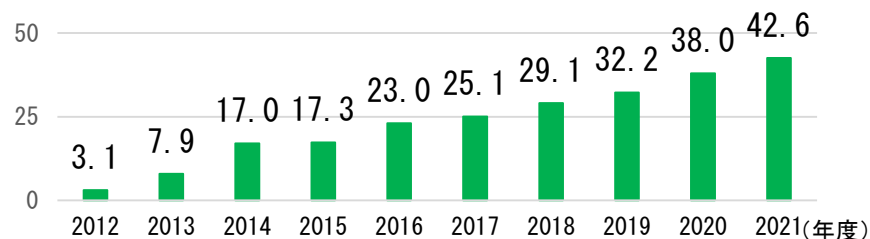
8. 風評対策

- (現状)・福島県産と全国平均との価格差は回復基調だが、一部品目では全国平均を下回っている。
- ・輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、43か国・地域が規制を撤廃、12か国・地域が継続

- (取組)・福島の農産物等の魅力について、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な媒体を活用して情報発信し安全性を訴えつつ、購買行動にもつなげる
- ・令和3年8月の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを取りまとめ

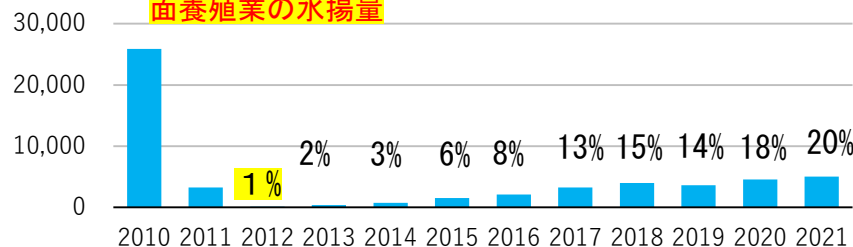
○被災12市町村の営農再開面積

※2011年12月末時点における営農休止面積に対する割合



出典：福島県営農再開支援事業 令和3年度事業実績報告書

○福島県(属地)における沿岸漁業(沖底含む)及び海面養殖業の水揚量



出典：福島県海面漁業漁獲高統計

(年)

ブッシュ型動画広告を活用した分かりやすい情報発信の例「おいしい福島」



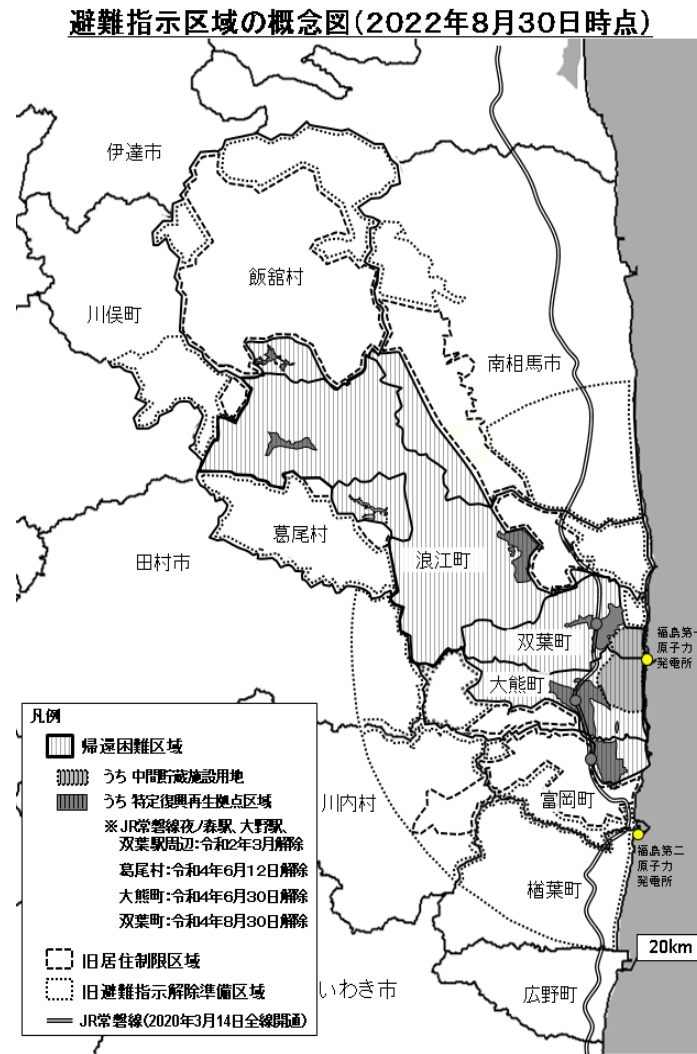
令和2年度 第4弾
さかなくんさん(魚類学者、タレント)



令和3年度 第1弾
ぼる塾さん(お笑い芸人)

5-2. 避難指示解除地域の居住率等①（解除時期と居住率）

自治体名	避難指示解除時期	住基人口 (H23.3)	住基人口 (R4.9) A	実居住人口 (R4.9) B	B / A
広野町	—	5,490人	4,699人	4,241人	90.3%
田村市 (都路地区一部)	平成26年4月(準)	380人	232人	197人	84.9%
川内村 (20km圏内)	平成26年10月(準) ^{*1} 平成28年6月(準)	358人	258人	115人	44.6%
檜葉町 (20km圏内)	平成27年9月(準)	7,975人	6,612人	4,216人	63.8%
葛尾村	平成28年6月(居・準) 令和4年6月(抛)	1,567人	1,314人	466人	35.5%
南相馬市 (小高区・原町区一部)	平成28年7月(居・準)	14,279人	7,239人	4,368人	60.3%
飯舘村	平成29年3月(居・準)	6,509人	4,902人	1,507人	30.7%
川俣町 (山木屋地区)	平成29年3月(居・準)	1,252人	678人	334人	49.3%
浪江町	平成29年3月(居・準)	21,434人	15,750人	1,909人	12.1%
富岡町	平成29年4月(居・準) 令和2年3月(抛)	15,960人	11,834人	2,042人	17.3%
大熊町	平成31年4月(居・準) 令和2年3月(抛) 令和4年6月(抛)	11,505人	10,051人	395人	3.9%
双葉町	令和2年3月(準・抛) 令和4年8月(抛)	7,140人	5,561人	—	0%
計(広野町を除く)		88,359人	64,431人	15,549人	24.1%



※ 数値は、避難指示がなされた区域の人口

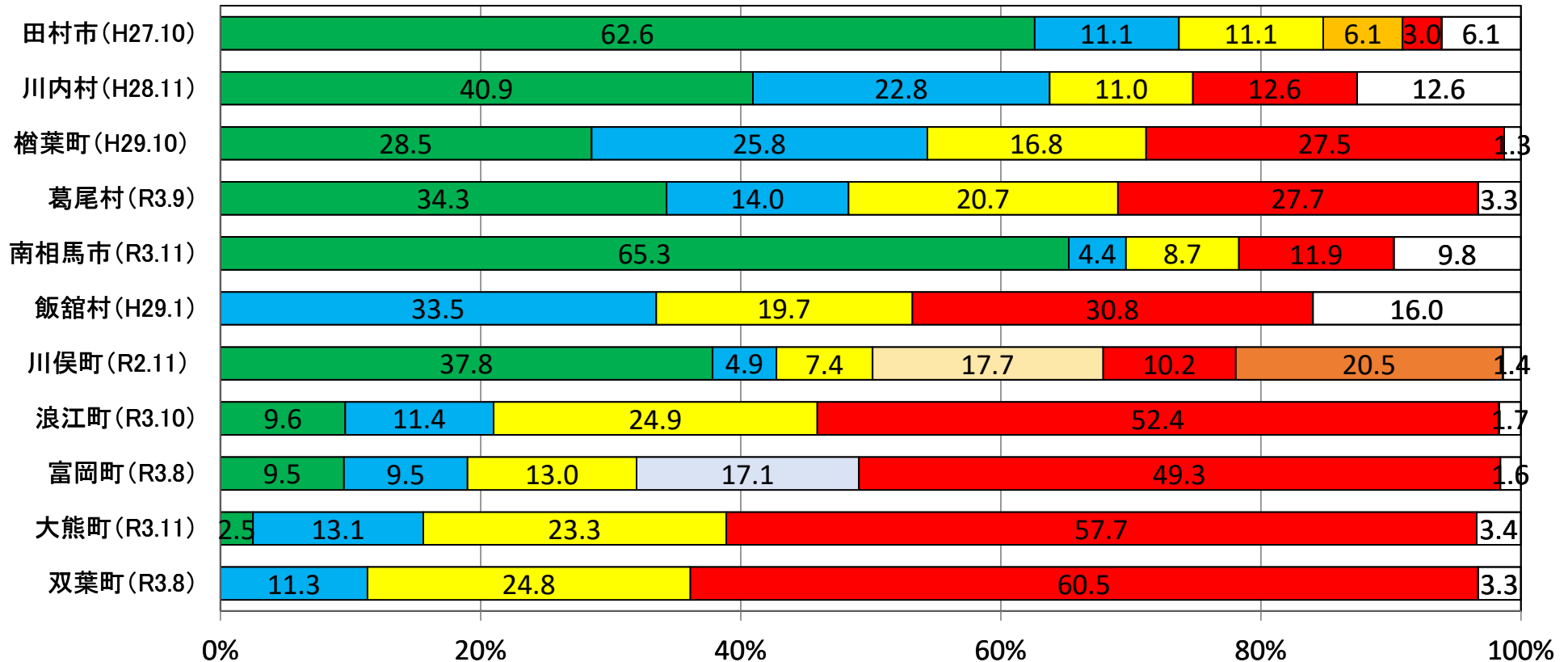
準：避難指示解除準備区域
居：居住制限区域
抛：特定復興再生拠点区域（一部解除を含む。）

*1 川内村においては、平成26年10月に避難指示解除準備区域を解除するとともに、居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し。

5-2. 避難指示解除地域の居住率等②（住民意向）

- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

【凡例】
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 戻りたいが戻れない
■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※復興庁・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

趣旨

- 仮設住宅での避難生活の長期化や、災害公営住宅への移転進捗により、移転後のコミュニティ形成の支援が新たな課題となるなど、各地域において、様々な被災者支援の課題に直面する中で、それぞれの地域の実情に対応した効果的・効率的な支援活動の実施が必要。
- このため、各県コーディネーターが、地域のニーズ・課題の整理等を行った上で、新たな活動主体の参画促進、県内自治体と企業・NPO等とをつなぐなど、県内各地域における被災者支援活動の実施を支援。
- また、各自治体において、効果的な支援活動を実施するためには、多様な支援者間の密接な連携体制の確保が必要。

事業の概要

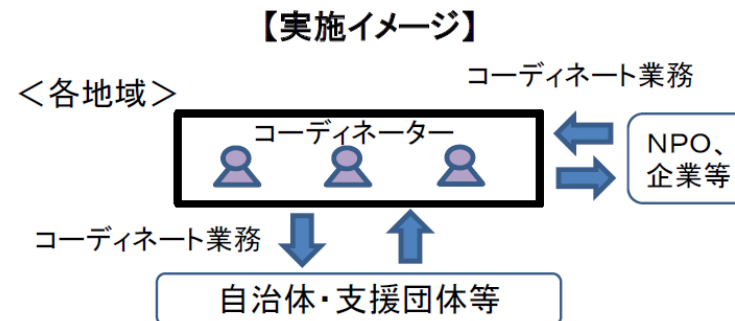
1. コーディネーターの配置

コーディネーターが、各地域において、以下の調整業務等を実施。

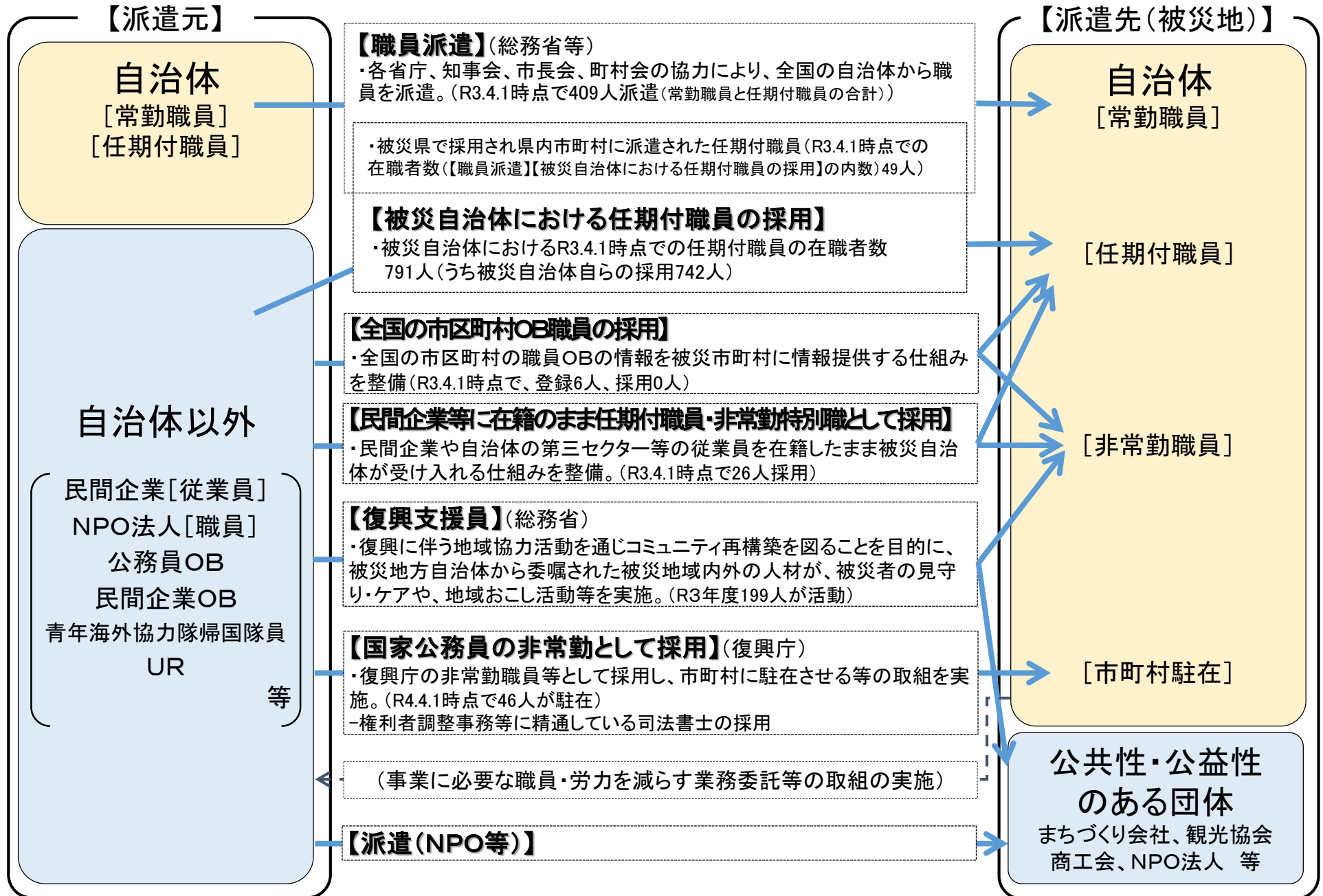
- ①被災者支援に関連して、新たな活動主体の参画や支援者間(相談員、復興支援員、NPO、ボランティア等)の連携強化
- ②自治体における被災者支援活動との連携

2. 被災者支援調整会議の開催等

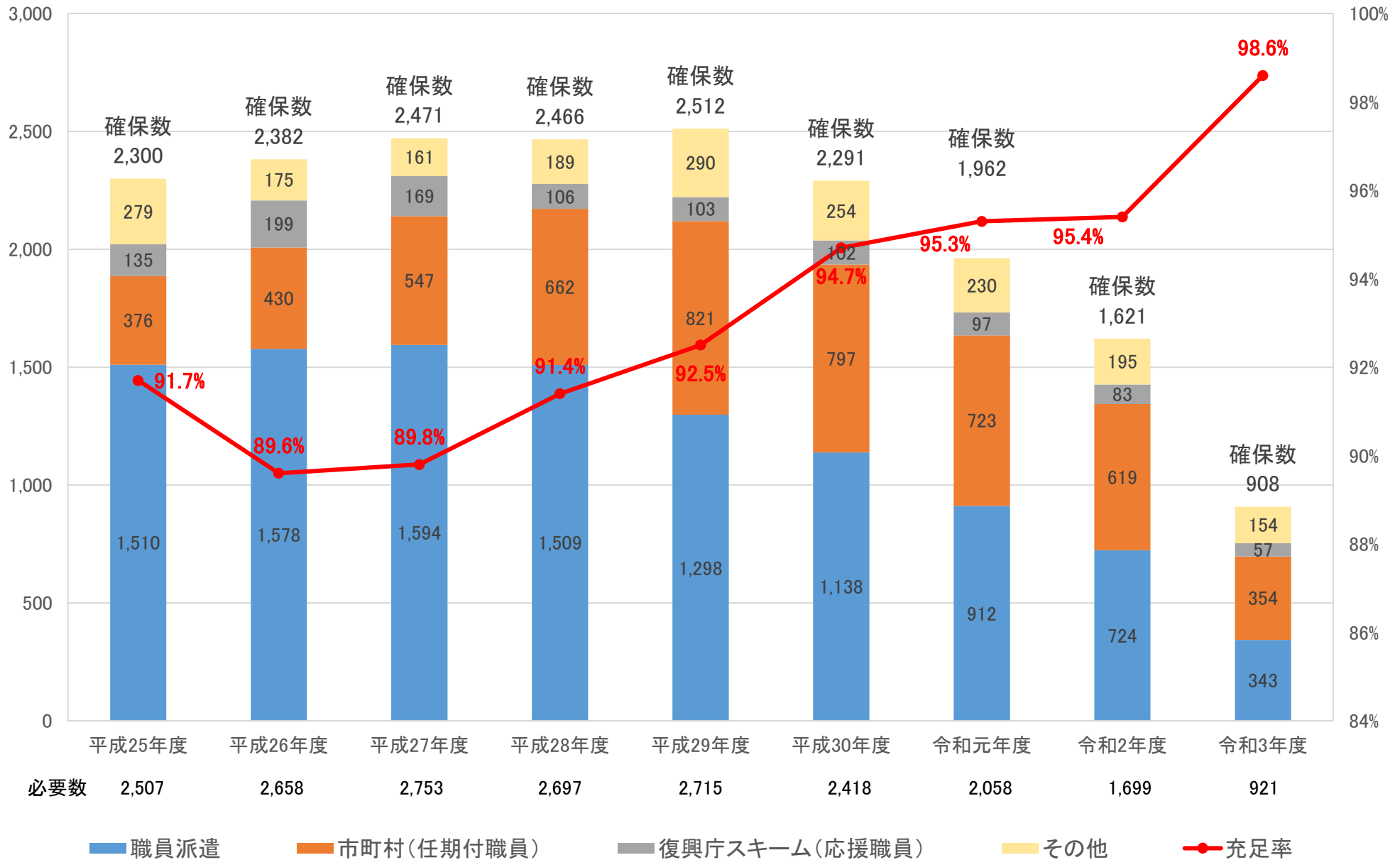
被災者支援の関係者による「被災者支援調整会議」の開催等を通じて、地域における支援者間での課題の共有、活動内容の調整等を行い、被災者支援ネットワークを構築する。



6-2. 人材確保対策①



6-2. 人材確保対策②



[注] 当該年度3月時点。

6-3. デジタルアーカイブ等①

○国立国会図書館東日本大震災大震災アーカイブ「ひなぎく」

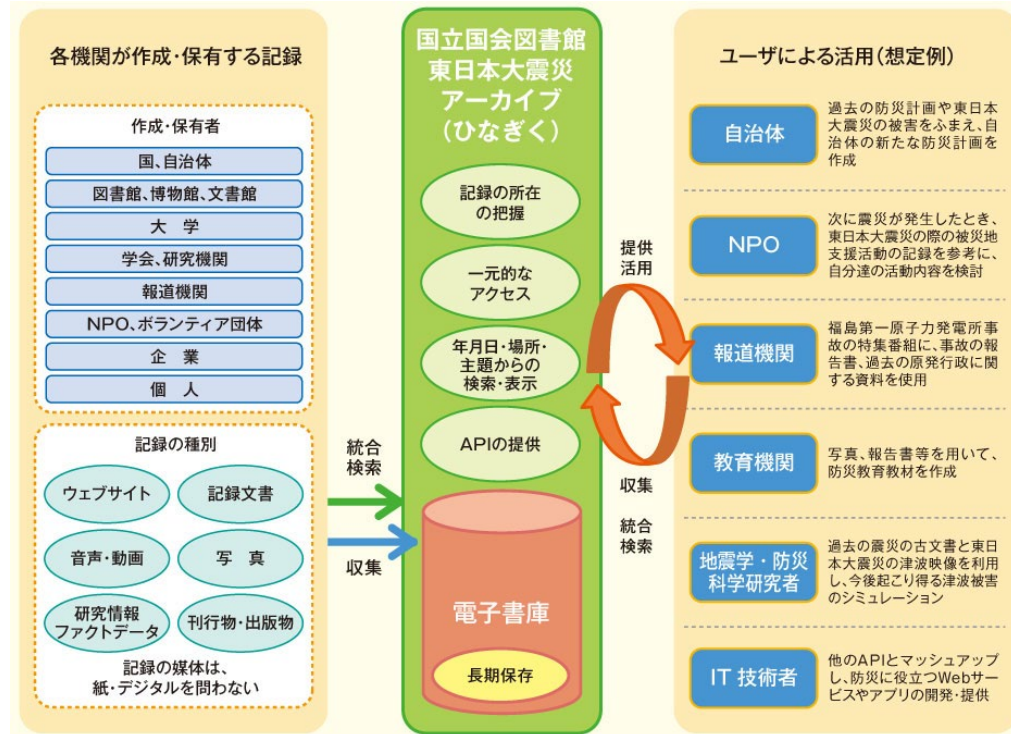
- ・総務省と国立国会図書館が分担して開発・構築した、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト(平成25年3月公開。保守運用は国立国会図書館。)
- ・国立国会図書館のほか、公的機関、報道機関、教育機関、NPO・ボランティア団体等が連携し、それらが保有する震災に関する音声・動画、写真、文書などの記録を一元的に検索可能(令和4年10月現在で、57のデータベースから約470万件のコンテンツが検索可能)

○復興構想7原則(H23.5.10復興構想会議決定)

原則1:失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

○「ひなぎく」の基本理念

1. 国内外に分散する東日本大震災の記録等を、国全体として収集・保存・提供すること
2. 関係する官民の機関が、それぞれの強みを活かし、分担・連携・協力し、全体として国の震災アーカイブとして機能すること
3. 東日本大震災の記録等を国内外に発信するとともに後世に永続的に伝え、被災地の復興事業、今後の防災・減災対策、学術研究、教育等への活用に資すること



- 【課題】 ① 震災の記録をどのように収集・保存するか
② 震災からの教訓や復興過程をどのように発信するか

【東日本大震災における取組】

- ・ 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」の構築（課題①②）
国立国会図書館では、東日本大震災の記録を国全体で収集・保存・公開するためのポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（愛称：ひなぎく）」を構築し、地方公共団体、図書館、大学・研究機関等、民間団体等が所有するアーカイブとも連携。
- ・ 被災地方公共団体による震災の記録と教訓の発信（課題②）
青森県・岩手県・宮城県・福島県では、2014年から毎年「東北4県・東日本大震災復興フォーラム」を首都圏で開催。
- ・ 海外への震災の教訓・復興状況の発信（課題②）
宮城県仙台市では、2015年3月に第3回国連防災世界会議が開催され、「仙台防災枠組2015-2030」を採択し、会議開催に合わせ、県内では、防災や復興に関するシンポジウムや展示、被災地を訪ねるスタディツアーを実施。

【教訓・ノウハウ】

- ① 国、地方公共団体、大学、民間企業等が連携して、広く震災関連資料を収集・保存し、防災や減災に向けた利活用を推進する
 - ・ 国や地方、大学、民間は、文書や写真、映像等さまざまな形態で残された震災関連資料が散逸しないよう収集・保存する。
 - ・ 被害実態や緊急対応にとどまらず、応急対応や復旧・復興の過程についても、継続的に文書や写真、映像等の記録を収集、保存する。
 - ・ 官民が協力して震災関連資料をアーカイブに集約するとともに、震災の伝承や防災対策・災害研究の進展に向けた活用を促進する。
- ② 国内外に復興状況や震災の教訓・ノウハウを発信し、世界の防災・復興対策の強化に貢献するとともに、被災地の復興への継続的な支援につなげる
 - ・ 被災地方公共団体では、フォーラム等の開催により継続的に復興状況を発信するとともに、震災の復旧・復興に係る取組から得られた教訓やノウハウをまとめ、共有する。
 - ・ 被災地に国際会議を誘致したり、諸外国で復興状況を報告する機会を設けたりすることにより、被災地の復興の姿や震災の教訓を国際社会に向けて発信する。

復興庁の概要

1 所掌事務

復興庁は、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

① 復興に関する国の施策の企画、調整

- ・基本的な方針などの企画立案、各府省の復興施策の総合調整・勧告
- ・復興事業の統括・監理、復興予算の一括要求、各府省への配分、事業の実施に関する計画の策定など

② 地方公共団体への一元的な窓口と支援

被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

2 組織と機能

- ① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。
- ② 復興局等を岩手県、宮城県、福島県等に置き、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。
- ③ 復興推進会議（閣僚級会議）を設置。
- ④ 復興推進委員会（有識者会議）を設置。

3 設置期限

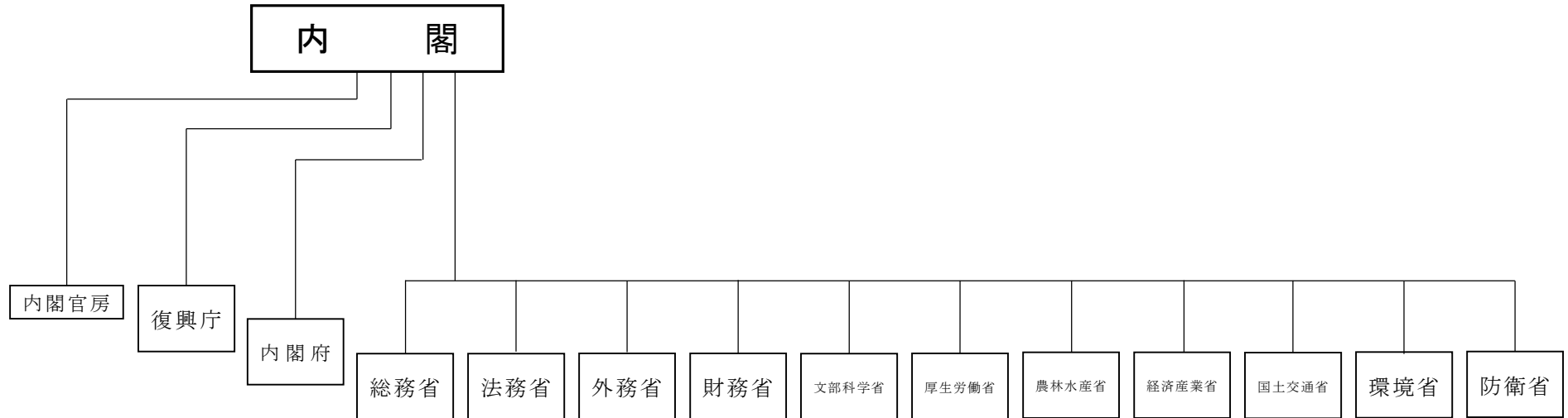
設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間（平成23年度から32年度までの間）

※ 平成24年1月23日復興対策本部会合資料（抜粋）

なお、設置期限は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第46号）によって、10年間（令和13年3月31日まで）延長。

7-1. 復興庁の役割等②（位置付け）

東日本大震災からの復興に関する復興庁の内閣における位置付け



- ・復興庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助ける。
- ・復興庁は、内閣補助事務と分担管理事務を行う。

※1 内閣補助事務とは、内閣の立場から行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整。

※2 分担管理事務とは、各省と同様に、内閣の統轄の下に行政各部として行う個別の事務。

7-1. 復興庁の役割等③（設置法その1）

○復興庁設置法（平成23年法律第125号）（抄）

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第46号）による改正後（現行）

（設置）

第2条 内閣に、復興庁を置く。

（任務）

第3条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

- 一 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- 二 東日本大震災復興基本法第2条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第4条 復興庁は、前条第1号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 復興庁は、前条第2号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
 - 二 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。

三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

- イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。
- ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。
- ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

四 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体に対し、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。

五～九（略）※法施行事務を列記

3 前項第3号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

（組織の構成）

第5条 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第1条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

（復興庁の長）

第6条 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣とし、第4条第2項に規定する事務を分担管理する。

7-1. 復興庁の役割等④（設置法その2）

○復興庁設置法（平成23年法律第125号）（抄）

※復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第46号）による改正後（現行）

（内閣総理大臣の権限）

- 第7条 内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- 2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、復興庁の命令として復興庁令を発することができる。
- 4 復興庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
- 5 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 7 内閣総理大臣は、第3条第2号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（復興大臣）

- 第八条 復興庁に、復興大臣を置く。
- 2 復興大臣は、国務大臣をもって充てる。
- 3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- 4 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 5 復興大臣は、第4条第1項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。
- 6 復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 7 復興大臣は、第5項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（参考）東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（抄）

第4章 復興庁の設置に関する基本方針

- 第24条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁（第3項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。
- 2 復興庁は、期間を限って、置かれるものとする。
- 3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。
- 一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに 総合調整に関する事務
- 二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務
- 三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務
- 4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- 5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

7-1. 復興庁の役割等⑤ (政府の体制の変遷)

■ 平成23年3月11日～

被災地復興に関する法案等準備室
内閣官房 室長他28名 (～H23.6)

東日本大震災復興構想会議
(H23.4.11～H24.2.10)

専門委員会

緊急災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(宮城県)

被災者生活支援チーム (H23.3.17～7.25)
※ 被災者生活支援特別対策本部から名称変更

震災ボランティア連携室 (H23.3.15～9.16)

原子力災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(福島県)

政府・東京電力統合対策室(東電内)
(H23.5.6～12.16)

原子力被災者生活支援チーム
(H23.3.29～)

原発事故経済被害対応チーム (H23.4.11～)
※ 原子力発電所事故による経済被害対応本部から名称変更

■ 平成23年6月24日～

復興対策本部 (H23.6.24～H24.2.10)

東日本大震災復興構想会議
(H23.4.11～H24.2.10)

専門委員会

現地対策本部(3県)

緊急災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(宮城県)

被災者生活支援チーム (H23.3.17～7.25)
※ 被災者生活支援特別対策本部から名称変更

震災ボランティア連携室 (H23.3.15～9.16)

原子力災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(福島県)

政府・東京電力統合対策室(東電内)
(H23.5.6～12.16)

原子力被災者生活支援チーム
(H23.3.29～)

原発事故経済被害対応チーム (H23.4.11～)
※ 原子力発電所事故による経済被害対応本部から名称変更

■ 平成24年2月10日～

復興庁 (H24.2.10～)

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)

現地対策本部(3県)

緊急災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(宮城県)

原子力災害対策本部 (H23.3.11～)

現地対策本部(福島県)

廃炉・汚染水・処理水対策チーム
(H25.12.26～)

原子力被災者生活支援チーム
避難指示区域見直し等 (H23.3.29～)

環境省 廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設整備、モニタリング

経済産業省 東京電力の指導

文部科学省 賠償状況のフォローアップ・対応、和解の仲介

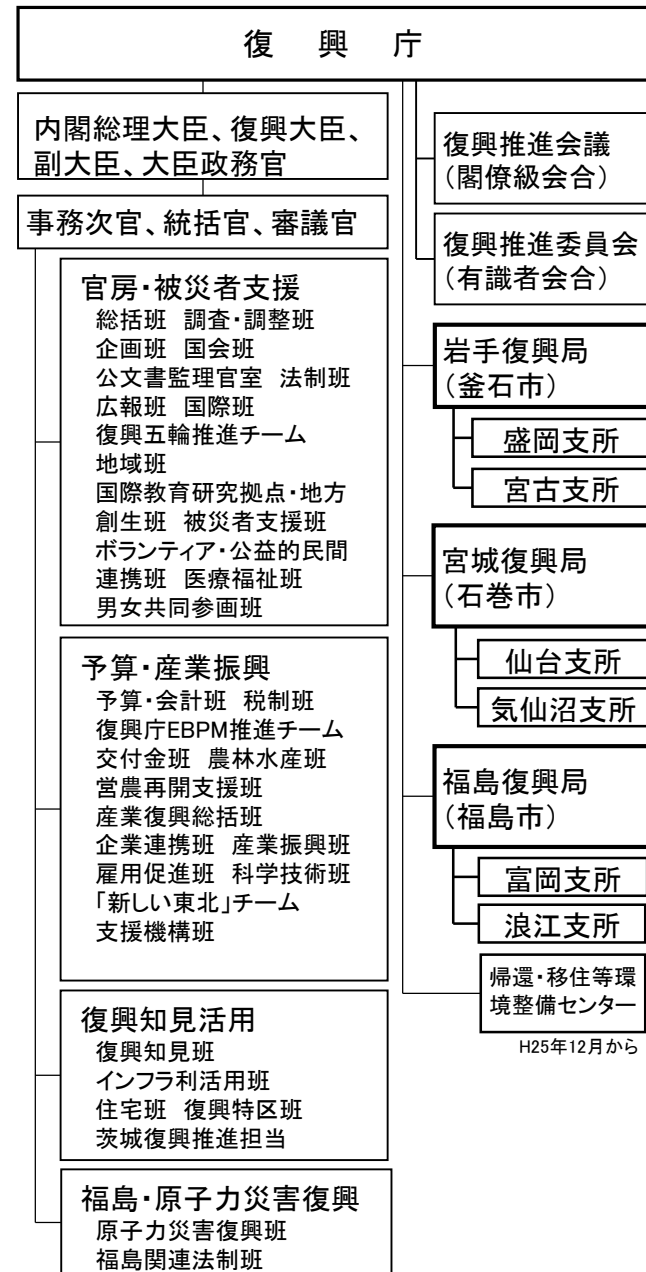
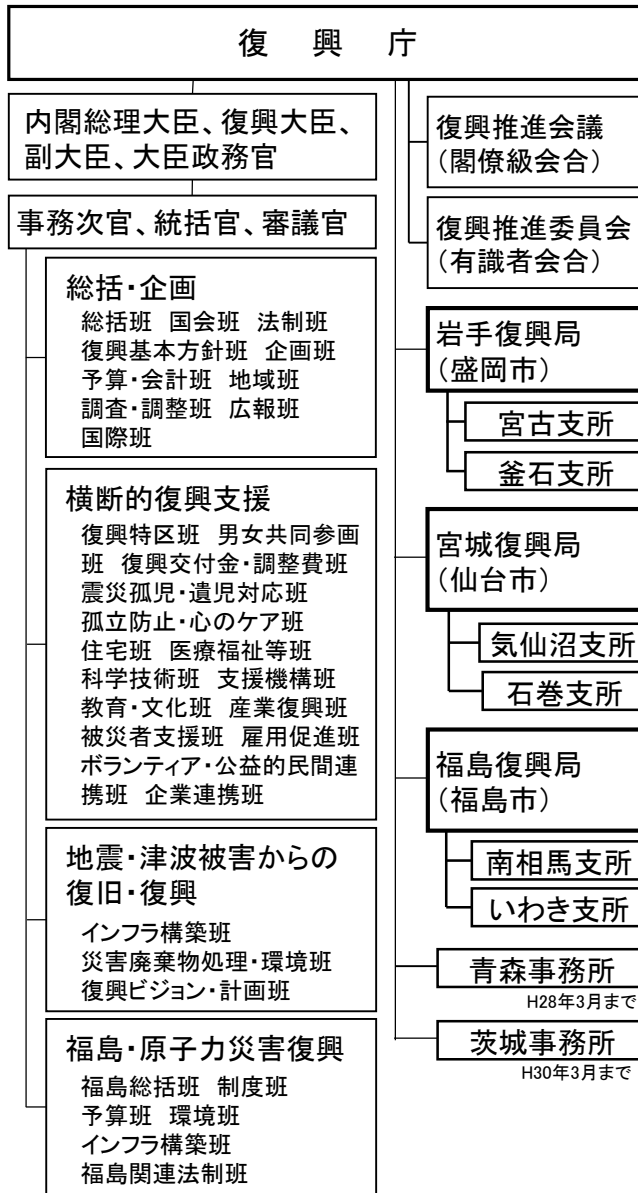
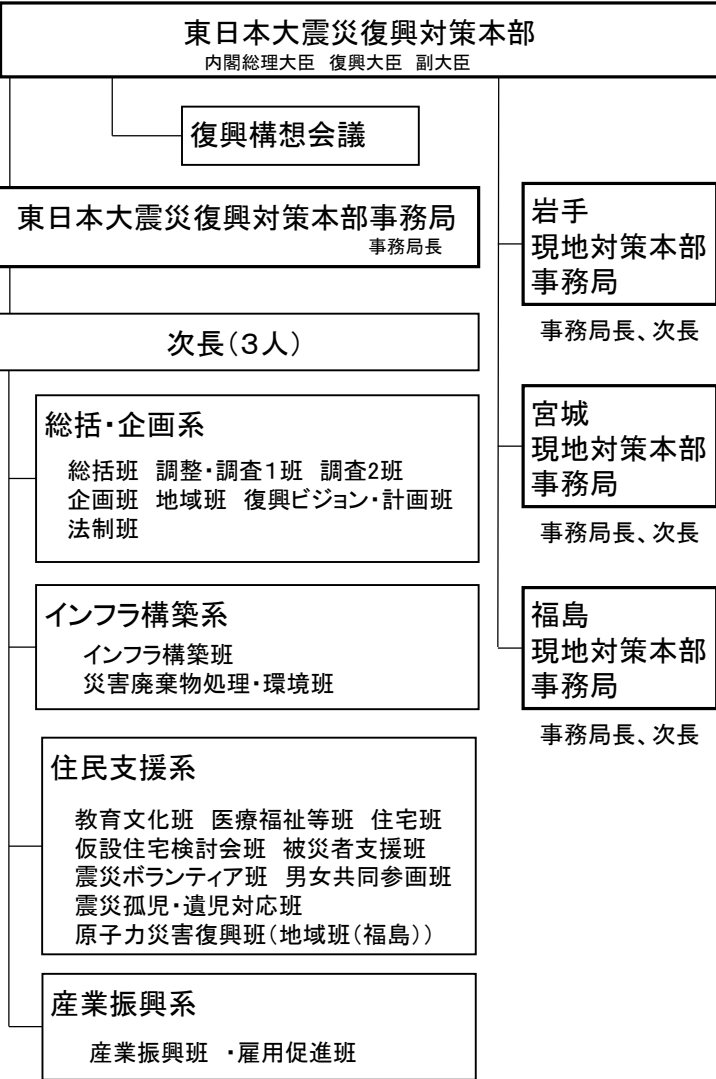
(一部業務を移行)

7-1. 復興庁の役割等⑥ (内部組織等)

<H23.6~>

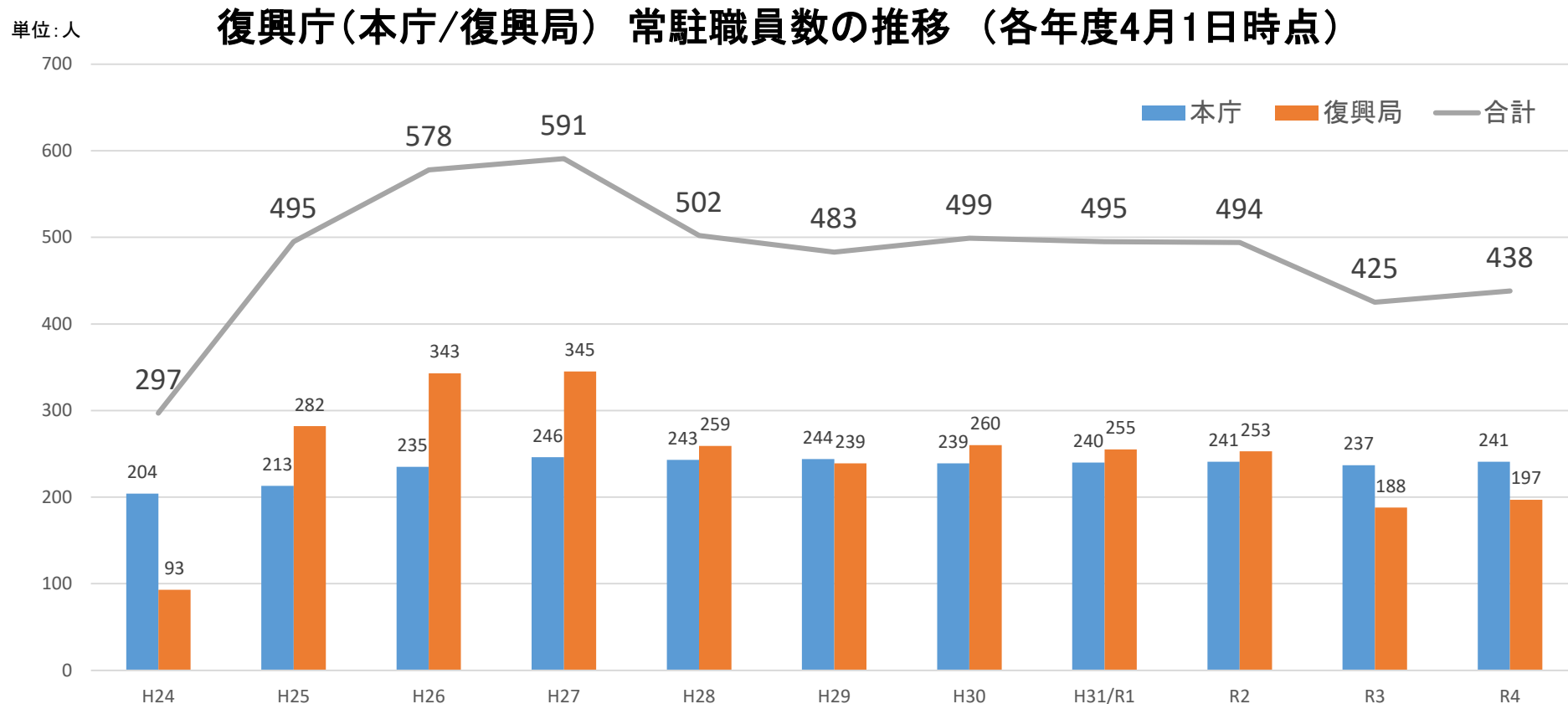
<H24.2~>

<R3.4~>



(H23.9、H24.10、R3.4時点の組織図を基に、復興庁にて作成。途中段階における班編成の変更は反映していない。)

7-1. 復興庁の役割等⑦（常駐職員数）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
本庁	204	213	235	246	243	244	239	240	241	237	241
復興局	93	282	343	345	259	239	260	255	253	188	197
合計	297	495	578	591	502	483	499	495	494	425	438

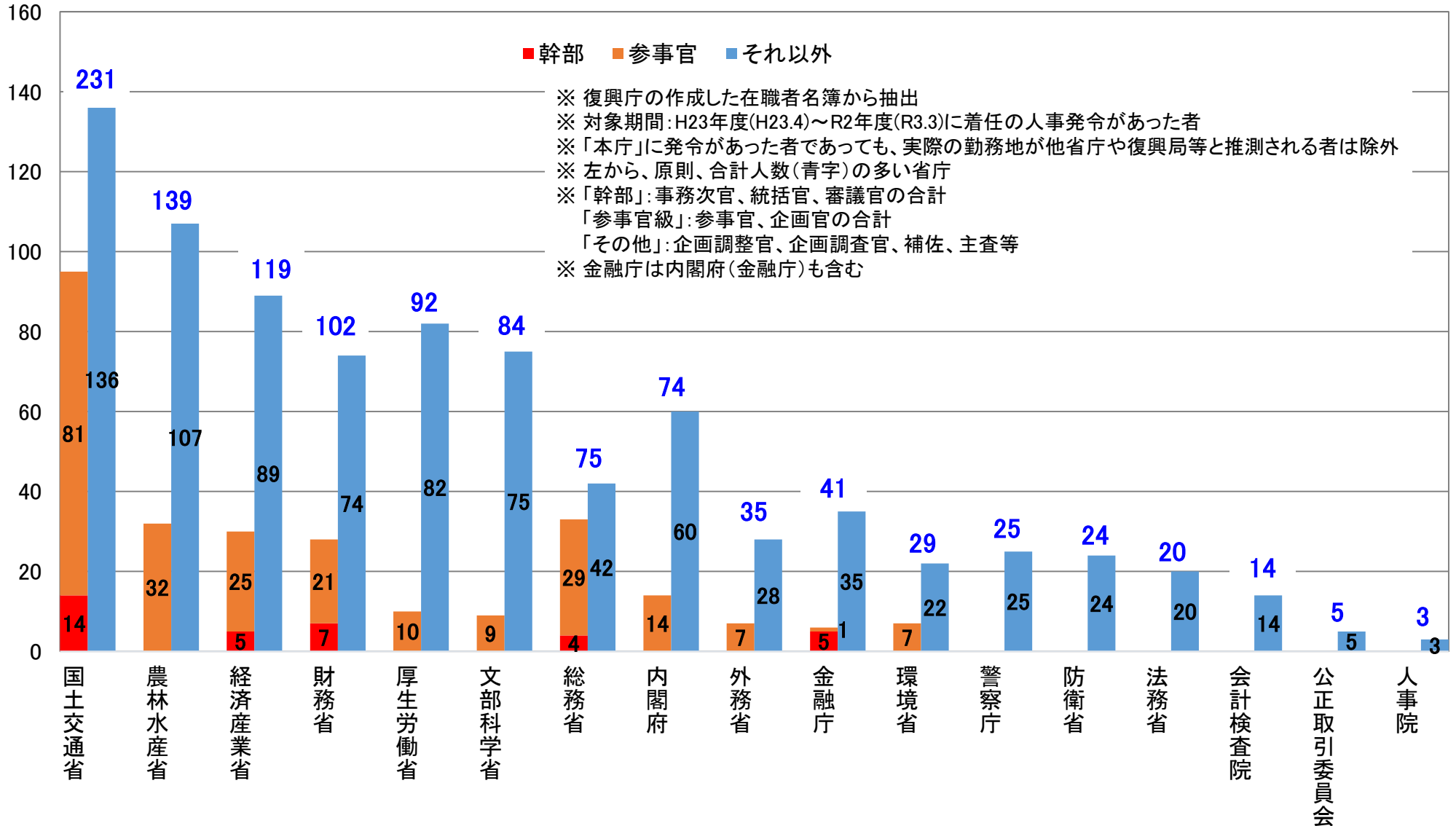
※ 各年度4月1日時点の職員数

※ 各府省庁からの出向者である常勤職員のほか、政策調査官や行政実務研修員などの非常勤職員も含む。

7-1. 復興庁の役割等⑧（各府省庁からの出向者）

各府省庁から復興庁(本庁)への出向者の10年間の延べ人数(出身府省庁・役職別)

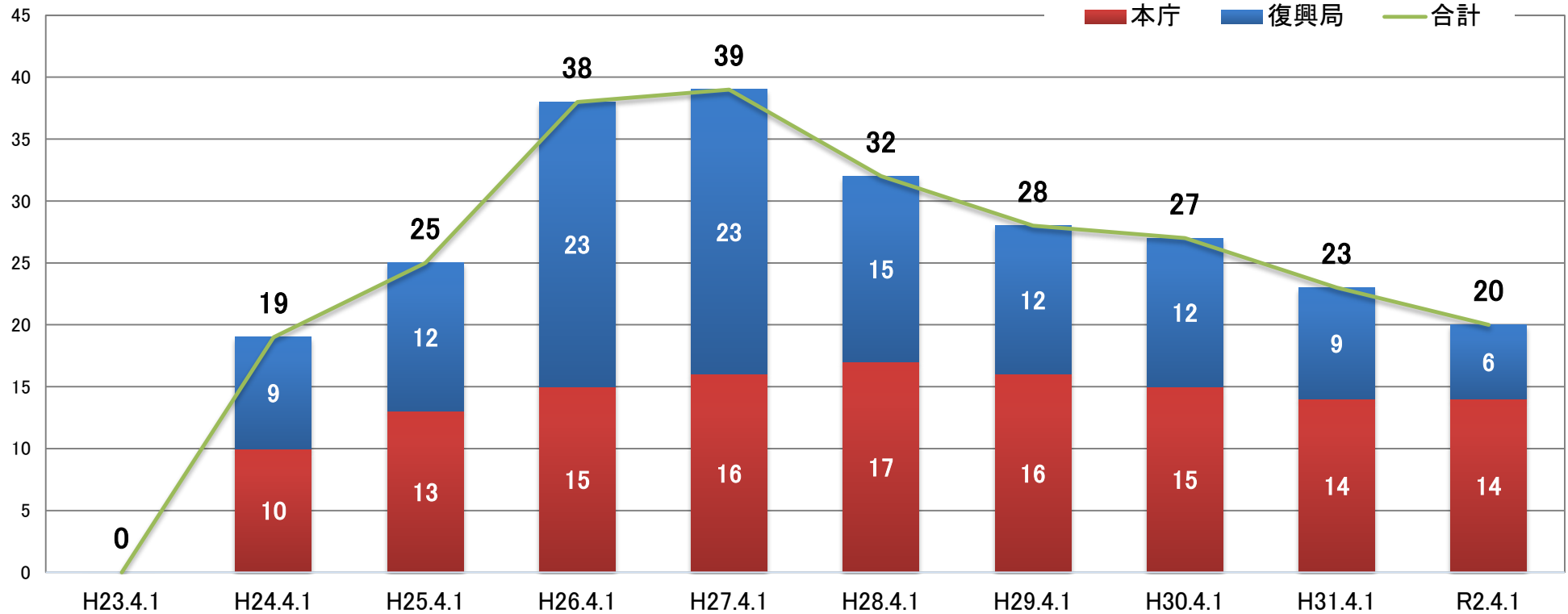
単位:人



7-1. 復興庁の役割等⑨（民間企業等からの出向者）

民間企業等から復興庁(本庁・復興局)への出向者在籍者数の10年間推移(各年度4月1日現在)

単位:人



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
本庁	0	10	13	15	16	17	16	15	14	14
復興局	0	9	12	23	23	15	12	12	9	6
合計	0	19	25	38	39	32	28	27	23	20

※ 民間企業や経済団体から、政策調査官等として本庁又は復興局に配属された者
 ※ 対象期間: H23年度からR2年度の各年度において、着任の人事発令があった者

7-2. 地方負担①（震災復興特別交付税）

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、事業実施状況に合わせて決定・交付。
 〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策、単独災害復旧事業費等）、地方税等の減収額への補填

○ 震災復興特別交付税の主な算定項目別算定額の推移

（単位：億円）

主な算定項目	交付年度											累計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
直轄・補助事業に係る地方負担額	5,221	3,980	3,890	4,068	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341	578	41,345
地方単独事業	1,909	3,203	859	885	858	760	737	556	500	430	174	10,871
うち 単独災害復旧事業費	1,656	712	364	390	414	313	348	213	192	180	17	4,798
うち 風評被害対策等	253	2,491	496	495	444	446	389	344	308	250	157	6,072
地方税等の減収額への補填	1,005	542	770	792	734	434	426	383	389	439	409	6,324
交付額	8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	964	55,050

※各年の交付額は、過年度分の交付額の精算を含むため、各項目の合計と一致しないことがある。

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

○ 令和3年度の県別震災復興特別交付税額

（単位：百万円）

都道府県名	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	その他	合計	
交付額	道府県分	0	2,726	0	19,502	1,544	167	0	107	122	1,990	26,158
	市町村分	917	8,583	15,201	30,310	10,961	1,194	3,002	19	14	31	70,232
	合計	917	11,309	15,201	49,812	12,506	1,361	3,002	126	136	2,021	96,390

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

7-2. 地方負担②（復旧・復興事業における主な財政的支援）

復旧事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助率のかさ上げ （例）公共土木施設等・・・8～9割（阪神・淡路大震災時は8割） ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定（プール方式：各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出） ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助（阪神・淡路大震災では対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 （通常の災害では地方債を発行）

復興事業

国庫補助	地方負担
<p>【復興交付金】（～令和2年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業（5省40事業）を一括化（地方負担分の5割を追加的に国庫補助） ➤ 基幹事業に関連し実施する用途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率8割） <p>【福島の復興・再生に向けた交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 （通常の災害では地方債を発行する等により対応）

その他

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置 ➤ 取崩し型復興基金の創設（平成23年度2次補正（特別交付税の増額））、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等（平成24年度補正（震災復興特別交付税の増額））
--

7-2. 地方負担③（自治体負担水準の他災害との比較）

事業（例）		東日本（集中復興期間）	東日本（復興・創生期間）	阪神・淡路、中越 等
災害復旧	公共土木関係 （上水道、廃棄物処理施設など）	補助率 8/10～9/10（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助率 8/10 + 一部自治体負担 （100%起債、元利償還金の <u>95%</u> を交付税措置）
復興交付金事業（基幹） （※1、2）		通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	一部補助率嵩上げ（激甚対象等） + 一部自治体負担 〔区画整理の例：90%起債。元利償還金の <u>80%</u> を交付税措置〕
復興交付金事業 （効果促進）			補助率 8/10 + 一部自治体負担 （地方負担の <u>95%</u> を震災特交）	通常補助率 + 一部自治体負担 〔社総交効果促進の例：90%起債。元利償還金の <u>20%</u> を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
その他補助	社総交事業【復興枠】 （※2）	通常補助率 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 + 一部自治体負担 （地方負担の <u>95%</u> を震災特交）	通常補助率 + 一部自治体負担 〔道路の例：90%起債。元利償還金の <u>20%</u> を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
	市町村仮庁舎等	補助率 2/3 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助の対象外
	介護老人保健施設	補助率 1/2 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		
	被災者生活再建支援金	補助率 4/5 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		制度なし
復興道路 復興支援道路		直轄負担金全額を震災特交で措置 （負担ゼロ）	（復興道路） 直轄負担金全額を震災特交で措置 （負担ゼロ） （復興支援道路） 直轄負担金の 一部 を自治体負担 （地方負担の <u>95%</u> を震災特交）	

（※1）5省40事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施。

（※2）阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載。

※「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」（平成27年6月3日 復興庁）

市町村からの意見聴取結果（概要）

令和5年2月27日



市町村アンケート概要	2
Q 1-1. 被災者支援（制度活用）	3
Q 1-2. 被災者支援（行政の役割）	4
Q 2-1. 住まいとまちの復興（人口減少等の反映）	5
Q 2-2. 住まいとまちの復興（スピード感）	6
Q 2-3. 住まいとまちの復興（役割分担）	7
Q 3-1. 産業・生業の再生（制度活用）	8
Q 3-2. 産業・生業の再生（新陳代謝）	9
Q 4-1. 原子力災害固有の対応（被災者支援）	10
Q 4-2. 原子力災害固有の対応（関係者間の調整）	11
Q 5-1. 協働と継承（応援職員）	12
Q 5-2. 協働と継承（NPO等）	13
Q 5-3. 協働と継承（アーカイブ構築等）	14
Q 6-1. 復興を支える仕組み（復興庁・復興局）	15
Q 6-2. 復興を支える仕組み（復興期間）	16
Q 6-3. 復興を支える仕組み（維持管理費等）	17
Q 7 . おわりに	18

実施期間：令和4年12月15日（木）発出・令和5年1月20日（金）締切

実施方法：岩手・宮城・福島の各復興局から、対象市町村に質問・回答用紙を配布の上、各復興局経由で同用紙を回収

対象市町村：岩手県沿岸12市町村
（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）
宮城県沿岸15市町
（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町）
福島県沿岸及び原子力災害被災15市町村
（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市、相馬市、新地町）

回収率：100%・42市町村

質問形式：問いに対して、はい・いいえ・どちらでもないのいずれかを選択
選択肢に応じて、その理由等を記述回答

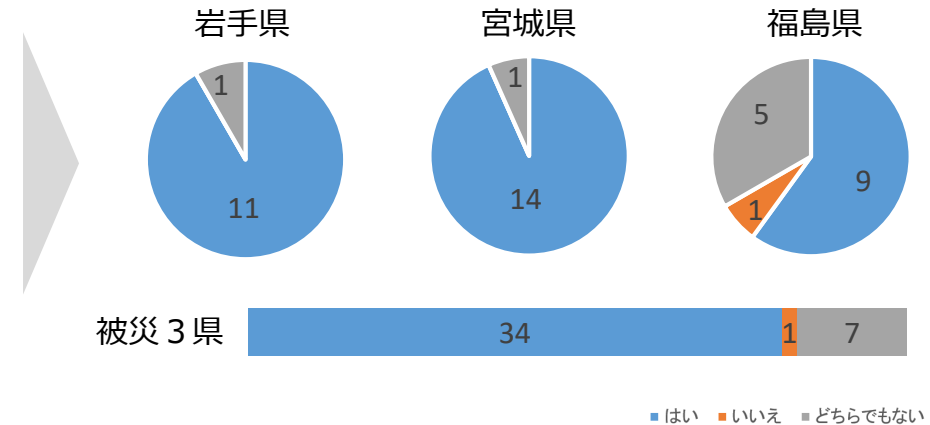
質問及び回答選択肢 一覧

質問	はい	いいえ	どちらともいえない	ページ
Q1-1 国によって被災者支援のために様々な制度が設けられましたが、それらを十分に活用することができたとお考えですか。	81% (34)	2% (1)	17% (7)	5
Q1-2 被災者の心のケアやコミュニティ形成のために、行政は十分に役割を果たしたとお考えですか。	52% (22)	7% (3)	40% (17)	6
Q2-1 復興の目標や将来像・枠組みを決めるにあたって、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映できましたか。	57% (24)	12% (5)	31% (13)	7
Q2-2 まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違いが課題となりましたか。	38% (16)	38% (16)	24% (10)	8
Q2-3 住まいとまちの復興における国・県・市町村の役割分担は上手いだったとお考えですか。	69% (29)	2% (1)	29% (12)	9
Q3-1 産業・生業の再生のために、国・県等による復旧支援や企業誘致などの様々な制度が設けられましたが、地域全体としてそれらを活用することができたとお考えですか。	67% (28)	7% (3)	26% (11)	10
Q3-2 産業・生業の再生にあたって、地域企業の復旧のみならず、新たな取組への支援などにより、想定した※ 地域経済の新陳代謝がある程度図られたとお考えですか。 ※ コロナ対応、物価高対応、他の災害等当初からは想定し得ない突発的事項については除く。	57% (24)	10% (4)	33% (14)	11
Q4-1 原子力災害からの復興のステージに応じた被災者への支援が行われてきたとお考えですか。	19% (8)	5% (2)	76% (32)	12
Q4-2 原子力災害からの復興において、国・県・市町村など関係者間の調整は機能してきたとお考えですか。	33% (14)	7% (3)	60% (25)	13
Q5-1 復興にあたって、他の自治体からの応援職員の受け入れは、円滑になされたとお考えですか。	79% (33)	7% (3)	19% (8)	14
Q5-2 復興にあたって、NPOや民間企業など行政以外の主体との連携は、円滑になされたとお考えですか。	64% (27)	5% (2)	31% (13)	15
Q5-3 震災の記憶と教訓を継承するために、国におけるデジタルアーカイブの構築等の取組みは、十分だとお考えですか。	60% (25)	5% (2)	36% (15)	16
Q6-1 復興庁・復興局は、政府における司令塔や総合調整、ワンストップ窓口の役割を十分果たしたとお考えですか。	76% (32)		24% (10)	17
Q6-2 復興期間が当初10年間とされたことで、復興まちづくり等についての合意形成などに影響はありましたか。	38% (16)	43% (18)	19% (8)	18
Q6-3 国の財政支援・地方財政措置を受けて整備された公共施設等の維持管理・更新費の増加は、今後、懸念されますか。	79% (33)	2% (1)	19% (8)	19

Q 1-1. 被災者支援（制度活用）

国によって被災者支援のために様々な制度が設けられましたが、それらを十分に活用することができたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない



【主な意見】

- ・ 災害公営住宅におけるコミュニティ形成支援を実施し、自治会を結成できた。
- ・ 自力再建できない災害公営住宅の高齢者に十分な支援が実施できている。
- ・ こころのケアセンターと被災者相談支援センターがワンストップだとよりよい。
- ・ 復興していくためには、予算が必要となるが、直後に活用できた被災者健康支援事業補助金は、被災者の心のケア・心の復興にも早く対応で良かったと思う。
- ・ 被災者の心のケアについては、長期的に行っていく必要があると考える。
- ・ マンパワーの無い極小自治体では多くの制度を使いこなせない。
- ・ 「被災者支援」の定義が広範囲にわたり様々な制度を全て把握できていないため十分に活用できたかどうか明言は難しい。

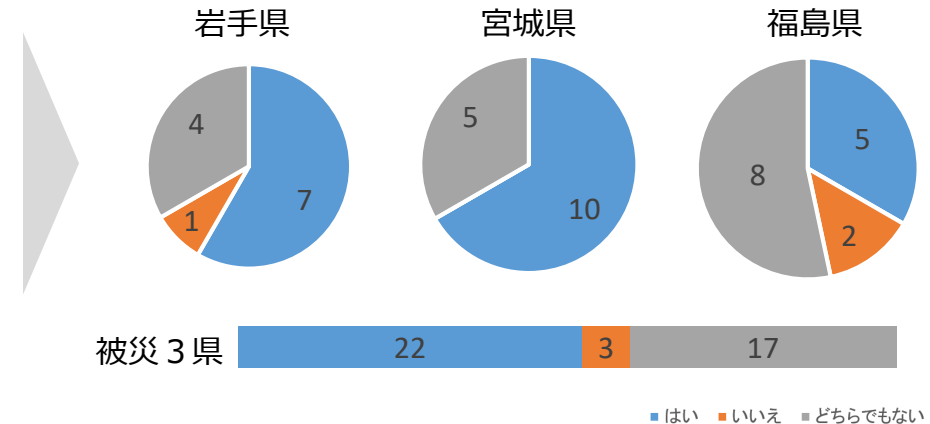
※一部、Q7への回答内容を含む

Q 1-2. 被災者支援（行政の役割）

被災者の心のケアやコミュニティ形成のために、行政は十分に役割を果たしたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】

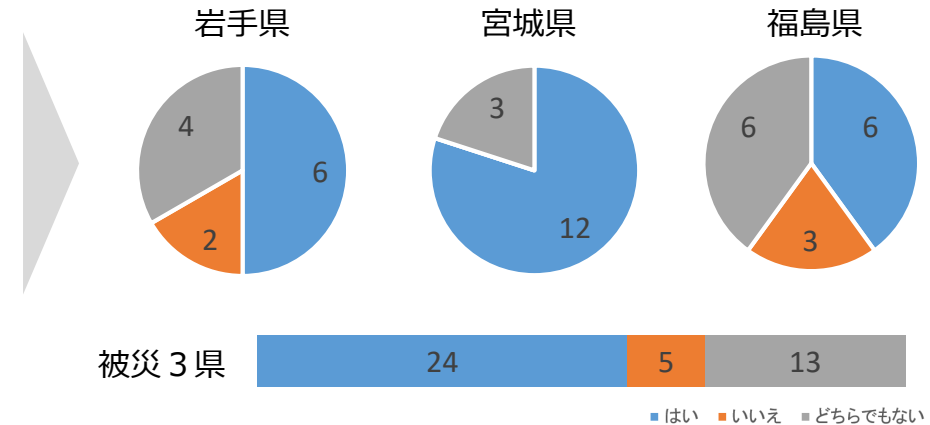


- 被災者の心のケアには、復興という終わりはない。引き続き被災者の声を聴いて寄り添っていかなければならない。
- 既存のコミュニティと融和できていないことや自力再建後のコミュニティ形成が進んでいない地区もある現状から、住民主体によるコミュニティ形成ができるよう、今後も継続した支援が必要と考える。
- 多様な制度により、コミュニティの形成や交流が図られた一方で、制度の対象となる「被災者」の定義や認識があいまいで、地域内での被災者とそうでない者との間で不公平感が生まれた。
- 被災者支援総合交付金を活用して支援団体と一体となって「心の復興事業」に取り組んできたものの、被災者の苦しみや悩みを完全に解消することは難しいと認識している。
- 被災者支援総合交付金を活用して自治会・町内会などの地域コミュニティの形成は図ってきたものの、高齢化等による担い手不足等により組織の継続が困難となっている事例がある。
- 移住者を含めた町内のコミュニティ再生（形成）は、現在進行形であり評価する段階ではない。
- 当町内の避難区域有無による支援策の格差により、住民間の分断が生じた。
- 被災者の心のケアについては個々人で抱える悩みや不安は多様であり、受け皿を整備し、相談支援を行っているが、行政としての役割の達成度などの評価は困難。
- 行政では不足する部分を復興支援員制度を活用してカバーし、帰還率は上がったものの担い手となる若者等が減少し、コミュニティの形成が課題となっている。

Q 2-1. 住まいとまちの復興（人口減少等の反映）

復興の目標や将来像・枠組みを決めるにあたって、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映できましたか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない



【主な意見】

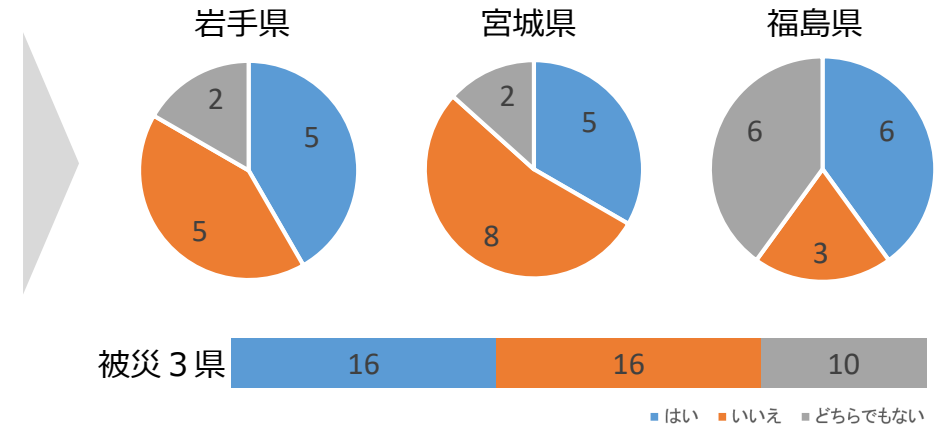
- ・ 震災により人口減少・少子高齢化が加速し、学校の閉鎖や商業の縮小などが相次いでいる。被災前から人口減少等の社会経済情勢を踏まえ、事前の復興見込みを想定しておくことが肝要である。
- ・ 復興計画の策定にはスピード感が求められ、地域の将来像を十分に検討・反映させるいとまがなかった。人口減少等の社会経済情勢まで反映させるには、時間やマンパワーが足りない。
- ・ 原発被災地域においては、避難住民の帰還が第一目標であり、復興計画策定段階での将来人口の推計は困難であった。また、それ以外の被災地でも、他の被災地域から被災者の受け入れ、新型コロナウイルス感染症など、社会情勢の変化を予測することが困難な事象が生じた。
- ・ 災害公営住宅の整備戸数は、発災直後の被災者アンケートに基づき決定することになるが、被災者の年齢構成や住宅再建の意向を反映させることは困難であり、発災後10年が経過して被災入居者数は減少している。
- ・ 居住意向調査の実施による高台住宅・公営住宅戸数の決定、公共下水道事業から合併浄化槽へ転換（縮小開発）、公民館と図書館の合築など、コンパクトな町づくりに努めた。
- ・ 町の空洞化の進行を食い止め、活力や魅力を向上させる取組（移住・定住施策）を早期に行うべきである。人が住み着いて、家族を持ち、子ども達が成人となり地域で生活を始めるまでが復興である。
- ・ 被災自治体に対する移住定住支援、災害復旧制度の柔軟な運用、社会経済情勢の変化への対応促進を図る国の役割は重要である。

※一部、Q7への回答内容を含む

Q 2-2. 住まいとまちの復興（スピード感）

まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違いが課題となりましたか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない



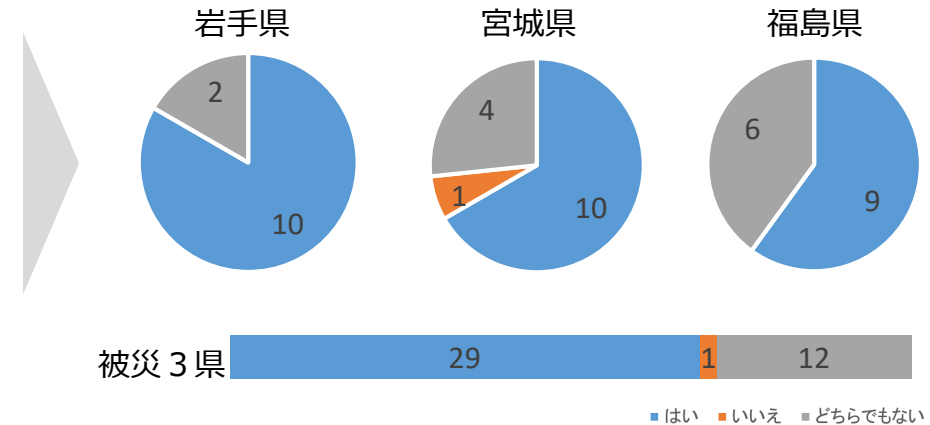
【主な意見】

- ・ スピード感を優先し、被災住民の意見が十分に反映されていない復興計画が作られたことで、却って事業着手に時間を要する結果となった。
- ・ 町の中心部の国土調査が未実施であったことから、中心市街地の復興の足かせとなった。
- ・ 災害を想定したハザードマップを活用し、事前に災害公営住宅等の候補地を計画することで、住民との合意形成、復旧工事の事業者調整に要する時間を短縮できる。
- ・ 平地が少ないリアス海岸での工事、切土施工などにより、団地造成に時間を要した結果、生活再建とのミスマッチが生じ、被災者が町外へ流出した。
- ・ 制度開始を待てずに高齢化などから望まない形で自立再建した被災者がいる一方、長期間応急仮設住宅に住む資力のある被災者もいる。
- ・ 被災場所や被害状況、家庭環境などが異なるためすべての被災者の生活再建のスピード感を合わせることは困難。
- ・ 原発被災地域では復興の将来像が見えづらく、避難先での生活再建を余儀なくされる住民が多い。
- ・ 放射性物質により汚染された農地・山林等の再生がなければ農畜産業の再生に着手することすら不可能。
- ・ 農業分野の基盤整備が進んだものの、耕作放棄地の増加や林業（副産物含む）の衰退など課題も多い。

Q 2-3. 住まいとまちの復興（役割分担）

住まいとまちの復興における国・県・市町村の役割分担は上手くいったとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない



【主な意見】

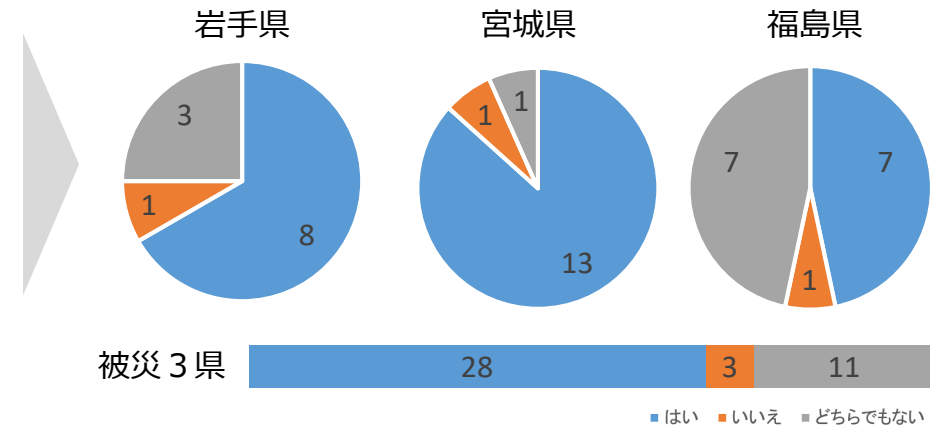
- ・ 試行錯誤しながら、それぞれの立場で役割を果たした。一方、国と市町村が直接やり取りすることが多く、県の支援や役割が不十分であったと感じる。
- ・ 役割分担が上手くいっても、復興のスピードと町民の期待には大きな開きが出ている。
- ・ 復興の途上にあり、役割分担が上手くいったかどうかという判断は難しい。
- ・ 小規模自治体では対応が難しかった部分も多く、より国県の直轄事業が多くてもよかった。
- ・ 制度に対する認識不足があり、異なる複数の事業主体との調整に時間を要するケースがあった。より良く連携出来れば、さらにスピード感が増すと思われる。
- ・ 復興状況の変化により、国・県の考え方等も変わり支援策が手薄になっている。また、被災当初に比べて事業協議・申請に多くの時間を要しているものもあり、事務量軽減のための方策が必要。
- ・ 災害救助法の救助権限が都道府県知事に限定され、市が自らの判断で迅速に救助活動を行うことができず、プレハブ仮設住宅の設置に時間を要した。
- ・ 原発の距離や放射線量によって避難区域の区分がされたため、手探りの業務が多く苦労した。

Q 3-1. 産業・生業の再生（制度活用）

産業・生業の再生のために、国・県等による復旧支援や企業誘致などの様々な制度が設けられましたが、地域全体としてそれらを活用することができたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】



- ・ グループ補助金や利子補給等により、復旧支援は図られたが、企業誘致は進まなかった。
- ・ 事業再開補助金は約100件の事業者が活用し、事業再開が進んだ一方で、要件が厳しく利用することができない事業者も多くあった。さらに津波立地補助金など、縮小される支援策もみられる。本町のように町内に線引きがなされた自治体は、引き続き町全体の復興に向けた支援策が重要である。
- ・ 震災前から産業の衰退が他地域よりも早く進んでいたため、担い手等の育成確保ができず、十分に活用できていない。企業誘致についても、交通・流通の不便さがネックとなった。
- ・ 各種制度により一定程度以上の活用をすることはできたが、予算の用途や金額に制限があったために実現したい規模で整備が行えなかった点があった。また、浜通り地区の市町村間で補助事業の対象条件に差があり、自町では活用したい補助が該当にならないなどの面があった。
- ・ グループ補助金を活用した事業の立て直しや、観光特区制度を活用した税制の優遇措置等など、国等による各種支援制度は、市内各事業者の復旧に一定の効果はあったと考えられる。しかしながら、震災から10年以上が経過した現在でも、本市観光入込客数は震災前の水準までは回復していないなど、原子力発電所事故の風評が払拭されていない。加えて、地域の理解が進まないままALPS処理水が放出された場合、更なる風評も懸念されることから、十分な効果があったとは言えないと考える。

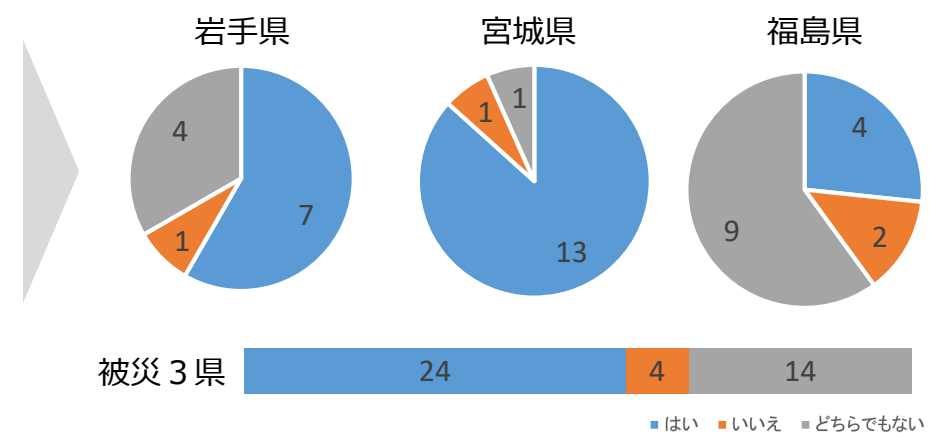
Q 3-2. 産業・生業の再生（新陳代謝）

産業・生業の再生にあたって、地域企業の復旧のみならず、新たな取組への支援などにより、想定した※地域経済の新陳代謝がある程度図られたとお考えですか。

※ コロナ対応、物価高対応、他の災害等当初からは想定し得ない突発的事項については除く。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】

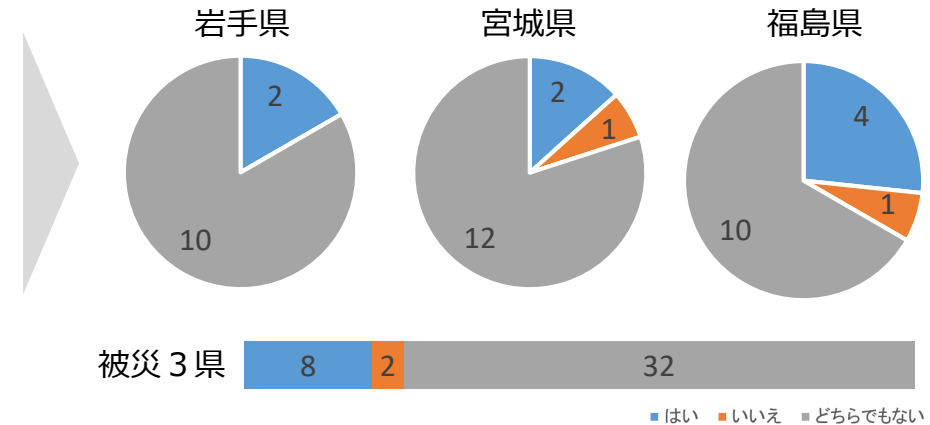


- ・ 震災により新たな交流や起業も生まれたが、被災時からの復旧の進捗や一時的な人口減少、高齢化の進行により廃業する事業者もいた。
- ・ 震災後、工業団地の整備等による企業進出や農業では水稻の作付再開や生食ぶどうやイチゴ栽培など新たな品目が導入された。森林除染が行われておらず、長い間、山に入ることもできなかったことから林業の再開はこれからの状況、森林再生の取組が必要。
- ・ 被害の大きかった水産業や水産加工業は町の基幹産業であり、産業転換等の必要性は低く、最優先で求められた早期復旧に向けた支援を重点的に実施した。
- ・ 実用化補助金などを活用し、本町の課題解決をテーマとする事業者との取組が進む一方で、原子力災害により少子高齢化が一層進行し、事業の担い手不足や承継問題により、新陳代謝は図られていない。
- ・ 新規進出が一定程度図られはしたが、これまでの制度以上のインセンティブがないと、やはり「被災地」への進出を企業はためらうのではないと思われる。
- ・ 町の復興は未だ途中であり、評価する段階ではない。また、被災した地元の方々を思うと、“新陳代謝”という表現は適切ではない。

Q 4-1. 原子力災害固有の対応（被災者支援）

原子力災害からの復興のステージに応じた被災者への支援が行われてきたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない



【主な意見】

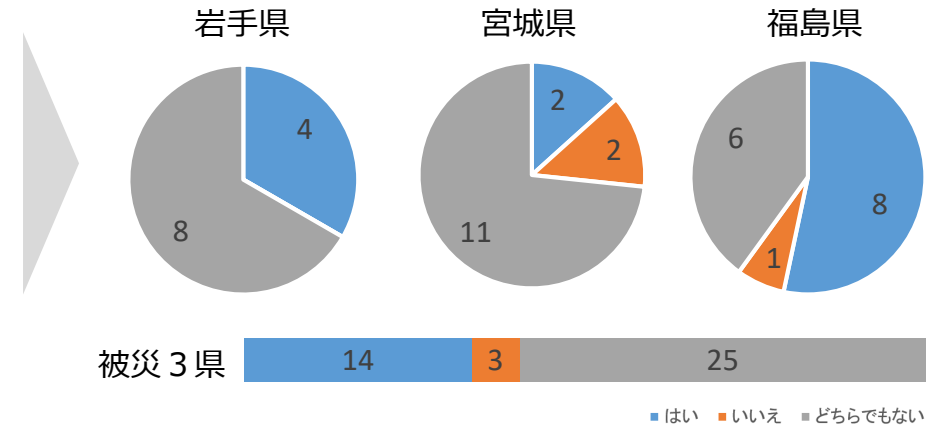
- ・ 原子力災害からの復興は始まったばかりであり長い時間がかかる。まだ、評価できる段階ではない。
- ・ 災害後に原子力災害からの風評払拭を国・県と共に取組んできましたが、未だに本市の観光・水産業が震災前の水準まで回復しておらず、風評が払拭されていない状況。その最中、地域の理解が進まないままALPS処理水の海洋放出の方針が決定されたことは、これまで登ってきた被災者の復興のステージを戻してしまう懸念がある。
- ・ 全ての支援が遅い印象。また過剰な支援（賠償）は帰還が進まない要因になり得る。住民の人生に影響を与える。
- ・ 原子力災害による避難では、避難中の被災者支援が進むほど帰還率が下がる傾向。
- ・ 被災者支援は今後も必要と考えるが、個別支援だけでなく、生活（避難）の段階に応じた支援が必要。
- ・ 復興のステージは、インフラの復旧や帰還住民の人数で推し量るのではなく、地域として復興が進んでいない自治体を支える部分を考慮すべき。
- ・ 同じ福島県浜通り15市町村の自治体であっても民間事業者向けの国の補助制度等で「原子力災害被災12市町村」とそうでない自治体あり、支援策に違いが生じている。
- ・ 自治体ごとに復興のステージが異なり、直面している事情や抱える課題が異なり、新たな課題やニーズに対応することが求められてきているが、支援が行われたとは言い難い。
- ・ 避難者の帰還のタイミングが個人ごとに異なることから、復興のステージが同一であることはないため、タイミングに応じた支援が必要と考えられる。

Q 4-2. 原子力災害固有の対応（関係者間の調整）

原子力災害からの復興において、国・県・市町村など関係者間の調整は機能してきたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】

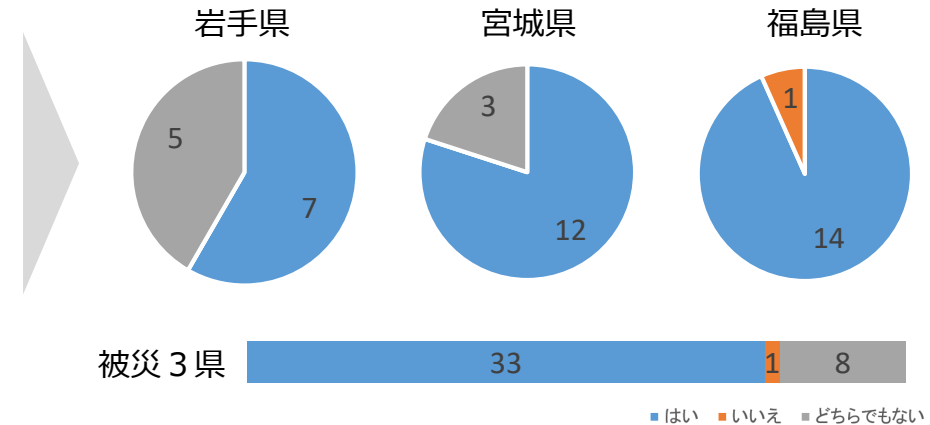


- ・当初は、国、県ともに当町内に職員が常駐することで、国県への照会、相談が円滑化されたが、現在は県が常駐ではないということもあり、以前より調整機能は低下したと考えられる。
- ・風評被害が払拭されていない最中、地域の理解が進まないままALPS処理水が放出された場合、更なる風評も懸念される状態が依然として続いている。こと風評払拭の点については、国・県・市町村などの関係者間の調整は機能していなかったと言わざるを得ない。
- ・事故直後には高線量地域に住民を避難させてしまった。連絡体制が十分機能していれば、避けられたと思うと非常に悔やまれる。
- ・復興庁により連携がスムーズにできた面はあるが、予算が復興庁に無いと縦割りの弊害は大きい。
- ・被災市町村の要望が十分に伝わっていたとは思えなかった。特に交付金の事業申請では申請主義のため、自治体の計画が審査される場面が多々ある。交付金を利用する上では必要であるが、計画作りは多大な労力が必要であり、計画づくりから支援が必要だった。
- ・国・県との調整は相当程度機能している。
- ・市町村間の調整は従来からある広域市町村圏組合や県町村会の枠組みのほか、連携中枢都市圏、被災自治体間など多岐にわたっている。
- ・関係者間の連携がうまく機能しても、住民が求める復興には至っていない。

Q 5-1. 協働と継承（応援職員）

復興にあたって、他の自治体からの応援職員の受け入れは、円滑になされたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない



【主な意見】

- ・ 国や県、様々な組織、自治体から応援職員を派遣いただいたことに大変感謝している。派遣職員スキームが機能したことによるものだと感じている。
- ・ 通常業務に震災業務が重なり、職員負担が大幅に増加したなかで、迅速な職員派遣には非常に助けられた。
- ・ 自治体派遣職員の受入経費が震災復興特別交付税で措置されたことは財政的に、大きく救われた。
- ・ 国派遣職員が積極的に村長はじめ村職員と意見交換し、自ら課題を探し出して解決策を提示する姿勢を示したことが模範、励みとなって、未曾有の事態においても一丸となった対応ができた。
- ・ 現在では、大規模災害発生時の人的支援について、総務省により、「応援対策職員派遣制度」や、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」「総務省スキーム」が確立されており、より円滑なマンパワー確保が可能な状況となっている。
- ・ 特に専門的な知識が必要な職種について、当町が求める人材と派遣職員とのマッチングには難しさを感じた。
- ・ 復興後期から終了後に技術職・専門職が急激に減少することで、通常期へ移行する際に業務引継ぎ等で負担が大きと思われる。
- ・ 復興の進捗状況によりニーズが多様化するため、事前復興により必要な人員を把握しておくことが重要。
- ・ 応援職員を受け入れた際、職員用宿舎を所持していなかったのと、市内民間アパートが津波で倒壊したため、派遣職員用宿舎の準備に苦慮した。

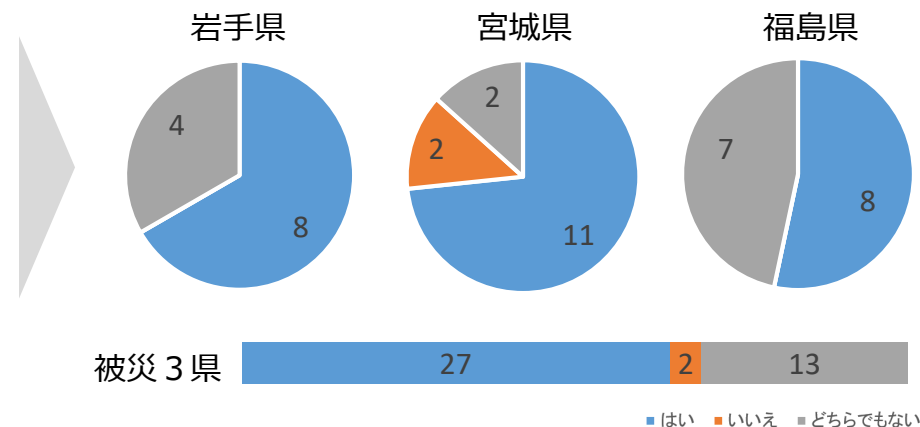
※一部、Q7への回答内容を含む

Q 5-2. 協働と継承（NPO等）

復興にあたって、NPOや民間企業など行政以外の主体との連携は、円滑になされたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】



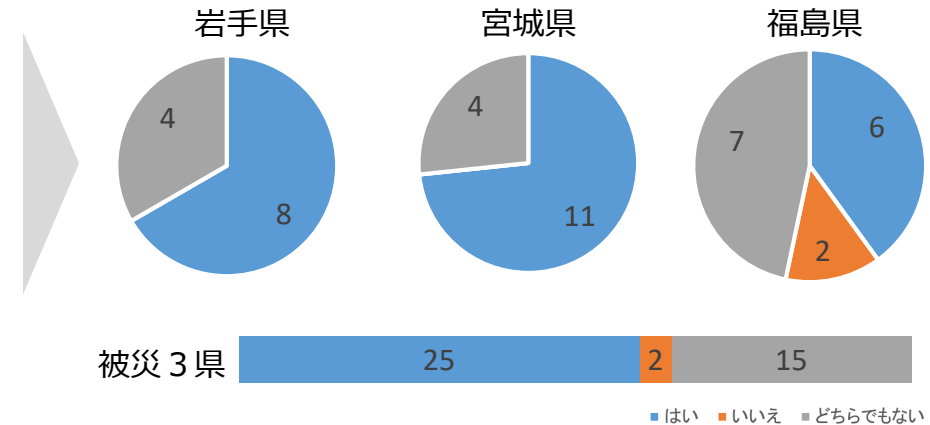
- ・ 避難指示中は、NPOや民間企業などがコミュニティ形成や高齢者支援などの避難者支援を実施しており、連携できたと考えている。
- ・ 行政側がやってほしいことと、NPOがやりたいことにミスマッチがあった。
- ・ 避難指示後は、旧避難区域で立ち上がったNPOと連携しているが、今後の帰還状況に応じて、より連携を深める必要がある。
- ・ 活用できる制度は全て活用し、運用しながらの制度改正などで柔軟に対応していただく一方で、採用時期による取扱いの違いや制度上の一律の線引きがされることもあり、被災者個々の不公平感や不満を生み出してしまう場面もあり、対応に苦慮した。
- ・ 行政の支援が予算単年度主義だったことから、NPO等は複数年を見通した継続的な活動がしにくかったほか、前例や経験もないことで社会の気運も醸成されていなかった。
- ・ 現状の制度は、特に被災直後の町民にとってはありがたいものだったが、原子力災害の特殊性や避難の長期化によって必要な支援が多様化した。そのため、全ての町民に必要な支援を行うためには、自由度の高い支援が必要。
- ・ NPOや民間企業との連携体制については、事前に協定等を結んで協力体制を確立しておく必要がある。

Q 5-3. 協働と継承（アーカイブ構築等）

震災の記憶と教訓を継承するために、国におけるデジタルアーカイブの構築等の取組みは、十分だとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】



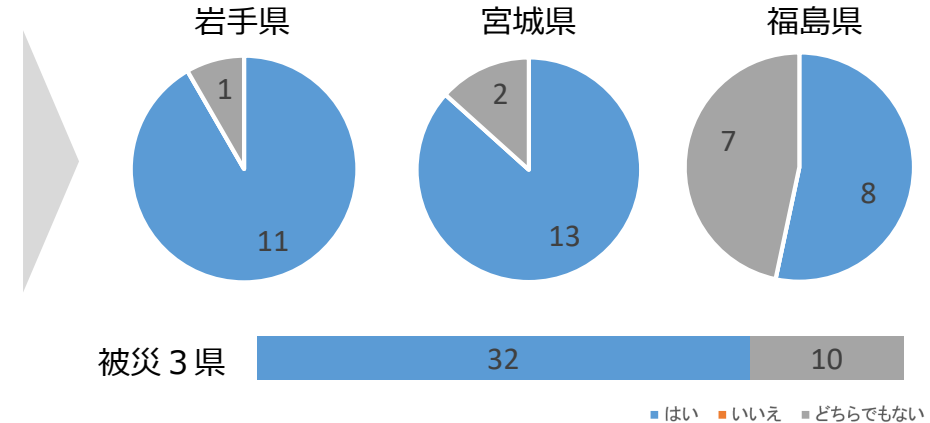
- ・ 復旧・復興事業にマンパワーが割かれる中、国主導のデジタルアーカイブの取組は必要だった。
- ・ 震災を契機に、自然災害のデジタルアーカイブ構築が進み、総務省ガイドラインができた。
- ・ 国の「ひなぎく」や県のアーカイブから閲覧・ダウンロードできる仕組みは有用。
- ・ 一方で、利活用が進んでいない、認知度が低い、データが重い等、利活用には課題がある。継続的な取組が必要。
- ・ 国とは別に、自治体としての伝承の取組、住民参画が重要。
- ・ 被災直後は自治体に余力が無いため、避難所の写真等の記録を残すため、国の取組があれば良かった。

Q 6-1. 復興を支える仕組み（復興庁・復興局）

復興庁・復興局は、政府における司令塔や総合調整、ワンストップ窓口の役割を十分果たしたとお考えですか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】



- ・ 復興庁の司令塔・横断的な総合調整の役割は、効果があった。
- ・ 復興予算の確保や制度創設やなど、前例のない対応において、復興庁の果たした役割は大きい。
- ・ 復興庁・復興局が復興事業の窓口となったこと、総合調整を行ったことで、大量かつ多岐にわたる復興事業の円滑かつ迅速な遂行が図られた。
- ・ 一方で、各省庁との調整が必要となったり、各省庁の意向が背景にあって、ワンストップ機能が十分でないケースもあった。
- ・ 復興庁・復興局等が、市町村の立場に立ち、一緒に考えてくれた。制度運用等において丁寧な助言をしてくれた。国職員が早期に現地入りして地元の意見を聞いたのは心強かった。
- ・ 支援メニューの最大限の活用のため、復興庁の下支えは不可欠だった。
- ・ 大規模災害においては、復興庁のような迅速かつ円滑な調整機能が必要。
- ・ 市町村の支援・調整は行ったが、国として被災地の復興をどのように進めるかが不十分だった。

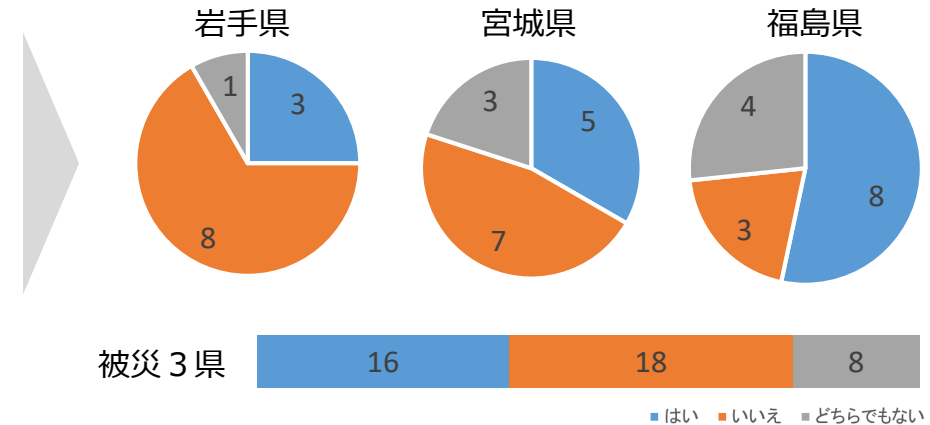
※一部、Q7への回答内容を含む

Q 6-2. 復興を支える仕組み（復興期間）

復興期間が当初10年間とされたことで、復興まちづくり等についての合意形成などに影響はありましたか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】



- ・ 期間の定めは必要。
- ・ 「10年間」の期限があったことで、期間を意識しスピード感を持って進めることができた、復興計画の目安となった、合意形成が進んだ面がある。
- ・ 他方で、きめ細かい説明等の時間が限られた、住民の意向を十分くみ取れなかった懸念がある。
- ・ 被災者単位では、各事業期限までに判断できず、取り残される場面もあった。住まい（高台）と店舗（津波浸水区域）では住まい再建が優先されたため、両方の再建には、家族構成や経済的理由など、10年という区切りは非常に難しいものがあった。
- ・ 短期間で完了させるため、合意形成、工程調整など、職員の負担が増した。
- ・ ハード事業では完了の目標になったが、ソフト事業には期限は不適當。

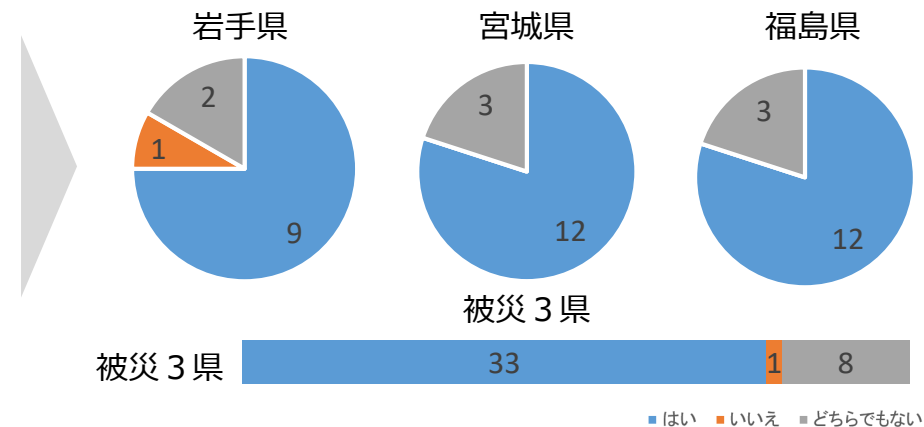
※一部、Q7への回答内容を含む

Q 6-3. 復興を支える仕組み（維持管理費等）

国の財政支援・地方財政措置を受けて整備された公共施設等の維持管理・更新費の増加は、今後、懸念されますか。

【選択肢】 はい・いいえ・どちらともいえない

【主な意見】



- ・ 地域コミュニティの再構築など震災特有の整備の結果、同自治体規模に比べて過剰な施設を保有せざるを得なかった。
- ・ 極端なストック増や、整備した遠隔操作可能な水門、観光施設・避難所、道路・水道インフラ、緑地・植栽、雑草対策等について、更新・維持管理費の増大を懸念。
- ・ 一時に多数の施設を整備した被災自治体では、他地域に比べ、将来、更新が集中する時期における財政負担が懸念される。維持管理費にも、国の支援を望む。
- ・ 施設の集約化（被災した同種施設の合築化）、統廃合、新設の抑制が重要。
- ・ 将来人口推計、利用者推計をしっかり行い、施設規模を過大にしないことが必要。
- ・ 災害公営住宅等、将来の人口減少を見据えるよりも、緊急対応的にスピードを優先したものもある。
- ・ 計画段階から維持管理・更新を見込んでおくことが必要（壊れにくい、管理しやすい等）。
- ・ 復興事業の制度によっては規模を縮減できたものもある。指定管理者との費用分担等の工夫もある。
- ・ 設計段階から、ランニングコスト低減（省エネ・再エネ等）が重要であり、支援が必要。
- ・ 災害公営住宅の空室増が懸念される。有効活用が必要。
- ・ 長寿命化計画により、長寿命化、平準化等の取組が重要。・ 財産処分等に際して、柔軟な対応が必要。

Q7. おわりに

その他今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの国の復興政策について、良かった点、悪かった点など、残すべき教訓がございましたら、以下にご記載ください。

【主な意見】

（復興政策全般）

- ・ 国の基本方針・制度設計、財源確保による復興支援が明確に示されたことで、自治体は財源の心配をせず、地域の実情に合わせた復興計画を実施できた。
- ・ 手厚い財政支援のおかげで、単なる復旧にとどまらない復興が図れた。
- ・ 他方、国の既存制度は、原形復旧中心の考え方であり、機能改善をもう少し許容する方が、将来の維持管理コスト低減にも資する。
- ・ 復興庁設置、各省庁横断的な手続き簡略化、民間企業への補助金など、前例のない新規施策を講じてもらった。他方、新規施策の創設には時間がかかったため、将来の大規模災害では、迅速に支援制度を決定してほしい。
- ・ 復興のステージに合わせ、ハードだけでなくソフトにも支援があり、心のケア等の実施ができた。
- ・ 国の政策も現場に寄り添った展開が必要。地元や住民の声を反映した柔軟な政策設計を望む。

（復興交付金等）

- ・ 復興交付金・震災特別交付税等のおかげで復旧・復興が果たされた。基金化は良かった。復興交付金の一括配分・効果促進事業は、柔軟に活用でき、加速化に効果があった。先にお金が入ってくる交付金制度に救われた。
- ・ 各省バラバラに交付金が創設され、制度複雑で窓口が多すぎる。予算要求の手間が多かった。当初は査定が厳しかった。
- ・ 配分において、復興庁が現地で協議する「策定支援会議」は非常に良かった。最初からポンチ絵だけでなく、各事業メニューの詳細等が示された方が事業計画が立てやすかったらう。

その他今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの国の復興政策について、良かった点、悪かった点など、残すべき教訓がございましたら、以下にご記載ください。

【主な意見】

（復興特区等）

- ・各種許認可手続きの緩和等は、復興の迅速化に寄与した。

（復興の主体）

- ・自治体を超えた広域連携をもっと重視し、公平・公正な復興支援により地域一丸となって進めるあり方を追求すべき。
- ・財源があるゆえに、同一地域内の自治体がそれぞれ公共施設（図書館、温泉施設等）を整備しているが、自治体間の広域的な連携・協議の場があれば良かった。

（住民等の合意形成）

- ・被災者の生活再建は、事業期間が長期・先のことが考えられない等の状況あるため、段階ごとの見通しの明示、説明会・個別面談・アンケート等により、情報提供、分析、心のケアが重要。

（原子力被災地域の復興）

- ・避難長期化で、帰還意欲の低下が顕著。難しいが、住民が希望を持てる・待ってられる情報発信が必要だった。
- ・被災者の多くが帰還を諦めた状況にあるが、避難が大幅に長期化した際に、国としても何らかのケアが必要だった。
- ・復興状況によって、直面している事情・課題が異なり、新たな課題・ニーズに対応した支援メニューが必要。復興はこれからであり、他の自治体の教訓を参考にしたい。

その他今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの国の復興政策について、良かった点、悪かった点など、残すべき教訓がございましたら、以下にご記載ください。

【主な意見】

（個別施策）

- ・ 業務発注もままならない状況で、国土交通省の直轄調査は良かった。
- ・ 津波復興拠点整備事業は、自治体側の意見を聴きながら制度設計されたため、活用できた。
- ・ 現行の災害援護資金制度は、未納が多く、債権回収の市町村負担が大きい。
- ・ 区画整理事業は未利用地が生じやすい。利用予定のない土地は施行者が買い取れる制度を拡大すべき。
- ・ 災害公営住宅の整備費に十分な交付金が活用できたのは良かったが、査定に労力を要した。資料流出・技術職員不足の中、設計や施工方法を画一化し、査定等を簡素化すべき。

（事前防災）

- ・ 人命を最優先としつつ、災害による被災を最小化する「減災」の考え方が重要。
- ・ 被害軽減・復興には、特に共助の取組が大きな役割を果たすため、今以上にコミュニティ強化が必要。
- ・ 津波浸水想定などを基に、安全な移転候補地等について、沿岸部・内陸部の双方の住民等を交えて事前に検討する等、住民の理解・協力が重要。
- ・ 平野部の少ない地域などでは今後も仮設住宅建設用地が不足するため、事前の予定地の造成に補助制度があれば良い。
- ・ 災害救助制度等は、災害規模に応じ柔軟に見直されているが、災害の度に協議・要望・検討に時間を要している。
- ・ 復興が完了した時点で、国が過大な津波被害想定を出したことに憤りを感じる。

市町村からの意見聴取 結果一覧

- Q1-1. 国によって被災者支援のために様々な制度が設けられましたが、それらを十分に活用することができたとお考えですか。具体的に何が不足していたとお考えですか。..... 2
- Q1-2. 被災者の心のケアやコミュニティ形成のために行政は十分に役割を果たしたとお考えですか。行政では対応できなかったこととしてどのようなことがあるとお考えですか。 4
- Q2-1. 復興の目標や将来像・枠組みを決めるにあたって、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映できましたか。反映させるためにどのような工夫が必要だとお考えですか。 7
- Q2-2. まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違いが課題となりましたか。スピード感の違い、あるいは、違いによるデメリットをなくすために、どのような工夫が必要だとお考えですか。 10
- Q2-3. 住まいとまちの復興における国・県・市町村の役割分担は上手くいったとお考えですか。どのような点で役割分担が不十分だったとお考えですか。 13
- Q3-1. 産業・生業の再生のために、国・県等による復旧支援や企業誘致などの様々な制度が設けられましたが、地域全体としてそれらを活用することができたとお考えですか。各行政機関では対応できなかったこととしてどのようなことがあるとお考えですか。 . 15
- Q3-2. 産業・生業の再生にあたって、地域企業の復旧のみならず、新たな取組への支援などにより、想定した地域経済の新陳代謝がある程度図られたとお考えですか。新陳代謝を図るとしたらどのような制度等が必要だったとお考えですか。 17
- Q4-1. 原子力災害からの復興のステージに応じた被災者への支援が行われてきたとお考えですか。具体的にどのような内容に取り組むべきだったとお考えですか。 19
- Q4-2. 原子力災害からの復興において、国・県・市町村など関係者間の調整は機能してきたとお考えですか。どのような点で調整する機能が不十分だったとお考えですか。 21
- Q5-1. 復興にあたって、他の自治体からの応援職員の受け入れは、円滑になされたとお考えですか。円滑に受け入れるためにどのような準備や仕組み等が必要だとお考えですか。 23
- Q5-2. 復興にあたって、NPOや民間企業など行政以外の主体との連携は、円滑になされたとお考えですか。円滑な連携のためにどのような準備や仕組み等が必要だとお考えですか。 25
- Q5-3. 震災の記憶と教訓を継承するために、国におけるデジタルアーカイブの構築等の取組は、十分だとお考えですか。震災と教訓の継承のためにどのような取組が必要だとお考えですか。 27
- Q6-1. 復興庁・復興局は、政府における司令塔や総合調整、ワンストップ窓口の役割を十分果たしたとお考えですか。復興庁の役割としてどのような機能が不十分だったとお考えですか。 29
- Q6-2. 復興期間が当初10年間とされたことで、復興まちづくり等についての合意形成などに影響はありましたか。具体的にどのような分野でどのような影響があったとお考えですか。 31
- Q6-3. 国の財政支援・地方財政措置を受けて整備された公共施設等の維持管理・更新費の増加は、今後、懸念されますか。例えば、維持管理・更新費を抑えるための整備段階からの工夫など、どのような対応が必要だとお考えですか。 33
- Q7. その他今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの国の復興政策について、良かった点、悪かった点など、残すべき教訓がございますか。 38

Q1-1. 国によって被災者支援のために様々な制度が設けられましたが、それらを十分に活用することができたとお考えですか。具体的に何が不足していたとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 活用できる制度は全て活用し、運用しながらの制度改正などで柔軟に対応していただく一方で、採用時期による取扱いの違いや制度上の一律の線引きがされることもあり、被災者個々の不公平感や不満を生み出してしまう場面もあり、対応に苦慮した。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害公営住宅におけるコミュニティ形成支援を実施し、自治会を結成できた。 ・ 自力再建できない災害公営住宅の高齢者に十分な支援が実施できている。 ・ 産業分野においては、被災された中小企業等の事業者に対するグループ施設等復旧整備補助(グループ補助金)や水産加工施設復旧整備などの支援により事業者の早期復旧に活用できたと言える。 ・ 復興していくためには、予算が必要となるが、直後に活用できた被災者健康支援事業補助金は、被災者の心のケア・心の復興にも早く対応で良かったと思う。 ・ 借上げ民間賃貸住宅のおかげで既存の住宅ストックを活用でき、プレハブ仮設住宅よりも迅速に救助が行えた。 ・ 県と入居者が契約する借上げ民間賃貸住宅の賃貸借契約書には特定延長を適用した要件に該当しなくなった場合、速やかに届け出をし、住宅を明け渡すことが明記されていなかったため、特定延長が非該当になった後も契約期限ギリギリまで退去しない方がいた。 ・ 被災者の心のケアについては、長期的に行っていく必要があると考えます。 ・ 東日本大震災後の被災者支援として、被災者支援総合交付金を活用し、被災者支援センター事業や、仮設住宅・災害公営住宅における見守り支援事業を実施。 ・ 被災者に寄り添い、継続的な支援が展開できた。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の制度は、特に被災直後の町民にとってはありがたいものだったが、原子力災害の特殊性や避難の長期化によって必要な支援が多様化した。全ての町民に必要な支援を行うためには、自由度の高い支援が必要。 ・ マンパワーの無い極小自治体では多くの制度を使いこなせない。 ・ 震災直後は交付金の採択要件が原発による被災を考慮されたものがなく、自治体側で理屈づけすることに労力がかかった。 ・ 被災者支援にかかる制度は避難当初から相当程度活用している。 ・ 現在も避難先居住者を含む広域的な住民福祉支援策等のために支援 制度を活用している。 ・ 従来の制度を超えた前例のない対応が必要だったことから村が単独で実施せざるを得ない状況であった。その後、被災者支援の制度が立ち上がってきた。 ・ 帰村開始が早かったことやマンパワーの不足等もあり、制度を十分に活用できないこともあった。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果・成果の厳格化 <p style="margin-left: 20px;">国費を使う以上求められるのは止むを得ないが、小規模な地域では効果・成果が上がる見通しが立たないため、制度活用できず被災者の要望に応えることができない場合もある。</p> ・ 職員の不足 <p style="margin-left: 20px;">震災前に財政規模が大きくなかった自治体も多く被災した中で、人的支援を活用したとはいえ、これらの制度をいかに活用するには、職員のマンパワーが不足している。</p> ・ 当町内の避難区域有無による格差・分断 <p style="margin-left: 20px;">避難区域であった地域(強制避難)と、そうではない地域(自主的避難)の支援策の格差があり、住民間の分断を招いた。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「被災者支援」の定義が広範囲にわたり様々な制度を全て把握できていないため十分に活用できたかどうか明言は難しい。 ・ 高速道路無料措置、住宅等については、十分に活用することができた。その他については被災した市町村によって、様々な事情により復興の取組状況が違っている。当町は、他の市町村とは違い、昨年6月にかつての町の中心地が避難指示解除となり、ようやくこれから帰還に注力していかなければならないため、制度を十分に活用することができるのはこれからだと考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町は震災・原子力事故により町民が全国各自治体へ避難している状況である。 ・ 原発避難者特措法などにより支援を受けることができているのが大きい。しかし、ようやく避難指示が解除された当町においては他自治体と一律に支援の打ち切り等無いよう継続していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野、様々な被災者支援制度を設けられたが、復興事業が膨大で、効率的に活用できなかった可能性あり(後に、〇〇交付金の方が使い勝手が良かった、補助効率が良かった等の可能性あり)。

Q1-2. 被災者の心のケアやコミュニティ形成のために、行政は十分に役割を果たしたとお考えですか。行政では対応できなかったこととしてどのようなことがあるとお考えですか。

<p>岩手県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の心のケアには、復興という終わりはない。引き続き被災者の声を聴いて寄り添っていかなければならない。 ・ コミュニティの再生や新たなコミュニティの形成が図られつつあった矢先のコロナ禍によりコミュニティが脆弱化した。再構築を図らなければならない。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の心のケア・コミュニティ形成については息の長い支援が必要であり、引き続き対応していく必要がある。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の中にはまだ「心のケア」や「コミュニティ形成」を必要とする方がいることから、支援を継続すべきと考える。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援総合交付金を活用し、災害公営住宅におけるコミュニティ形成支援を実施してきた。令和4年12月時点、県営アパート2か所、町営団地4か所で自治組織が形成された一方、県営アパート2か所で自治組織が形成できず、課題が残る。地域の既存コミュニティに内包されている団地もある。 ・ 既存のコミュニティと融和できていないことや自力再建後のコミュニティ形成が進んでいない地区もある現状から、住民主体によるコミュニティ形成ができるよう、今後も継続した支援が必要と考える。 ・ 被災者の心のケアにつなげるため、心の復興活動補助事業を実施している。コロナ禍により活動は自粛傾向にあるが、令和になってから、町内団体(被災者含む)による活動が増えてきており、被災者の主体的・参画的な活動につながっている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な制度により、コミュニティの形成や交流が図られた一方で、制度の対象となる「被災者」の定義や認識があいまいで、地域内での被災者とそうでない者との間で不公平感が生まれた。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援総合交付金を活用して支援団体と一体となって「心の復興事業」に取り組んできたものの、被災者の苦しみや悩みを完全に解消することは難しいと認識している。 ・ 被災者支援総合交付金を活用して自治会・町内会などの地域コミュニティの形成は図ってきたものの、高齢化等による担い手不足等により組織の継続が困難となっている事例がある。
<p>宮城県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害公営住宅は、他の公営住宅の居住者よりも手厚い支援がされている。 ・ サロン活動を通して相談しやすい場を作り、ラジオ体操支援を実施している。 ・ 訪問等のアウトリーチ活動も積極的に実施している。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面化されたニーズに対しての対応はできたが、潜在的なニーズに対応できたとは言い切れないため。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面での対応として、災害公営住宅において、大学のアドバイザーによるリビングアクセス手法を講じたが階層住宅では、お互いの気配が希薄となり、孤独死が見られる。 ・ 区単位を基本に仮設住宅やその後の公営住宅を形成した事や、現地再建による土地区画整理事業を行った事はコミュニティ形成、維持に役立ったと考えられる。 ・ 以上の事から役割に貢献できたとは思いますが、十分であったかは疑問が残る。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政としての支援は継続的に実施してきたものの、生活環境の大きな変化であったり、長期化する問題も少なくなく、また新型コロナウイルスの影響もあったため、全体的な達成度としては不十分であり、引き続き支援を実施する必要がある。 ・ 十分に役割を果たしたかと言うと疑問がある。 ・ 心のケアをはじめ、健康相談も併せて実施。地域の実情を把握し支援を行った。 ・ 被災者を取り巻く環境の変化が大きく、ニーズも多様化する中でのコミュニティ形成には多くの時間と労力が必要とされた。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民は長期にわたって全国にバラバラに避難を続けている。慣れない土地での避難生活に際して、心のケア、コミュニティ形成への支援は十分とは言えなかった。 ・ 町内においては、避難指示解除から5年、移住者を含めた町内のコミュニティ再生（形成）は、現在進行形であり評価する段階ではない。 ・ 被災者支援総合交付金を活用した事業は、一定の役割は果たしている。 ・ 心のケアやコミュニティに係る支援の取組はこれで十分ではなく、今後も継続して行っていく必要がある。 ・ 全村民だけでなく役場機能も避難することを想定しておらず、知見のない対応を迫られる場面が多々あり対応に苦慮した。 ・ 避難が長期化し、住民が避難先での生活に定着したことにより、村としてのコミュニティ形成等に村民が十分に満足していないと感じている。 <p>(1) コミュニティ形成には尽力出来ている</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本村は、避難直後から応急仮設住宅を中心とする新たな自治会の組織など、避難先でのコミュニティ形成に尽力した。 ② また除染、賠償、復興計画、避難指示解除前からの除染後農地の保全など村内活動等を進めるうえで、避難中も従来（避難前）からの行政区単位でのコミュニティを重視した政策を進めた。 ③ 大部分の避難指示解除後6年を満了しようとする現在、行政区および村外のサロン活動3組織がコミュニティの主軸となっている。 ④ なお仮設住宅以外の一般住宅等に避難した村民のうち、前記①、②、③に所属しない(できない)方のコミュニティ形成については依然として課題がある。 <p>(2) 心のケアには長期的・継続的な対応が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原発事故・全村避難・除染・避難長期化・賠償など、全てが未曾有の事態の連続であり、世界的なコロナ禍で本村を支援・応援されて来た方々も被害を受けている今、震災記憶・被災者の現状が全国的に忘却され、復興道半ばで置き去りにされるのではないかと、との不安・ストレスを被災者は常に持っている。 ① 被災者の心のケアは長期的な対応が必要 ② 自治体職員のみでの対応には限界があり、人材の継続的確保が課題
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線に係るリスクコミュニケーション等では、ノウハウがなく大学等の支援により実施できた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町内の避難区域有無による支援策の格差により、住民間の分断が生じた。 ・ 当町では、避難区域であった地域と、そうではない地域(自主的避難の地域)の格差があり、帰還された方、そうしない方、それぞれの違いにより対応が異なることはやむを得ないが、自治体とすれば原子力災害は等しく被ったものであり、一概に役割を果たしていたとは言い難い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町では、町が委嘱した復興支援員が県内外に分散して避難生活を送る町民向けに、町政や町民のコミュニティ活動の情報を発信したり、町民主体の交流活動を支援するなど、離れていても町とのつながりを感じてもらおうための活動を行っている。 ・ 被災者生活支援や相談員事業を社会福祉協議会に委託し実施している。 ・ 上記の事業は、国費(特別復興特別交付税または福島再生加速化交付金)が財源であり、国の役割は大きい。 ・ 心のケアについては、県外にも避難している状況で十分に手が行き届かない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国各地に避難している町民に対して対応することは困難。 ・ 避難者が多い地区での支援をとってはいるが、長期にわたる避難生活でのコミュニティ形成維持していくことは難しい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先でのコミュニティ支援や県外支援拠点の整備など、被災者の心のケアについては重点的に取り組んだ。 ・ 行政が果たした役割について整理しておく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の心のケアについては個々人で抱える悩みや不安は多様であり、受け皿を整備し、相談支援を行っているが、行政としての役割の達成度などの評価は困難。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政では不足する部分を復興支援員制度を活用してカバーし、帰還率は上がったものの担い手となる若者等が減少し、コミュニティの形成が課題となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町としては最善をつくしているが、中には行政への不満や批判的な意見もある。

Q2-1. 復興の目標や将来像・枠組みを決めるにあたって、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映できましたか。反映させるためにどのような工夫が必要だとお考えですか。

<p>岩手県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少については、ある程度見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響など、予測困難な変化もあった。 ・ 公共施設や住宅地等の整備にあたっては将来の高齢化や人口減少を考慮し、コンパクトな町づくりに努めた。 ・ 当市は震災による市外への人口流出がほとんどなかったため、復興計画としては、人口減少等の考慮はしていない。 ・ 低地部(災害危険区域)の区画整理事業について、商業・水産加工業の立地予定を立て整備したものの、人口減少による商業の縮小や近年の漁獲低迷による水産加工業の規模縮小などにより空き区画が多くなっている。被災前からの事前の復興見込みを想定しておくのが肝心と考える。 ・ 高台団地や災害公営住宅の整備については、こまめな意向調査を実施し、その都度計画変更や設計変更を行ったことから、過大整備にならなかったと考える。 ・ 復旧、復興にスピード感が求められたなかで、外部に人材を求め急速にハード事業を進めたため、十分に地域の将来像を検討・反映させるいとまがなかった。 ・ 被災時点への復旧にこだわるのではなく、今後の将来像や被害軽減を見据えたよりよい復旧復興が図られるよう、災害復旧制度の柔軟な運用が必要 ・ 震災により被災前から人口の減少が進んだところから、町の空洞化の進行を食い止め、活力や魅力を向上させる取組を早期に行うべき。 ・ 社会経済情勢の変化を考慮するよう促す復興庁等からの助言。
<p>宮城県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甚大な被害から一刻も早く復興を成し遂げるための復興計画を策定するには人口減少等の社会経済情勢までの反映するのは、時間やマンパワーが足りない。 ・ 居住意向調査の実施による高台住宅・公営住宅戸数の決定。 ・ 閑上地区の計画人口は、個別面談により見直し減となった経緯がある。 ・ 人口減少を見越し公共施設(漁港施設など)の集約化を図りたかったが、災害後の混乱している時期に住民合意を得るのは困難。 ・ 災害後の復興状況を事前に想定し、問題を緩和する手段を事前に検討することで復興の目標や将来像、枠組みの決定が円滑に進む。 ・ 公共下水道事業をやめ、合併浄化槽へ転換(縮小開発)。 ・ 将来へのランニングコストを考慮し、公民館と図書館を合築し、新たに生涯学習センターとして復旧させた。
<p>福島県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画策定にあたっては、町民アンケートを踏まえ人口を算出した(震災前21000人→2035年までに8000人と推計)。しかし、実際は2022年12月末現在約2000人に留まっている。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地でありながら、他の避難地域からの被災者を受け入れることが、人口減少だけでは計れない部分となり、社会経済情勢の変化が複雑化した。 ・被災者アンケートに基づき災害公営住宅の整備戸数を決定することになるが、発災直後は、希望者数に応じた施設整備が必要となる。 ・災害公営住宅は、発災後 10 年が経過し、被災入居者の高齢化や住宅再建に伴い、被災入居者数の減少が見られる。 ・発災直後に、被災者の年齢やその後の住宅再建までを含め、整備戸数に反映することは、非常に困難と考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体の計画づくりに国職員やコンサルタント等をすぐに派遣すべきであった。 ・帰還意向が想定を超えて下がっている。 ・復興再生への道程はそう簡単なものではなく、人が住み着いて、家族を持ち、子ども達が成人となり地域で生活を始める期間が最低の期間だと感じている(30 年～40 年)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの復興計画や振興計画等は、全村民の「帰還」を目標にした計画であり、人口動態予測は反映されていない。 ・また大部分の避難指示解除時における若者世代の帰還率の低下は予見できたが、現在の避難先居住者を含む子育て世代の出生数の低下までは予測できていない。 ・なお、出生率の低下など人口減少等要因を施策に反映するためには、村内居住者、村外居住者、全村民に分けた分析が必要であり、現在、振興計画の中間見直しを進めている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の将来として10年20年先と考えていた人口減少・少子高齢化が震災・事故により目の前の課題としてふってきたことで、そのスピードに対応できていない面もある。 ・帰村率の停滞、特に若い世帯の帰村がなかなか進まなく、地域力を維持していくためには新たな活力を求めていくことが必要(移住、定住施策の取組の契機)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・復興の目標等については、人口減少等の情勢の変化を反映するようにしているが、避難継続中の方もいることから、十分に反映できているとは言えない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは住民帰還を目標に進めてきており、ようやく一部解除となった町であるため、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映することではなく、町民同士の絆、町とのつながりを優先し実施してきた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・震災による全町避難が長期化した影響から、確度の高い将来的な人口推計をすることが困難であったため、復興計画策定段階ではこれから目指す復興したまちの姿が適正な規模であるのか確信が持てない部分もあった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の再開や商業施設のオープン等を比較的早めに実施したものの、人口減少等により閉校や閉鎖となった施設もある。

Q2-1. 復興の目標や将来像・枠組みを決めるにあたって、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映できましたか。反映させるためにどのような工夫が必要だとお考えですか。

福島県	<ul style="list-style-type: none">復興事業を進展させる上で、使いやすい交付金事業を創設したことや被災地の人口減少加速化を行政課題と捉え、移住定住を目的とした支援策を創設されたことは良かった。
-----	--

Q2-2. まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違いが課題となりましたか。スピード感の違い、あるいは、違いによるデメリットをなくすために、どのような工夫が必要だとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が大規模であり、復興事業が多岐にわたったことから、事業間においてスピード感の違いは発生した。 ・ 復興に関する計画の地元との合意形成に時間を要した、着工後に軟弱地盤等想定外の対策工事が必要となった、国、県及びインフラ事業者工事との調整に時間を要したなど様々な要因で進捗が遅れたが、事前に災害対応に関するシミュレーションをしておけば、ある程度遅延を抑えることができたと思われる。 ・ 住民の多くは早い再建を望んでいる一方で、復興事業についてはどうしても一定の時間を要することから、見通し(計画)について、丁寧に説明しながら進めていく必要がある。 ・ 町の中心部の国土調査が未実施であったことから、中心市街地の復興の足かせとなったため、国土調査については実施しておく必要がある。 ・ 用地買収などによる復興事業の期間延伸や計画変更があったことから、事前に高台団地や災害公営住宅の候補地など具体的な形で計画しておけば効果的と考える。 ・ 地域協議から整備までに時間がかかり、その間に参加予定者の意識が変わり、再建方法(自立再建、防集移転や災害公営など)の変更があった。 ・ 防集団地整備後に辞退する参加者は、経済的理由が大きいことから申込みの時点で何らかの対応が必要となる。 ・ 防集団地区画の賃貸引渡しは、賃貸契約が将来にわたって継続となるため、なるべく買取りにしてもらうべきであった。 ・ 生活再建には復興事業の進捗のほか、個々の事情もあるため、一律に線引きをするのではなく、被災者の希望や住宅再建時期による柔軟な対応(物価高など)が必要と思われる。 ・ 高齢化などから生活再建を急ぐあまり、後年望まない形での再建をした被災者もいる。 ・ インフラの再整備や大規模造成工事はどうしても時間がかかるため、生活再建とのミスマッチが発生した。制度のより柔軟な運用などの工夫が必要。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ リアス海岸特有の地形上、浸水していない平地が少ないことや地盤沈下があったことから、造成工事や嵩上げ工事などの市土基盤整備に時間を要した。このため、市土基盤整備が完了後に被災者の生活再建が進むこととなった方もいる。 ・ 仮設住宅は平成23年6月から平成29年3月まで設置したが、災害公営住宅・高台住宅は終了まで約3年、土地区画整理事業は約7年かかった。 ・ 仮設住宅に住む住民を優先するなど配慮したが、自宅再建まで3年以上かかった住民が存在した。公営住宅をみなし仮設としての使用も可とできれば良かった。 ・ 地形的な影響により、切土工の施工などにより、団地造成に時間を要してしまい、被災者とのスピード感の違いが生じた。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り被災者の生活再建のスピードに合わせ、まちの復興を目指したが、被害が甚大であったため、被災場所や被害状況、家庭環境などが異なるためすべての被災者の生活再建のスピード感を合わせることはできなかった。 ・ 早期に再建を決め、仮設住宅を退去される方がいる一方で、資力がある方でも期限まで応急仮設住宅に居住する方もいた。 ・ 長期間一律に仮設住宅を供与することは、早く生活再建をしようという意欲を削いでしまう可能性もある。 ・ 応急仮設住宅や災害公営住宅の建設用地の確保、集団移転の必要性などについて事前に検討しておくことが必要。 ・ 閑上地区の現地再建については、事業認可にあたり約 450 人から 16 通の意見書が出され、都市計画審議会では「被災者の意見が十分反映されていない」との意見が出された。方針決定を急いだことで事業認可は取得したものの民意調達に時間がかかり事業実施まで 1 年を要する結果となった。復興方針や再建方法の決定にあたっては、被災者個別の意見を十分聞いた上で、決定すべきであったと思っている。 ・ 方針決定を急いだことで、「市が作成した復興計画」というイメージが残ってしまい、被災者の不満や行政に対する不信感が発生し、事業が停滞してしまう危険性がある。 ・ リアス海岸の多くは平地が少なく仮設住宅を建てる用地選定だけでも困難。 ・ ハザードマップを有効活用し、事前に候補地の選定をするべき。 ・ 宅地造成遅れが、一日でも早い生活再建を望む被災者の町外への流出へと繋がる。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難期間が長く、多くの町民は生活基盤(住宅)を避難先で再建せざるを得なかった。避難指示が解除され、町の復興は進んできているものの、町民による町内への住宅の再建は難しく、帰還を困難にしている。 ・ 村の復興の進捗と、被災者の生活再建には明確にスピードの違いがあったが、原子力発電所事故という特異な災害であり、やむを得ないと捉えているが、行政が主導する復興において、影響は小さかったと考えている。 ・ 復興が進まず、避難先に定住する住民が多く発生したので、国が早期にビジョンを示したり、国による復興作業を進めるべきであった。 ・ 施設整備復旧に地域コミュニティの再生が追いついていない。 ・ 震災当初から、住民の帰還を重点として進められてきたが、双葉郡の将来像が地域住民に見えづらかったと思う。被災 12 市町村毎の復興競争でなく、新たな双葉地方の創成が新規定住者の夢となるよう進めることが重要。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産業が主幹産業であり、専業・兼業を併せて70%以上の村民が農業に従事していた本村においては、帰村しての生活再建を考える上で必要不可欠であったのが農畜産業の再生である。 ・ 一方で、放射性物質により汚染された農地・山林等の再生がなければ農畜産業の再生に着手することすら不可能であり、環境省直轄除染に5年以上の年月を要したこと等により、多くの避難農業者が帰村しての農畜産業従事による生活再建を断念し、村外での生活再建を選択した経過がある。 ・ また、住居確保賠償が避難指示解除前に進捗したことも、村・復興庁アンケートに基づく災害公営住宅等の整備よりも早く村外における働き世代、子どもを中心とした生活再建が進んだ理由の一つにあげられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は、生活再建と同時に住民帰還を行っており、先行して復興事業を行って来たため、スピード感を優先するあまり十分な議論を経ずに支援策を決定せざるを得なかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰村にあたっての村民の要望に対する社会インフラ等の整備にあたっては、整備が先か、利用者等の帰村が先か議論のあるところであったが、帰村を見通しながら慎重な整備に努めてきた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度開始を待てずに被災者自身で生活再建策を実施したようなケースがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の復旧が遅れているため、町民が避難先で生活再建をスタートさせている。そのため、帰町住民が増加しない。いち早く、町内全域の避難指示解除を行い、町内の復興を進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難期間の長期化による避難先での生活再建するのが大多数。 ・ 未だ除染・インフラ整備ができていない帰還困難区域を抱えている状況である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域に分かれたこともあり、区域ごとの町民の生活再建意識に大きな違いがあったため、区域ごとに細かな情報収集と分析、迅速な対応が必要であった
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原発事故による避難指示区域の解除時期と帰還の意向(解除が遅れれば、避難先での生活が定着し帰還したい気持ちが薄れてくる)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に農業分野においては、基盤整備事業により一定の整備は進んだものの、耕作放棄地の増加や林業(副産物含む)の衰退など課題も多い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、町内の帰還者数が6割であり、残り4割は町外で生活している。町外での生活再建者に対し、初期の段階で、早く町内での再建策を示せば、現在の帰還率に変化があったかもしれない。

Q2-3. 住まいとまちの復興における国・県・市町村の役割分担は上手くいったとお考えですか。どのような点で役割分担が不十分だったとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの制度や復旧復興に対する認識不足があったように感じた。 町村などの小規模自治体では対応が難しかった部分も多く、より国県の直轄事業が多くてもよかったのではないかと。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金制度の創設により、国（復興庁）と市町村が直接やり取りすることができスピード感はあったものの、県としての市町村への支援や役割が不十分であったと感じる。 国・県・市で同時にまちの復興を実施した際に、工事期間や作業ヤードの調整によって時間を要したケースがあった。 災害救助法の救助権限が都道府県知事に限定されており、市が自らの判断で迅速に救助活動を行うことができないため、プレハブ仮設住宅の設置に時間がかかった。 借上げ民間賃貸住宅の供与は現物給付の原則から県が借り上げて被災者へ提供するため、手続きが煩雑となり時間を要した。 異なる複数の事業主体との事業間の調整等に時間を要するケースがあった。 最終的には概ね要望を叶えていただきましたが、決定までに多くの時間を要した。 より良く連携出来れば、さらにスピード感が増すと思われる。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は通常業務に復興業務が加わり、両業務が停滞した。国は復興を支援するのではなく、主になる場面も必要だった。大規模な人材支援が必須であった。 その都度、国に対して国が責任を持って復興を成し遂げるよう要望していたが、自治体の計画が整備されないと進まない事業が多く、計画づくりに多大な労力がかかった。 復興の途上にあり、役割分担が上手くいったかどうかという判断は難しい。 なお村が国に直接要望し、協議・調整することができている点については、大きく評価しており、復興の迅速化のためには今後も必要。 また国・県の担当者が定期・不定期を問わず、現場の状況を確認・ヒアリングし、事業・予算に反映する取組みは一部の事業で行われており、非常に有用であるとともに今後も必要。 一方、未曾有の事業量、スピード感を求められる復興事業にあたって、一部の例外を除いて既存の法令・慣例に基づく事務を含めて、その多くを自治体が担っている中、被災当初と比して事業協議・申請に多くの時間を要しているものもあり、役割分担の見直しはもとより事務量軽減のための方策が必要。 原子力災害は、隣接する自治体であっても、原発の距離や放射線量によって避難区域の区分がされたため、先行した広野町は参考事例が少なく、手探りの業務が多く苦労した。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> 一概には言えないが、国の交付金や委託事業を活用して市町村が実施するというケースが多かったことから、そういった部分では県の役割が曖昧に感じる部分こともある。
	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担がうまくいってもこの町の甚大な被害状況では住まい・まちの復興が進むスピードと町民の期待と大きく開きが出ている。
	<ul style="list-style-type: none"> 試行錯誤しながらも、それぞれの立場で役割を果たしたと感じている。 それぞれの果たした役割については整理しておく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興状況の変化により、国・県の考え方等も変わり支援策が手薄になっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 国・県・市で同時にまちの復興を実施した際に、工事期間や作業ヤードの調整によって時間を要したケースがあった。

Q3-1. 産業・生業の再生のために、国・県等による復旧支援や企業誘致などの様々な制度が設けられましたが、地域全体としてそれらを活用することができたとお考えですか。各行政機関では対応できなかったこととしてどのようなことがあるとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市の産業の復興は、被災地域が限定されていたため新陳代謝的な復興ではなく、復旧に近い形となったと捉えている。 ・ グループ補助金や利子補給等により、復旧支援は図られたが、企業誘致は進まなかった。 ・ それぞれの制度における要件もあり、地域全体で活用できたとはいえない。 ・ 個人事業主など、制度を活用できなかった事業者もいた。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災集団移転により買取った移転元地は虫食い状態で、大規模な企業の誘致などは不可能で、復興まちづくり土地利用方針による業務系の土地利用が未だに進んでいない土地やエリアが存在する。これらを課題に向けた制度が確立されず未だ未利用の土地が存在している。 ・ また、復興のハード整備が終わりこれからという時に、コロナ禍等の影響を受け事業者の新たな進出が難しい状況にあるとも考える(新たな制度支援等を希望)。 ・ 企業誘致が進んでいないため。 ・ グループ補助金の制度により、迅速で円滑な事業再開に繋がった。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の復興は現在進行形であり評価の段階ではないが、一定の効果はあった。 ・ グループ補助金を活用した事業の立て直しや、観光特区制度を活用した税制の優遇措置等など、国等による各種支援制度は、市内各事業者の復旧に一定の効果はあったと考えられる。 ・ しかしながら、震災から10年以上が経過した現在でも、本市観光入込客数は震災前の水準までは回復していないなど、原子力発電所事故の風評が払拭されていない。加えて、地域の理解が進まないままALPS処理水が放出された場合、更なる風評も懸念されることから、十分な効果があったとは言えないと考える。 ・ 補助金をばらまくだけでは将来には繋がらないため。 ・ 新規企業が誘致される一方、避難先で事業再開した地域企業が帰還していない。 ・ 労働者不足となるため移住政策とセットで行うべき。 ・ 震災前から産業の衰退が他地域よりも早く進んでいたため、担い手等の育成確保ができず、十分に活用できていない。企業誘致についても、交通・流通の不便さがネックとなった。 ・ 復興の途上にあり、これまで活用してきた制度、これから活用していく制度があるため、十分か不十分かという判断は難しい。 ・ なお、本村の基幹産業である農畜産業分野では、除染後農用地の保全・地力回復・基盤整備・作付再開など、本村全体で制度を活用している。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、帰還率や村内居住率が低く、村内高齢化率が高い中、働き世代・子育て世代を増やす対策が急務であるため、産業振興、企業誘致、起業支援などの「なりわい」対策の重点化を進めており、今後さらに制度活用を深めていく段階にある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度により一定程度以上の活用をすることはできたが、予算の用途や金額に制限があったために実現したい規模で整備が行えなかった点があった。 ・ 浜通り地区の市町村間で補助事業の対象条件に差があり、自町では活用したい補助が該当にならないなどの面があったため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再開補助金は約 100 件の事業者が活用し、事業再開が進んだ一方で、要件が厳しく利用することができない事業者も多くあった。さらに津波立地補助金など、縮小される支援策もみられる。本町のように町内に線引きがなされた自治体は、引き続き町全体の復興に向けた支援策が重要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部では活用できているが、全体として今後の活用になると思う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行して働く拠点として産業団地を整備してきたが、住む拠点がいまだ整備中である。地域全体への活用はこれからである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ補助金など、復興段階に合わせた様々な支援を活用できた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業、農業においては活用できたが、企業誘致での新規参入は伸び悩んだ。

Q3-2. 産業・生業の再生にあたって、地域企業の復旧のみならず、新たな取組への支援などにより、想定した※地域経済の新陳代謝がある程度図られたとお考えですか。新陳代謝を図るとしたらどのような制度等が必要だったとお考えですか。

Q3-2. 産業・生業の再生にあたって、地域企業の復旧のみならず、新たな取組への支援などにより、想定した※地域経済の新陳代謝がある程度図られたとお考えですか。新陳代謝を図るとしたらどのような制度等が必要だったとお考えですか。

※ コロナ対応、物価高対応、他の災害等当初からは想定し得ない突発的事項については除いてご回答ください。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市の産業の復興は、被災地域が限定されていたため新陳代謝的な復興ではなく、復旧に近い形となったと捉えている。 ・ 食料供給地としての優遇措置。 ※ インフラ投資への補助制度など(事業期間復興期～復興後10年など) ※ 国が公募、事業採択し被災市町村とマッチングを図り事業を実施など ・ 新陳代謝はある程度図られたが、被災前の経済状況には回復していない。 ・ 震災により新たな交流や起業も生まれたが、被災時からの復旧の進捗や一時的な人口減少、高齢化の進行により廃業する事業者もいた。 ・ 被害の大きかった水産業や水産加工業は町の基幹産業であり、産業転換等の必要性は低く、最優先で求められた早期復旧に向けた支援を重点的に実施した。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花洲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業により整備された業務系エリアでは、新たにリゾートホテルやカフェ、海鮮市場などの店舗等も張り付き、若干ではあるが新陳代謝が図られたと感じる所もある。 ・ 震災前と現状が変わっていないため。 ・ 異なる事業へチャレンジする企業が現れた。 ・ 新しい産業の創出が図られた。 ・ 企業誘致はしているが、新規参入してくる企業が少ない。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の復興は未だ途中であり、評価する段階ではない。また、被災した地元の方々を思うと、“新陳代謝”という表現は適切ではない。 ・ 内陸部に立地している加工・組立型の製造業に関しては、国・県等の資金的な支援制度により企業の設備投資が促進され、相応の新陳代謝が図られた。 ・ その一方で、震災や津波による被害だけでなく、本市では、原子力災害による風評被害により大きな影響を受けている。 ・ 特に、沿岸部に集積していた蒲鉾等の水産食料品製造業においては、「食品」という分野でもあることから、10年以上経過した現在も、風評被害の影響を受けており、震災前の業績に回復していない事業者が多く見受けられる。 ・ 地域観光産業に関しては、従前の伝統を継続することで復旧がなされるなど、必ずしも新陳代謝が必要とされない局面もある。 ・ このため、地域経済の新陳代謝という観点では、「どちらともいえない」と判断。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ もともと民間企業の進出がない不便なエリアには、長期にわたる税の優遇特例等の相当のメリットがないと、大きな企業は参入しようとはしない。 ・ 地域企業の地元復旧が限定的。 ・ 震災初期の段階で、国が企業の支援を受け被災地の復興再生を行えば、復興を早く進めることができたと思う。特に営農再開に係る支援(農産物を作るまでの支援)は多く実施されていたが、農家の視点としては風評被害等で売れるか分からない農産物を栽培することに懐疑的であり、結果として農業離れが進み帰還率に影響があったと思われる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年の大部分の避難指示解除後6年を満了しようとする中、働き世代・子育て世代を増やす対策として、産業振興、企業誘致、起業支援などの「なりわい」対策の重点化を進めるとともに、次世代継承を視野に入れた取組みを進めている。 ・ なお令和3年以降、企業誘致数件は産業創出事例であるほか、個人起業約10件については働き世代の新たな取組み事例となっており、農畜産業約120件についても若手経営者の取組みが比較的多い。 ・ 一方で、土木業・建設業・製造業については、地元企業が経営再開したケースがほとんどであり、村内産業に占める割合としても多い。 ・ なお現在、振興計画の中間見直しを進める中で、村内総生産などの指標を検討しているため、地域経済の新陳代謝が十分か不十分かという判断は出来ていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新陳代謝が図られた反面、もともとの中小企業や小売店、専門店が撤退や廃業してしまった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規進出が一定程度図られはしたが、これまでの制度以上のインセンティブがないと、やはり「被災地」への進出を企業はためらうのではないと思われる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災後、工業団地の整備等による企業進出や農業では水稻の作付再開や生食ぶどうやイチゴ栽培など新たな品目が導入された。 ・ 森林除染が行われておらず、長い間、山に入ることもできなかったことから林業の再開はこれからの状況、森林再生の取組が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用化補助金などを活用し、本町の課題解決をテーマとする事業者との取組が進む一方で、原子力災害により少子高齢化が一層進行し、事業の担い手不足や承継問題により、新陳代謝は図られていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の復興は始まったばかりであるため、今後の状況で評価していきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業の復旧は限られているが、新規事業者が参入してきており 企業同士が連携して進めていくための協議会を設立したところである、今後の地域経済への波及を期待している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災直後の支援については、新規参入事業者よりも既存事業者への支援が手厚いものであったと感じるので、地域経済の新陳代謝という面ではマイナスに働いた可能性がある。 ・ 当町においては、震災時点で既に高齢の事業主も多々おり、そのまま廃業となったケースも多い。

Q4-1. 原子力災害からの復興のステージに応じた被災者への支援が行われてきたとお考えですか。具体的にどのような内容に取り組むべきだったとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害の直接的な被害は受けていない。除染、風評被害等については、適時支援を行ってきたと考えている。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 基幹産業である水産業及び関連産業に従事している市民が多いが、未だに水産物の風評被害の影響が残っている。 本町において直接的な原子力災害被災者が居ないため、支援に対する評価は困難。 指定廃棄物の処理に時間を要している。 基幹産業である一次産業に対する風評被害の影響が今もなお続いている。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害からの復興は始まったばかりであり長い時間がかかる。まだ、評価できる段階ではない。 原子力災害を含む東日本大震災の被災者支援については、ステージに応じて様々な制度が構築され、本市も多々活用させていただき、感謝しております。 災害後に原子力災害からの風評払拭を国・県と共に取組んできましたが、未だに本市の観光・水産業が震災前の水準まで回復しておらず、風評が払拭されていない状況。その最中、地域の理解が進まないまま ALPS 処理水の海洋放出の方針が決定されたことは、これまで登ってきた被災者の復興のステージを戻してしまう懸念がある。 全ての支援が遅い印象。また過剰な支援(賠償)は帰還が進まない要因になり得る。住民の人生に影響を与える。 原子力災害による避難では、避難中の被災者支援が進むほど帰還率が下がる傾向。 被災者支援は今後も必要と考えるが、個別支援だけでなく、生活(避難)の段階に応じた支援が必要。 被災者や自治体のニーズや状況に併せた制度が構築されている。(被災者総合支援交付金、福島再生加速化交付金など) ふるさと帰還通行カードや保険料・保険税・医療費窓口負担の減免等による支援策が継続されている。 復興のステージは、インフラの復旧や帰還住民の人数で押し量るのではなく、地域として復興が進んでいない自治体を支える部分を考慮するべきと考えます。 同じ福島県浜通り15市町村の自治体であっても民間事業者向けの国の補助制度等で「原子力災害被災 12 市町村」とそうでない自治体あり、支援策に違いが生じているため。 自治体ごとに復興のステージが異なり、直面している事情や抱える課題が異なり、新たな課題やニーズに対応することが求められてきているが、支援が行われたとは言い難い。

福島県	<ul style="list-style-type: none">・ 避難者の帰還のタイミングが個人ごとに異なることから、復興のステージが同一であることはないため、タイミングに応じた支援が必要と考えられる。
	<ul style="list-style-type: none">・ かつての町の中心であった地域が令和4年6月に避難指示解除となり、被災者の帰還に向けた支援はこれから本格化するため。
	<ul style="list-style-type: none">・ 一部避難指示が解除され、居住がようやくできる復興のステージある避難先が全国に散らばっており、きめ細かい支援はできていない現状であった。
	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力災害による風評被害が無くなったと言い切れない。
	<ul style="list-style-type: none">・ 町としては最善をつくしているが、中には行政への不満や批判的な意見もある。

Q4-2. 原子力災害からの復興において、国・県・市町村など関係者間の調整は機能してきたとお考えですか。どのような点で調整する機能が不十分だったとお考えですか。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除染土の処分方法について、福島県と福島県以外で対応が異なった。 ・ 福島県は、国が責任を持って除染土の処分を行っているにも関わらず、福島県外は、市町村が処分を行うこととなっており、不公平感が出ている。 ・ 被災市町村の実情に寄り添った対応を行っていただきたいかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島第一原子力発電所の処理水問題に係る風評被害対策など国からの説明が不十分だと感じる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹産業である水産業及び関連産業に従事している市民が多いが、未だに水産物の風評被害の影響が残っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定廃棄物の処理に時間を要している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在も汚染牧草などの処理に各自治体が苦慮している。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故直後には高線量地域に住民を避難させてしまった。連絡体制が十分機能していれば、避けられたと思うと非常に悔やまれる。 ・ 前述のとおり、風評被害が払拭されていない最中、地域の理解が進まないままALPS 処理水が放出された場合、更なる風評も懸念される状態が依然として続いている。こと風評払拭の点については、国・県・市町村などの関係者間の調整は機能していなかったと言わざるを得ない。 ・ 復興庁により連携がスムーズにできた面はあるが、予算が復興庁に無いと縦割りの弊害は大きい。 ・ 被災市町村の要望が十分に伝わっていたとは思えなかった。特に交付金の事業申請では申請主義のため、自治体の計画が審査される場面が多々ある。交付金を利用する上では必要であるが、計画作りは多大な労力が必要であり、計画づくりから支援が必要だった。 ・ 国・県との調整は相当程度機能している。 ・ 市町村間の調整は従来からある広域市町村圏組合や県町村会の枠組みのほか、連携中枢都市圏、被災自治体間など多岐にわたっている。 ・ 同じ福島県浜通り 15 市町村の自治体であっても民間事業者向けの国の補助制度等で「原子力災害被災 12 市町村」とそうでない自治体あり、支援策に違いが生じているため。 ・ 当初は、国、県ともに当町内に職員が常駐することで、国県への照会、相談が円滑化されたが、現在は県が常駐ではないということもあり、以前より調整機能は低下したと考えられる。 ・ 関係者間の連携がうまく機能しても、住民が求める復興には至っていない。

Q4-2. 原子力災害からの復興において、国・県・市町村など関係者間の調整は機能してきたとお考えですか。どのような点で調整する機能が不十分だったとお考えですか。

福島県	<ul style="list-style-type: none">・ 当町においては、住民説明会や議会全員協議会等に国・県の関係者に参加いただき、随時調整を図ってきたところであるが、各自治体がどのような形で意見調整を行ったのか整理する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施段階で複雑な事務手続き等により、事業が円滑に進まないケースもある。

Q5-1. 復興にあたって、他の自治体からの応援職員の受け入れは、円滑になされたとお考えですか。円滑に受け入れるためにどのような準備や仕組み等が必要だとお考えですか。

<p>岩手県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地が壊滅したため、応援職員の宿舍の確保に課題があった。 ・ 有事の際の人材確保については市町村レベルでの対応は困難なことから、国、県において人員の確保・連携する仕組みあらかじめ構築しておく必要がある。 ・ 対口支援や全国市長会等によるスキームが確立され、受け入れ事務は円滑に行われた。 ・ 派遣スキームは確立されたが、必要な応援職員を確保できたわけではない。
<p>宮城県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関において職員派遣スキームは構築され、震災直後こそ一定の機能を果たしたが、年数の経過とともに自治体独自の調整や県への要請、任期付職員の採用により人材を確保している。 ・ 職員派遣スキームが各省において構築されたが、それぞれへの対応に忙殺された。内閣府で統合し機動的な確な派遣が望まれる。対向派遣のペアリングはよかった。 ・ 発災後すぐに相互応援協定を締結している市区をはじめ、全国の多くの自治体等から応援の申し入れがあり、各団体から出張による派遣で避難所の対応や被災者の健康管理、被害状況の調査、り災証明書発行などの業務応援をいただいた。 ・ 平成24年度から自治法派遣による中長期の派遣により、復旧・復興事業の業務応援をいただいた。(令和4年まで) ・ 応援職員の受け入れ体制を事前に検討できていなかったため、多くの応援申出に対して調整が難しい時もあったが、宮城県が派遣調整を担うこととなった以降は円滑になっていった。 ・ 現在では、大規模災害発生時の人的支援について、総務省により、発災後の避難所運営等業務に対応する「応援対策職員派遣制度」や、復旧・復興業務に従事する「復旧・復興支援技術職員派遣制度」「総務省スキーム」が確立されており、より円滑なマンパワー確保が可能な状況となっている。 ・ なお、実際に応援職員を受け入れた際、職員用宿舍を所持していなかったのと、市内民間アパートが津波で倒壊したため、派遣職員用宿舍の準備に苦慮した。派遣職員の多くは、建設された応急仮設住宅の空き部屋を利用することとなったが、後に応急仮設住宅を解体する際は転居を余儀なくされ、別な苦勞をすることとなった。このことから、派遣職員の宿舍は、被災者の利用に配慮しながらも、民間アパートの活用を第一に考えた方がよいと思われる。 ・ 技術職・専門職の派遣に対し総務省等の調整により派遣を受けることができたことはとても良かったが、一方で、復興後期から終了後に技術職・専門職が急激に減少することで、通常期へ移行する際に業務引継ぎ等で負担が大きいと思われる。このことから、いずれの地方公共団体においても定員管理という枠組みで技術職が全体職員数の関係上で抑制されているが、定員管理の範囲外とし、地方公共団体の裁量に任せ、技術職・専門職の採用がしやすいようにすることで通常期に移行しやすくしても良かったのではないかと思った。 ・ 復興を進めていくうえでは、住民や地域の声を聞ける人員が必要とされますが、自治体という身近な行政経験で培われた視点をもった派遣職員は、事務職・技術職を問わず大いに復興の支えとなりました。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国各地から多くの自治体派遣職員が応援に来ていただき感謝している。 ・ 土木、建築など長期にわたる事業を担当する職員の確保に苦慮した。 ・ 復興の進捗状況によりニーズが多様化するため、事前復興により必要な人員(マンパワー)を把握しておくことが重要。 ・ 自治体派遣職員の受入経費が震災復興特別交付税で措置されたことは財政的に、大きく救われた。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人材はなかなか来てもらえない。 ・ 派遣元は自治体でも、民間OBの場合、指導に時間が割かれた。 ・ 震災からの復興は村として経験のないことであって、経験のない応援職員をうまく活用して復興を進めるには、経験知識のある者を国から派遣し、現場の復興事業主任として従事して欲しかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県からの人的支援は非常に有用である。 ・ 他自治体からは、計画的避難指示・全村避難の際から応援をいただいている。 ・ 避難指示解除後、令和3年度からは他自治体からの応援職員はいない。 ・ 震災から12年を満了しようとする中、今後の広域災害への備え、災害に強い国づくりのためにも、当時の「経験」や「判断」そして「思い」を引き継ぐ取組みがさらに重要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から発出された計画的避難指示当初、国派遣職員の各位には、未曾有の全村避難と言う緊急事態に際し、日々刻々と出される課題を正確に把握し、直接、政府、関係省庁、関係機関との調整を行っていただきました。 ・ 震災前の村職員は、県を窓口とする地方自治を担当してきており、国機関との直接対話は未経験だったものの、国派遣職員が積極的に村長はじめ村職員と意見交換し、自ら課題を探し出して解決策を提示する姿勢を示したことが模範、励みとなって、未曾有の事態においても一丸となった対処ができました。 ・ また復興庁および派遣職員には村復興施策にかかる国機関との総合調整のほか、事業申請にかかる調整・助言・事務支援など多岐にわたって尽力をいただいています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの自治体から応援していただいている。 ・ これから復興が本格化するなかで、今後の支援継続が必要となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県、様々な組織、自治体から応援職員を派遣いただいたことに大変感謝している。派遣職員スキームが機能したことによるものだと感じている。 ・ 一方で、特に専門的な知識が必要な職種について、当町が求める人材と派遣職員とのマッチングには難しさを感じた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務に震災業務が重なり、職員負担が大幅に増加したなかで、迅速な職員派遣には非常に助けられた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後からのプッシュ型支援は特に大変助かった。 ・ 当町の受け入れ体制としてのBCPが未整備で課題となった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国とのパイプ役の支援職員が少ない。

Q5-2. 復興にあたって、NPOや民間企業など行政以外の主体との連携は、円滑になされたとお考えですか。円滑な連携のためにどのような準備や仕組み等が必要だとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOや民間企業との連携体制については、事前に協定等を結んで協力体制を確立しておく必要がある。 ・ 他市町村に比べ被災地域は限定されていたため、NPO等との連携をほとんどしていない。 ・ NPOの破産問題が尾を引いている。沿岸部の他市町村と比べて、町内ではまちづくり団体が少ない。また、NPOという名称に忌避感を感じている雰囲気。 ・ 町社協といわて連携復興センターが主催となり、山田町に支援に入った団体と情報共有会議を実施している。今年度も2回実施。 ・ あるNPOは、県営大沢アパート等で軽運動等を通じた交流事業を実施している。コミュニティ形成の一環として、運営支援を行っている。 ・ 別のNPOは被災地の子供たちをキャストに加え、山田町で毎年ミュージカルを開催している。 ・ ある生活協同組合は、沿岸部の災害公営住宅集会所等で映画上映会を実施。町内でも2～3か所実施。 ・ 個々に連携や支援を頂いている。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業からは技術職派遣を総務省のとりなしで受けられたが、NPOはあちらがしたいこととこちらがやってほしいことに差があることが多かった。 ・ 震災後、多くのボランティアやNPO団体が活動し、行政では手が届かない細かな支援が行われてきたが、団体の活動に対する行政からの支援体制が万全だったとは言えないため。 ・ NPOや民間企業間での連携が見受けられなかったため。 ・ 災害ボランティアセンター立ち上げの際の公的財政支援。 ・ 民間企業との災害時の応援協定を結ぶ。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に助かった場面も多かったが、行政の決まり等を理解するのに時間がかかるケースがあった。 ・ 応急仮設住宅での行政以外の主体との連携は、避難先自治会や社会福祉協議会が担った。 ・ 学校関係での行政以外の主体との連携は教育委員会、学校が担っている。 ・ なお避難指示解除後は、村内で活動するNPO等が少ないため評価が難しい。 ・ 行政側がやってほしいこととNPOがやりたいことにミスマッチがある。 ・ 行政の支援が予算単年度主義だったことから、NPO等は複数年を見通した継続的な活動がしにくかった。 ・ 前例や経験もないことで社会の気運も醸成されていなかった。

Q5-2. 復興にあたって、NPOや民間企業など行政以外の主体との連携は、円滑になされたとお考えですか。円滑な連携のためにどのような準備や仕組み等が必要だとお考えですか。

福島県	<ul style="list-style-type: none">・ 避難指示中は、NPO や民間企業などがコミュニティ形成や高齢者支援などの避難者支援を実施しており、連携できたと考えている。・ 避難指示後は、旧避難区域で立ち上がった NPO と連携しているが、今後の帰還状況に応じて、より連携を深める必要がある。
	<ul style="list-style-type: none">・ たくさんのご支援等をいただいたが、ニーズに合っていない場合もあった。
	<ul style="list-style-type: none">・ NPOや民間企業との連携は難しいと感じるなか、官民合同チームの活動、支援には感謝している。

Q5-3. 震災の記憶と教訓を継承するために、国におけるデジタルアーカイブの構築等の取組みは、十分だとお考えですか。震災と教訓の継承のためにどのような取組が必要だとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役立てられることで価値が生み出されると考えるが、十分に活用されているとは言えないため。 ・ 国の「ひなぎく」や岩手県の「希望」から資料を閲覧、ダウンロードできる仕組みは大変有効で、市町村の負担軽減にもなった。 ・ 記憶伝承事業(市復興交付金事業)に取り組んでいた間は資料収集ができ、「希望」にも十分に資料提供できたが、現在は新たな資料を収集できていないため、現在も続く県からの資料提供依頼に対応するのが難しい。今後も資料収集を継続するなら、継続して伝承活動を行っているNPOなどの団体から直接、活動記録などの資料提供を受けた方がいいのではないかと。 ・ デジタルアーカイブの詳細が不明。 ・ 当町独自のアーカイブシステムを構築し、国のシステムと連携するなど、国の事業を活かした取り組みが現在も継続していることは成果と言える。 ・ 現在、町の震災伝承事業の方針として、町民参画により未来につながる取り組みを掲げている。国の取り組みに依存しない事業展開に移行する一方、財源措置や全国的な働きかけ等において、国と地方自治体の連携による相乗効果が引き続き必要である。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災記憶の風化防止のためには、構築したアーカイブ等による情報発信や関係機関への利活用促進に向けた継続的な取組が必要だと考える。 ・ 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」については、全国様々なデジタルアーカイブを総括する意味で存在意義はあると思うが、活用方法や認知度については十分に周知されていないように感じる。 ・ 東日本大震災のアーカイブを契機とし、多くの自然災害アーカイブが構築され始めたこと、総務省ガイドラインによりある程度の統一したアーカイブが構築できたが、震災より10年以上が経過し、環境の変化やデータの利活用等の課題もあるため。 ・ 震災の記憶と教訓の継承は、平時に戻りつつある今後が大事。 ・ マンパワー不足の被災自治体にとっては、構築への取組みは助かるが、今、評価するのではなく、今後の災害で東日本大震災の教訓が活かされて初めて評価されるべきなのではないかと。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原発被災地では、現在進行形であり評価の段階ではない。 ・ 震災の記憶を残すことは自治体としても重要であると認識している。避難生活の写真等を記録したかったが、避難者対応等が優先となり全ての記憶を残すに至っていない。国として職員や委託事業者を避難施設に派遣するなど、記憶を残す取組を実施して欲しかった。 ・ 「ひなぎく」のことと思慮。 ・ 一定の成果はあげているのではないかと。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災・原子力伝承館がアーカイブの拠点となると認識していますが、被災地域として、自治体ごと個別具体的に東日本大震災と原発事故を教訓とした、教育プログラムや伝承活動は必要と考えています。国の教訓とは別に個別の取組みを支援する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 被災町村においては、復旧・復興事業にマンパワーが割かれ、デジタルアーカイブの構築が困難だったことから、国主導による取組が必要だった。
	<ul style="list-style-type: none"> 国によるデジタルアーカイブの構築等の取組について、町では把握できていないため、評価することができない。
	<ul style="list-style-type: none"> デジタルデータの収集は著作権の問題もあるためか不十分である。 収集の方針が明確ではなく、各自治体頼りのリンクに止まっている。 データが重く検索・活用しづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民にどのくらい広く周知、認識されているのかわからない。
	<ul style="list-style-type: none"> アーカイブ「ひなぎく」の他、つちおと情報館のアーカイブもあるが、つちおと情報館の情報が災害公営住宅や海岸復旧事業等の掲載にとどまっており十分な取組みとはいえない。

Q6-1. 復興庁・復興局は、政府における司令塔や総合調整、ワンストップ窓口の役割を十分果たしたとお考えですか。復興庁の役割としてどのような機能が不十分だったとお考えですか。

<p>岩手県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興庁を設置して、市町村が実施する復興事業の窓口となったことで、大量で多岐にわたる復興事業を実施する自治体にとって、円滑かつ迅速な遂行が図られた。従来どおり各省庁とのやり取りでは、今回のスピードでは事業実施できなかったのではないと考えている。 ・ 復興庁においては国の省庁を横断的に総合調整いただけた。 ・ 復興局、特に現場を支えた支所の役割について、復興期間当初は市町村の立場に立ち、時に共に考えていただけた。 ・ 復興庁や復興局の設置とその後の総合調整により、復興交付金事業などの復興に向けた取組みを円滑に進めることができた。 ・ 各省庁や民間出身の復興庁職員の方々には、制度運用や事業評価時など村に寄り添った丁寧な助言をいただくことができた。
<p>宮城県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口機能は有しているが、詳細は各省へ直接相談、調整する場面も見受けられる。 ・ ワンストップによる立ち上がりが早かったこと ・ 国の部局を横断的に調整する司令塔としての復興庁、その復興庁と各市町村をつないでいただいた宮城復興局の存在は、大きいと感じている。復興交付金、復興特区(復興推進計画)、復興整備計画など、各種復興推進のためのメニューを最大限活用できるよう、復興庁の下支えがあったことにより、復興を実現できたと思う。被災時においては、迅速かつ円滑な調整機能の必要性を痛感したため、東日本大震災クラスの大災害が起こった際には、その都度こうした組織は、必要であると考えている ・ 多くの問題を解決に結びつけられるよう調整していただいたことにより、業務の短縮に繋がった。 ・ 原形復旧など既存制度に復興を合わせていかなければならなかったため、危険な場所への原形復旧を回避するまでに時間を要した。復興に制度が合わせられるような総合的な調整を期待する。
<p>福島県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁に跨る課題に対して一元的に担う「復興庁」の設置は、非常に効果が高かった。 ・ 発災後、早期に国の職員が現地に入り、地元自治体と協議を通して、意見を聞いていただいたことは、非常に心強かった。 ・ 復興庁のご協力をいただき、本市の復興も進んできたと感じております。 ・ しかしながら、各省との調整が必要なケースもあり、ワンストップ窓口として機能していないケースもあった。 ・ 調整機能は多いに果たしたと思う。 ・ 予算がないので、結局各省庁の判断を仰いでいるので遅く、融通がきかない。 ・ 各市町村の復興の支援は行ったが、各市町村の調整を行い、国として被災地の復興をどのように進めるかについては不十分であった。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復興政策については、復興庁を設け、総合調整を行いながら政策を展開して行った点については大変有効であり、評価すべき点であると考え
	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁、復興局による総合調整等を大きく評価している。
	<ul style="list-style-type: none"> また復興庁および派遣職員には村復興施策にかかる国機関との総合調整のほか、事業申請にかかる調整・助言・事務支援など多岐にわたって尽力をいただいています。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁は、一刻も早い東日本大震災からの復興を被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、ワンストップで対応していくこととして設置された組織だったはずであるが、背景にある各府庁の意向もあり、事業の採択に苦労した点もあった。
	<ul style="list-style-type: none"> 前例のないことへの対応のため復興庁の果たした役割は一定の評価できるもの。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁・復興局は、窓口として、被災地を支える目的で、被災地の要望をくみとる機能として一定程度の役割を果たしてきた。 一方で、省庁の縦割りの弊害の排除や、それぞれの関係省庁の調整が十分なされたかという点、そうではない場面もある。 復興道半ばのなか、震災からの年数の経過とともに、当町の支援要望と比べ、支援が弱くなっているように感じる。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁が動いてくれても最終的には管轄省庁となってしまう。 復興が本格化していく中でマンパワー不足は明らかであり、そこを支援する上でもより町に入っていたら一緒に復興事業を進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 司令塔や総合調整を担う復興庁の創設は評価できる。 復興予算の確保や制度創設など、復興庁の果たした役割は大きいと感じる。
	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ窓口としての基本的な役割は果たしている。ただし、交付金等の申請等に関し、復興庁及び所管省庁へそれぞれ説明・調整が必要な場合があり、全てがワンストップとは言い切れない部分もある。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁の設置により、司令塔や市町村に寄り添う組織が生まれたことは良かった。 復興段階のため評価できない(もう少し時間が必要)。

Q6-2. 復興期間が当初 10 年間でされたことで、復興まちづくり等についての合意形成などに影響はありましたか。具体的にどのような分野でどのような影響があったとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年間の期間が示されていたことにより、期間を意識しスピード感を持って計画を進められた。用地交渉等においてもそういった部分の影響はあったと感じる。 ・ 「10 年」という期限があり、スピード感をもって取り組んだが、そのことにより合意形成にかけた時間が適当であったか。また、その先が不透明なことから不安を感じる部分もあり、影響がなかったとは言えない。 ・ 基本的に復興期間内での完了を前提に計画が進められたため、住民の生活再建、他機関との工程調整などに影響があった。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興期間が 10 年と定められたことで、スピード感をもった対応ができた一方、特に前期の 5 年間に於いて、被災地と国のスピード感の相違に混乱が生じた。 ・ 時限があることで、再建まで時期がみえて合意形成につながった。 ・ 被災者単位では、各事業期限までに判断ができず取り残される場面もあった。 ・ 震災から間もなく 12 年を迎える現状においても復興事業が行われているが、復興期間を設けられたことによって、整備目標期間内の完了を目指して進めることが出来た。 ・ 産業分野においては、被災された方の住まい(高台)と、店舗(津波浸水区域)を別々に再建せざるを得ない状況から、まずは、住まいが優先されたため、両方の再建となると被災当時の家族構成や経済的な理由で 10 年という区切りは非常に難しいものがあると感じる。 ・ 町の復興計画を策定するにあたり、明確な基準となった。 ・ 10 年で復興まちづくりを進めるという目標設定がなされたことによって、各種計画の策定や意識の醸成に繋がった一方で、合意形成など時間をかけて処理すべき案件を短期間で完了させる必要があったことが、職員の負担増にも繋がった。 ・ 復興事業に係る財源の枠組み等が当初 10 年間に限られたことで、復興まちづくりを進める上での時間的制約となり、きめ細かい説明等の時間が限られた面もあるとは考えるが、一定の期間設定をすることにより合意形成が進んだ側面もあると考えられるため。 ・ 期限を定め一定の目標を示したことは評価する。 ・ 期限に追われ用地交渉、事業決定等を行ったことにより、地権者と十分な話し合いが出来ないまま合意形成に至ったケースがある。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限をさだめるのは、住民の意思決定に必要。 ・ 結果として 10 年かかるのでは転出しようという住民も発生した。 ・ どのような計画でも期間は設けるものではあるが、今回の原発災害については、後がなくなるので今やらないと、追い込まれた形で進められた感があった。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政にとって、国が示した10年間は一定の目標となった。 ・ 住民にとって、国が示した10年間は避難生活・復旧事業の長期化を示されたことに等しかったと思慮。 ・ 農業者にとって、10年間での農業基盤の復旧は不可能に感じる一方、農業の休止期間としては非常に長く感じたと思慮。 ・ 行政も住民も当初、早期の帰還が可能か否かが全く判断できず葛藤する中、10年間程度で純農山村の復興・再生が可能なのか、と言った指摘が多くあり、集落単位での復興に向けた話し合い開始までに相当の時間を要した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画を早急に策定する必要があったことで、十分に住民の意見を汲み取れたとは言えない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕地整理事業などの事業参加者が多数であり、事業者が費用を負担することとなる可能性があるものや事業期間が長期になるものについて、事業の継続が不確定な中での合意形成に時間を要した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間で本当に復興が終わるのかという疑問があり、国などの行政機関で共有されていても、被災者になかなか共有されていないと考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害は10年以上復興帰還がかかるため、先の見えない状況での合意形成は難しかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間ではなく、避難指示解除されていないなかでのまちづくりに係る合意形成は困難である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「10年」という期間が示されたことでまちづくりについて迅速に合意形成が図られ、復興が前に進んだという面はある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード事業については事業完了の目標となりました。しかし、ソフト事業については復興期間を定めることは適切でないと感じている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市は、1市2町の合併から5年経って、一体感が生まれつつあった中で、原発事故により避難指示区域等の区域がほぼ合併前の市町に分断された。国の支援や原発事故の賠償など、3区それぞれに状況が異なり、住民感情も様々であり、様々な課題に対し、丁寧な対応が求められている。そのため、施策も3通り実施する場合があります、複雑かつ困難な行政運営を強いられている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金等の一部が地域要件により非該当になるなど、施策の検討に制限が生じた。 ・ 営農再開が見通せない中の、農地の基盤整備事業等。

Q6-3. 国の財政支援・地方財政措置を受けて整備された公共施設等の維持管理・更新費の増加は、今後、懸念されますか。例えば、維持管理・更新費を抑えるための整備段階からの工夫など、どのような対応が必要だとお考えですか。

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 施設の集約化(被災した同種施設の合築化)。 設計段階からの省エネ計画の検討と実施。
	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県内において、新たに防潮等の水門の操作については遠隔で行うこととして整備したことから、従来と比較して維持管理費が増加した経緯があり、避けられない維持管理費の増加もあった。
	<ul style="list-style-type: none"> 主に従前からの施設の復旧(建替え)であるため、現時点での費用負担は従前と比べて大きくなってはいないが、将来の更新費用等については懸念される部分もある。
	<ul style="list-style-type: none"> 現状では具体的に発生していないが、今後国の財政支援により建設した観光施設や避難所などの維持管理や更新について、費用の増加等で懸念されている。 整備段階からの工夫としては、ハード整備は人口減少なども考慮し、必要最低限かつ維持や更新を行いやすいものを整備するとともに、復興の際は、ソフト面での支援を充実することが必要だと考える。
	<ul style="list-style-type: none"> 複合利用の推進。 統廃合の推進。 新設の抑制。
	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・更新を見込んだ施設の設計が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の総量の削減と機能の最適化。 インフラ資産の長寿命化。
	<ul style="list-style-type: none"> 今後の維持管理に関する負担が大きく、新たな補助制度が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理や更新費を抑えるため、復旧事業などは従前の形式にこだわらずに、先を見据えた復旧が必要。(壊れにくい、管理しやすいなど)
	<ul style="list-style-type: none"> 計画時より将来の維持管理、更新費を抑えることを念頭に入れて進めてきたが、極端なストック量の増大による影響は非常に大きい。財産処分等に際して柔軟な対応が必要。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業によっては、関係法令等により計画規模を縮小したことから維持管理費の縮減に繋がったものもある。
	<ul style="list-style-type: none"> 特に整備された施設等が老朽化になった場合、修繕・更新の時期が重なる可能性もあり、財源が確保できるかが懸念される。
	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理に関して長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化計画などを計画的に行っていく必要があると考える。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興事業により施設等が増加したことによる維持管理費の増加に加え、更新時期が重なることが想定されることから、更新に係る整備費に対する国の財政支援が必要と考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備施設と同機能を有する既存施設の集約、廃止等を事前に検討している。 ・ 指定管理委託の施設については、修繕等維持管理の費用負担を運営委託事業者との間で負担分担することとし町の維持管理・更新費用の抑制を図っている。 ・ 資機材規格の統一化により更新コストの圧縮を図るべきであった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設等の復興にあたって小規模な施設整備に留めるなど、将来の維持管理や更新等を踏まえた整備に配慮。(観光交流センター、海水浴場パトロールセンター)・公園や広場等(観光施設?)の整備に当たっても管理しやすいものを検討し比較的維持経費のかからない整備に努めたものの、雑草やその後の風水害(大雨・暴風・台風など)などによる被害もあり、効率の良い維持管理となっておらず、今後も維持費の拡大が懸念される。(海浜公園・津波防災緑地、ながすか多目的広場等) ・ また、復旧・復興の整備にあたっては早期完了が求められたため、当時の住民との合意形成後、利用されていくうちに利用者の使い勝手が変化するため機能性の改善が常に求められる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理、更新費の抑制には、限界があるため、整備を決定する判断が重要 ・ 後年度における更新時期の平準化のため、公共施設等の整備後、個別施設計画(長寿命化計画)を策定し、施設の長寿命化及び更新費用の平準化を図る。 ・ 後年度の更新費用を見据えた基金(公共施設整備基金等)への積立て。 ・ 災害公営住宅において、日頃の維持管理は行いつつ長寿命化に取り組むものの、空家率の増加に伴い、家賃収入及び家賃補助等が縮小し、今後予定する大規模修繕の工事費用への影響が懸念される。 ・ 公園は手入れに手間のかかる植え込みを少なくする工夫をし、建築物は空調機等を耐用年数の長い物にするほか、耐用年数が比較的短い配管等を手入れがしやすいようピットを広くしたり、電気空調など使用目的により変化しやすいものは余裕をもって設計した。 ・ 復興期間という短期間で大規模な公共施設を整備したことから更新時期及び更新費においても一定期間に集中されると想定される。国の財政支援をいただき整備できたが、更新費については国の財政支援がなければ、短期間で町の支出が非常に大きくなる事も想定される。そのため、アセットマネジメントを行い公共施設の延命化を図るなどの更新費の抑制し、町の短期的な支出を大きくしないように更新時期の分散化などが今後の検討事項ではないでしょうか。 ・ 地方都市であっても高い人口密度のまちに変換していき、公共施設のボリュームを縮小していくのも一つの方法だと思う。 ・ 公共用地の緑化に関しては、里親制度の取組みも行っているが、人口減少と高齢化が進み、住民協働による維持は困難となっている。極力、手間のかからないよう緑を減らすか、新たな維持財源(緑化税等)に頼らざるを得ない。 ・ 復旧計画の段階で、施設規模が震災前と同規模のものを計画してしまい、現在稼働率が30%未満。今後経費を料金で回収しなければならないが、かなり厳しい状況。計画を立てる段階で、人口推移等を考慮して慎重に計画を立てるべきだった。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画段階から、極力必要最低限の機能を念頭に進めてきたものの、このたびの災害を想定にするとどうしても避難施設等施設数自体が増大し、維持管理費の確保が懸念となっている。今後、大規模改修・更新等における財政的支援を望む。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくりのビジョンを描いた上で人口推計等の影響を反映した施設配置。 <p>【理由】</p> <p>震災からの復旧・復興には、津波被害による大規模な移転再建という特殊事情からスピード感が求められたほか、1市6町合併から間もないという背景があった。このことが、被災者の意向は基より、「将来に向けたまちづくり(復興)」より「一日も早くまちの姿を取り戻す(復旧)」を優先せざるを得なかった大きな要因である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の適正化や、計画的な予防保全などによる維持管理経費の平準化など、将来に過度な負担を残さないような取組を進める必要があるものと認識している。 ・ 更新費及び維持管理費の縮減に寄与する新技術や省エネルギー機器の導入を検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興を機会に設置した公共施設等は、災害公営住宅がその顕著なところであるが、今後の人口減少を見据えてというよりも、その緊急対応的な性質もあり、震災からの復旧・復興を最優先として整備した部分もあった。 ・ 中長期的にみて計画的な整備ではなくひと時に整備を終えたことで、今後の施設の更新時期が重なることが明らかに想定され、財政上の将来負担は否めない状況にある。 ・ 公共施設等総合管理計画において求められているところではあるが、被災自治体においては、既存ストックの見直し等を含めた公共施設等のあり方を、他の自治体以上に迫られる事態となっている。そのため、東日本大震災から20年、30年後における既存ストックの見直しへの国からの積極的な支援に是非期待したい。 ・ 現地再建が困難な市町村においては、被災した既存ストック同士の掛け合わせによって、置き換えを進めるというまちづくり全体を見渡した対応が可能だったところであるが、被災規模は大きいものの現地再建とした市町村や、局所的に大きく被災した市町村の方が、維持管理費を見据えた対応が困難であったと考える(本市においては、被災保育所を災害公営住宅と合築するなど一部可能な範囲では対応している。) ・ 現地再建を原則としたことで特段の空き地があるわけではなく、適地を十分に検討しての対応が困難であり、自治体所有の土地におけるやりくりによって、公共施設等の設置場所を選定していた背景から、まちづくり全体における効率的な施設配置が行えていないことから、更新費用等の圧縮を検討する際のボトルネックとなる可能性が考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備段階からできるだけ維持管理・更新費を見据えた施設規模や内容を検討する。 ・ 施設の長寿命化計画やストックマネジメント計画の策定により更新時期の集中を避ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路植栽帯は比較的管理の容易な樹種を選定した。 ・ 閑上地区は地盤をかさ上げすることにより、雨水排水を自然流下方式にすることが可能となり、ポンプ場の維持管理費を低減することができた。 ・ 今後、第二次防御ライン法面の維持管理(草刈費)の増加が懸念される。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理、更新費等がかかってくることから、長寿命化計画が必要と感じている。 ・ 様々な財政支援があり、復興事業がスムーズに進んだことは良かったと考えるが、今後の維持管理等において、財源確保が難しい。 ・ 原形復旧による災害復旧では、災害により人口が減少した自治体では、施設の規模が大きく維持管理が困難である。災害が起きてから検討、話し合いをするのではなく平時に住民と事前に災害を想定した話し合いを行い、公共施設の規模縮小、廃止など一定の理解を得ておくことが必要。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無駄を排除し効率的な運営を行っていく。 ・ 震災前の人口を回復することはできない中、道路や水道等のインフラを含めた設備の維持管理費は大きな負担になる。 ・ 生活再建等に伴い、被災入居者の数が減少している災害公営住宅の有効活用。 ・ 震災における被害の復旧、帰村のために修繕・整備した公共施設については、計画段階では必須と想定されたものであり、整備そのものに過大な点は無かったと考えているが、原子力災害による避難の長期化により、当初想定より帰村者が減少してしまっただけでもあり、現段階では維持管理コストが懸念される施設があることは事実であると考えている。 ・ 維持管理・更新費を抑えるためには、財政措置を受けて整備した施設であっても、定期的な現状確認により、不要とせざるを得なかった物については、自治体側に負担が無い形で用途の変更や、場合によっては撤去を可能にする仕組みが必要ではないか。 ・ 施設整備は住民も国も望んでいるため、進みやすいが、いくら工夫しても将来の維持は困難となるケースが多いので、ソフト事業での対応を第一に進めるべき。 ・ 現在、公共施設の長寿命化計画を策定中。 ・ 整備時に後年度負担を検討しているが、帰還促進のための整備であるため、復興創生期間後に現実に起こり得る村民の転出、帰還率の頭打ち、少子化などの人口動態予測を正確には反映できていない。 ・ 一部、耐用年数満了後の施設等の譲渡・除却が可能な事業もある。 ・ 公設公営と併せて公設民営の検討が必要。 ・ 再生可能エネルギーの活用が重要である。太陽光パネルや蓄電池等のインフラ整備に対する支援を追加して頂きたい。 ・ 人口減少などを勘案した施設計画の検討。 ・ イニシャル部分についての支援はあるが、維持管理部分については地域が負担していくスキームだと場合によっては後世に負の遺産を残してしまうこともあることを懸念。整備の段階から維持管理を意識し財源を確保することが必要。 ・ 整備の段階で再生可能エネルギーの導入を検討すること。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> 山木屋地区復興拠点商業施設について、商圈が回復しない中での自立経営は困難であるため、町が業務委託により運営しており、施設運営について、町負担が発生している。今後の帰還や経営努力により施設が自立経営できるようになるまでは、財政支援が必要であると考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> 整備段階において、将来のランニングコスト等も考慮しなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> これからの整備になるが、維持管理・更新費の増加を見据え規模等検討していく。
	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な人口推計、利用者推計をしっかりと行い、施設規模が過大になりすぎないようにすることが必要である。 施設ごとに維持費や更新費等をまとめたカルテをつくり、一括管理できるようなシステムを構築すべきである。
	<ul style="list-style-type: none"> 建て替え時期が集中すると想定されるため、被災自治体の財源確保を長期的に国で支援していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 旧避難指示区域内の地域コミュニティの再構築など、それぞれの施設が震災により生じた課題を解決するため、震災を起因とする特別な目的をもって整備してきた結果、ある意味で同自治体規模に比べて過剰な施設を保有せざるを得ない状態になり、維持管理等に係る財政負担は非常に重いものになる。 将来の維持管理等に係る財政負担を抑えるため、市では、震災後に整備した公共施設の維持管理補修の財源に充てるための基金を設置するなどの対応をしている。 震災を起因とする特別な目的を持った施設の維持管理に係る国の財政支援の仕組みづくりは、被災地の復興・再生を真に実現するためには必要不可欠なことだと考える。
	<ul style="list-style-type: none"> 措置を受けた施設等の別用途を検討する場合、財産処分の制限が生じる。
	<ul style="list-style-type: none"> 将来人口を見据えて過大とならないような施設規模の検討。 将来の財政負担を想定した、管理費用の基金積立。 ランニングコストを抑制するため、再生可能エネルギー設備の導入を検討している。 指定管理者による積極的な取組みを取り入れて、利用者増を目指している。

Q7. その他今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの国の復興政策について、良かった点、悪かった点など、残すべき教訓がございますか。

(復興政策全般)

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災からの復興にあたっては、復興庁の設置や各省横断的な取り組みによる手続きの簡略化、民間企業への新たな補助金の創設など、これまでにない取り組みを行っていただいた。 ・ 全てが新たな取り組みとなったため、これらが決定していくまでにある程度の時間を要したのも事実と思っている。 ・ この経験を教訓に、今後同様の災害が起こった際には、迅速に様々な支援を決定していただければと考えている。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本村では、東日本大震災復興交付金や復興特別交付税など国の財政支援により早期の復旧・復興が果たされた。 ・ 手厚い財政支援のおかげで、単なる復旧に留まらず復興が図られた。 ・ 震災復興特別交付税は、財政力の脆弱な小規模自治体にとっては非常に重要な財源となった。 ・ 復興に当たる財源を確保するため、復興特別税を創設したことは、良かった点であると思う。 ・ 国は、基本方針の策定と制度設計、財源確保によって復興を後押しすることが明確に示されたことで、被災自治体は当座の財源を心配することなく、地域の実情に合わせた計画を実施することが出来た。 ・ 住民の理解を得て復興を進めていくためには「各現場に合った取り組み」が必要であり、国の復興政策についても現場に寄り添った展開が必要であると考えます。 ・ 復興のステージに合わせた各種施策の展開により、ハード事業のみならず、ソフト事業にも支援をいただいたため、被災者に寄り添った心のケアについても各種事業を実施することができた。 ・ 国土強靱化という考え方があるなら、災害査定にあたり、ビルド・バック・ベターの考え方をもう少し許容してほしい。原型復旧に止まらず機能改善を取り入れることは将来的な維持管理のしやすさ、費用軽減にもつながると考える。 ・ 多くの事業で原形復旧が基本であったため、被災地の実情にそぐわない事業があった。 ・ 災害救助法など、災害の規模に応じ柔軟に見直したまたは追加されているが、抜本的な見直しがされていないため、災害の度に、協議・要望・検討に時間を要しているのが現状。 ・ 本市は、震災前から抱えていた課題の解決に向けて、進化的な復興を目指すものであったが、国による既存制度は復旧中心の考え方であったため、復興事業の在り方について双方の乖離を埋めながら進めた。 ・ 当初は平時と変わらない対応だったが年が進むにつれて被災地の価値観を共有していただいた。

福島県	<ul style="list-style-type: none"> 過去に例を見ない未曾有の災害に対して、国民の関心を集め、一丸となって復興に取り組むことができた。(多くの方々からの支援に感謝いたします)
	<ul style="list-style-type: none"> 今後いつどこで起こるか分からない大規模災害に備え、被災自治体や住民の声を反映した復興政策の構築を望みます。被災した自治体によっても状況が異なるので、柔軟な対応ができる政策設計をしていただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 震災直後から大きな復興財源が確保されたことには大変感謝している。
	<ul style="list-style-type: none"> 良かった点: 財政(制度)支援、人的支援 悪かった点: 制度等の継続性(期間ありき)、柔軟性のなさ。とりわけ原子力災害に対する復旧業務の大半が、加害者ではない市町村による事業実施となったこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 震災から12年を経過しようとする中、復興庁、農林水産省、環境省、経済産業省、内閣府、関係機関に継続に支援をいただいています。

(復興交付金等)

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 交付金の一括交付、手続きの簡素化。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金の基金化(毎年取り崩して執行)は事務手続きが簡略化されて効率的だったと考える。 東北復興対策交付金については、大きな予算額でインバウンド事業への利用も可能であったため、良かったと感じている。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金の一括配分や効果促進事業は、復興事業の加速化に効果的であった。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金の効果促進事業は、基幹事業と比べて柔軟に活用できた。 先にお金が入ってくる交付金制度であったため、財政面で大きく救われた。
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で活用された交付金事業の一覧だけでなく、各自治体が大規模な基盤整備等を進めるために組み合わせた事業の事例(復興交付金配分に係る復興庁・復興局の策定支援時に各自治体が詳細に説明している。例えば、防災集団移転促進事業+区画整理事業など)をまとめたものを示していただければ、事業スキーム作成の参考になると思われる。
	<ul style="list-style-type: none"> 初期段階でお示しいただいた復興交付金メニューについて、ポンチ絵だけでなくそれぞれの事業スキームや対象事業費の算出方法等の詳しい資料が初期段階から整備されていれば、事業計画が立てやすかったと思う。
	<ul style="list-style-type: none"> 初動時の事業採択可否～要望に対する査定が厳しいとの批判を受けたところ、要求時点で切られた。結果、採択率は上がり国は批判を受けなくなった。 予算要求に係る手間が多かったほかに、様々な場面で説明する際に技術職ではない方に説明すると話がうまく伝わらないことがあった。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業に係る交付金の配分については、復興庁自らが自治体に足を運び、協議を行う「策定支援会議」等を通じ交付決定に結びついた事で円滑に事業実施ができる状況がつけられたのは非常に良かった。

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金制度や復興整備計画に基づく各種許可手続きの緩和は、スピード感をもった事業の展開に寄与したと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興推進計画等を策定して認定を受けることで事業実施に係る手続きの特例措置や税制上の特例措置、復興交付金制度の活用などが可能になり、通常より迅速事業を実施することが出来た。
	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害の復旧においては多数の事業者とスケジュールを調整しながら整備を進めていくので進捗管理が非常に苦慮することがあった。国の措置として繰越の簡素化などを活用させていただき事業を完了することができた。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業を進展させる上で、使いやすい交付金事業を創設したことや被災地の人口減少加速化を行政課題と捉え、移住定住を目的とした支援策を創設されたことは良かった。
	<ul style="list-style-type: none"> 良かった点：復興に特化した交付金等ができた点。 悪かった点：復興に係る交付金が各省庁ばらばらに創設されている。交付金の窓口が多すぎる。交付金等の内容が複雑。使いづらい交付金が多い。自治体の求める交付金となっていない。

(復興特区等)

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災復興特別区域法の、復興特別区域の指定によって規制・手続きのワンストップ処理化が可能となり、スピード感をもった復旧・復興が可能となった。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興特別区域制度が創設。
	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金制度や復興整備計画に基づく各種許可手続きの緩和は、スピード感をもった事業の展開に寄与したと考えます。

(復興の主体)

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 多様な事業を実施できた反面、自治体が担う業務が曖昧になった。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 自治体を越えた広域的取り組みをもっと重要視し、公平・公正な復興支援により地域が納得し一丸となって進める復興創生の在り方を追求しなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備にかかる財源が確保されたことで、同一地域の自治体が同様の目的の施設(アーカイブ施設や図書館、温泉施設など)を整備している。各自治体の復興の取り組みについて、自治体間の広域的な連携・協議の場を設ける機会があればよかった。

(住民等の合意形成)

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活再建に関しては、事業期間が長期に及ぶことや、生活環境の変化などから先のことが考えられない状況にあることから、段階ごとの目標を設定(いつまでに仮設住宅を建設する、移転先の工事に着手する等)することや、説明会や個別面談、アンケート等により情報の提供・収集・分析を行うこと、被災者の心のケアの体制をつくることなどが重要だと考えます。
-----	---

(原子力被災地域の復興)

福島県	<ul style="list-style-type: none"> 今後、復興の状況によって直面している事情や抱える課題が異なり、新たな課題やニーズに対応した支援メニューの創設が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の長期化により、住民の帰還意欲の低下が顕著である。 難しいのはわかっているが、帰還に関し住民が希望を持てる・待ってられる情報発信が必要であった。
	<ul style="list-style-type: none"> 当町はこれから復興が本格化するステージとなるため他自治体の良かった点、悪かった点など、残すべき教訓を参考にし、今後進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 災害の規模により復興政策は大きく異なるが、今回の原発災害などは半世紀後の地域づくりビジョンをもって行って欲しい。 現実問題として、被災者の多くが帰還を諦めた状況にあるが、これについては、避難が大幅に長期化した際に、国としても何らかのケアが必要であったと考える。

(個別施策)

岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 災害援護資金貸付金については、再建等にあたる被災者の自己資金確保の為の大切な制度ではあるが、現在の貸付の仕組みでは償還時に未納が生じる可能性が高い制度となっており、債権回収にあたる市町村の負担が大きいことから、制度の見直しが必要であると感じる。
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災においては、当町では仮設住宅建設用地を確保することができたが、今後大規模な津波災害が想定されている地域の中には、仮設住宅用地の選定などに苦労している話も伝え聞いている。特に平野部の少ない地域ではそもそも使える用地が殆ど無い場合もあり、事前に丘陵地などに仮設住宅予定地としての広場を造成する支援策があればよいのではないかと。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 業務の発注もままならない状況下において、国交省が発注した直轄調査業務は良かった。 土地区画整理事業による復旧・復興事業は未利用地が生じやすいと思う。利用予定のない被災土地は事業施行者が買い取る制度を拡大するなど、被災市街地における土地区画整理事業の仕組みを見直せたらよいのではないのでしょうか。 CM方式の導入助言。 大規模災害の復旧においては多数の事業者とスケジュールを調整しながら整備を進めていくので進捗管理が非常に苦慮することがあった。国の措置として繰越の簡素化などを活用させていただき事業を完了することができた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害公営住宅整備事業において、十分な交付金のもと整備できたことについてはとても良かったと感謝している。 ・ 一方、建設資料等が流出し技術職員が少ないなか、この整備費の査定を受けるにあたっては、当時、かなりの労力と時間を要したと記憶している。 ・ ついては、立地条件等によって建物の造りは変わってくるものと認識しているが、被災直後の職員の少ない配置体制を踏まえ、応急仮設住宅と同様に災害公営住宅についても、ある程度設計や施工方法を画一化していただき、査定等を簡素化していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震において、隣町の福島県新地町は激甚災害に指定され、同じ様に被害を受けた宮城県山元町は激甚災害に指定されなかったことから、県は違えども同じ様に被害が発生しているにもかかわらず対応に差が出るやり方は見直すべきである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波復興拠点整備事業は、町側の意見を聞きながら制度設計が行われたため、公共施設の再建等に活用できた

(事前防災)

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、人命を最優先としつつ、災害による被害を最小化する「減災」の考え方が重要だと考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に共助の取組みが被害の軽減及びその後の復興に大きな役割を果たすため、これまで以上に地域のコミュニティを強化していく必要があると考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波発生時の浸水想定などから、津波被害に耐えうる安全な土地や移転候補地について沿岸部・内陸部の双方の住民や事業者を交えながら事前に検討するなど、大規模災害に対する住民の理解と協力を得ることが重要だと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興が終了した時点でさらに大きな想定での地震津波対策を公表し、未曾有の経験を基に再建したまちづくりを否定された。架空の過大な被害想定は国の責任逃れではないかと憤りを感じる。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の広域災害への備え、災害に強い国づくりのためにも、当時の「経験」や「判断」そして「思い」を引き継ぐ取組みがさらに重要であると考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残すべき教訓 大規模災害が起きることを想定した事前の備えの重要性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における、自治体間の行動や意識のすり合わせが重要。

(その他)

宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災を教訓に全国において、緊急防災減災対策事業債をはじめとした各種財源を基に、様々な防災・減災事業が進んだ点は良い点であると思う。これを継続的に実施するため、復興特別税など財源確保と当該財源を活用した事業スキームは、恒常的なものとしてはいかがか。
-----	---

Q7. その他今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの国の復興政策について、良かった点、悪かった点など、残すべき教訓がございますか。

福島県	・ どの地方でも国全体のコントロールができるように、国の機能の一極集中を解消すべき。
	・ 原子力発電事業は、除染技術が完成した後に取り組むべき。

※ Q7で記載された意見の一部については、その内容に応じて、適宜、Q1～6に掲載した。

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第1回）

議 事 録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第1回）

1. 日 時 令和4年10月24日（月）16：00～17：28

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 議 事

（1）会議の運営について

（2）振り返りの趣旨等について

（3）自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

秋池 玲子（座長） ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表

増田 寛也（座長代理） 日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長

大西 隆（委員） 一般財団法人国土計画協会 会長

田村 圭子（委員） 新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授

藤沢 烈（委員） 一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより、第1回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

会議の開催に当たり、まず、秋葉大臣より御挨拶を申し上げます。

○秋葉大臣

皆さん、こんにちは。復興大臣の秋葉賢也でございます。会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、秋池座長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、平素より復興行政に甚大な御協力を賜り、また、大変お忙しい中、本会議の委員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

改めて申し上げるまでもなく、東日本大震災は、極めて広域かつ甚大な複合災害であったことから、その復興に当たっては、政府としても過去に例を見ない制度や施策を講じてきたところでございます。

震災から11年が経過し、宮城県や岩手県においては、ハード整備はおおむね終了いたしております。また、その一方で、被災者の心のケアや水産加工業の売上げ回復などの課題が残っております。また、福島県、原子力災害被災地域については、本格的な復興・再生が始まったところでありまして、引き続き、中長期的な対応が必要な状況でございます。

こうした中、先日訪問しました亙理町では、復興が進む一方で、潮干狩りなどのレクリエーションを進めていく上で、海底に一部瓦礫が残っていることが課題となっているという要望がございました。このように11年たった今になってようやく見えてくる新たな課題ということもございます。

また、福島県では、震災により直接亡くなった方が約1,600人いらっしゃいますが、震災関連死で亡くなった方は、それよりも多い2,333人となっております。こうした被害をどうすれば最小限に食い止めることができるかどうかということも教訓として受け止め、防災・減災につなげていくことが極めて重要だと思っております。

今後、発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害への対応においても、東日本大震災からの復興政策の教訓として活用することができるよう、このタイミングでしっかりと10年間の振り返り、一元的な記録として残すとともに、課題などを取りまとめておくことは我々の責務であると考えております。

このため、復興庁のみならず各府省における取組を含めて、第1期復興・創生期間の終了までに、すなわち令和2年度までの10年間について、復興に係る国の制度・組織や取組の変遷、過去に例を見ない施策の趣旨や経緯とともに、その評価・課題を「復興政策10年間の振り返り」として、取りまとめたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、これまでの復興政策に携わられたお立場、あるいは専門家としてのお立場から、この10年を振り返って、後世への教訓となる忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

本日はぜひ皆様方の活発な御議論をお願い申し上げて、私からの御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

続いて、秋池座長より御挨拶をいただきます。秋池座長、よろしくお願いいたします。

○秋池座長

座長を拝命いたしました秋池でございます。ただいま、秋葉復興大臣からお話がありましたことを重く受け止め、また、本会議の趣旨ということに鑑みまして、この重要な会議の座長を申しつかりましたこと、身の引き締まる思いでございます。

被災地には、定期的に状況を拝見させていただくことなどもありまして、いわゆるハードの整備というものから心のケア、それから、まちの再生といったものに移っていく過程を見てまいりまして、私なりに感じて来たこともございます。

この東日本大震災復興政策上の経験を振り返って、これを将来に生かすものにしていくということ、教訓などについて、委員の皆様と議論を深めていかねばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○立岩参事官

ありがとうございました。

続いて、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

大西様でございます。

○大西委員

大西です。何か一言言うんでしょうか。

○立岩参事官

後ほどで、すいません。

田村様でございます。

藤沢様でございます。

○藤沢委員

よろしく願いいたします。

○立岩参事官

田村様は、オンラインで参加をされています。

増田座長代理は、本日遅れての参加と伺っております。また、本日は今村様は御欠席でございます。

以上でございます。

委員の皆様におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行については、座長にお願いしたいと思っております。

座長、よろしく願いいたします。

○秋池座長

かしこまりました。改めまして、座長を拝命いたしました秋池です。今後、議事の進行、本会議の取りまとめを務めさせていただきますので、皆様の御協力、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。初めに私から本会議の運営について、御説明申し上げます。

資料1、開催要領を御覧ください。

委員の皆様には事前にも御確認いただいておりますが、改めて御説明申し上げます。

本会議は、原則公開としており、本日も会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン同時配信による公開を行っております。配付資料につきましても、

会議終了後速やかに公表いたします。また、議事録は、委員の確認を得た上で公表いたします。

今後この開催要領に基づいて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、事務局から、振り返りの趣旨／構成案などについて説明をお願いいたします。

○岡本審議官

復興庁審議官の岡本でございます。それでは、早速資料の説明をさせていただきます。若干駆け足になりますが、資料2から5につきまして、通しで説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2、振り返りの趣旨・構成案、御覧ください。

1 ページ目、復興政策10年間振り返りにつきましては、冒頭、大臣の御発言にもありましたけれども、復興のために政府がこれまで10年間講じてきた施策や、制度、組織体制の変遷、それから、事実関係を記録資料として残しておくため、復興庁が取りまとめを行うものと考えております。

その際、特に南海トラフなど将来の大規模災害の際に、東日本大震災の復興政策を教訓として参照できるよう、これまでの取組の評価、課題も併せて一元的な記録として取りまとめるものでございます。

2 ページ目でございますが、令和3年3月に閣議決定をいたしました、復興の基本方針にも同様のことが位置づけられております。

この振り返りで扱おうとしている範囲でございますが、3 ページ以降、全体構成案を御覧ください。

まず、第1章でございますが、震災の概要、初動・応急対応、それから、復興基本法に基づく措置として復興対策本部ですとか、あるいは復興構想会議等について経緯などを取りまとめます。

また、第2章では、復興庁設置以降を中心とした組織体制、それから、次の4 ページ目になりますが、法制度あるいは財政のスキームなど大きな枠組みをここで取りまとめる予定としてございます。

続きまして、5 ページ目を御覧ください。第3章でございますが、東日本大震災で初めて講じられた施策のうち、主に復興庁が主導いたしました分野横断的なものを新たな取組

として取り上げてございます。復興交付金、それから用地取得などの加速化措置、被災者支援の総合交付金、それから、NPO、企業などと連携した「新しい東北」の取組ということでございます。

続きまして、6ページ以降、4章から8章は各論になります。

まず、4章でございますが、被災者支援では、総合交付金で講じられた施策のほか、医療、福祉、その他の支援施策、教育関係などの取組などを取りまとめてございます。

それから、7ページから8ページにわたりますでございますが、こちら第5章では、主に復興まちづくりや住宅、それから基幹インフラのほか、廃棄物処理などもこちらの章で整理をしたいと考えてございます。

9ページ目でございますが、第6章、産業・生業の再生でございます。中小企業への支援や農林水産業などへの支援については、こちらで整理をしたいと考えてございます。

続きまして、10ページ目でございますが、第7章、原子力災害固有の対応ということでございますが、避難指示区域への帰還ですとか、あるいはイノベーション・コースト構想をはじめとする原子力災害被災地域に特化した制度的枠組み、あるいは除染、風評対策など特有の課題への対応について、これまでの取組をこちらで整理をしたいと考えてございます。

最後、11ページ目になりますが、協働と継承としてNPOなどの活動促進施策ですとか、応援職員派遣といった多様な主体の連携を進める施策、それから風化対策、あるいは教訓の発信などの取組をこちらで整理したいと考えてございます。

以上、御説明した内容が今回の振り返りの大きな対象範囲と考えてございます。

これらにつきまして、将来の大規模災害時に参考になるよう、なぜそうした施策が講じられたのかといった事実関係、経緯あるいは主な実績、評価、課題などをこの会議での御議論も踏まえながら整理をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料3、A3の資料になります。御覧ください。復興政策10年間の変遷について御説明いたします。

お手元のあと配付しております参考資料1というのがございますが、こちらは各分野の主なデータの10年間の推移などを整理しておりますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。

まず、1ページ目、10年間の変遷でございますが、大きく5つの期間に便宜上区切らせていただいております。1期として、復興庁設置以前でございますが、避難所の解消や復

旧あるいは復興の大きな方針や枠組みが整備された時期ということでございます。

その後、2期になりまして、復興庁が設置され、個々の事業着手が本格化いたしました。

その後3期で、集中復興期間は震災後から平成28年3月までになりますが、その後半の期間では、復興を加速化する取組、あるいは被災者支援の取組強化が図られた時期ということでございます。

28年4月以降、復興・創生期間前半でございますが、地震・津波被災地域のハード事業はおおむね完了し、福島での避難指示解除も進んだ時期でございます。

そして、最後5つ目の後半の時期になりますが、残された課題に対応するとともに、復興庁の10年間延長が決まりまして、次期10年の方針が策定されるという時期になります。

なお、下のグラフでございますが、これは代表的な指標につきまして、10年間の進捗を示したものでございますが、避難者は47万人当初から約3.5万人に、それから、まちづくり関係の事業は100%が完了、それから、沿岸部の製造品出荷額も震災前比で100%という状況となっております。

次ページ以降は全体の枠組みと、それから各論となります5分野について進捗を詳細に整理したものととなります。

まず、1段目の「しくみ・総論」と書いているところでございますが、復興構想会議の提言、これを出発点といたしまして、基本方針の策定ですとか財源フレームなどが定められました。

その後、右に御覧いただければと思いますが、2期に入りまして、平成24年2月、復興庁が設置されまして、復興交付金など復興を支える各種制度が本格的に開始をされるということございまして、その後、3期になりますと、復興事業の進捗を踏まえた財源フレームの改定ですとか、あるいは東京・福島復興庁が2本社体制ということで、体制の整備が図られた時期でございます。

4期でございますが、復興・創生期間の開始に当たりまして、財源フレーム、10年間で32兆円に拡大するということと、一部事業につきまして、自治体負担の導入も図られたという状況でございます。

最後5期でございますが、復興・創生期間後の基本方針、復興庁の10年延長といったことが決まった時期でございます。

これまでの組織、法制度あるいは財源の変遷につきましては、お手元、参考資料1の17ページ以降に幾つか概要を記載させていただいておりますので、こちらを適宜御覧いただ

ければと思います。

続きまして、2 段目、被災者支援の分野となります。

東日本大震災では高齢の被災者も多く、また、避難生活の長期化ですとか多くの転居などがあったこと、また、健康面の課題への対応が求められたことや、福島県中心としまして、避難が広域に及んだことが大きな特徴となっております。

このため1 期の段階から被災者の孤立防止ですとか、コミュニティ復興のための交流の場の提供、生活相談、見守りなどの支援を行うとともに、被災した子供のケアを行うため、学校のほうでは教員加配、カウンセラーの派遣といった措置も行われました。

また、2 期までには、これは被災3 県で心のケアセンターが設置をされまして、この時期に子ども被災者支援法も制定されてございます。

3 期になりますと、各省庁で行ってございました被災者の健康・生活支援の施策をこれは「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」という形で取りまとめまして、次の4 期に記載一部ございますが、現在の被災者支援総合交付金の創設につながる流れとなります。

4 期におきましては、福島県からの県外避難者中心に、避難生活が長期化している方々への情報提供あるいは相談支援を行うために、生活再建支援拠点を通じた支援が本格化したします。また、3 期から4 期にかけてまたがってございますが、学校の関係で申し上げますと、ふたば未来学園の高校、それから中学が相次いで開校いたしまして、5 期になりますと、被災した学校施設の復旧もおおむね完了したという状況になってございます。

参考資料1 の27ページ以降では避難者数の推移ですとか仮設住宅戸数、あるいは心のケアの相談件数等の推移を整理してございますので、こちらも御参照いただければと思います。

続きまして、資料3 の3 段目、住宅・まちづくりの関係になります。

1 期では、被災者の避難生活の早期解消ということで、賃貸型のいわゆるみなし仮設も含めた仮設住宅の供給が開始されてございます。被災自治体では行政機能も大幅に失い、また、人材不足もあったことから、復興のまちづくりにおきましては、国が直轄調査で計画策定を支援したということでございます。

2 期に入りますと個別の事業の計画策定、あるいは復興交付金による支援も本格化しまして、災害公営住宅の建設も開始されます。また、交通面ではJ R 気仙沼線がB R T という形で運行開始した時期にもなります。

3期になりますと所有者不明土地、あるいは入札不調といった事業遂行上の課題に対応するために、事業加速化のため100近い措置が取られたという状況でございまして、一方で、この時期には福島の一部を除いて、災害廃棄物処理はおおむね完了、また、常磐自動車道も全線開通したという時期になります。

4期でございまして、防災集団移転・区画整理あるいは災害公営住宅などの事業につきましては9割以上完成いたしまして、造成された宅地での自主再建というものも本格化するステージになります。

そして、最後5期でございまして、防災集団移転とか区画整理の面整備事業、あるいは災害公営住宅の整備も完了し、復興道路など大きなその基幹インフラもおおむね完了したという状況でございまして。この間の個々の事業の進捗率につきましては、同じく参考資料1の28から30に推移を掲載してございまして。

1枚、資料3をおめくりいただきまして、4つ目でございまして。産業・生業の再生の関係でございまして。

1期でございまして、中小企業の資金繰りに対する支援、あるいは二重ローン対策のための産業復興機構の創設、それから、被災中小企業者の早期事業再開を支援するために、仮設の店舗・工場を整備して無償貸与を行うといった措置が取られた時期でございまして。

また、生産施設・設備の復旧復興のため、グループ補助金の支援も開始されてございまして。

2期になりますと、震災事業者再生支援機構も創設されまして、債権買取りを通じた再生支援が行われてございまして。さらに、新産業創出のための企業立地補助、あるいは販路確保、新商品開発に向けたマッチング支援やハンズオン事業も実施された時期になります。なお、この時期には宮城・岩手で農業生産額は、震災前水準を回復するという状況になってございまして。

3期でございまして、仮設施設の入居事業者がピークを迎え、産業復興のさらなる加速化を図るために、「産業復興創造戦略」が策定されてございまして。また、宮城・岩手の林業産出額もおおむね震災前水準を回復する時期となります。

4期でございまして、3県全てで製造品出荷額が震災前水準を上回る中で、人材不足に対応するための対策も講じられるようになりました。

最後5期でございまして、二重ローン対策で設立した支援機構などによる債権買取り業務が終了し、グループ補助につきましては、支援実績約1万2,000件でございまして、その

約45%が震災前水準に業績を回復、それから仮設店舗・仮設工場に入居した被災事業者の9割以上も本施設へ移行されました。

あと、観光面でございますが、東北6県、外国人の延べ宿泊者数の目標は、令和2年に150万人ということで掲げておりましたが、令和元年に1年前倒しで達成。それから、農業関係でございますが、津波被災農地の9割強で復旧が完了、水産加工につきましては、施設の98%で業務再開という状況になってございます。これらにつきましては、参考資料32ページ以降でデータを整理していますので、こちらも御覧いただければと思います。

5 段目、原子力災害からの復興への対応ということでございます。

原子力発電所の事故発生当初は住民の生命、身体の危険を回復するため、避難指示の発出ですとかあるいはその区域の見直し、そして、事故収束に注力をしたという時期になります。

2 期になりますと、福島復興再生に関する基本的な枠組みであります福島再生特措法が成立いたしまして、除染特措法に基づく本格的な除染も開始されました。

3 期では、一部自治体での避難指示解除が始まる中で、避難地域への住民の帰還、定住促進に向けた「早期帰還・定住プラン」ですとか、生活拠点整備、健康管理などのための環境整備を支える福島再生加速化交付金による支援も行われてございます。

また、除去土壌の中間貯蔵施設への試験的搬入が開始されるほか、政府一丸となりまして、風評被害対策の取組ですとか、あるいは浜通り地域に新たな産業基盤を構築する「福島イノベーション・コースト構想」が取りまとめられた時期になります。

4 期になりますと避難指示解除がさらに進む中で、帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域制度ができて、対象となる6町村の拠点の除染、あるいはインフラ整備が順次進められてございます。こちらの制度の詳細は参考資料の39、40にございますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、30年3月には帰還困難区域を除き、面的除染というのは全て完了したという状況でございます。

最後5期でございますが、中間貯蔵施設への搬入量、2020年度末で1,055万立米となりまして、また、帰還困難区域以外の避難指示は解除され、風評の関係でございますが、これは日本産食品に対する輸入規制措置を講じた54か国・地域で、順次規制の撤廃、緩和が進んできております。また、イノベーション・コースト構想に基づく、福島ロボットテストフィールドや水素エネルギー研究フィールドが全面開所したという時期でございます。

最後の段、協働と継承でございますが、発災直後、多くのNPOあるいはボランティアの支援で混乱が生じないように、政府として、震災ボランティア連携室を設置しまして、NPOの方々が活用可能な支援策などを取りまとめて紹介してございます。

2期では、多様な担い手が連携して取り組む分野についてロードマップをつくりまして、目標、課題の共有を図ってございます。

3期では、被災者支援コーディネート事業で、県単位の間接支援組織を通じて、各主体の情報共有を図るほか、行政職員の不足対応ということで全国自治体からの応援職員の派遣、あるいは復興庁で採用した任期付職員を派遣するいわゆる復興庁スキームも開始されてございます。また、人口減少など震災前から抱える地域課題をNPOと自治体、住民などが協働して解決するため、新しい東北の枠組みをつくりまして、モデル事業、ハンズオン支援に取り組んでございます。

4期でございますが、これは地元が整備した震災遺構、あるいは伝承施設の連携を進めるためのネットワーク協議会が発足し、一元的な情報発信が開始されるほか、応援職員につきましては、この時期に派遣数のピークを迎えるということでございます。

最後5期でございますが、ボランティア数の延べ人数は700万人に達します。また、国が3県に1か所ずつ整備してございます国営追悼・祈念施設についても、順次利用を開始している状況でございます。

参考資料、最後43ページ、一番後ろになりますけれども、NPOの数の推移ですとか、応援職員の状況についてのデータを添付してございますので、御参考いただければと思います。

以上が資料3の御説明でございまして、続きまして、資料4、主に御意見をいただきたい点というのを御用意させていただきました。

委員の皆様におかれましては、資料2で冒頭説明しました記録誌としての振り返りの構成への御意見に加えまして、この振り返りを単なる記録誌ということではなくて、後世にしっかりと残るべきものとなるように、それぞれ専門家としてのお立場から当時の重要な経緯や考え方、あるいは今後の大規模災害への備えとして重要な教訓となるもの、あるいは復興政策の論点、課題などの御意見をいただきたいと考えてございます。

資料4はこの観点から、我々で議論の呼び水となるようなものとして作成をさせていただいたものになります。記載の内容でございますが、まず、被災者支援の関係では、過去に例のない手厚い支援の意義ですとか、行政がこの分野でできたこと、できなかったこと

というのは、例えばどういうふうを考えるべきか。

それから、2番目住まいとまちの復興でございます。復興の目標や将来像、枠組みにおいて、人口減少など経済社会の構造変化をどういうふうを受け止めるべきだったか、あるいは、まちの復興の進捗、被災者の生活再建の関係でございます。特にスピード感の相違というのをどういうふうを考えるべきだったか。そうした中で国縣市町村の役割分担はいかにあるべきだったか。産業なりわいの再生につきましては、過去に例のない手厚い資源の意義と行政ができたこと、できなかったことといったことも論点になるかと思っております。

それから、原子力災害固有の対応でございますが、前例のない災害に対して除染期間、移住促進、風評払拭など、これまで復興政策が果たした役割をどう考えるべきか。

5番目、協働と継承でございますが、NPO、民間企業による復興支援、行政が果たした役割や応援職員の派遣の効果的なスキームはどうあるべきだったか。あるいは震災の風化防止教訓継承についても、どういう在り方がふさわしいかといったことが御議論になるかと思っております。

6番目は総論的な部分でございますが、復興を担う行政主体として、市町村を基本としたことの意義はどう捉えるべきだったか。それから、2つ目は復興庁が我々にできたこと、できなかったことはどういうものがあるのか。それから、復興庁設置以前の構想会議ですとか、政府の復興対策本部が果たした役割はどうだったか。それから最後でございますが、復興における財政的な枠組み、スキームの在り方をどういうふう考えるべきか。

最後、その他でございますが、振り返りの取りまとめに当たっての、これは資料2の関係でございますが、構成ですとか、復興政策、立案投資の重要な経緯、あるいは、東日本大震災以降、災害に生かされた教訓や反省、エポックメイキングな政策について、皆様方の御知見をいただければと思っております。

最後、資料5でございます。今後のスケジュール案ということでございますが、年度内に、本会議、全体で4回開催したいと考えてございまして、次回以降、振り返りの骨子、あるいは素案等について、順次お示しをさせていただき、一定の取りまとめをしたいと考えてございます。

なお、最終的な取りまとめ文書自体は、これは各省庁との協議も経ながら、来年度の公表、発行などを考えていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。駆け足で恐縮でございますが、活発な御議論をお願い

い申し上げます。

○秋池座長

御説明ありがとうございました。ただいま増田座長代理が到着されました。この後、自由討議になりますので、その際に自己紹介と御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、自由討議に入りたいと思います。御出席の委員の皆様から、簡単な自己紹介も含めて御意見賜りたいと思います。御質問を頂戴するのでも結構でございます。五十音順に伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、大西委員より、よろしくお願いいたします。

○大西委員

改めまして、大西です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は東日本大震災の復興と、今日の話にも、先ほどの御説明にも出てまいりましたが、復興構想会議の委員として、震災の年の4月から、たしか6月ぐらいまでだったと思えますけれども、務めて提言をまとめたわけです。それから、しばらくは被災地の特に釜石と気仙沼だったと思いますが、それぞれの市の復興の委員会に属しまして、お手伝いをしてきました。その中で、気仙沼では、これはその委員とはまた別な観点ですけれども、建物を直接、建てる仕事に携わりまして、災害公営住宅にそれがなっているわけですが、ちょうど港のすぐ近くであります、そういうこともやってきました。

それから、福島12市町村の将来像有識者検討会というのが設置されまして、これは復興庁が行ったものでありますけれども、福島の復興について、結構長い間、存続しておりまして、2回提言をまとめました。

ごく最近では、廃炉に関連して、廃炉の技術委員会というのができていますけど、そのメンバーになって、今度、廃炉に取り組むということで、比較的切れ目なく、復興問題と関わってきたということでもあります。

続けて、意見、最初ですので、総括的な話になるかと思えますけれども、申し上げたいと思います。

この委員会は、復興庁の施策について振り返る、復興政策について振り返るということなんです、まず、重要な点は復興庁を設置して復興庁を中心とした復興が行われてきた

ということ、そのものへの評価というか、認識というのがあるだろうと思います。これは、私は非常に重要なセクションが政府の中にできて、そこが言わば復興の司令塔になって、司令塔という表現がいいのか、調整役という表現がいいのか、それは後で決めていけばいいと思いますが、全体を見渡して、復興を進めてきたということは非常に大きな意義があったと思います。

それは、例えば財政的な意味でも税金を新しくつくったわけです。この税金によって復興を支えてきた。税金をつくったというのは、税金のアイデアは開発復興税という名前で、私が会長をしていた学術会議が提案、私の少し前ですけども、提案した制度が生かされたと聞いていますけれども、そういう税なんかも新設されて行われました。

それから、全国から特に自治体職員、あるいは関係の人たちが、被災地で様々な実務活動に当たってこられた、これも非常に大きな意義があったと思うんです。もちろん技術的なサポートとか、そういうことについても、国を挙げての体制が取れたというのは非常に大きいことであって、これは東日本大震災という震災の大きさに対応すると、そのくらいの構えがないと、ここまで来れなかったんだらうと思います。これは一番重要な点として書かれるべきだと認識しています。

その上で、これから先は少し批判的なことも言うので、まず、前置きで、自分としてはこういう考えだということは申し上げておきたかったわけです。それで、褒めてばかりいても、あまり生産的でないとするとするなら、どこに問題点というのがあったのかということになります。第一に考えるのは、復興構想会議のときに、減災という言葉、防災に対して減災という言葉を使うべきではないかという議論があったんです。それ以後、防災・減災ということでワンセットで使われてきていると思うんですが、防災というと、これは英語は減災という意味なので、少し違うんですけど、日本語で防災というと、災害を防ぐということになると。災害が防げるということが過信を生んで災害大きくした。これは原子力災害もそうですけれども、津波についても、そういう面があったのではないかと。

したがって、減災というのは、災害というのは自然現象なので、これを完全に抑制するということとはできない。したがって、死者が出ないようにして、あとは財産については、ある程度諦めて、いかに逃げて身の安全を確保するのかという、幾つか何段階かの構えで対策を講じていくということが必要だったんじゃないか。今まで、詳しくは申し上げませんが、過去の災害の歴史の中で、防災技術というか、そういうのも発展してきたので災害が防げるという、どこかでそういう過信があり、あるいは、それが慢心につながった

という面があるのではないかという議論をしたわけです。

それで、その観点から考えてみますと、今、一番気になっているのは、去年の12月に千島海溝、日本海溝の巨大地震の被害想定というのが公表されたんです。これは北海道が一番被災者が多い、死者が多いという想定になっていますけれども、例えば岩手県でも、7,000人ぐらいが亡くなるということになっているんです。岩手県でも、久慈だとかいう少し北のほうが多いんですけども、釜石あたり、宮古とか今回の災害で随分亡くなったところも相当多くの死者が出る。そうすると、そういう被災地の方々、これはじかに聞きもしましたけども、の印象としては、せっかく巨大な堤防を造って対策を講じたんだけど、また、被害想定では死者がかなりの数、想定されるのかという驚いた感じをお持ちの方も多いわけです。

私はこのまま、せっかく東日本大震災の復興でいろいろな事業をやったのに、次の災害では、またかなりの数の死者が出るというままにしておいていいのかという気がするんです。これを減災というのは、堤防とか防潮堤で防ぐということと、それから建物を安全な場所に造るということと、それから最後に逃げるということがセットになっていると思うんですが、最後に逃げる、防潮堤は大体もうできてしまっているわけで、建物ももう復興しているわけで、それでも被害が出るということだったら、やはり逃げるということ徹底しなきゃいけないので、そういう全体の防災という観点からの考え方の枠組みの中で現状がどうなのかと。まだこれで、被害想定で大きな数字が出てくるというのをどう考えるのかということについては、重要な点として議論するべきではないかという気がいたします。

それから、2つ目は、私は特に都市計画が専門だったので、まちづくりという観点で申し上げますと、これも事業はかなりできているということなんですが、過大だったんじゃないか。人口が減っているわけですが、被災地では。その中で、区画整理とか防集（防災集団移転促進事業）をやってきたわけですが、少し事業が過大になったのではないかということと、小さな単位で事業が行われた結果、なかなか今後、社会生活を維持するという点で困難があるのではないかという懸念がある。

それから、特にインフラについては相当大規模な、それぞれの自治体にとっては、今までやったことのない大きな事業をやったので、後年度の財政負担、これを心配するという議論が当然出てくるわけで、こういうことについても整理しておく必要があるのかなという感じがいたします。

それから、今日も話の中で出てきましたけども、孤独死とか災害関連死、これは当初からかなり問題があって、当初、心のケアというか、そういう面が少しおろそかになっていた面があるのではないかということで、避難場所、避難所の設営とか、そこでの運営の仕方等については、十分な教訓を引き出して、今後の在り方を考えていくべきではないかと思えます。

それから、最後に福島について申し上げたいと思います。大臣もおっしゃったように、福島はこれからということなんです。ようやくスタートラインに立ったか、まだ立っていないところもあるわけなんです。したがって、何が今、残っている問題なのかということでは整理しておく必要があると。大きな意味では廃炉問題、それから汚染水の問題、それから中間貯蔵施設の汚染物質の問題というのがありますし、もちろんコミュニティの再生というのも非常に大きな問題だと思うんですが、そういうことについて整理して、今の時点で、まだ福島は、ある意味で他の被災地とは状況が違うということについて整理をして、これはちゃんと取り組んでいくということが必要だと。

最後に一言だけ申し上げたいのは、津波の被災地というのは、要するに自然現象でやられたので、場所をどう復興していくのかということに力点があって、そこにインフラが整備されていったわけです。あるいは、住宅が再建された。

ところが、福島は、これは人災というか原因者がいるわけです。被害が出た。それで被害に遭われた方は、元の生活の場に戻らないという選択もかなりの方がされているわけです。例えば東京に行く、大阪に行く、あるいは、ほかの地域に今後の人生を送るために移っていく方というのは無視していいのかという問題があると思うので、私は場所の復興ということと人の復興ということを考えると、原発災害では、人の復興、人に注目した復興、どこまでやるのかという議論はもちろんあるんですが、それぞれの被災者の方が生活を再建できる、そういうことについて、いろいろな角度からケアしていくという考え方も重要なのではないかと、ここがまだ曖昧になっている点があるのかなという気がいたします。

長くなりました。以上でございます。

○秋池座長

大西委員、ありがとうございました。

続きまして、田村委員、お願いします。

○田村委員

新潟大学の田村です。本日は、現地にお伺いできず、大変に申し訳ございません。

私は復興推進委員として復興庁の事業に関わらせていただいたこと、それから研究者として、発災後、被災地の市町村を回りながら、被災者の生活再建の状況を俯瞰的に記録、そして管理するための被災者台帳の仕組み導入ということを岩手県と共同で推進しました。よって岩手県並びに被災市町村に発災後1か月後～4年ぐらいは、定期的に訪問させていただくことができました。また、復興推進委員会でも、現地を訪問する機会を設けていただき、特に被災3県を中心とした被災と復興について、見せていただけたというところが、これまでの被災地との物理的な関わりです。

初回の意見として、防災の専門家として申し上げます。まずは、災害対応のことについてです。東日本大震災は未曾有の災害であって、世界でも経験したことのない規模の地震・津波災害であったことから、日本の防災にとって、様々な新たな試みを根づかせるための、不幸な教訓をたくさん生んだという歴史的な役割があったこと、そして世界的にも、国連の仙台防災枠組み、つまり世界的な防災を進めるための枠組みが、東北発となっておりますので、そういった意味では、防災の世界に与えた東日本大震災の影響は大きいことを、まずもって申し上げます。

ただ、ここは復興庁の復興に関する委員会ということですので、報告書の目次案（資料2）ですが、総論があって、そして新たな取組として、復興庁の取組を中心に紹介するという章構成はよろしいかなと思っております。

それから、4章については、まずは被災者でしょうということで被災者支援、5章は住まいとまちの復興、そして、産業、生業の再生というところになって、そして、特筆すべき事例として原子力災害の被災地のお話があります。そして、それらを支える協働と継承において、東日本大震災の復興を支えた、いろいろな応援の枠組みをご紹介いただいています。この目次の構成自体は非常によろしいと思います。

ここで復興の枠組みを考えると、被災者の支援を成し遂げるための直接支援が4章、間接支援として、住まいとまちの復興、産業、生業の再生と原子力災害の地域の復興があります。ここでは、戦略的に、それぞれの支援の項目が、有機的にどのような関係性を持って復興に作用したのかについては、将来の復興に資するためには、章ごとの影響関係については、どこかで議論されるべきと思います。

こういった膨大な資料を残していただくということについては、今後の防災にとっては

非常に大きなところですが、それらが実際にどう作用したかについて、ぜひこの委員会の中で議論しつつ、内容として載せていただけないかと思いました。

また、復興の検証においては、指標が必要です。住まい、産業再生、原子力災害の復興については、既存のマクロ指標を用いて、何%進んだとか、幾つ戻ったというような議論をしてきましたし、復興庁もそれを指標として取り組まれてきました。一方で、被災者の支援ということになれば、マクロだけでは収まらず、多様な主体からなる被災者が何をもち、自分たちが生活再建できたのか、どう支援していただいたのかという主体的な評価の共通化が、被災地も広いこと、様々な被災状況があったことで、非常に難しかった現実があったかと思います。

復興庁においては、各県で、復興に主体的に取り組まれている地域のキーパーソンに対して、聞き取りやアンケートを継続的に実施されていることは、復興推進会でもご紹介があり存じている所ですが、定量的に、かつ、科学的に、そして、それらを図るための指標というものを継続的には持たなかったことが1つ残念です。今後の被災地においてはそういったものがあるべきではないかと思います。

阪神・淡路大震災のときには、限定的な被災地ではありましたが、そういった指標とその指標に基づく調査があり、生活再建を7つの項目、具体的には住まい、人と人とのつながり、まち、こころとからだのストレス、(次の災害への)そなえ、世帯の暮らしむき、行政との関わり、で測り、科学的根拠に基づいた、被災者の主体的な生活再建過程を測ることで施策展開を実施しました。人と人とのつながりが住まいに次いで、非常に大きな生活再建支援を規定する要因であるということが、調査でわかったので、その結果に基づいて復興施策が展開され、人と人とのつながりに基づいた住まい、まちづくりというところが復興の後半、推進されました。

つまり、何をもちて評価をして、今後、進めていくかというところについても、阪神・淡路、それから過去の被災地、そして東日本大震災を踏まえて、共通化して議論ができれば、様々な災害の教訓をその災害ごとに評価するといったような場当たりのことが続いていくのではないかと思います。

それから、3つめなのですが、この会議の目的が、検証や施策のふりかえりということであれば、目標があって、そして実際があって、そのギャップが課題として議論されるべきだと思います。東日本はあまりに被災が激甚であったがために、被災地に一定期間戻れない現実があって、それらに付随して、まちづくりの方向性、それから、その他復興の方

向性がなかなか決めづらいという中で、例えば被災者からすると、どこに戻ればよいのかということを考えるための個人の選択肢のタイミングと、それから行政がそれを提供できたタイミングというところにギャップがあって、そこが大きなボタンの掛け違いになってきました。先ほど、全体的に被災者の視点から、復興施策の効果を測る指標はないと今ほど申し上げたところではあります、その辺りが復興の全体像にも影を落としているのではないかと思います。

阪神・淡路のときの調査では、全ての被災者が、発災後1週間で住宅の情報を欲しがったこと。それから修理、転居、税の減免・融資等のお金に関わる情報については、1か月までに欲したという調査結果もありました。これが、調査がないので、東日本大震災の被災者は果たしてどうだったのかということはあるんですが、個人の選択肢のタイミングと行政との流れの中に大きなギャップがあったのではないかと思います。タイミングを逸したことで、うまく果たせなかったニーズは何なのかということについても、ぜひ一考する必要があります。次の災害において、タイミングをできるだけ外さないためには、大災害発生時にいかに取り組むべきかということについて、議論があるべきではないかと考えます。

○秋池座長

田村委員、ありがとうございました。

続きまして、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

藤沢でございます。まず、簡単に自己紹介をさせていただきますと、復興との関わりでは、震災直後に、当時、内閣官房にできた震災ボランティア連携室のほうに所属させていただきまして、民間のスタッフとして関わらせていただきました。その後、復興庁にも一時期おりまして、その後、民間としても頑張っていきたいということで、一般社団法人RCFを立ち上げまして、これまで11年間復興の取組を、約30ほどの様々な取組をさせていただいておりまして、企業と連携して事業再開の支援をしたり、あるいはNPOと連携して被災者支援、そういったことをやっております。

また、その後の各地の熊本地震でしたり西日本豪雨でしたり、あるいは、今年の熱海の災害とか、そういったところでの復興支援にも関わらせていただいております。また、昨

年の7月からは、復興庁さんも進めておられる福島12市町村移住支援センターという移住を推進する現地のセンターのセンター長も仰せつかっておりまして、現在、福島の復興のほうに関わらせていただいております。

今回、主に御意見をいただきたい点がありますので、この順番に沿って、それぞれ問題意識を共有させていただきたいと思います。

まず、1つ目の被災者支援ですけれども、もともと被災者支援、住まいを復旧するというところがメインだったのが、今回、その後の心のケアということで、つながりまでやってきたというのが、大変エポックメイキングだったと思いますし、この動きが各地の災害では支え合いセンターさんという厚労省の事業につながっておりまして、東北で大きな成果といいますか、残る枠組みをつくられたなど大変評価をさせていただいております。

課題としては、どうしてもつながりづくりに関しても、自治会を何個つくったかとか、そういった短期的な結果目標に目が向かいがちです。どうしても被災された方の心というのは永遠に癒やされることはございませんので、被災者の方が孤立してない状況なのかという状態目標、結果目標だけでなく状態目標を、もう少し意識を高めた取組にすべきであったかなと感じております。

2番目の住まいとまちですが、こちらは大西先生もおっしゃっておられましたけども、少し事業が過大になってしまったと感じております。阪神大震災までは、その後の人口回復が見込まれましたけども、その後の大災害は全て人口減少化の復興になってきているところで、ただ、どうしても、災害後に事業計画すると、復興ユートピアという言葉もありますけれども、どうしても前よりもよくしたいという気持ちに現地の方はなってしまう。それを世論的にも支えがちになってしまいますので、事前復興という考えがございまして、これからもうどこも人口は減っていきますので、災害が起きた場合にはどの程度まで復興するかということを事前に検討していくことが、なお、必要になってきていると感じております。

3番目の産業なりわいの支援でございますが、こちら、グループ補助金ということで、大型の支援を様々させていただいて、これはその後、なりわい再建支援のような名前で、各地の復興にも大きく役に立って、現地の事業者の支えになっております。これも大変すばらしい枠組みをつくられたと感じております。他方、課題としては、販路、売上げがどうしても伸び悩んでいる部分があると。水産業、旅館、ホテルなどは、売上げがどうしても8割ぐらいにとどまっている事業者が多いというところがございます。復興庁のほうでも

様々、販路支援の取組をされておりましたけれども、なかなかここは十分じゃなかった面があり、ここは行政としてできることの限界もあろうかと思えますけれども、どうすれば売上げを戻せたのかと。売上が戻らなければ当然、人も雇用できませんので、それによって地域がやや落ち込んでしまっている事業、地域がございます。その辺りの検証、どうすべきだったのかが検討する必要があるかと思っております。

4番目の原子力災害固有の対応ですが、これはまだまだ進行中なので判断しにくいところがありますけれども、今の現在の居住率に大きく差があります。近年でいうと、2015年に帰還した檜葉町が50%ほど、2016年の葛尾、小高が3割ほど、その後の飯館、浪江、富岡は10%から20%と。大熊は今、4%と、こういう状況です。ですので、1年でも遅れてくると、居住率が減ってきているという現実があります。もちろん帰還してから、まだ年数が違うという面もありますけれども、それにしても、1年遅れても大分減ってしまうという状況があったと。もっと言えば、災害当初からいつ戻れるというイメージがあれば、川内村さんが帰還宣言を早く出されたのが印象に残っていますけれども、1年でも早く、戻るんだという意思を示せたことが大事だったと感じております。この辺り、ぜひ検証いただいて、1年でも2年でも早く戻れなかったのかということは、検討しておく必要がある事項だろうと感じております。

この点は、どうしても10年という枠組みで、岩手や宮城などでは枠組みをつくられたことで、なかなか住民の合意形成が大変だったという声もありますけれども、一方でそれがスピードを速めた面もあるだろうと思っております。スピードと合意形成、これは非常に難しい論点で、ある程度、議論しておく必要があるだろうと感じております。

5番目の協働と検証、NPO民間企業がいると、どうしても行政のみの事業だと硬直的になりますので、大きく役割を果たしましたし、阪神との違いは個人ではなくて、団体、企業が大きく活躍したのが、今回の大きな特徴だったと感じております。他方、どうしても単年度主義で事業をされていたので、NPOの立場で見ると雇用を安定できないとか事業を数年先まで見据えられない課題がありました。当然復興は5年、10年かかると初めから分かっていたけれども、中長期的な事業計画をつくれておらず、どうしても東北のNPOはいまだに小規模のところが多いと、そういう現実もございます。その辺が課題だったと思っております。

復興を支える仕組みに関しては、3点申し上げたいと思えますが、1点目は、市町村に中心になっていただいたのは現地にとっては意義がありましたけれども、同時に市町村の

キャパシティーによって、復興の度合いに差が出たという現実もあるかと思っております。この辺り、もう少し市町村を越えて広域に復興を支える、広域復興センターのような取組が必要だったんじゃないかと感じております。今、私は移住施策に関しては、福島12市町村移住支援センターというのをやらせていただいて、各地域の、福島は特にそうだと思いますけども、自治体に余裕がなくてなかなか事業を組立てられないと。そこを助言するだけじゃなくて、実際に手になって足になって、一緒になって事業をつくってあげないと、なかなか自治体のほうで事業を組み立てられないんだというのを肌で感じております。どうしても市町村ごとの取組で事業が遅くなってしまったり、少し全体から見ると、やや無駄な施設が出来がちになってしまったりという面があったと思います。もう少し広域に検討する枠組みが必要だったかなと感じております。

そして、2番目が復興基金の話です。東日本の以前は復興基金というのが復興を支える制度になっておりました。それが今回、大きく違ったのは、予算はあったんですけども、財団方式ではなくて直営方式という自治体が運営するやり方になっておりましたので、どうしても自治体の予算とほとんど一緒になってしまって、硬直的な運用をされたという課題がございました。NPO、企業の取組を、もっと、単年度ではなくて複数年度でやっていくこともそうですし、先ほどの広域復興センターのような枠組みも、復興基金の運用改善することで実現できるんじゃないかを感じておまして、この辺りの検証も必要だろうと思っております。

最後は人材ですけども、各地に応援人材を派遣されたのは大変効果的で重要でした。また、各自治体のキャパシティーの話を申し上げましたけども、国から比較的若い公務員の方が副村長、副町長などで派遣されたのも、非常に効果的だったと感じております。復興に関する復興人材支援制度みたいなものの制度の確立があると、必要なのではないかと感じておまして、これに似たような制度で、地方創生人材支援制度というのが内閣府にありますけども、これは枠組みをつくって毎年マッチングする仕組みをつくって、公務員の方や民間の方を各全国の地方創生を行う自治体に派遣する仕組みがあって、年間100人ぐらい送っております。復興時に、復興人材支援制度のようなものがあって、積極的にマッチングするような仕組みがあると、今、個別にはいろいろマッチングをされていますけれども、もう少しオープンにマッチングする仕組みを行い、復興の人材というのも、ほかの地域でやっている経験者がいますので、経験している人材を用意して、今も、今年も新潟、あるいは宮崎、あるいは静岡で災害が起きていますけども、そういう場面での復興

を支える人材として送るような仕組みも、今後必要ではないかと感じております。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、続けて、増田座長代理、お願いいたします。

○増田座長代理

ありがとうございます。私の復興に関する関わりでございますが、ちょうど3県のうちの1つの岩手県の知事を、東日本が起こる少し前までしております、あと、復興庁さんのほうで、復興庁の第1期の設置期限を延長した際の検討有識者会議、秋池座長の下で、座長代理を務めていたことがございました。その間、数多くの被災地、どうしても岩手中心になりますが、福島、それから宮城も含めて、訪ねさせていただいたところでございます。

そして、少し順不同になりますが、何点か、できるだけダブリを排して申し上げたいと思います。

構成案全般につきましては、非常に網羅的に構成しておりました。そこの中の強弱をどうつけていくかというのは、これからの我々の作業かと思いますが、構成案については、違和感はございません。

それから、まず、災害の記憶、それから教訓の承継、伝承という、そこに関わるかと思いますが、デジタルアーカイブなどをきちんと整備するということが大変重要かと思っております。これだけの大きな災害のあった資料の散逸ですとか記憶の風化、これをどう防ぐのかということが大変大事でありました。実は明治29年度、それから昭和8年、35年と、大きくは3回、沿岸地域は津波被害に見舞われておりますけれども、その後の惨状を写した写真が数枚ございますのですが、私の知事時代、防災教育の観点からいうと、津波そのものの怖さを知らせる映像というのはなくて、結局、二千何年でしたか、スマトラ沖地震のときに様々な映像が出て、これだけ大変だということを岩手県内の防災教育にも使った覚えがございます。それだけ津波の怖さを伝えるということは、当時は難しかったところがございましたのですが、今回、そういう意味では、資料を散逸することなく、そして記憶を風化させることなく次世代につなげていくために、デジタルアーカイブの整備ということ

を随分、指摘等々がありまして、やられているわけですけれども、それが本当に完全に十分なタイミングよくなされているかどうかといったあたりは、さらに、きちんと検証していく必要があるかと思えます。

それから、あと、2点目は、まちづくり事業、特に住民の帰還が長期化することによって、どうしても、その間、仮移転先のほうに、結局定住してしまっていて、帰還者数が減少すると。これは2つ、まちづくり事業直結には、大きく言うと2つ原因があろうかと思えます。地元のほうで、例えばかさ上げのような非常に大規模な手法を選択するとすると、どうしても必然的に期間が長くなる場合もございますし、もう一方で、例えば、土地所有者の探索などに非常に時間を要すると。権利確定が非常に困難なゆえに、いわゆる所有者不明土地のような存在ですが、そのことによって、結局、事業が長くならざるを得ないようなこともございます。

したがって、特に後者の制度的な問題については、例の所有者不明土地問題について、民法上も含めて、解決が今、図られつつありますけれども、そうした制度的に、この際、きちんと対応すべきものがタイムリーになされたかどうか、そしてまた、漏れはないか、こういったこともきちんと検証しておく必要があるかと思えます。

NPOボランティアの協力支援の関係ですが、阪神・淡路がボランティア元年と言われたわけですが、今回の被災地が非常に遠隔地であって受入れがなかなか難しい。しかし、一方で、復興にとってはNPOの方々、ボランティアの方々のお力をお借りするということがこれだけ大規模になり、また、心のケア等々も含めると、必要欠くべからざるどころであり、こういった点についてスムーズに行うために、現地でいろいろな試行錯誤が繰り返されました。そういったことも、やりやすさ、やりにくさ、こういう形になるとよりやりやすくなるといったことをきちんと整理しておく必要があるかと思えます。

それから、あと、国と県、県と市町村の役割分担等々の問題もございます。私は今回、特に注目するのは、総務省のほうで市長会、町村会と調整をして、職員の応援派遣のスキームが出来上がったわけでございます。そしてまた、固定された市同士が職員を2年間、そこでローリングしながら、派遣するという対口支援のような形も出来上がってきました。こうした自治体間の支援のスキーム、派遣スキームのようなものが今回、出来上がったということは大変大きいと思っております、その際の様々な費用負担の問題とか、もし事故に遭った場合にどうするかとか、様々な経験値が積み上げられてきました。こういったことが、これも漏れがないかどうか等々、よく見ておく必要があると思えますし、それか

ら、それ以外にも、まちづくりの中で県と市町村、役割それから一方で国と県、特に被災地の市町村が、様々な面で財政的にも、それから人的な面でも、他に非常に多くの手を取られて難しい中で、そういう役割等々をきちんと検証しておく必要があると思います。

最後に、様々な事業の財源について、国民の御理解の下、税で対応すると、こういうことが取られて大変よかったと思いますし、一方で、各事業について、地方負担ゼロという考え方が取られたんですが、これについては、水準として適当かどうかの検討、これは例えば各種公共事業の今後のメンテナンス等を踏まえたときに、どうしても過大なもので、かえって今後地元が逼迫するようなことにならないかどうか、こういった点についてもよく検討を行う必要があるのではないかと思います。

取り急ぎ、私のほうから以上でございます。

○秋池座長

増田座長代理どうもありがとうございました。

それでは、最後に、簡単に私からも一言申し上げたく存じます。

まず、構成案につきましては、大変よろしいかと思っております。ただ、細切れに書いていくということではなくて、全体を総合的に俯瞰するようなもの、それぞれの関連性がありますとか、取り組みの順番のようなものもあろうかと思いますので、そういったものが表現されるような部分があるとよろしいかと思いました。

それから、2点目ですけれども、ほかの委員の皆様たちからも御意見あったところですが、支援は発災直後に、とにかくできるだけのことをして差し上げたいとか、それから、お住まいになられている方、いまだ御苦労されている方もおられるわけですが、何とか暮らしを戻してということになるわけですが、この辺りがほかの委員もおっしゃっておられますが、過大になると、かえって負の遺産となって、将来、その地域に負担となってしまいうようなところがございます。

こういった辺りにつきましては、発災時に考えるのは非常に難しいことだと思います。どの方もそのとき、今起こっていることに対して対処していかなければいけないというのがございます。この辺りは、あらかじめ決めておくことと、そのときの状況において、個別に解とするもの。あるいは、ある程度決めておいて、この幅の中でというような、その柔軟性も残しておくことというのを分類した形で、用意ができていくとよろしいのではないかと思います。

あくまで、硬直的にすることを目指す訳ではございませんが、何らかのそういったガイドがあることによって、発災時、発災直後のお取組がより効率的になるということもあるのではないか、効率というか、効果的になるということもあり、かつ、適切になるということもあるのではないかということを感じております。

それから、今、増田座長代理からお話もございましたとおり、自治体間の派遣でありますとか、それから知見の共有というのは非常に重要なことだと思っております、このことは、この流れを復興庁さんが中心になるのか、何か総務省さんなのか、ぜひ継続をしていただければと思うところでございます。

一旦、以上といたしまして、それでは、続いてですが、本日、御欠席の今村委員からは事前に御意見を賜っていますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○岡本審議官

今村先生のほうから、資料6でございますが、6点ほど御指摘をいただいております。

簡潔に御紹介をさせていただきますが、1つ目の丸でございます。東日本大震災では、特に行方不明者の捜索、御遺体の身元確認といったことが最優先になったということで、初動対応の難しさがある中、応急対応、あるいは復旧、復興検討する段階への移行にどうしても時間がかかったということを考慮すべきだと。

それから、2つ目でございますが、財源フレーム等、当初10年間に限られたということで、地元の復興まちづくりを議論する際の、ある意味、制約になって、住民との合意形成を図る上で厳しい状況となったというような御意見でございます。

それから、その下の3つ目の丸でございますが、ボランティア元年、阪神・淡路がボランティア元年と言われる中、東日本ではさらにその取組が広がって、企業が継続的かつ目的意識を持って被災地域に入ってきたことは大きな動きだという御評価でございます。

4つ目の丸でございますが、これは取りまとめ、今回の振り返りに関する1つの進め方ということかと思いますが、アウトプットについては、行政だけでなく、国民企業に活用するものであるという意識を持ってほしいということでございます。

それから、5つ目の丸でございますが、これも取りまとめの際に、未済地という言い方でございますが、いかに事前復興を進めていくのかという観点が重要だという御意見でございます。

最後の丸でございますが、これも取りまとめの留意事項ということかと思いますが、客

観的なファクトなど、取りまとめておくことは重要だということと、それから、今後については、復興についての定義や考えの整理も必要であると、そういった御意見を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

○増田座長代理

ここからは、ちょうど今、秋池座長、所用で、これ以降は座長代理の私が残りの時間、進行させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今、一当たり、今村委員の意見書も含めて、皆様方から御意見いただきましたのですが、少し時間がまだ10分弱ございますので、何か追加で御意見あれば、あるいは、ほかの方の御意見を聞かれた上で、それに関係する御意見でも結構ですが、少しまた御意見いただければと思いますが、いかがですか。

それでは、大西委員、どうぞお願いいたします。

○大西委員

ありがとうございます。1つ、最初に伺うべきだったのかもしれないんですが、たしか3年前に、東日本大震災の復興施策の総括という、まとめられているものがあると思うんです。委員の方も、私は入っていませんでしたけども、かなり、これも議論されてこられた方もいらっしゃるということで、3年間でもう一度、まとめて、構成も似ているといえれば似ているような気もするんです、さっきお示しいただいた今回のものとですね。

これをどのように考えたらいいのかということなんですが、私の考えでは、もちろん、いわゆる達成度評価といいますか、目標を立てて事業をやってきて何%進捗したと、これを整理して、どこに遅れがあったとかという議論は、非常にこれはこれで重要な点なので達成度評価は必要なんですけど、3年前のものはかなりが達成度評価的な記述になっているのかなと思うんです。それとは違う評価の仕方という、そもそも掲げている目標が、こういうことも含めるべきだったのではないかと。そうすると、それは目標にしていなわけですから、達成度も何もないということになるので、なぜそれを明示的に目標にできなかったのかということが議論されるべきだということになるので、あるべき復興の姿と、それに至る復興施策というものを想定したときに、あるいは、今から考えたときに、それはどういうものであって、現実とはどこが重なって、どこが違っていたのかという観点か

らの評価というのにも必要なのかと、そういう気がするんです。

だから、その点では、単に3年前の総括を時点修正するということではなくて、少し今日の御議論の中でも皆さんからいろいろ目標に関わるような議論も出たと思うので、そういう点については取り上げて、論ずるべきなのかなという気がいたします。

○増田座長代理

大西委員、ありがとうございました。

最後に、事務局のほうに少し答えてもらって、岡本審議官になりますか。それで、その上で、大臣にまた、まとめて御挨拶いただきたいと思っているんですが、少しあと数分、時間がありますが、ほか、いかがですか。

それでは、藤沢委員、どうぞお願いします。

○藤沢委員

簡単に。全体のまとめのところで、私も前回のワーキングにも参加させていただいておりましたけども、今回、より状況も公開されているということもあって、公開度は高いんだと改めて感じております。復興の10年をまとめるというのでは、最も重要な委員会になるかと思しますので、公開をどうするか、単に文書を出しましたというだけでなく、ここでまとめた内容を分かりやすく国民にも伝えるような取組でしたりとか、あるいは、後々インターネットでもしっかり見れるとか、何らかこれは目的が、今後の災害につながるということですので、どう生かせるのかというところを、その辺りも事務局のほうで検討いただくことなるかと思えますけれども、しっかり準備することが必要かと思っております。

あと、もう1点、先ほど秋池座長からもあったかと思えますが、秋池さんからは個別、それぞれまとめるだけじゃなくて総論的なという話もありました。今日の中でも、少し過大になってしまった面をどう考えるかとか、民間の重要性とか幾つか共通した大事な点が出てきたのかなと感じますので、最終的に5個でも、6個でも、個別のトピックはやりながらも、総論として何を残すのかと、総括するのかということはしっかり文章を練って出すことも必要ではないかと感じましたので、その辺りも検討いただければと思います。

以上です。

○増田座長代理

藤沢委員、どうもありがとうございました。

オンラインで御参加の田村委員、聞こえていますでしょうか。何か追加がございますか。

○田村委員

私ども、会議の中で述べた意見と、それから復興庁のほうでまとめられる資料との関係性、位置づけの整理への理解があまりできておりませんので、また、整理をして教えていただけるとありがたいです。

○増田座長代理

ありがとうございました。

私から、先ほど申し上げなかったんですが、産業ですとか生業の再生ということが随分、この間、強調されてきたわけですが、ここはなかなか難しいと思うんですが、そもそも被災3県は、中小企業中心で、一次産業から三次産業まで展開しているわけですが、そもそも日本全体がそうですけれども、後継者不足等々の問題があって、どうしていくのか、政府のほうでは今、全体とすれば、被災の問題とは別にスタートアップをできるだけ支援をしようということと、それから、あと事業承継など、しっかりと支援して行って、各地域での中小企業を、もう一回、よみがえらせるなりをしようとしています。

一方で、そういう中で、どうしても産業転換のようなものも必要になってくる場合があると思います。今回、被災地がグループ補助金等々使いながらも、非常に手厚い支援が行われてきたということで、区別はなかなか難しいんですが、本来であれば、新陳代謝が行われるべきものが、そのことによって多少阻害されたかどうかというあたりも少し気になるところでございますので、そういった点については、商工団体等にもヒアリングするなり何なりして、検証される必要があるのかと、こんなふうに思いますので、私からも付け加えておきます。

それでは、特にほかなければ、今、幾つか御要望等もございましたので、岡本審議官にお渡しして、それから大臣のほうにお返しさせていただくということにしたいと思います。

○岡本審議官

今回の振り返りにつきましては、冒頭も御説明申し上げましたけれども、あくまで、10

年間、復興庁ができる前から含めて、その10年間の取組、課題が何であったのかというのを、いま一度、もう一回きっちり整理をしていきたいということでございまして、大西先生のほうから、確かに3年前、総括ワーキングのお話がありましたけれども、総括ワーキングのほうは、もちろんそれまでの復興政策の取組というのにも一定の評価をしているんですが、むしろ復興庁を今後、復興庁が今後、取り組むべき課題として、どういうものがあるのかということをはっきりと整理をするというのが前回の3年前の総括ワーキングの大きな目的だったとっております。我々としては、できる限りしっかりと、まずは10年間、今回、特に深掘りをして、皆様方の御意見を踏まえて、御議論を取りまとめていきたいと思っております。

それから、藤沢先生のほうから、しっかりと発信をということかと思っております。今回の教訓というのは、後につなげるということが一番の目的でございますので、今回、実は整理する資料というのはかなり分厚いものになってしまう可能性があるんですが、いろいろな形で分かりやすく発信できるように、そこも十分留意して進めていきたいと思っております。

それから、全体の章立ての関連性みたいなことですか、あるいは総論的な部分をきっちりと整理をしたらということでございます。その点は、我々も十分気をつけながら、淡々とファクトだけが並ぶことがないように、それぞれの関連性ということも十分留意をして今後、整理を進めてまいりたいと考えております。

あと、増田先生のほうから最後、商工団体含めてという御意見を頂戴いたしました。これはこの会議の場で全てできるかどうかということは検討させていただきたいと思っておりますが、最終的な取りまとめをするに当たっては、いろいろな関係者の方の御意見は聞かなければいけないと思っておりますので、今いただいた商工関係、特に中小企業の関係についても十分、これから留意をしながら進め方を考えていきたいと思っております。

私のほうからは、すいません、以上でございます。

○増田座長代理

どうもありがとうございました。今日、各委員から様々な御意見が出ましたので、今後、これらの意見を踏まえて、事務局のほうで振り返りの作業を進めていただきたいと思います。そしてまた、当会議におきましても、その上で議論を深めてまいりたいと思っております。

それでは、本日はこれまでとさせていただきます。議事録も作成の上、公表いたしますので、各委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、最後になりますが、秋葉大臣のほうから一言頂戴したいと思いますので、大臣よろしくお願ひいたします。

○秋葉大臣

本日は、秋池座長、増田座長代理をはじめ、大変御多用の中、委員の皆様には、改めて感謝申し上げます。私もたくさんメモを取らせていただいて、拝聴しておりました。

冒頭に述べましたとおり、東日本大震災の風化防止、教訓継承のためには、復興に係るこれまでの国の制度や組織、取組の変遷、過去に例を見ない施策の趣旨や経緯、その評価と課題を取りまとめておくことが極めて重要なことだと考えております。

本日、委員の皆様には、これまでの復興政策に携われたお立場、あるいは、専門家としてのお立場から、相当具体的で、大変示唆に富む御意見をいただきました。今後、年度内に複数回会議を開催し、皆様の知見をいただき、後世の役に立つものとなるよう、取りまとめてまいりたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございました。

○増田座長代理

大臣、どうもありがとうございました。

それでは、このほか、事務局のほうから連絡事項があれば、お願ひをいたします。

○立岩参事官

次回は年内の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、別途、事務局より御連絡させていただきます。

議題については、本日もいただいた御意見なども踏まえて、構成案に具体的な内容を加えた骨子案をお示しして、御議論いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○増田座長代理

それでは、以上もちまして、第1回の会議のほうは終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

以上

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第2回）

議 事 録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第2回）

1. 日 時 令和4年12月5日（月）10：30～12：23

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 議 事

（1）被災3県からの御意見発表

（2）第1回会議を踏まえたとりまとめの骨子案等

（3）自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席委員（敬称略）

秋池 玲子（座長） ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表

増田 寛也（座長代理） 日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長

今村 文彦（委員） 東北大学災害科学国際研究所 所長

大西 隆（委員） 一般財団法人国土計画協会 会長

田村 圭子（委員） 新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授

藤沢 烈（委員） 一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより、第2回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

会議の開催に当たり、まず、秋葉大臣より御挨拶を申し上げます。

○秋葉大臣

どうもおはようございます。復興大臣の秋葉賢也でございます。

本日は、秋池座長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、大変年末の御多用の中、本日の会議に御参加をいただきましたこと、改めて御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

前回の会議におきましては、被災者の支援、住まいとまちの復興や産業・なりわいの再生など、多岐にわたりまして貴重な御意見を頂戴することができました。本日も引き続き、後世への教訓となる忌憚のない御意見をいただければ幸いに存じます。

また、本日は県議会シーズンで大変お忙しい中、被災3県からも会議に参加をいただいております。心より御礼を申し上げさせていただきます。この12年間、現場で御尽力をいただきました各県からの御意見をお伺いすることで、より深みのある振り返りができるものと考えておりますが、何とぞよろしく願いをいたします。

以上、皆様方の活発な御議論をお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○立岩参事官

大臣はここで御退席させていただきます。

○秋葉大臣

よろしく願いいたします。

(秋葉大臣退室)

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

ここからは、秋池座長に進行をお願いいたします。

○秋池座長

皆様、本日もよろしくお願いいいたします。大変寒い日になりまして、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、改めまして、東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

本会議は原則公開としており、会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン、同時配信による公開を行っております。配付資料についても、会議終了後、速やかに公表いたします。また、議事録は委員の確認を得た上で公表いたします。

それでは、まず、本日初回とされます今村委員におかれまして、一言簡単な自己紹介を賜ればと思います。

○今村委員

東北大学の今村でございます。今回、2回目で初めての出席ということで、どうぞよろしくお願いいいたします。被災地の地元大学として、また、専門は津波工学であり災害科学でございます。今回の有識者会議で、現場の立場で様々な意見を述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○秋池座長

今村委員、ありがとうございました。

本日は、被災3県の御担当者様がオンラインで参加されておられます。なお、県議会シーズンとのことで、福島県は途中で御退席という見込みです。本当にお忙しいところ、皆様、御参加ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は、議事次第のとおり、まずは、被災3県からこの10年間の政府の復興政策を振り返った御意見を発表いただきます。その後、前回会議でいただいた委員の御意見に関連する施策やこれらを踏まえた取りまとめの骨子案について復興庁から説明していただき、自由討論といたします。それでは、よろしくお願いいいたします。

最初の議題は、まず、議事1、被災3県からの発表ということで、被災3県の皆様からは、これまで、現場において復興政策を運用・実施されてきたお立場から、国の制度等を

振り返っての評価、特に反省すべき点や、あるいは、これはよかったという点などもあれば、率直に御発表いただければと思います。

南海トラフ地震といった将来の大規模災害では、東日本大震災における国の復興政策についての記録が参照されると思いますが、現場から見た評価も一緒に残しておくことには大変意義があると考えております。委員の皆様において、3県に御確認されたい点などがあれば、全ての発表が終わった時点でお時間を設けますので、そこで賜ればと思います。

それでは、まず、岩手県復興防災部副部長の大畑様、よろしくお願いいたします。

○岩手県（大畑副部長）

岩手県復興防災副部長の大畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災津波からの復興に当たりましては、委員各位、復興庁の皆様にも日頃からお力添えを頂戴してございます。大変ありがとうございます。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

本来であれば、復興防災部長の佐藤が対応すべきところでございますが、議会開会中のため対応出来かねましたので、御容赦いただければと存じます。

それでは、早速、資料を説明させていただきます。資料1でございます。資料1の内容につきましては、令和2年3月に本県が取りまとめた「東日本大震災津波からの復興—岩手からの提言—」に記載しております内容を基に作成してございます。

今回の有識者会議でお示しいただいております論点に対しまして、十分なお答えになっているかどうか分からない部分もございますけれども、時間の都合上、要点のみを掻い摘んで御説明させていただきます。御了承いただければと思います。

それでは、2ページを御覧ください。1、被災者支援についてでございます。本県におきましては、被災者生活再建支援金に加え、復興基金を原資といたしまして上乗せ補助を実施し、住宅再建を支援しました。これによりまして、早期に被災者の生活再建が進む一方で、自由度の高い復興基金の多くを被災者の住宅再建支援に向けざるを得ない状況となった面もございます。住宅再建支援に当たりましては、全国的に統一された制度として、基礎的な支援の量、あるいは範囲、そういったものを拡充していく必要があるのではないかと考えてございます。

3ページに参ります。心のケアにつきましては、本県では岩手医科大学が中心となって対応いただいているところでございます。震災から12年を迎えようとする現在でも、相談

件数はかなり多い状況となっております。専門スタッフを配置いたしました、長期の取組が必要であると強く感じているところでございます。

次に、4ページを御覧ください。2、住まいとまちの復興についてであります。まちづくり（面整備）に携わった被災市町村では、ポツの1つ目の①から③に記載の反省点があったというふうに聞いてございます。災害時の対応として、導入する事業の事前学習を含めまして、事前復興の取組を進めていく必要があると考えてございます。

次に、5ページを御覧ください。3、産業・なりわいの再生についてでございますけれども、個人の資産形成へ公金を投入すべきではないといった従前の考え方だけでは、地域の復旧・復興に必要な支援ができないという考え方から、国におきましてはグループ補助金制度を創設していただきました。この活用によりまして、本県では8割を超える被災事業者が事業を再開してございます。

一方で、再開をいたしました事業者におきましては、現在でも、販路の喪失や売上げ減少等の課題を抱えております。商工指導団体と連携した専門家派遣を実施するなど取組を進めておりますけれども、引き続き、ソフト面での支援を継続して行っていくことが必要と考えてございます。

次に、7ページを御覧ください。協働と継承についてでありますけれども、応援職員の受入れ調整につきましては、復興初期段階では、例えば、まちづくりや災害公営住宅の建設等に係る業務が中心となっております。一方で、復興の進展に伴いまして、家屋評価による資産税課税、あるいは道路、上下水道整備などに業務の比重が移ってまいりました。業務の比重が移っていくことによりまして、必要とされる人材の職種が変化してまいりますので、ニーズに合わせた人材確保が必要というところでございます。また、同一業務を応援職員が継続して担当することによって、被災市町村にノウハウが残らない、あるいは、手続等の面で伝承されないといったところの課題が見られたところでございます。

次に、大きく飛びまして、10ページを御覧いただければと思います。6、復興を支える仕組みについてであります。財政的支援、地方負担のあり方についてでございますけれども、復興基金は、その多くを被災者の住宅再建支援に向けざるを得なかった、これは本県の事情でございます。復興交付金につきましては、その活用範囲が5省庁40事業及びその関連事業に限られたことなどの課題があったと考えてございます。一方で、震災復興特別交付税につきましては、財政力の弱い本県及び被災市町村におきましては、非常に重要な財源となったところでございます。

これらを踏まえまして、大規模災害時におきましては、被災地自治体の裁量をある程度認めた財源措置の拡大が必要かと考えてございます。

次に、また大きく飛びまして、13ページを御覧いただければと思います。7、その他でございます。将来の大規模災害の復旧・復興に向けて留意しておくべき事項についてでございます。コミュニティ形成に関し、東日本大震災津波からの復興の過程においては、仮設住宅や災害公営住宅で見ず知らずの住民同士が集まって暮らす状況となりました。実際の復旧・復興の過程におきましては、かなり難しい面があるとは考えておりますけれども、今後の災害におきましては、復興後のコミュニティ形成を意識しながら、仮設住宅や災害公営住宅への入居を決定していく、そういったことも考慮していく必要があるのではないかと考えてございます。

次に、14ページを御覧ください。東日本大震災当時よりも改正している制度・運用について、本県から被災者台帳システムに関し御説明をさせていただきます。被災した市町村におきましては、罹災証明書の発行に当たりまして、自己申告のみで発行したケース、あるいは、交付記録が残っていないケースなどの課題が生じたところであります。また、その後の被災者支援におきましても、避難元市町村と避難先市町村との情報共有が難しいなどの課題が生じたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本県では、京都大学、新潟大学の御支援、御指導を頂戴しながら、平成24年度に、被災市町村で活用できる研究版被災者台帳システムを導入し、さらに、平成27年には、全県的に運用できます新たな被災者台帳システムの運用を開始したところでございます。

平成28年、令和元年、本県でも台風災害が発生をいたしました。この台風災害では、沿岸部を中心に甚大な被害が生じましたけれども、このシステムを活用して罹災証明書の迅速かつ円滑な発行を行い、また、関係部署、役場内での情報共有といったところも、システムを活用しながら共有をいたしまして、被災者支援を行っているところでございます。

用意した資料はほかにもございますけれども、説明を省略した部分も多くて大変申し訳ございませんが、以上で岩手県からの御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○秋池座長

大畑様、大変貴重な御意見、御説明ありがとうございました。

続きまして、宮城県危機管理部理事の千葉様、よろしくお願いいたします。

○宮城県（千葉理事）

宮城県の千葉でございます。委員各位、復興庁の皆様、他県の皆様方には大変お世話になっております。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

それでは、「復興・創生期間における復興政策・制度の振り返り」といたしまして、お手元に配付しております「復興・創生期間における復興政策・制度の振り返り」を御覧ください。

資料におきましては、事前に復興庁様のほうから照会のありました7項目について、本県において制度運用を行う上でよかった点とうまくいかなかった点に分けてまとめさせていただきました。全体的に、被災地に寄り添った制度運用を行っていただき、非常に感謝しているところですが、今回は、あえてうまくいかなかった点を中心にとのことでございますので、こちらを中心に説明させていただきます。

それでは、資料1枚目、1、被災者支援を御覧願います。多岐にわたる被災者の支援ニーズに応えるため、心のケアセンターを立ち上げ、きめ細かな心のケアに努めました。そのような中、震災の発生からの時間の経過とともに、被災者を取り巻く生活環境の問題は多様化、複雑化しており、現場では心のケアに係る長期的、継続的に充実した支援を行っていくことに苦慮していると伺っております。

続きまして、2、住まいとまちの復興を御覧ください。よかった点として、基幹事業の要件に当てはまらない取組などについて、効果促進事業の弾力的な運用でカバーしていただいた部分が多かったと認識しております。一方で、復旧・復興工事において、既存制度は原状回復を原則とすることから、人口減少や高齢化など将来を見据えた取組が困難な場合もあったと伺っております。

次に、3、産業・なりわいの再生を御覧ください。グループ補助金による新たな取組や高度化スキームにより、迅速で円滑な事業再生につながった一方で、施設や設備の復旧に時間を要したため、多くの取引先を喪失し、売上高にまだ苦慮している事業者はいると伺っております。

続きまして、4、原子力災害固有の対応についてを御覧ください。こちらについては非常に難しい問題ではありますが、風評被害の点において大きな課題が残っております。現時点においても、一部の国においては農林水産物の輸入規制が続いており、特に我が県に

においては、震災前、韓国に輸出していた水産物のホヤでございますが、いまだに販路が回復しておらず、国内の販路拡大にとどまっております。

次に、資料の2枚目を御覧願います。5、協働と継承についてです。この項目もよかった点、うまくいかなかった点がいろいろとありますが、ここでは震災伝承関係を中心に触れさせていただきます。

まず、震災遺構や追悼施設について、復興交付金を活用して整備できたことは非常によかったものと認識しております。一方で、東日本大震災復興構想会議において策定された復興構想7原則に掲げる震災伝承の具現化に向けては、まだまだ取り組むべき課題があると認識しております。特に、実効性ある次世代への伝承を目指していく上で、現場の実態把握や各活動団体等に対する各種フォローが十分ではないと認識しております。

次に、復興を支える仕組みを御覧ください。復興事業における土地利用の推進におきましては、特区による事務処理のおかげで処理期間の短縮につながったと認識しております。しかしながら、特区制度では、日頃の各省庁とのつながりから、既存制度の柔軟な運用の可否を優先した場合もあったと伺っております。

最後に、7、その他を御覧願います。東日本大震災からの復興の基本方針において、復興期間10年間のうち前期5年を集中復興期間とされましたが、震災直後の状況で事業が集中したこともあり、5年間では計画どおりに完了できず、延長を要望させていただく形になった点を挙げさせていただきます。

宮城県からの意見は以上でございます。ありがとうございました。

○秋池座長

千葉様、大変貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、福島県企画調整部政策監の村田様、よろしく願いいたします。

○福島県（村田政策監）

福島県企画調整部政策監の村田と申します。本日はよろしく願いいたします。

それでは、福島県から説明をいたします。今回は復興政策10年間の振り返りということですが、福島においては複合災害がいまだ現在進行形であり、解決すべき課題が山積しております。このため、これまでの政策等を振り返りつつ、長い戦いとなる当県の今後の復興・再生に活かしていくことが重要であると考えております。

こうした認識から、当県からは、個別分野の復興・再生の取組実績を振り返りながら、現在の福島県にどのような課題があるのかという点について御説明することといたします。資料右上にスライド番号をつけておりますので、以降、この番号で説明を進めてまいりたいと思います。

早速ですが、スライド1を御覧ください。まず、当県が現在も直面する複合災害の経過等について、改めて御説明いたします。資料左上から、3月11日の地震から津波、そして12日以降の原発事故、風評被害と当県は未曾有の複合災害に見舞われました。当県にとって、東日本大震災は3.11に発生した地震・津波災害だけではありません。資料右上の四角囲みのところになりますが、原子力災害は県内全域に影響しています。加えて、震災から11年以上が経過し、風化の問題とも戦っていく必要があります。

以降のスライドからは、赤字で記載をした部分を中心に説明してまいりたいと思います。

それでは、スライド2を御覧ください。原子力災害は現在進行形であり、多くの困難な課題に直面しています。資料左上にありますように、全県的に根強い風評被害が継続しています。いまだ3万人近い避難者が避難生活を余儀なくされています。第1原発の事故対応が継続中であり、ALPS処理水の問題に加え、燃料デブリの取り出しなども含め、廃炉完了までには30年から40年の長期間を要するとされています。資料右側となりますように、帰還困難区域では、地震・津波被害の復旧作業にすら着手できていないところもあります。資料中央です。避難指示のあった地域では、その解除の時期により復興の進捗が異なります。

ここからは、個別分野の課題について御説明いたします。スライド3を御覧ください。避難地域の復興・再生についてです。資料上段に現状と取組実績を掲載しております。国の復興政策等を活用することで、生活環境の整備、農業・産業の再生など様々な分野で復興に向けた歩みは着実に前進しています。一方、下段に記載しましたとおり、多くの課題が継続しております。さらには、復興のステージが進むにつれて、今後新たに顕在化する課題にも対応する必要があります。帰還困難区域については、全ての避難指示解除に向け、国が最後まで責任を持って取り組んでいただく必要があります。

スライド4を御覧ください。避難者等の生活再建、県民の健康保持・増進についてであります。資料下段、課題に記載していますが、復興公営住宅の整備や避難者の見守り、相談支援等に取り組んできた一方で、医療・介護など、今後も帰還の促進と帰還した住民が安心して生活できる環境を整えるとともに、避難の長期化等に伴い個別化、複雑化してい

る課題にも対応する必要があります。

スライド5を御覧ください。原子力発電事故への対応についてであります。法律に定められた国の責務である除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向け、国においては、全国的な理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針や工程を早期に示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速するようお願いいたします。また、県民の安全・安心の確保のため、環境放射線モニタリングの継続や除染及び除染後のフォローアップなどを着実に実施していく必要があります。

スライド6を御覧ください。風評の払拭、風化の防止対策についてであります。国の予算等も活用しながら取組を進めてまいりましたが、課題の欄に記載のとおり、諸外国による輸入の規制がまだ継続されるなど、風評が根強く残る状況です。また、ALPS処理水の問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であり、国が前面に立って行動計画に基づき、政府一丸となった万全な対策を講じ、最後まで責任を全うしていただかなければなりません。

スライド7を御覧ください。福島イノベーション・コースト構想の推進であります。この構想は、大震災及び原子力災害により失われた浜通り地域等の産業回復に向け、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。課題の欄に記載したとおり、各施策の効果をビジネスにつなげ、効果を県全域に波及させていくことが重要であります。また、福島国際研究教育機構につきましては、イノベ構想を発展させ、その効果が広範なエリアに還元されるよう、関係機関等がしっかりと連携することが重要であります。

これまで御説明した各分野における現状・課題等を踏まえますと、復興を支える中長期的な仕組みをしっかりと確保することが極めて重要であります。

スライド8を御覧ください。まずは、体制であります。専任の復興大臣、復興庁の設置など、復興を支える体制の構築は被災地にとって心強いものであります。今後も、復興庁及び福島復興局との信頼関係、協働体制の維持・確保が重要であると考えています。

次に、復興を支える制度についてです。福島復興再生特別措置法は、本県の復興・再生の要であります。同法に基づく福島復興再生基本方針、福島復興再生計画に記載した取組を着実に実行していくことが極めて重要であります。

最後に、復興を支える財源についてであります。当県は、複合災害に伴う特有の課題が山積しており、加えて、復興のステージが進むにつれて、今後新たに生じる課題や多様なニーズにもきめ細かく対応していくことが不可欠であります。今後も切れ目なく、安心感

を持って復興に専念できるよう、十分かつ安定的な復興財源が確保されることが極めて重要でございます。復興に向けた、長い戦いが続く当県としましては、第2期復興・創生期間以降も、安定的な体制、制度、財源、これらの維持・確保が不可欠であると考えています。

最後に、中長期の取組が必要な当県の復興・再生を支える旗印としまして、これまで政府、有識者会議等で決定した内容の一例を改めて共有したいと思います。スライド9は、福島特措法に基づき国が策定した福島復興再生基本方針であります。スライド10は、平成26年6月に取りまとめられました福島・国際研究産業都市構想研究会の報告書であります。スライド11は、今年8月に内閣総理大臣決定された新産業創出等研究開発基本計画であります。なお、福島国際研究教育機構は恒久組織であること、復興庁設置期間終了後も、総合調整の役割を果たす司令塔機能を政府内に確保することが記載されております。スライド12は、令和3年3月に取りまとめられた福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言であります。

いずれも、福島の復興・再生は国の最重要課題であること、中長期の取組が必要であること、活力ある日本の再生、日本全体の成長のために不可欠であることなどが記載してあります。当県としましては、これらを拠り所としながら、国・市町村等と一体となって、今後も復興・再生に取り組んでまいります。

当県の資料が本有識者会議における議論の参考となれば幸いです。福島県からの説明は以上となります。

なお、明日から議会が始まるなど業務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、ここで退出させていただきますことを御容赦いただければと思います。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございました。

○秋池座長

村田様、ありがとうございます。3県の皆様、御発表ありがとうございました。この3県の御発表も踏まえた委員の皆様の御意見は最後の自由討議のときに御発言いただくとして、ただいまの発表内容について御確認なされたい点があれば、県の皆様がいらっしゃる間にお聞きできればと思いますが、何かおありでしょうか。お願いします。大西先生。

○大西委員

委員の大西です。岩手県の方に御質問させていただきたいんですが、去年の12月ですが、日本海溝等の巨大地震の被害想定というのが内閣府から公表されたと思います。それによると岩手県、特に北部では、場合によっては東日本大震災時を上回る被害が出るということだったと思うんですが、その地域で既にハードな意味での復興というのがかなり進んでいると認識しています。にもかかわらず、こうした被害想定が出たということについて、どういうふうを受け止めておられるのか、一言お聞きできたらと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。岩手県大畑様、いかがですか。

○岩手県（大畑副部長）

岩手県でございます。日本海溝・千島海溝地震の被害想定につきましては、復興防災部で算定をさせていただいております。沿岸市町村の受け止めといたしましては、東日本大震災を受けて、L1、L2それぞれ2つの津波に対応する防潮堤を構築してきております。

一方で、L2津波については、今後、防潮堤を越えるような大きな津波については、避難を軸として多重防御の考え方で対応していくということを震災後、防潮堤の復旧に当たって確認しておりますので、その点についてはいいのかなとは思っているんですけども、ただ、住民の皆さんのほうからすると、これだけ10メートルを超えるような防潮堤ができたにもかかわらず、被害想定の中では一番多くて7,000人、津波で7,000人の方が犠牲になるという被害想定になってございますので、これだけ大きな防潮堤を築いてもまだ被害がこれだけ出るのかという受け止めを持っておられる住民の方々もいらっしゃいます。

そういうことで、今、県では市町村と一緒に、大きな津波が来たとしても、避難を軸として今後どう対応していくか、あるいは、避難する上で必要となるハードは一体どういうものなのかというところを一緒に考えているところでございます。それを住民の皆さんと一緒に共有しながら、二度と東日本大震災で受けたような大きな犠牲は出さないという覚悟を持って取り組んでいくというところでございます。

○秋池座長

どうもありがとうございます。大西委員。

○大西委員

ありがとうございます。

○秋池座長

ありがとうございます。ほかに御質問おありですか。ほかの委員はいかがでしょうか。数があればまとめてと思いましたが。今村先生。では、まず藤沢さん、そして今村委員の御意見も伺った上で御回答いただければ。

○藤沢委員

委員の藤沢でございます。岩手県さんと宮城県さんに御質問です。

まず、岩手県さんのほうは、いただいた資料の4ページのほうで、事前復興の取組を進めていく必要があるというふうに書かれていただいております。国土交通省さんの調査によると、岩手県の場合、6割ぐらいの自治体がまだ検討が始まっていないというふうな調査もありまして、今後進めていくに当たって、課題でしたりあるいは政府側への期待などがあれば伺いたいと思っているのが1点です。

岩手県さんへの2点目ですが、10ページに復興基金の話が書いてあります。復興基金に関して、多くは被災者の住宅再建支援に向けざるを得ない状況であったと書いてあります。私の認識では、復興基金、長期的に活用可能なので、いろいろとほかのページでは心のケアなど長期的な課題があるということですが、本来、復興基金だとそういうものにも対応できたかと思いますが、なかなかそこには向けられなかったのかなというふうに認識しておりますが、何か復興基金の運用あるいは制度に関して課題意識があれば伺いたいと思っております。

また、宮城県さんにも1点御質問です。宮城県さんの6番の復興を支える仕組みで、やはり復興基金の運用の話が書いてありまして、直営方式で執行したが、宗教法人への支援など最適な運用について課題が生じたと書いてあります。こちらも岩手県さん同様に、この復興基金の運用について、制度・運用両面で課題意識がございましたらば、いただければと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。今村委員、どうぞ。

○今村委員

今村でございます。私のほうは、宮城県の資料の2ページ目の5に協働と継承がございます。課題として3つ目に、民間企業やNPOと連携する上では個人情報保護の壁で制約される場面があったという記述がございまして、これは恐らく被災者の方の情報の件だと思いますが、具体的にどのような活動の際に問題・課題があったのか事例をお教えいただければ幸いです。

以上です。

○秋池座長

ほかの委員はよろしいですか。田村委員、どうぞ。

○田村委員

退席されてはいますが、議事録向けにということで、福島県に質問です。

先ほどいろいろと問題が複雑化しているというような話がありましたが、確かに、福島が経験した事例はこれまで世界が経験したことがないことですので、問題が複雑化しており展開が未知数であることも理解できるところです。ただ、過去の被災地でも復興が進むにつれ、被災者の課題は、全体的に対応すべきものから、それぞれの事情に沿って個別化すべきことに変化していくことが知られています。

福島県において、被災者に対して個別化した施策を進めていくためには、ある程度複雑化しているとはいえ、一定カテゴリー化して施策を進める必要があると考えます。ぜひとも福島県には、施策化するために、個別に対応すべき事例等も具体的にお示しいただけると、今後が考えやすくなるのではないかと考えます。

○秋池座長

ありがとうございます。それでは、まとめてお答えいただきたいと思うのですが、私からも、藤沢委員が復興基金について尋ねておられました。岩手県の資料10ページに、一番上の行のほうには裁量で用途を決められるとあるのですが、一方、下から2行目のところ

には、裁量をある程度認めた財源というお言葉もありまして、この辺りの御説明分けをしていただけましたら、より皆にとってクリアになるかと思います。以上、よろしく願いいたします。

では、まず、岩手県大畑様、いかがでしょうか。

○岩手県（大畑副部長）

岩手県でございます。藤沢委員から頂戴をいたしました事前復興の取組についてでございます。事前復興の取組につきましては、県内市町村、まだ取組が始まっていないところも多うございます。そうした中で、今年度、国土交通省で作成をいたしております手引を基にして、市町村向けのセミナーといいますか説明会を開催して、市町村の理解促進を図ろうということをご考えてございます。それを実施した上で、市町村の事前復興の取組を前に進めていけないかというところでございます。

また、県といたしましても、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震津波というものが想定されますので、それに向けて、災害対応から復興までの手順を整理した形のものをつくれないうるか、あるいは、災害マネジメントサイクルの観点からそうしたことを検討してまとめられないかということで、今、取組を進めているところでございます。まだ目に見える形のものにはなってございませんが、そうしたものを取りまとめて、県・市町村一緒になって事前復興という取組を今後進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、藤沢委員からいただいた2点目、復興基金でございます。復興基金につきましては、本県で活用可能な復興基金は約300億円でございます。そのうち約180億円を住宅再建の助成、支援に回しております。そのほか国民健康保険、後期高齢者医療制度における一部負担金免除に要する経費に約36億円、それから、中小企業の被災支援の復旧等に約14億円ということで、今までのところ約290億円ほど活用してございます。残り十数億円というところでございますけれども、今後のニーズに応じてこの復興基金については活用していきたいというふうに考えてございます。

それから、座長さんからお話を頂戴いたしました復興交付金のお話についてであります。復興交付金につきましては、特に効果促進事業につきましては、いわゆるネガティブリストに該当しない事業につきましては、被災自治体の一定の裁量の下で執行できるという点で、そこについては大きな意味があったと考えております。

一方で、執行していく過程の中におきましては、ネガティブリストに該当していなくて

も、事業の必要性を相当吟味、審査されたという点もございますし、被災自治体のほうで積み上げた事業費1件1件査定して、内容をチェックされるというところもございましたので、被災地の現状を捉えたスピード感のある事業展開というところでは課題があったのではないかと考えてございます。

当然、復興交付金につきましては、国費という点で国としての説明責任も問われますので、事業執行していく中では、事業の必要性であるとか、経費積算の妥当性、そういったところをチェックしていくというところは致し方ない部分もあるとは思いますが、被災自治体としても当然説明責任は負うものと考えてございますので、その点をより重視しながら、事業の必要性だとか事業のボリュームといったところは、被災自治体に裁量を任せる部分があってもよかったのではないかとということで資料のほうは整理をさせていただいているところでございます。

以上です。

○秋池座長

どうもありがとうございました。それでは、次に、宮城県千葉様、お願いできますか。

○宮城県（千葉理事）

1つ目、藤沢委員からの御指摘、御質問がございました。資料2枚目の6の復興を支える仕組みの中で、基金の運用についてということで、宗教法人の件を記載させていただきましたが、これにつきましては、直営方式と財団方式をどのように運用するかは各県の判断に任されておったわけなんですけど、速やかな基金設置と迅速な事業実施を可能とするため、我が県では直営方式を執行しました。財団方式であれば可能であった宗教法人等への支援が十分行き届かなかった部分ということもございますので、最適な運用については今後の課題であると考えておりますが、何よりも速やかな事業の推進ということになりますと、宗教法人に限らず、可能であった事業支援もなかなか行うのが難しいというようなところもあるのではないのでしょうか。

それから、2点目で、今村委員からの御質問でございます。個人情報5番の協働・継承で言う個人情報の壁というところでございますが、実際これは、被災者の支援について、災害ケースマネジメントが被災者それぞれに必要なであるというような議論の中で、あらゆる支援主体がいろいろな被災者の個人情報をどのように扱っていけばいいのかというのが、

なかなか統一的な判断ができず、今後、個人情報でどのような取扱いが必要かという結論が出なかったということで、制限されたというような表現で書かせていただきました。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。田村委員の福島県に対するものは、議事録に残すということにさせていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、3県の皆様、誠にありがとうございました。この後は、復興庁からの説明と委員による自由討議になりますので、御多用の方は御遠慮なく御退室ください。

議事1につきましては以上です。

それでは、2つ目の議事に移ります。第1回会議を踏まえた取りまとめの骨子案等について、復興庁から説明をお願いいたします。

○岡本審議官

復興庁審議官の岡本でございます。お手元に資料4、前回の会議の御意見、資料5として関連資料、それから、資料6で10年間振り返りの骨子案ということで、3点一括して御説明させていただきたいと思います。

まず、資料4でございますが、こちらにつきましては、基本的な整理の考え方としては、いただいた御意見につきましては、先ほどの資料6の振り返りの骨子案、これは前回目次を示させていただきましたが、今、ファクトを少しずつ箇条書き形式で整理させていただいております。今後、内容を精査する中で、資料を読んでいたいただいた御意見についてもその中で順次反映させていただくということで、基本的に整理を進めたいと考えてございます。

それから、前回御意見で文書全体の取りまとめの方針、あるいは活用の方法についても御指摘をいただきましたが、今後、記載の充実あるいは公表方法などについても十分留意しながら進めていきたいと考えてございます。

本日は御意見につきましてさらに御議論を深めていただくということで、資料5の関連資料を用意させていただいております。東日本大震災での御意見に対する取組ですとか事例などを整理したものになりますので、本日はこちらの資料を中心に御説明をさせていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目以降でございます。まず、前回の会議で復興の定義や、あるいは、あるべき復興の姿、それから、減災の考え方について御意見を頂戴しました。2ページ目、中身の説明は省略させていただきますが、復興構想会議での復興構想7原則、それから、3ページ目になりますが、これも同じく復興構想会議での減災の考え方、それから、4ページ目でございますが、復興基本法で基本理念を定めてございます。それをそれぞれお示しさせていただいております。

また、復興の評価についても前回御意見をいただきました。5ページ目を御覧ください。東日本大震災で設定されました目標、それから、これは中心的にはアウトプットベースということになりますけれども、実績を整理したものにります。

また、関連しまして、6ページ目でございますが、生活の復興度合いというものを測る指標として、これは本日御参加の田村先生が震災から6年目に実施をいたしていただきました調査の概略をお示ししてございます。後ほど、この点については、先生からもし補足のコメントなどあれば頂戴できればというふうに思っております。

続きまして、人のつながりですとか、あるいは人の復興に関する御意見を頂戴しました。7ページ目と8ページ目でございますけれども、被災者支援総合交付金による被災者の生きがいづくりへの支援について、簡潔に紹介をさせていただいております。

また、避難所の運営などに関する課題についても御意見を頂戴いたしました。この点につきましては次の9ページ目、10ページ目を御覧いただければと思いますが、基本的には、東日本大震災を契機といたしまして、災害対策基本法の改正ですとか、あるいは避難所運営に関するマニュアル整備などが進められているというふうに承知をしているところでございます。

続きまして、まちづくりの関係になります。事業の規模に関する御意見ですとか、あるいは、将来の維持管理費の負担についての御意見を頂戴したところでございます。資料5の11ページでございますが、こちらは国交省がつくっておりますインフラ長寿命計画の抜粋でございますけれども、こちらにおいて将来のインフラの維持管理費の縮減のためには、いわゆる予防保全型のメンテナンスが重要であるというような整理がなされているところでございます。

これに関連しまして、先ほども御意見いただきましたけれども、事前復興の取組の重要性についても前回御意見を頂戴いたしました。12ページ目でございますが、これも国交省のほうで東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会というのを開催し

てございまして、下段を御覧いただければと思いますが、今後の復興まちづくりへの教訓ということで、大災害は人口減少、過疎化等の社会トレンドを加速化させるため、平時からまちの将来像を検討していくことが重要ということで、事前復興の一定の考え方が示されてございます。

続きまして、13ページ目になりますが、これも先ほど御意見いただきました自治体における事前復興の取組状況について、掲載をさせていただいてございます。一定の限られた時間制約の中で、合意形成、あるいはスピードを両立させた復興まちづくりを進めていくというためにも、こうした取組が重要であるというふうに考えております。

続きまして、14ページ目以降、用地問題の制度改善についても御意見を頂戴したところでございます。14ページ目では、復興大臣を司令塔といたしましたタスクフォースを立ち上げまして、用地取得加速のための財産管理制度、あるいは、土地収用制度の改革、それから、工事施工の効率化に向けた、例えば、埋蔵文化財調査の迅速化ですとかURによる事業協力など100近い措置を講じまして、用地取得率や工事着工率が大幅に上昇したという概略でございます。

15ページ目と16ページ目はそれぞれの取組の詳細でございますので、後ほど御参照いただければと思います。

また、いわゆる所有者不明土地に対する対応ということでも御意見を頂戴しました。こちらについては、17ページ目、ちょっと細かい資料でございますが、政府全体で所有者不明土地問題の推進の工程表というのを策定してございまして、主に赤枠でくくっているところでございますが、所有者不明土地の特別措置法の制定をはじめとして、各種関連法律の整備が順次行われているという状況でございます。

続きまして、産業・なりわいの関係でございますが、18ページ目以降になります。いわゆるグループ補助金に関しましては、その後の売上げ回復に結びついているかどうか、そこが課題だという御意見も頂戴をいたしました。まず、18ページ目と19ページ目では、売上げの回復状況についてのデータの整理をしております。業態によりましてそれぞればらつきがございますが、販路の喪失ですとか、あるいは、最近ですとコロナの影響というのが多いといったようなデータになっているところでございます。

続きまして、20ページ目でございます。いわゆる販路創出などの事業環境の変化に対応するため、グループ補助金、制度改善をいたしまして、新分野の事業展開を図ったという事例を紹介させていただいてございます。

それから、続きまして、21ページ目でございます。グループ補助金、結果的に過剰な、過大な設備投資になっていないかといった御意見を踏まえまして、地元金融機関あるいは商工団体にヒアリングをしたものになります。左側でございますが、幾つか下のほうにコメントがございますけれども、きちんと目的を持った設備投資を行った事業者が現在優位に立っているなど、適正な規模での復旧が大事だといったようなコメントになっているかと思っております。

また、右側でございますが、補助で導入した設備などの財産処分あるいは転用制限といったことが事業転換の妨げになっていないかということにつきましては、一定の法令上の原則はございますけれども、個別の状況に応じてきめ細かな対応を行っているとか、あるいは、商工団体の方からは、適切な設備導入を検討するようにあらかじめしっかりと念押しをしているといったようなコメントも頂戴しているところでございます。

続きまして、原子力災害の関係になります。今後の課題を整理すべきという御意見を頂戴いたしました。22ページ目以降、順次、事故収束ですとか、あるいは環境再生の取組、23ページは主に帰還の関係でございます。

それから、24ページは、浜通りで産業集積を図るということで、福島イノベーション・コースト構想の取組、それから、25ページ目、これは来年4月に設立が予定されてございます福島国際研究教育機構の整備の関係でございます。

それから、26ページ目、農林水産業の再生あるいは風評被害の取組、こういったことに今後政府としても全力で取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、27ページ目と28ページ目でございますが、避難指示の解除の時期と居住率の関係について御意見をいただきました。解除時期と居住率、それから帰還意向の関係を整理してございますが、多少ばらつきはございますけれども、避難指示解除時期のタイミングと居住率、帰還意向には一定の関係性があるということが読み取れるのかなというふうに思っております。いずれにしましても、政府としては、地元に戻りたいという住民の方が早く戻れるように、帰還環境の整備など引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、29ページ目以降、協働と継承の関係でございます。まず、ボランティアなどの方をスムーズに受け入れるための取組についての御意見を頂戴いたしました。29ページ目は、被災者支援コーディネーター事業というのがございまして、こちらでNPOの活動

の交通整理をするというその中間支援組織に対する支援を行っているという事例の紹介でございます。

また、職員派遣についても御意見を頂戴しました。30ページ目と31ページ目、大きく職員派遣のスキームの概要と実績を整理したものになります。また、国の若手職員につきまして、地元市町村の副町長クラスへ派遣された実績についても、これは次回また、整理できればお示ししたいというふうを考えてございます。

続きまして、32ページでございます。震災の記憶の継承の関係で、デジタルアーカイブ等の重要性についても御意見を頂戴いたしました。32ページは、国立国会図書館のほうで「ひなぎく」というポータルサイトを立ち上げておりまして、音声・動画を含めて現在約400万件以上デジタルデータが検索・活用可能となっているという事例の紹介でございます。

続きまして、1枚飛んで34ページ目以降、復興を支える枠組みということで資料を整理してございます。まず、34ページ目は復興庁の役割、組織の関係でございまして、大きくは復興庁、内閣直属の組織としまして復興政策の取りまとめ、あるいは、復興予算の一括要求・配分、被災地への一元的な窓口機能等の事務を所掌してございます。35ページ目はその組織の図、それから36、37ページは復興庁の設置法の関係でございまして、説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、38ページ目でございますが、発災直後からの政府の体制の変遷ということ、それから、39ページ目は、復興庁の内部組織の編成の状況でございます。40ページ以降は、復興庁の人員体制の関係でございまして、40ページ目が、常駐職員の数の推移、それから、41ページ目は、各省庁からの出向者数の内訳ということでございます。また、42ページ目で、民間企業者の方からも多く出向で御協力をいただいておりますが、その推移を整理させていただいたものとなります。

最後、43ページ目以降でございますが、地方の財政負担の関係でございます。いわゆる復旧・復興事業とか、あるいは職員派遣等における被災自治体の財政負担を解消するという観点から、地方負担分の全額に震災特別交付税を充てるということで対応してきましたけれども、最後、45ページ目になりますが、中ほど、黒枠で囲ってございます、第1期の復興・創生期間に入るに当たりまして、この中、青字で記載がございましてけれども、復興交付金の効果促進事業ですとか、あるいは復興支援道路など、一部に自治体負担を入れるという見直しが行なわれたところでございます。

本日は、こうした負担の在り方も含めて、引き続き、委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

資料の説明は以上でございます。

○秋池座長

御説明ありがとうございました。

それでは、自由討議に入りたいと思います。今回は、前回と逆の順番、逆五十音順にてお願いさせていただきます。早速ではございますが、増田座長代理よりよろしくお願いいたします。

○増田座長代理

座長、どうもありがとうございます。

まず、総論的な話でありますけれども、今回、復興庁が取りまとめをなさっていくわけですが、ファクトは当然きちんと押さえる必要がありますけれども、そうした施策の経緯はもちろんですが、そのほかに、きちんと当時その地域の持っていた課題ですとか、それから、既にある制度・施策では対応できなかった理由、新たなものをつくらなければいけなかった理由、それから、そうした施策がつくったものはきちんと活用されたのか否か、可能な限り定量的な形で示して、それで後世に残していくことが必要であると思います。特に活用のあたり、実績等も含めてきちんと示すことが必要だろうと思います。今のが1番目です。

それから、2つ目なんですけど、これはなかなか悩ましいというか難しいことですが、様々なまちづくりの事業が長期にわたり、なおかつ、人口面からいうと、どうしても過大だと今評価せざるを得ないようなものが現実に進んできたということがあるんですけど、これは先ほど復興基本法が書かれておりましたけれども、基本理念にいろいろ書いてありますが、単なる災害復旧にとどまらない、活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策等々云々が書いてあるんですけど、どうしてもその当時、そして、まだ今もややそういうことがあります、人口について減るといって、人口減少ということが地域の衰退とイコールのような形に認識をされてきていて、どうしても人口を維持する、あるいは少しでも増えるといったようなことが再生ということにつながるという、そういう認識あるいは思いというのが広く広がっているように思います。

社人研の将来推計人口というものが一方でありますので、2020年国調ベースのものは来年に最終的に出ると思いますが、市町村別であり、30年後ですから、2050年まで5年刻みで2030年、35年、40年、45年、50年と5年刻みで、しかも、男女別に5歳刻みで、ゼロ歳から4歳、5歳から9歳とかそういう形で出ます。

もちろん、福島だけは来年も多分出ないような気がします。原発の影響も推計が難しいのです。ただ、それ以外の岩手、宮城は、こういった将来推計人口が出て、中位推計、高位推計、下位推計がありますが、基本的に今、下位推計のほうで進んでいます。要は、推計といたつ、これまでのことから見ると、ほぼそのとおり、あるいは、それ以上の減少が進んできているという状況を見ますと、地域の考え方を優先しつつも、この復興についての事業については、基本的には、この社人研の将来推計人口を根っこに、きちんと事業規模などについて精査するような、そういう考え方というのをここできちんと打ち出せることができればと思います。

ただ、もちろん、市町村別といっても、事業自体はその中のある地域で行われていくので、それをどこまで事業の中に反映できるかということでございますが、そういった将来的な考え方につなげる意味で、今回の各地域での事業について冷静に分析をする必要があるのではないかと思います。

それから、総論的に、3点目ですけれども、歴代の復興大臣ですとか現地対策本部長を務められた国会議員、様々な過程で御苦労された地元の地域のリーダーですとか、それから個人の話なども、可能な限りオーラルヒストリーとして記録に残しておくということは後世のために有意義でありまして、なかなかこれについては、特に歴代の復興大臣ですとか国会議員の皆様方のお話というのはなかなか聞く機会もございませんので、これは復興庁のほうでお願いをすればかなり集まるのではないかと思いますので、ぜひそういったこともお考えいただければと思います。

最後に、この関係で先ほど御紹介あったデジタルアーカイブについて、「ひなぎく」というあれは大変よかったと思います。そういうレファレンス機能がございますが、実物としての震災遺構等々現地に多くのものがございますので、デジタルのコンテンツに限らず、リアルのものも含めてタイムリーに復興庁のほうでそういうレファレンス機能的なものを更新されて、どこどこにどういったことがあるというようなことを常に復興庁の何かを参照すれば全体像が分かるという形にしておいていただけると大変いいと思います。

あと2点だけ簡単に申し上げます。地元負担、当初ゼロだったのが、途中で変更になっ

て少し負担が出ましたけれども、事業が負担ゼロで過大になったという側面が否めないと思います。復興庁が当初、使い勝手の観点で自治体の自由度がないということで、査定庁だ、査定庁だと揶揄されたり批判された部分もあって、それはそれ自体として、そういう部分もあったかどうか冷静にきちんと検証する必要があると思いますが、事業規模の適正化や事業の絞り込みということを通じたことを通じて促したという事実も一方ではあると思いますので、その辺りについて、特に財政との関係で言いますと、復興増税、大変よかったと思いますが、そういう財源についての確実性が出ましたけれども、その使い勝手を誰がどのようなプロセスで決めていくことが一番いいのか、その時点で地元の意向をどう組み入れるのが一番いいのかといったようなことです。民主的な策定過程というんでしょうか、税金は国民の思いが籠もっているものでありますので、その辺りについてもよく検証していく必要があると思います。

それから、防集、集団移転の移転元の地域では公有地と民有地が混在をしております、その後の土地利用に支障が生じている地域がございますので、細かなことですが、今行政が買い取ることができる対象用地が住宅地ですけれども、農地や商業地も追加できるとより柔軟に対応できるのではないかと思います。この点も、これは今後の教訓ということになるかもしれませんが、考えていただく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○秋池座長

どうもありがとうございました。

それでは、この後は、藤沢委員、田村委員、今村委員、大西委員という順で御意見を賜ります。それでは、藤沢さん、お願いします。

○藤沢委員

藤沢でございます。資料の中に私のコメントを先にかかせていただいております。お伝えしたいのはこの内容なんですが、ちょっと補足しながら説明したいと思います。

まず、総論のところですけれども、非常に大事な議論をされていますので、発信の仕方、工夫いただければと思っております。ここで書かせていただいているのは、今後の議論の中で、特に重要な点がこれからも出てくると思っていますので、その辺りは特集的に特出して詳細に記述するとか、概要などでも強調していただけるといいのかなというふうに思っております。

2番目、被災者支援ですけれども、超長期的な課題で、一定の区切りで被災者支援が終わるわけじゃないというのが難しい点だと思っております。どうしても政策で、先ほどアウトプットのものも出していただきましたが、どうしても事業期間内でどこまで行ったのかというところで評価されがちなんですけれども、例えば、自治会がどのくらいできたかということがよく指標として出るんですけれども、どうしても長い目で自治会、特に公営住宅の自治体などはどんどん減っていく傾向に必ずありますので、そこだけではなくて、実際に被災された方のつながりが維持されているかといったような状態目標が重要ですので、その辺りの観点も触れていただけるといいのかなと思っております。

3番目が住まいとまちの復興で、事前復興について、先ほども岩手県さんからもお答えもいただいております、かなりこれから県としてもやっていくということを伺いましたけれども、なかなか自治体が余力がありませんので、この辺り、県も頑張っただけでも簡単に進まないし、進んでも中身がどうしても限られたものになるのかなという感じはしております、国としてどういうふうはこの事前復興を全国的に進めていくのかということは何らか記述いただけるといいのかなと思っております。

4番目、産業・なりわいの再生のところですが、こちら、ヒアリングをしていただけたということで、ありがとうございます。21ページ見させていただきました。同時に、確かに補助金申請時に適正規模でやるということができるといいんですけれども、どうしても直後はなかなか先が見通せず、取りあえず大きめに出してしまうということが起きやすいのが現実としてあるのかなというふうに感じております。段階的な支援をするとか、あるいは、事前復興を見ても、国交省さんがやられていることもあって、まちづくり関係中心なんですけれども、産業面での事前復興をもう少し考えないといけないとか、事業者を支援するだけだと限界があるかなという感じはいたしておりますので、まだ検討が必要かなと感じています。

6番です。協働と継承のところ、自治体に対しての副市長などの国からの派遣などは次回お示しされるというふうには先ほど伺いました。ここに書かせていただいて、2ページ目、3ページ目に参考としてつけていただいておりますけれども、国、復興の段階で送られた制度を応用する形で、この地方創生人材支援制度というのができて、毎年派遣されています。ポイントは派遣する制度に加えていろいろマッチングを丁寧にとるとか、あるいは、研修などを行うことで行く方を増やす、あるいは、行った方をサポートすることを維持できているのがポイントかなと思っております、今後も災害が起きたときに、同様の

取組を考えておくといいのかなというふうに考えているところです。

最後、復興を支える仕組みですが、最初の市町村を超えた単位の主体が必要と書いておられます。どうして私も自治体と向き合うことが多いんですけれども、確かにいろいろと使える予算はあるんですけれども、職員数を一気に増やせませんし、既存の事業とのバランスなどを考えて、なかなかスピードとかメリハリ、これは復興庁が査定するだけじゃなくて、自治体側でもかなり抑えてやっているなという感じがいたします。そういう意味では、迅速な復興を進める上では、自治体の枠組みを超えて、優先順位を持って進めるような主体が自治体に加えて必要だなというふうに感じています。

これは県がやるというか、何か第三者的な主体がつけられていることが大事なかなというふうに感じております。これまでは、復興基金などを活用して主体ができていたわけなんですけれども、この辺りが東日本の場合はできなかったと思いますし、その後の災害でもあまりできてないなと感じております。

復興基金についても、先ほども宮城県さん、岩手県さんからお話がありましたが、ちょっと踏み込んで書いていますけれども、複数年度で予算をやっていく、特に中越の基金なんかも15年以上続いていました。本来、東日本、5年間で大変だったとかいろいろ話がありますけれども、もうちょっと長期的な取組が必要。もちろんハード的な復旧・復興はすぐにやったらいいですし、帰還という意味では急がないといけいけない面もあるんですけれども、それとまた全然違う観点で、被災者の支援というのは長きにわたったりしていきますし、アーカイブなども長きにわたりますので、事業性質によって少し予算の書き方が変わるべきで、復興基金なんかは長く使えるので、もうちょっとソフト的な支援に活用できたらよかったですけれども、直営方式だとそれがなかなかかなわなかったというふうに認識しています。

そういう意味では、少し外部委託をして、少し柔軟にできるようなやり方を復興基金を使うときにはベースにする。予算的には十分なので、あれが大きなところに使われてしまったというのが課題だと思っていますので、少し予算、抑えたものを長期にわたって使えるような仕組みを併用すると、むしろ全体としては効果的なのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。田村委員、お願いします。

○田村委員

資料5の6ページにありますように「復興を検証し、効果的に進めるためには、復興の度合いや課題を測るための目標や指標が必要ではないか」という話をしたいと思います。

過去の事例として、阪神・淡路大震災の話をさせてください。阪神・淡路大震災の復興のモデルというのは、社会基盤の復興があって、その上にまちの復興、住まいの復興、経済の復興があって、その3階建ての3階目に被災者の生活再建があるというモデルで復興が進んできました。阪神・淡路のときは、一番下の社会基盤、道路、水道といったものの社会基盤の復旧に2年、まちの復興に5年、住まいの復興に5年、そして、経済については、実は地元も全国も実は戻らなかったというのが、評価となります。それらはマクロ指標で測ることができました。経済的にはリーマンショック等もあり、被災地の経済のみならず、全国的に厳しい状況でした。そうすると、支えとなるべき2階部分がガタガタしておりますので、被災者の生活再建はどうだと、みんな成し遂げられなかったのかということ、そうではありません。

社会基盤、まち、住まい、経済の復興が、被災者の生活再建支援を下支えするだけではなく、被災者への直接的な生活再建支援策も実施されています。被災者が生活再建できたのか、未だ道半ばなのか、被災程度や個人の状況によって、その復興度合いは様々であることが知られています。では、被災者が主観的に生活再建度合いについてどうお感じになっているかということをお聞きしなければ「何割の被災者が復興できた」と言うことはできないという考えで、兵庫県と研究機関が連携をして生活復興調査を実施いたしました。その中で、見つかったものがここに示されているところです。まず、被災者の生活再建実感という主観的なものを、どう客観的に測るのかということに工夫をこらしました。実は「生活」というのは、それまで世界の研究の中で規定されたものはありません。なので、災害後の生活という意味では、この7要素がバランスよく元に戻れば復興感が高くなるということが研究的に知られているということです。

阪神・淡路大震災の後、神戸市は住まいの再建に一生懸命取り組むのですが、被災者の復興度合いや満足度が上がらない。どうしてだろうと研究者と調べてみると、住まいを含む7つの要素がバランスよく、向上しなければならないということが分かりました。今では当然のように言われる「人と人とのつながり」「次の災害へのそなえ」「こころとからだ

のストレス」それから「個人の暮らし向き」そして、ふだんは関わりがなかった「行政とうまく関われるか」どうかといったことが指標になるということがわかりました。調査結果を分析したものにより、できるだけ被災者の生活再建度合いを目に見える形にしようと試みました。

東日本大震災の被災地に対しては、復興庁を通して被災自治体にも御協力をいただきまして、平成28年に調査を実施しました。被災3県に2,000票ずつ調査票をまき、36市町村のから39.1%の方に回答いただいています。回答者は、無作為抽出で選んでおりますので、個人的な被害が甚大な方/そうでない方というのではなくて、被害が甚大であった自治体の中から無作為に人を選んで実証しています。

岩手県、宮城県、福島県それぞれの生活復興感得点を見ていただき、阪神・淡路大震災の5年目と比べていただくと、東日本大震災の生活復興感が、阪神・淡路と比べてどのような状況であったのかというようなことも見ていただけます。

それから、もう一つ、ここには載っていないんですが、復興カレンダーというものがあり「被害の全体像をつかめた/仕事が元に戻ったのはいつですか」と復興の時系列的段階がいつであったのかを被災者に尋ねています。そして、最終的に「もう被災者だと思わなくなった」という指標と、それから「地域の経済状況は震災の影響を脱した」のはいつかということに答えていただきました。この2つを直接的な被災者の復興を成し遂げたという指標として、兵庫県と研究機関では当時採用しました。

阪神・淡路大震災の被災地では10年で8割、そして、6年目あたりで6割の被災者が「もう被災者ではない」とお答えをいただきました。ただ「地域の経済状況は震災の影響を脱した」のはいつかという問いに対しては、あまり高い割合の数字は、10年たっても得られませんでした。

ただ、御理解いただかなければいけないのは、今申し上げた事例自体は阪神・淡路の事例ですので、東日本とは違います。そして、福島の実例は特別なものですので、それが、調査票の指標に多く加えられているわけではありません。ただ、議論すべきは、被災者の皆さんが主観的にどう思われているかということです。とても極端な話をすれば、まちが元に戻ってなくても復興感の高い方はいらっしゃるでしょうし、まちの状況はよくても、いろいろと御自身のことで、つらい経験をされている方がいる。

じゃあ一体、つらくて復興感が低い方は、全体状況が悪いからなのか、いや、その方の個別の課題なのか。もちろん個別の課題も、同様の課題をかかえる方が何人もいらっしゃる

れば、その方々を支援しなければいけません。つまり、復興が進むに従って、全体がどうなのか、そして、それを規定する要因を分析することによって、個別の課題というものを特定して、より施策を丁寧に寄り添うような形で展開をしていく。ただ、全体については、もうある程度皆さん復興されていることがわかれば、行政でも一定の自信をもって、全体施策の中に併合して展開していくというような形です。

なので、繰り返し申し上げますが、決して復興感が戻らない方を置き去りにするものではなく、より焦点を当てるために、こういった指標を設ける必要がある。研究者としては、今からでも復興庁でぜひこういったことをやるべきだというふうに思っておりますし、今後の教訓として、こういった科学的根拠に基づき、復興を図る指標によるモニタリングが最初からあれば、ほかの被災地と比べて施策を考えることもできるのではないのでしょうか。

○秋池座長

ありがとうございました。今村委員、お願いします。

○今村委員

私のほうからは振り返りが2点、また、今後について3点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず、振り返りの第一は、復興期間でございます。被災地の計画からまた実施までの期間、10年1期、そして2期になってございますが、これらは人間・社会の視点であるかと思えます。もう一つの条件として自然災害の視点もあり、巨大地震の場合、昨年もございました、今年もあったわけなんです、複合災害の1つと考えてもいいんですが、11年経過しても余震活動がまだ終わっていない。まだ復興がない中、先日も余震によって大きな被害を受けて、その支援をどうするのかということがあります。改めてこの期間という定義、考え方が重要ななと思っております。

2つ目の振り返りは、いろいろなプロセスの中でボトルネックを確認することが重要で、それぞれ検討がされているわけなんです、それをしっかり把握するということが益々重要かと思えます。復興庁設置前なので、今回は、この有識者会議の対象外と伺っておりますけれども、まずは、初期対応の中であれだけの犠牲者が残念ながら出てしまった中、実は行方不明者の方の搜索、身元確認等々、まさに復旧・復興に行く前の段階で非常に大変な状況であったということをきちんとお伝えしなければいけないんだろうなと思ってお

ります。

今後について3つでございまして、先ほど来、事前復興という話が出まして、この推進は、私は都道府県がかなり核になって各自治体支援をしながら推進していただきたいと思っております。最近の事例としては、高知県が非常に網羅的な、特に3・11での実態と教訓を受けてガイドラインをつくってございますので、非常に参考になるかなと思っております。

また、先日、復興推進委員として岩手県を視察させていただいた中で、やはり人口の問題が出ました。残念ながら減少という傾向は変えられませんが、地域での取組の中で、交流人口また関連人口というのを広げていく。これは重要なファクターであるかと思えます。これをどういうふうに定義して、復興の中に入れてモニタリングするのかという対応が将来必要になるかなと思っております。

最後でございますが、先ほどの資料の5では、アーカイブのところでも触れていただいたんですが、この震災が海外からどう見られているのか、また、海外へ我々がどのように発信できるのかという点では、2015年の仙台防災枠組みが重要であり、これは2030年まで続きます。ちょうど来年にミッドタームレビュー（中間評価）ということで、何ができて何が課題なのかというところが世界でまさに議論される予定でございますので、ぜひ復興庁からいろいろな形で発信していただきたいと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。大西委員、お願いします。

○大西委員

ありがとうございます。資料8に私の用意した意見のメモがありますので、それを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

このメモの原型は、実は前回の会議の前に用意していたんですが、手元に置いておりました。それで、これに沿って前回もある程度、幾つかの項目について発言をしました。重複もあるメモをまた使う理由は、今回の骨子案を拝見すると、最初に申し上げる点ですが、振り返りに当たってというところがありますが、全体の記述がいわゆる達成度評価、試みたことがどれだけできたのかということにとどまっていて、あるべき復興の姿か

ら見た評価とか、つまり、評価の部分がまだ記述が十分にされてないという印象を持ちましたので、繰り返し確認しておくことも必要かなと思って以下申し上げるということでございます。

全体としては、したがって、やろうとしたことがどれだけできたかということだけではなくて、やろうとしたことだけでよかったのかとか、やろうとしたことが十分だったのかとか正しかったのかという視点からの評価というものも併せて行うべきではないかということとであります。

各論ですけれども、1つ目に、これも記述されていないように思うんですが、復興庁の設立と活動の意義について述べておくことが必要ではないか。これについては、復興庁が書く総括で褒めるというのは自画自賛になるおそれもあるので、例えば、委員会の意見ということで書いていただくのも1つの方法かと思います。災害が非常に広域に及んで深刻だったため、復興に長期間を要したということなので、復興への資金的、人的あるいは技術的な支援というのを国を挙げて行うということが必要な災害だったというのは論をまたないと思うわけです。

それで、復興に関わる司令塔というのか、政策立案機能、あるいは総合調整を行う機関が国に設置されて、その下で公平な格好で被災地の支援が行われてきたということは非常に意味があったというふうに思います。そこを整理して、復興庁の活動の意義について整理しておくべきではないかというのが1点目です。

2点目以下は、今の記述では物足りないということで、少し批判的なこととなります。2点目は、同様な災害を繰り返さないという視点が必要ではないかと。その観点から評価するということが必要ではないかということで、先ほどの岩手県の方への質問で申し上げましたけれども、千島海溝・日本海溝の被害想定では、海溝の巨大地震・津波の被害想定では、なお今回を上回るような被害が出るということで、どうしてなんだろうという疑問が被災地、想定されている地域の方からは出ていると思うんです。

これは一方で、言わば地球物理学的な観点から被害が想定されている。一方で、直近の大きな災害に対応して対策するということなので、そこにずれが生じていることはやむを得ない。ずれがだんだん大きくなるおそれもあるわけです。それを埋めるには、ハードだけではなく、避難とかあるいは安全な場所に居住地をつくるとかいうような、防潮堤・防波堤だけではない対策というのが重要になってくると思うので、特にこうやって被害想定が新たに出てくるのに対応して、また一からやり直すということではなくて、減災という

観点からいかに人命を守るのかということで今後対策を講じていくべきだと思うので、そういうことについて言及する必要があるのではないかと。

それから、3点目は、国民負担に基づく復興事業、これが過不足なく行われたのかということです。様々な事業が行われて進捗しているということは整理されているわけですが、先ほども増田先生から人口減少の中で事業が過大になった面があるのではないかとという趣旨の御指摘があったと思うんですが、私も結果としてはそうなっている局面があると思っています。

それから、もう一つは、特に防災集団移転事業なんかでは、単位がかなり小さくなって、全体でたしか四百数十移転しているので、1事業の移転の単位というのがかなり小さくなっていて、そこに想定した人が戻ってない、あるいは、これからどこまでその集落は保つのかということも心配される中で、社会生活の維持という観点からはいろいろ問題が、不安があるのではないかと。思うんです。

そういうことを含めて、今の移転事業が最終完成形ではなくて、これをどう維持していくのか、あるいは活性化していくのかということは残された課題でもあるというふうに思いますので、そういうことについて示して、地域での取組への期待ということが述べられる必要があるのではないかと。思うんです。

それから、この点に関連して4番目ですけれども、30兆を超える40兆円近い復興事業が行われた結果、その特に投資的な社会資本が整備されたものをどう維持していくのかということは大きなテーマで、国費も入って地域で行われて、今度は地域がそれを維持していくということになると、ギャップが生ずるわけでありまして。これを後年度負担、財政負担をどうしていくのか、そろそろ考えていく必要があるのではないかと各地で心配があるだろうと思います。

それから、5、6、7は福島等も念頭に置きながらということですが、5番目は避難所におけるケアの在り方。ここでは避難生活での孤独死をテーマに書いていますが、先ほどの3県の方の御発表からすると、現在もこの問題が続いているということでありまして、心や生活のケアについてどういうふうにそれぞれが現場で対応していくのか、それを支える国なんかのシステムがどうあるべきかということは、災害時、避難生活でも課題であったし、現在も続いているということではないかと思えます。

6番目は、福島の被災地で災害がまだ継続していると今日もお話がありました。ここで振り返りということで整理をする際に、福島ではどこまでできて、どういう問題がなお

災害の延長として残っているのかということについて、ここで整理しておく必要があるんじゃないか。避難指示区域の除染の在り方とか、あるいは廃炉、汚染水対策、風評対策、それから中間貯蔵施設の汚染物質の移設等々、まだ課題として残っているわけでありますので、そこを整理しておいて、あわせて、東京電力と国のそれぞれの責任と役割についても示していくという書き方が必要ではないか。

最後、7番目ですが、福島に関連しては域外避難者がかなりいらっしゃる。帰らないという人がいらっしゃるわけで、その方々は、福島は人災という側面があるので、勝手に域外に出たのでそれは復興の対象ではありませんよとは言えないと思うんです。したがって、人の復興という観点から、どこで暮らしても必要な支援を受けられる、そういう仕組みというのを全国的にどうつくっていくのか、これは必要な点ではないかというふうに思います。

あと、その下に書いてあるのは細かな表現上の問題でありますので、参考にさせていただければと思います。

以上であります。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、私からも3点です。まず、1つ目ですが、このようなことが起こったときに、その段階でここまでですよというようなことは言いにくいと思います。ですが、この先、日本において様々な災害が想定されるところ、どこまでやるのかということも重要だと思っております。あらかじめ、ここまでが復興なのだということ、もちろん、その先に何らかまた別の、例えば社会保障でありますとか、様々なほかの仕組みも含めて受け止めていくということもあろうかと思いますが、先ほどの田村委員のお話なども参考にしながら、この復興が目指すものはどこなのだということをおあらかじめ考えていけるとよろしいかと思えました。切り捨てるとかそういうことでは決してなくて、全ての方を大切にしながら、どうやって復興という考え方でやるのかということを決めておくことが重要かと思えました。

それから、2つ目に、これは岩手県の方からもお話がありましたし、それから増田座長代理からもありましたが、この復興庁が査定をするというあたりについて、使い勝手がよくないように実際お感じになられるところも、非常に大きな予算がやってきて、各自治体、事務処理も、復興の作業がある中、非常に大変だったと思うのですけれども、今回のこと

を見直した中で、どこまでだったら委譲してもいいのか、どこからはある程度方向づけをしないと予算の使い方として説明がつきにくくなるのかというあたりについて振り返り、そして、ここまでのリスクなら取れる、ここまでなら委譲しても大丈夫なのではないか、それよりもスピード感を優先すべきではないかといったようなことが考えられるとよいのかと思いました。

いろいろな切り口があろうかと思うのですけれども、例えば、金額の多寡というのは1つの考え方ではありますが、一方で、金額が小さくても、長期にそれが大きな影響をもたらすという類いのものもあろうかと思しますので、そういった当面の金額とか長期の影響とか、それこそ、先ほど大西先生からも御意見がありましたような将来かかってくるコストとか、そういうようなものである程度の型をつくっておくというのも、将来の作業を簡素化するためには役に立つのではないかと思います。

一方で、もちろん、その災害ごとに特有の事象というのはありますので、完全な簡素化というのはできないかと思うのですけれども、しかし、今回の知見は生かすべきだと思っております。自由裁量でやるということと、一方で、どの方にとっても初めての事象であるというのがありますので、一定のひな形はありながら、その中での範囲、尤度ということかと思えます。

そして、3つ目ですけれども、今回、当初、復興期間が10年間とされたというようなことがあります。長期で考えにくかったというような御意見も伺うことがございます。ここはなかなか難しいことだと思うのですが、一方で、期限があったことによって、合意が進んだ。合意形成が難しい中で、期限があるから合意形成に至ったということもあったかもしれません。

したがって、例えば、半年、1年、3年、10年ではないですけれども、地域としては更に長期、それこそ30年等をにらみながら、この復興という中で、すぐにやること、3年後にやること、10年後に目指すこと、そのときでなお見直しというのは当然あるのかもしれないけれども、こういう考え方というのは一定程度必要だったのではないかと。そういう意味では、復興庁というものがやった仕事として、こういったことも振り返ってみてもよろしいのではないかと思います。

私からは以上です。まだ少しお時間がございますので、よろしければ、ほかの委員の御意見を聞かれたりなされた上で追加的な御意見をいただければと思います。例えば、先ほど大西委員ほかからも出ていましたけれども、復興庁という組織にはどのような役割が期

待されたのか、また、実際、あると課題は出てくるのですけれども、なかりせばもっと大変だったということもあったかもしれない、どんな役割が果たせたのか。また、先ほど資料5の最後のほうにもありましたが、この設置時期とか規模、権限、組織、人員構成などの観点からどう評価されるかということについて、御意見いただければと思います。

それから、もう一つは、何人かの委員からも出ていましたけれども、復興の定義とか目標について、基本法や基本方針では一定の理念が示されてはいるのですが、改めて振り返ったときに、何を目指してきたのか、あるいは、目指すべきだったのかということについて御意見をいただければと思います。

また、各種事業ごとに、各担当の省庁を含めて目標や工程表が出てきましたけれども、この辺り、例えば、復興庁がワンストップで定めるなど、コミュニケーションのしやすさというのもあったかと思うのですが、この辺りについても御意見があれば、ぜひお願いいたします。これ以外でも結構でございます。いかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田座長代理

今座長からお話ありました復興庁の意義とか役割の関係でございますけれども、日本の行政庁というのは、お互いに設置法で所掌事務を決めて、そこが重なり合わないようきちんと役割が省庁ごとに分かれていますので、今回、ここまでの大きな被害が生じたということで、まさに行政としても総合力できちんと対応していかなければいけない。そうしますと、全体を総合調整していくということが必要になってくると思います。

その点で、新たに復興庁のようなというか、現実に復興庁が設立をされて、様々な面の総合調整と、また、地元の自治体から見ると、まさにワンストップで、復興庁に持っていくと、各省それぞれに行く手続が非常に簡素化されるということは、その後の復興の過程において大変意義があったのではないかと思います。

もちろん、これだけの災害になってきますと、地域から見ると様々な不満等々も出てきますし、市町村と県の意思の齟齬、それから、市町村・県と中央政府の意思の齟齬みたいなものも当然多々出てくると思いますが、私は、ちょっと言い方が変ですけども、不満の受皿みたいなのが政府の中にあるというのは非常に重要なことであって、これはどうしても困るというのはとにかく復興庁に言うておくというのは、それ自身大変意味のあったということであり、一旦こういうひな形ができれば、復興庁の今後に関わってくる話であり

ますけれども、災害が多発を予想される中で、こうした省庁というか、そういう機能を政府の中に持っておくということは意味のあることではないかなというふうに。

それから、先ほど各委員の方々からのお話を聞いておりました、大西委員がまさにペーパーでおっしゃっておりましたけれども、評価についてなんです、あるべき復興の姿から見た評価という、その視点は私も大変重要だというふうに思いました、それは藤沢委員のほうからも、産業の再生については本来どういうことが必要だったのか、しかし、現実には、産業の再生についてどうだったか、そのギャップをきちんと分析して今後にかかしていくということが非常に重要かと思っておりますので、そういったことについての記述等々をこの中に入れ込むということが必要になってきようかと思っております。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございます。田村委員、お願いします。

○田村委員

1点目は復興庁について。大規模でかつ県をまたいだ災害であるからには、それを調整する機能が絶対的に必要です。よって、東日本大震災において復興庁というのがあったということは非常に意義があります。じゃあ今後どうなっていくかということなのですが、仮に復興庁がなくなると、平時から復興を考える専門の省庁がなくなってしまう。内閣府の中に一部あるのですが、機能は限定的です。また、自治体においては、都道府県の中で、平時から災害後の復興に事前に取り組んでいるところは東京都ぐらいで、ほぼないと言ってもいいのではないのでしょうか。

ふだんから考えている部署がないのにも関わらず、今後想定される災害に対して、どう備えろということについては、非常に大きな問題です。先ほど岩手県のほうから、東日本大震災をふまえて、事前復興を考えておかなきゃ駄目だと思ったとのお話がありました。災害前に災害後の復興のそなえを所管し、いざとなれば地域の復興を考え実施する機能として、復興庁等に事前復興の検討を位置づけて、全国の自治体、せめて都道府県についてはその機能というのを持たせない限り、このように東日本大震災の教訓をとりまとめても、誰が読んで勉強するのか、相手がないのではないかと。

2点目は、先ほど秋池座長のほうからお話がありましたとおり、復興や再建の指標を

参考にしながら、客観的に完了または継続を判断することが必要ではないでしょうか。どの部分をもう再建したと捉え、そして、どこの部分は続けるべきなのかということを、私が申した「被災者の主観を客観的に測る指標」も含め、根拠に基づいて議論をする場というのが必要ではないかと思っておりますので、指標の設定が必要であるということについてもある程度この中で書き込めればと思っております。

3点目、これまで自治体ごとに議論が進んでいるのですが「内陸において揺れによって被害があったところ」「沿岸の津波被害にあったところ」「事故の影響が大きかったところ」それから「その他甚大な被災地の周りにあり影響を受けたところ」といった被害の特徴に応じた分析、教訓も必要かと考えます。なぜなら次の災害が起こったときに、それを当てはめて適用することができないのではないかと心配しているからです。

○秋池座長

ありがとうございます。藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

ありがとうございます。復興庁の役割についてですけれども、委員皆様おっしゃっていただいているように、非常に重要だと思っております。予算の確保でしたりとか制度の創設・運用などでは、なかなか復興庁のような機能がないと難しかった面が多々あったかと思っております。

一方で、課題としては2つあると思っております。まず1つ目が、調整機能、大きな役割を果たされたと思いますけれども、より執行するような機能も用意いただいたほうがよかったのかなというふうに感じております。一部事業としては推進されておられましたけれども、もう少し強化できたのかなと思っております。

いろいろと自治体のほうを見ていると、先ほど申し上げたので繰り返しませんけれども、自治体がなかなか従来の枠組みを超えてスピーディーに事業を推進するのが実は向きにくい面もあると感じておりますし、あるいは、県のほうも多くの自治体を抱えていますので、特定の自治体に入れ込んでいくのはなかなか難しい面もあるというふうに承知をしております。そういう意味では、こうした特定の大災害において事業を迅速に推進するに当たっては、国からより直接的に執行するような役割もあってはよいのではないかというふうに感じております。

また、2点目ですけれども、今の話とも関連しますが、長期的な復興のビジョンがより強化することが必要だというふうに感じておりました、今日も大西委員からもありましたけれども、やったことの評価はできるわけなので、そもそも何をやるべきかというところが弱かったと思いますし、田村委員もおっしゃったように、そもそも復興をどうすべきかという知見が十分ためられていないので、どうしても毎年毎年の中で事業形成されて、それを推進するにとどまっていたかなと。そもそも復興をどう進めるべきか、被災者支援はどうあるべきか、産業支援はどうあるべきか、そういったことのビジョンを持って考えないといけない点が弱かったんだろうとっております。

もう少し小規模であれば、県がビジョンを保有すればいいんですけれども、県自体も大災害に慣れていない地域で災害が起きてしまうこともありますので、私も田村委員の意見に同意で、何かしら復興防災庁的な機能を有し、そこが復興に対してのビジョンを持って、時に直接執行したり県や自治体をサポートするといった機能が必要なのではないかなというふうに感じているところです。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございます。今村委員、お願いします。

○今村委員

私からは設置の期間について一言でございます。1つ、10年という区切りは必要だったかと思いますが、今2期があり、では、その後はどうするのかということで、特に事前復興であったり防災の上では事前投資というのが非常に重要になっておりますので、ここをどこが担うのかというところで、常設というのは難しいところがございますが、この期間をさらに延長しながら、その役割を発展させる。ここはぜひ、我が国は災害が多い地域でございますので、確認していければなと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。大西委員、お願いします。

○大西委員

復興庁が、今、委員のいろいろな方から御意見が出たように、非常に重要な役割を果たしてきた。私もそのとおりだと思います。それから、今後も、日本が災害大国ということなので、こういう機能を担う部署が中央政府なり地方政府にもあるということは重要だというのはそのとおりだと思うんですが、いわゆる防災と復興というのはフェーズが違うわけで、しかし、同じ事象をめぐって担当しているということはそのとおりなので、これをどういうふうに組み合わせて、つまり、平時には防災に力点があるでしょうし、一旦、災害が起きれば復興ということが重要になるので、その辺の臨機応変の人材の登用とか、そういうことも今回の在り方の中で検証を行って、この場が将来の復興庁をどうするかという議論の場ではないというのは事前に私もくぎを刺されたので、そのことは申し上げませんけれども、議論の基盤をつくる必要があるのかなと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

各委員おっしゃっておられますとおりで、復興庁がやってきたことの意義というのはあって、その上での工夫の余地を振り返ってみるということ、それから、これだけ災害がある国において、将来に備えるという機能が何となくぼんやりしてしまうということがあってはならないということもあろうかと思しますので、よく今回の振り返りを生かすということも含めて、何らかのお取組があるとよろしいのかなというふうに思いました。これは個人的な意見でございます。

ほかに何かおありですか。もしよろしければ、様々な御意見いただきましたので、今後、これらの御意見を踏まえて事務局において振り返りの作業を進めるとともに、引き続き、本会議においても議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、本日は以上とさせていただきます。議事録も作成・公表いたしますので、委員の皆様には内容の御確認に御協力をお願いいたします。

このほか、事務局から連絡事項があればお願いします。

○立岩参事官

次回は年明けの開催を予定しております。詳細な日程については、また別途、事務局より御連絡させていただきます。

議題につきましては、本日いただきました御意見なども踏まえて、骨子案に対して肉づけをした本文の素案をお示ししたいと考えております。その上でまた、御議論いただきたいと考えております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第3回）

議 事 録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第3回）

1. 日 時 令和5年2月27日（月）13：00～15：00
2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 議 事

- （1）市町村からの意見聴取結果について
- （2）市町村長からの発表
- （3）本文素案について
- （4）自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

秋池 玲子（座長）	ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表
増田 寛也（座長代理）	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長
今村 文彦（委員）	東北大学災害科学国際研究所 所長
大西 隆（委員）	一般財団法人国土計画協会 会長
田村 圭子（委員）	新潟大学危機管理本部危機管理室 教授
藤沢 烈（委員）	一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより第3回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

会議の開催に当たり、まず、渡辺大臣より御挨拶を申し上げます。

○渡辺大臣

ただいま御紹介をいただきました渡辺博道でございます。昨年の12月末に再度、復興大臣を拝命いたしました。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

秋池座長をはじめといたします委員の皆様方におかれましては、平素より復興行政に多大な御協力を賜り、また、大変お忙しい中、本日このように委員に御就任をしていただき、御参加いただいたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

これまでの会議において、被災者支援、住まいとまちの復興や産業・なりわいの再生など、多岐にわたって貴重な御意見をいただいたところでありますが、本日も引き続き、後世への教訓となる、忌憚のない御意見をいただければと思っております。

また、本日は、議会シーズンの大変お忙しい中ではありますが、宮古市の山本市長さん、そして、南三陸町の佐藤町長さん、川内村の遠藤村長さんにも会議にお越しいただいております。心から感謝を申し上げます。発災当初から現場で御尽力されているお三方から御意見をお伺いすることで、さらに深みのある振り返りができるものと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

今後発生が懸念される南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震などの大規模災害への対応において、東日本大震災からの復興政策を教訓として活用できますよう、皆様方の活発な御議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

それでは、ここからは秋池座長に進行をお願いいたします。

○秋池座長

改めまして、東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

本会議は、原則公開としており、会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン同時配信による公開を行っております。

配付資料につきましても、ホームページで公表しております。また、議事録は、委員の確認を得た上で公表いたします。

本日は、被災3県の市町村から3人の首長の方々に御出席を賜りました。本日、首長の皆様におかれましては会議終了まで御出席くださるとのことで、お忙しい中、本当にありがとうございます。後ほど御発表を頂戴する予定でございますので、御紹介はその際にさせていただきます。

それでは、議事に入ります。本日は、議事次第のとおり、まずは復興庁が行った被災3県の市町村からの意見聴取の結果を説明していただいた後に、各市町村長からこの10年間の復興政策を振り返った御意見の発表を頂戴し、市町村長との意見交換を行います。その後、前回の会議までに頂戴した委員の御意見も踏まえての本文素案について、復興庁から説明してもらい、その後、自由討議といたします。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、議事1、市町村からの意見聴取結果についてです。第2回会議の後に、復興庁が実施した市町村への意見聴取の結果の説明を事務局よりお願いいたします。

○岡本審議官

それでは、資料1につきまして、私、担当の審議官、岡本から御説明をさせていただきますと思います。お手元、資料1を御覧ください。

2ページ目を御覧ください。沿岸の記載の42自治体に対しまして、本会議第1回で提示いたしました論点をベースにアンケート調査を行いました。その結果について簡潔に御説明をさせていただきますと思います。なお、詳細な自治体からの御意見につきましては、お手元の参考資料1に併せて配付をさせていただいておりますので、そちらも適宜御参照いただければと思います。

資料の3ページ目、全体の総括でございます。こちらは後ほど個別の中でそれぞれ触れさせていただきますと思いますので、個別のページ、ページ4を御覧ください。被災者支援の制度活用につきまして、おおむね肯定的な回答が多かった、自治会の結成につながったなど前向きな回答が多かった中、例えば下のほうにございますように、マンパワーのな

い自治体ではなかなか制度を使いこなすことが難しかったといった御意見も頂戴しております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。被災者支援における行政の役割についてでございます。上2つのポツで書いてございますが、基本的には継続支援の必要性が高いということに加えて、3つ目に書いてございますように、支援を受ける被災者の定義についての問題があった、あるいは一番下でございますが、担い手不足の減少が課題であるといったような御意見を頂戴してございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。人口減少のまちづくりへの反映についてということでございます。宮城、岩手は、これは上の円グラフでございますが、若干傾向の違いがあるところでございますが、1点目に書いてございますように、事前の復興見込みの想定が重要である。あるいは、2点目、時間・マンパワーの不足でなかなか制約があって反映は困難だった。それから、3点目、原災地域でございますが、帰還が第1目標で、将来推計というのはなかなか制約があったというような御意見などを頂戴しております。

7ページ目を御覧ください。まちの復興と生活再建のスピード感の違いについてでございます。こちらにつきましては、上の棒グラフは、回答が非常に分かれてございますが、主な意見の2つ目と4つ目、例えば2点目、国土調査が未実施であったとか、あるいは4点目、平地が少ない場所での工事といった場所柄からなかなか事業が進まなかったという問題。それから、下から3つ目ほどになりますが、原災地域では避難先での生活再建を余儀なくされるといった、そういう個別的な事情に関する御意見も頂戴してございます。

続きまして、8ページ目を御覧ください。まちづくりでの行政間の役割分担についての問いでございます。1つ目とかあるいは4つ目に記載がございまして、国や県に対する、さらなるまちづくりへの役割の期待に対する御意見を頂戴してございます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。産業再生の制度活用についての問いでございます。2点目とかあるいは4つ目の点でございまして、補助制度の要件に関する御意見をいただいております。また、上から3つ目でございまして、担い手の育成確保といったところで課題があったという御意見も頂戴してございます。

続きまして、10ページ目を御覧ください。産業再生が地域の新陳代謝につながったかどうかということです。こちらの上の円グラフは宮城、岩手で若干傾向の違いがありますが、おおむね、新たな交流が生まれる、あるいは企業進出が進んだという御意見がある一方で、下から3つ目ぐらいに書いてございますが、高齢化による担い手不足あるいは承継が大きい

な課題となっているといった意見もございます。

11ページ目を御覧ください。原子力災害における被災者支援につきまして、こちらの回答では、やはりまだ復興が途上だということで「どちらでもない」という回答が非常に多くなっていますが、現時点ではなかなかそういったことも踏まえてまだ評価できる段階ではないという中で、上から4つ目でございますが、避難者への支援が進むほど帰還率が下がる傾向があるといった御意見とか、あるいは一番下、復興のステージに応じた支援の必要性といった御意見も頂戴してございます。

続きまして、12ページ目、原子力災害における行政間の調整でございます。やや中ほどになりますが、事故直後の連絡体制が十分機能していればという御意見とか、あるいはその若干下になりますが、事業の計画づくりからの支援の必要性といったことについても御意見を頂戴してございます。

13ページ目、職員の応援体制の関係でございます。一般的に肯定的な評価をいただいておりますが、下のほう、専門職あるいは技術職について特にマッチングが難しいといったこととか、あるいは下から2つ目でございますが、事前復興という観点から必要な人員を把握しておくべきという御意見も頂戴してございます。

続きまして、14ページ目、NPOとの連携でございます。下から3点目になりますが、複数年を見通した継続的な支援の在り方といったことに対する御意見、あるいは下から2つ目でございますが、原災地域での自由度の高い支援の必要性といったことについても御意見を頂戴してございます。

15ページ目、アーカイブの関係でございます。下から3つ目ほどになりますが、国が設置しているアーカイブについては、まだまだその利活用が進んでおらず、認知度とか、あるいは活用促進に向けた継続的な取組が必要という御意見を頂戴してございます。

それから、16ページ目、復興庁の役割でございます。おおむね肯定的な評価を頂戴しておりますが、上から4つ目、例えばワンストップ機能が十分ではないといった御意見。それから、一番下でございますが、国として復興をどう進めるかがなかなかまだ不十分であったという御意見も頂戴してございます。

それから、17ページ目、復興期間を10年としたことの影響があるかどうかということについては、上の棒グラフで「ある」、「なし」が拮抗してございますが、特に中長期的対応を要する福島では「影響がある」というような回答が大きくなってございます。スピード感を持って進めることができた一方で、住民意向をくみ取れなかったというような御意見

も頂戴しているところでございます。

最後、18ページ目でございますが、復興事業で整備した施設の維持管理費についてという事です。3つ目でございますが、将来更新が集中する際の財政負担への懸念とか、あるいはその2つ下ほどでございますが、将来の人口推計、利用者推計をしっかりと行うことが重要、さらにその2つ下でございますが、計画段階から維持管理・更新を見込んでおくことが必要といったような意見も頂戴しているところでございます。

以下、19ページ目以降は自由記述でございます。こちらは適宜御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、2つ目の議事に移ります。被災3県の市町村長の皆様には、これまで現場で復興政策を運用・実施されてきたお立場から、国の制度等を振り返っての評価、特に反省すべき点や、あるいはこれはよかったなどという点について、ぜひ御意見をいただければと思います。将来の大規模災害に備えて、東日本大震災における国の復興政策について、現場から見た評価を残しておくことは大変意義があると思っています。

意見交換は全ての発表が終わってから行いたいと思います。

それではまず、岩手県宮古市の山本市長、お願いいたします。

○宮古市（山本市長）

本州最東端のまちとなります岩手県宮古市長の山本正徳でございます。座ってよろしいですか。

○秋池座長

はい、どうぞお座りください。ありがとうございます。

○宮古市（山本市長）

間もなく東日本大震災から来月の3月11日で12年を迎えます。多くの皆様からの御支援に感謝申し上げたいと思います。項目に従いまして、宮古市の取組、そして、国の政策に

ついて感じたことをお伝えさせていただきたいと思います。

資料、2ページをお開き願います。宮古市の被災と復興事業の概要であります。本市では、死者517名、関連死55名の方が犠牲となっております。家屋倒壊数9,088棟は、岩手県内の最多でございます。住まいと暮らしの再建、産業・経済復興、安全な地域づくりの3つを復興の柱に据えまして、まちづくりを進めてきたところであります。復興事業、被災者の住宅再建の進捗は共に現在100%となっております。現在は、復興に係る取組として、心のケア、防災・減災対策、震災の記憶伝承を重点に据えておるところであります。

3ページをお開き願います。被災者支援についてであります。最大で1万1,979人いた避難者は、2年後の平成25年には半減、住宅再建率は45%と推移いたしました。これは避難所、仮設住宅、住まいの再建の各ステージにおきまして、国の手厚い支援、県、市の独自支援を行うことができたためと考えます。独自支援の財源ではありますが、震災復興特別交付税を原資といたしました復興基金を活用させていただきました。地域事情が異なる中で、震災復興特別交付税は被災者支援に大いに役立ちました。被災者の把握につきましては、今日出席の田村先生から御指導いただきました被災者支援台帳を宮古市は整備させていただき、現在もこれを使わせていただき、役立っております。現在もこの台帳で被災者の状況を把握し、家庭訪問等で使わせていただいております。被災者の心のケアなどの支援は、現在も重要事項として継続をしております。窓口による生活相談は、住まいの再建がほぼ完了した平成30年度からぐっと少なくなったところであります。一方で、被災者の高齢化が進み、孤立を防ぐため、戸別訪問を継続しております。心のケア、コミュニティー支援の継続は重要であります。そこにはマンパワーの必要性を感じております。

4ページをお開き願います。住まいとまちの再建についてであります。宮古市では、被災33地区におきまして、住民と意見交換を重ね、各地区のまちづくり計画を策定いたしました。課題・教訓として、各制度に精通した職員が不足する中、時間との競争によりまちづくりを進めるため、後になって気づくことが多々あります。例えば土地区画整理事業の運用、原状復旧の原則の下、整備を進めた施設などは後々改善点が出てきております。防災集団移転元地では、買い上げた市有地が点在する形となり、今後の利活用に課題を残しております。被災エリアは、一度全て買上げた後、商業工業エリアなどすみ分けを行うことができれば、後々の利用に融通が利くと思われれます。

5ページをお開き願います。産業・生業の再生、原子力災害の対応についてであります。グループ補助金、利子補給などの手厚い支援制度は、早期復旧に大いに役立ちました。課

題・教訓といたしましては、早期復旧はできましたが、現在、販路の創出、原料不足等の理由により事業の継続が困難なケースが出てきております。放射能問題につきましては、出荷制限区域の設定について、より柔軟な対応が必要と感じております。ALPS処理水の処理につきましては、国が最後まで責任を果たしていただきたいと思っております。

6ページをお開き願います。協働と継承についてであります。応援職員に関しましては、自治体同士を決め、職員派遣を行う対口支援や、復興庁、全国市長会等のスキームが確立され、受入れは円滑に進みました。多くの派遣職員により復旧・復興が支えられたことに感謝をしております。復旧期を支えるため、制度を熟知した国の職員の派遣や、専門性のある技術職員の確保が必要だと強く感じています。復興交付金を活用し整備した津波遺構たろう観光ホテルは、震災の経験と教訓を伝える施設として大いに役立っております。復旧・復興の過程で若者らが中心となり誕生したNPO法人は、市と外部とをつなぐ重要な役割を担うなど、新しい風を取り込む役目を果たしております。

7ページをお開き願います。復興を支える仕組みづくりについてであります。復興庁は、地方自治体との窓口として、国の各施策に対する橋渡し役として有効な組織であると感じております。また、復興局以外にも、国の出先機関は、被災地の実情を理解し、寄り添った対応を続けております。特に発災初期に国土交通省が果たした役割は大きく、ライフラインの確保に当たり、支援は非常に助かりました。

これまで多くの方に視察をいただいております。視察は、地域の状況を理解していただく最良の機会であります。引き続き多くの方に足を運んでいただき、把握した課題の解消に御協力をいただきたいと思います。発災・復旧・復興のステージにおいて、対応は異なります。自治体は、国が作成する共通マニュアルや被災者支援制度など事前学習しておくことが必要であります。

説明は以上であります。

○秋池座長

山本市長、大変貴重な御意見ありがとうございました。

それでは続きまして、宮城県南三陸町の佐藤町長、よろしく願いいたします。

○南三陸町（佐藤町長）

南三陸町長の佐藤です。今日はお招きをいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、皆さんのお手元の資料を御覧いただきたいと思います。この表紙の写真ですが、昨年10月1日に道の駅さんさん南三陸としてグランドオープンしたときの写真でございます。ここには渡辺大臣にも御視察をいただきまして、大変ありがとうございました。手前の屋根が三角に見えるものがあると思います。これが南三陸311メモリアルといいまして、ここは伝承、それから、感謝を伝える、そして、もう一つ一番肝になっているのは、この場所で命を守るということを考える、勉強するという、そういうプログラムがここで放映されますので、ここはオープン以来本当にたくさんの皆さん方においていただいております。

次、お願いします。まず、最初に御礼申し上げたいのは、この東日本大震災、ほぼ全額国費で復興事業を担っていただきました。本当におかげさまで復興事業がこのように進んできたというのは、復興庁の皆さんはじめ、政府の皆さんをはじめ、たくさんの皆さん方の御支援があったおかげというふうに改めて感謝を申し上げたいと思います。

とりわけ、南三陸町の復興計画の一丁目一番地に掲げたのは、三陸沿岸は津波の歴史であります。この約120年で大きな津波が4回来ております。明治29年、昭和8年、昭和35年、そして、今回の東日本大震災。一番大きな被害を受けたのは東日本大震災でございますので、この震災を教訓として、二度と命を失わない町をつくろうということが南三陸町の復興計画の一丁目一番地。

それは何をやるかということは、高台移転をするということでもあります。全ての高台移転が終了、終わりましたが、去年の5月に宮城県で、日本海溝・千島海溝の巨大地震があって、3つの最悪の条件、いわゆる今回の東日本大震災で造った防潮堤が決壊をする、倒れてしまう、地盤沈下が起きる、それから、大潮、非常に条件の厳しい中で想定をしました。そういう中で、東日本大震災よりもより浸水面積が広がるというふうな報告がなされております。

しかしながら、我々がよかったなと思っておりますのは、高台移転をした場所に津波ハザードマップが広がってこなかったということです。ほぼ大丈夫ということの結果ができました。我々は東日本大震災を経験しておりますので、少なくとも油断は絶対してはいけないと思っておりますが、しかしながら、被災した町民の皆さん方、高台に本当に大きな金額をかけて住宅再建をした方々のところはハザードマップ上では大丈夫ということになりましたので、町民、住民の皆さん方の不安が払拭できたということは、ほっと胸をなで下ろしているというところでもあります。

それでは資料にのっとお話をさせています。赤字で書いてあるのは、これはよかったという、町として大変助かったということです。黒で書いてあるのは、こうすればもっとよかったかなということのすみ分けで書いておりますので、御覧いただきたいと思いません。

東日本大震災の被災者支援として、被災者支援総合交付金を活用しまして、被災者支援センター事業や、仮設住宅・災害公営住宅における見守り支援事業を実施できたということ、それから、心のケアをはじめ、健康相談も併せて実施をしました。地域の実情を把握して、継続して被災者に寄り添った支援ができた。仮設住宅ができた際に職員に指示したのは、絶対、孤独死を出すなという指示をしましたが、おかげさまでこういった取組を御指導いただきながらやった結果、孤独死というのは南三陸では1人もいなかったということであります。

しかしながら、その下の黒いところに書いてありますが、被災者を取り巻く環境の変化が大きく、それぞれのニーズも多様化する中、コミュニティー形成には多くの時間と労力が必要とされたと簡単に書いてありますが、実はコミュニティーは大変でした。震災前のコミュニティーが津波で壊されて、その次に、体育館の避難所に皆さん行きましたが、水道もない、電気もない状況でした。それでも、そこには一定のコミュニティーが出来ます。その後、今度は仮設住宅が出来て、皆さんまたそちらに行くと、避難所のコミュニティーがまた壊れる。仮設住宅に今度は7年とか6年とか8年とかお入りになった方々もいらっしゃいますので、そこはもう濃密なコミュニティーが出来上がります。そこから今度は本設ということになりまして、若干配慮はしましたが、コミュニティーの関係で配慮しましたが、それでもやはりそれぞれ、抽選という形にならざるを得ないということですので、本設になるとまた仮設住宅のコミュニティーが壊れるという、大災害というのは本当に残酷だなという思いがありながら、この12年間過ごしてまいりました。

2枚目の住まいとまちの復興ということですが、復興の目標や将来像、枠組みを決めるに当たって、人口減少を見越し、公共施設の集約を図りたかったのですが、災害後の混乱している時期に住民合意を得るのは困難であるということでもあります。1つ例を言いますと、ここに括弧して漁港施設などとあります。町の管理している漁港が、19の漁港があります。それぞれ担い手あるいは水揚げ量、そういうものを踏まえて集約をしようと考えました。しかしながら、隣の漁港を整備・復興させているのにうちの漁港をしないのはどうということだということがありまして、なかなか被災後に集約を図るというのは至難の業で

した。ここはやはり事前復興という形の中で、ある意味、大災害になった際にはどこどこを集約するのかということを決めておくということが大変重要だったと思っております。

それから、リアス式海岸の多くは平地が少なく、仮設住宅を建てる用地選定だけでも大変でした。宅地造成の遅れが、一日でも早い生活再建を望む被災者の町外の流出へとつながったということです。これは私、感想を少しお話しさせていただきますが、うちの町は、今ここに書いてあるように、仮設住宅を建てる土地がございませんでした。高台にあった小学校、中学校、高校、このグラウンドを使うしかなかった。それ以外は、どこかの畑を借りて、造成をして仮設住宅を建てる。しかしながら、仮設住宅を建てる時にはまだ電気もない、水道もない。電気もない、水道もないところに仮設住宅を建てても、被災した方々にとっては生活が満足にできるわけがないということがありましたので、隣の登米市さんのほうから、うちのこの土地を使っていいよという御提供をいただいて、そちらのほうから仮設住宅を造り始めました。

しかしながら、結果としてお話しさせていただきますと、そちらに造ったことによって、登米市にそのまま居住してしまうということがあって、人口の流出につながってしまったということが結果として出てきました。ですから、仮設住宅を建てるというときに、数年だというものの、やはり皆さんは一日も早い住宅再建を希望しておりますので、どうしてもすぐ近くに、登米市と南三陸町はすぐ隣同士ですので、そちらのほうに行ったほうがより早く再建ができるということで移住した方々がたくさんいらっしゃったということは、私どもとすれば反省材料だったと思っております。

ただ、その下に赤い部分で書いてありますが、災害後の復興状況を事前に想定して、問題を緩和する手段を事前に検討することで、復興の目標や将来像、枠組みの決定が円滑に進んだということがあります。我々もこのときにずっと思っていたのは、人口減少は必ず起きる。もうとにかく町外に行っている方々がいらっしゃいます。簡単に言いますと、今、南三陸町の人口は1万2,500ぐらいです。震災前の人口は1万7,600ですので、5,000人減っています。ですから、こういう状況を踏まえたときに、人口減少は当然前提として考えましたし、それから、税収も絶対減るということは当然のことと考えておりました。

したがって、3行目に書いてありますように、公共下水道事業はやめました。これは基本的に非常に町の負担が大きいです。合併浄化槽に転換をしました。公共下水から合併浄化槽に転換するときに、町民の皆さんは一切何にも意見はございませんでした。というの

は、公共下水を使っても使用料を払わなければいけませんし、合併浄化槽の最初の設置をする際には補助金が出ますので、使用料については、前の公共下水と同じように使用料を払うというだけの話ですので、全く町民の皆さんには違和感がなくて、この件については別に反論も反対もなかったということです。

それから、公共施設の再建に当たりまして、将来のランニングコストを考慮いたしまして、公民館、ここに体育館もあったのですが、大変広いところだった。それから、図書館もありましたが、こういうものを全て合築して、もう面積的には半分ほどにして、財政負担に耐えられるようにということとさせていただきます。

次、お願いします。産業と生業の再生です。これも本当に助かりました。グループ補助金の制度によりまして、迅速で円滑な事業再開につながったということですが、多分このグループ補助金がなかったならば、うちの製造業の方々は立ち上がったのは半分以下だったと思います。そういう意味においては、大変ありがたい制度をつくっていただいたと思います。それから、新規産業の創出、あるいは異なる事業へのチャレンジをする企業が結構多くあったということです。

その下を書いてあるのですが、企業誘致はしているのですが、新規参入してくれる企業が少ないと書いてあります。これはもう一つは問題があって、先ほど言いましたように人口減少になって労働力が非常に少なくなったということで、震災前からうちの町にあった水産業とかを含めて、企業も含めて、労働力がもう募集しても募集しても来ないというところがありますので、新規産業で事業が入ってくると、これまた労働力の奪い合いになるということが非常に懸念をされております。

その次、お願いします。原子力災害固有の対応ということです。これはいいことはないのですが、基幹産業である一次産業に対する風評被害の影響が今なお続いているということです。これは震災後からずっと続いているのですが、うちの町はホヤの生産が結構多くあるのですが、これが今まで震災前は韓国のほうに輸出をずっとしておったのですが、韓国のほうで一切日本の水産物は輸入しないということでしたので、全く輸出ができないということです。これはいまだに影響が続いているということです。それから、現在も汚染牧草などの処理に、各自治体それぞれ残っておりますので、大変苦慮しているということです。それともう一つまた問題なのは、処理水の放出の問題です。当然これの風評被害は避けられないのだろうと思っております。

次、お願いします。協働と継承ということです。全国各地から、今、宮古の山本市長も

お話ししましたように派遣職員の方々に応援をいただいて復興を成し遂げてまいりましたが、これは派遣職員の方々がいなかったらば、多分復興はまだまだ続いていたと思います。そういう意味では派遣をしていただいた自治体の方々に本当に感謝を申し上げたいと思います。復興の進捗状況によりましてニーズが多様化するため、事前復興により、必要な人員、マンパワーを把握しておくことが大事であって、特に土木建築の職員というのは少ないのです。これを確保するのは非常に難しかったということがございます。これは大変重要なことだと思っております。それから、自治体派遣職員の受入れ経費、これが震災復興特別交付税で措置されましたことは、財政的に大きく我々としては救われました。感謝を申し上げたいと思います。

教訓として、その下にありますように、他の自治体、民間企業などと災害応援協定を結んで初動体制を整えておくことが大事と書いてありますが、私の町も実は震災前から災害応援協定を自治体と結んでおりましたが、ほとんど近隣でした。したがって、この東日本大震災で同じ被害を受けてしまいましたので、応援協定が全く機能しなかったということがございました。ですから、今、震災後、うちの町で災害応援協定を結んでいるのは、九州とか山口とか、同じ災害に遭わない地域と災害応援協定を結んでいるということです。

2つ目、災害時、ボランティア活動の核となるボランティアセンターの早期立ち上げが重要であります。公的な財政支援がないことが課題である。ボランティアセンターはどの市町村でもすぐ立ち上げますが、基本的に公的な財政支援がございません。そうすると、いろいろなところからの、うちの町ですと、応援したいと言われている社会福祉協議会、そういったところからうちの社会福祉協議会に財政支援があって、それで運営できたという経緯があります。ここはやはりこれからも大きな災害が起きますので、ボランティアセンターの役割というのは非常に大きいと思いますので、これの公的支援の在り方ということは非常に大事だと思います。

そして、3つ目になりますが、震災の記憶と教訓を継承するために国において取り組まれたデジタルアーカイブの構築等は、マンパワー不足の被災自治体にとっては非常に助かりますが、今後の災害で東日本大震災の教訓が生かされるということが大変重要だと思います。

次、お願いします。では、復興を支える仕組みというところ。先ほどお話ありましたように、復興庁がワンストップの窓口となりまして、多くの問題が解決に結びつけられるように調整をしていただいたということで業務の短縮につながったということですので、

復興庁の皆さん方に感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

次の黒い部分ですが、復興交付金の基幹事業として5省40事業が設定されました。しかし、そのほとんどが既存の事業を拡充したものでありまして、原形復旧が基本とされました。そのため、町内にある公園の復旧は、震災により多くの地盤沈下した危険な場所への原形復旧が基本とされました。結果として、希望した場所への移設は認められましたが、その問題解決までに多くの時間を要したということで、ここの下のほうに事例が書いてあります。

写真の黄色い丸で囲ってあるところ、ここに松原公園という公園がありました。ここは3分の1ぐらいはもう土がえぐり取られております。もともこの場所の隣には3階建ての公営住宅がありまして、ここが避難場所、避難ビルということで指定しておりましたが、もうそれも全てなくなりました。土地もこのようにえぐられてしまったということで、赤の場所に移設をしたいと。松原公園を移したい。原形復旧です。駄目だと言うのです。もともとのところに造れという話です。それで、納得してもらうのに2年以上かかりました。

結局、最終的には、私がちょうど2年目のときの議会中に呼ばれて、今日は復興庁の皆さんが来るので、町長からちょっと説明してくれという話で行ったのですが、そのとき言われたのが、何で駄目かと話をしたら、原形復旧だと。最後には、この場所に、3月10日、前の日にここにあったということを証明しろという話だったのです。

私が職員に言ったのは、震災前の住宅地図をコピーして持ってこいと。そのコピーを持ってきて、そこに、私のうちと、それから、公園と、役場の位置、これに赤印をかけて書いて、私は、3月10日ではなくて3月11日の朝8時15分にうちを出ますので、ここを通過して行ったわけで、公園の隣を通過していきますよと話したときに、それでオーケーをもらった。これで2年以上かかっているのです。ここはやはり柔軟に対応することが非常に大切かなと思っております。

その次、お願いします。終わりにということ。ちょっと長々、長過ぎます。すみません。よかった点。復興交付金の効果促進事業については、基幹事業と比べて柔軟に活用ができました。それから、津波復興拠点整備事業は、町側の意見を聞きながら制度設計が行われたために、公共施設再建等に活用できました。これは実は、名前はあえて言いませんが、復興庁の方が、これは実はこちらが言ったというよりも復興庁が気づいたのです。南三陸町では、このままでは役場とか病院とかを建てる土地ないよね、得られないよねと。それで、この津波復興拠点整備事業をつくってもらったのです。これで町内で2か所だけ津波復興

拠点整備事業を使えるということの制度設計をしていただきまして、今、役場がある場所、隣に病院がありますが、ここが一つの津波復興拠点整備事業の団地、それからもう一つは、消防署、警察署、生涯学習センターを造ったところが2つ目の津波復興拠点整備事業。これがなかったら、うちの公共施設の再建はできなかったと思いますので、改めて復興庁の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それから、先にお金が入ってくる交付金制度であったために、財政面で大きく救われました。それから、震災復興特別交付税は、財政力の脆弱な小規模自治体にとって非常に重要な財源でありました。

悪かった点といいますか、ここに書いてありますが、多くの事業で原形復旧が基本だったために、被災地の実情にそぐわない事業があったということ。それから、災害救助法は、これはもう昭和22年につくった法律です。実態に本当に見合っているのかということをお私につくづく感じております。これまでも有珠山の噴火災害、新潟県の中越地震、そして、東日本大震災と様々な災害があるたびに、いわゆる特例、特例、特例を積み重ねてきているのです。果たしてこれでいいのだろうか。これだけ日本全国に大きな災害が起きているときに、いつも特例と。特例で助かるのですが、特例で認めてもらうまで時間がかかるのです。私はそこが問題かなと思っている。これは少し考えなければいけないのではないかと感じております。

すみません、私、長々と話してしまいましたが、以上のほうからのお話に代えさせていたきたいと思います。ありがとうございました。

○秋池座長

大変貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、福島県川内村の遠藤村長、よろしくお願いたします。

○川内村（遠藤村長）

川内村の遠藤です。このような機会を与えていただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。それでは、川内村あるいは福島県被災地がどのような復興を進めてきたのか、テーマに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

2ページをお開きください。12年がたつ現状です。震災前は約3,000人の村民がおりました。12年たちまして、2,370名、約650名ほど減になっております。これは住基登録の人口

です。ちなみに、いまだに400人の方が村を離れて避難をしているという状況です。県外にも69名、全国で27都道府県にそれぞれ避難をしてお世話になっているという状況がいまだに続いております。現在の帰村率・居住者は83.1%、1,971名です。我々が想定していた人口減少からすると、20年後あるいは25年後の未来を、今、目の前に突きつけられているという状況が続いております。

17%の避難者のうちの6割が、若い人、子供たちの世帯であります。戻れない理由の最大のもは子供たちの教育や進学の問題、それから、自分自身、若い人たちの就労関係のようです。避難先では既に仕事を見つけているという状況でありますので、その環境を壊さないと戻れないというようなことを話されております。しかし、12年ですので、避難しているという感覚はないと思います。もう移住しているということでしょうか。

次のページをお願いいたします。その避難者の支援であります。当村では、2012年1月に帰村宣言を行いました。そして、その年の4月に役場機能を村の元の場所に戻して復興の取組みを始めました。時間がたてばたつほど戻らない選択肢が増えている中で、当時、早めの帰還を促してきました。当然、様々な部分で未知数なところもありましたし、我々も経験がありませんでしたので戸惑いもありました。また、国や県の支援の下にマンパワーの不足を補ってきたというところもあります。これまで福島再生加速化交付金を活用させていただき、空間線量のモニタリング、コミュニティーの再生に向けたインフラ整備、教育環境の整備などを行ってまいりました。また、被災者支援総合交付金を活用させていただき高齢者の買い物や通院などのための外出支援なども行っており、多くの面で国や県の支援をいただけてきました。そういう面で国や県に非常に感謝を申し上げたいと思います。

課題は、いまだに避難をしている住民との情報交換が難しくなっているということです。当初はホームページやSNSのツールなどを利用して情報交換を行ってまいりましたが、時間の経過とともに一方通行となって、つながりも希薄になってきております。今後、県外避難者への対応をどうしていくのかということが課題で、なかなか基礎自治体だけでは難しいということも経験しております。それから、原子力被災地特有のリスクコミュニケーションにおいては、長崎大学の支援が大きな戦力になりました。また、復興、それから、子供たちの支援においては、地元の福島大学や玉川大学の学生の皆さんに来ていただいてサポートしていただいております。

次のページをお願いいたします。住まいとまちの復興であります。これまで、生活再

生のために、戻れない理由と言われていた課題を一つ一つ潰す作業を進めてまいりました。ですから、各種インフラ整備、それから医療、買い物、教育環境等の整備に注力してきました。その際、中長期的な人口減少を見込んで整備をしてきたかと問われれば、その当時、そこまではなかなか難しかったのではなかったかなと思っております。住民の帰還が少ない、あるいは労働力が確保できないということについては、現在、移住定住センターを利用した移住促進や定住に向けた事業に積極的に取り組んでおり、新たな風、新たな活力を求めているというところでもあります。よく復興を進めていく上で、帰還が先か、あるいは整備が先かという卵か鶏の議論をされていましたが、やはりしっかり復興整備をしていく、その姿を見て判断を住民に委ねるということ間違いではなかったのではないかなと考えております。

マンパワー不足を国、それから、県の制度を活用させていただきながら進めてきました。国がなかなか難しいという部分を県が補完していただいたということもありました。例えばこの写真の真ん中にあります住宅であります、村としては、少しぜいたくな空間をイメージしながら住宅の建設を進めたいと考えておりましたが、なかなか国の制度の中では合致しませんでした。その足りない分を県が補完してくれたという一つの例であります。それから、右端の道路整備ですが、県の戦略道路に位置づけられたことによって県が代行で進めていただきました。非常に時間短縮につながったのだと思っております。

災害が起きて10年後の人口減少を見込んでのインフラ整備、環境整備というのは今だからこそ論じることができそうですが、震災・事故当初は非常に難しかったんじゃないかと思っております。それでもスクラップアンドビルドを進めてまいりました。例えば保育所や小学校、中学校の統廃合なども含めて、これまでのありようを見直しながら、復興を進めてきたというところでもあります。

次のページをお願いいたします。産業・生業の再生であります。先ほど、宮古市長や南三陸町長からもお話がありましたように、グループ補助金は、小さな企業あるいは事業所においては非常に有効に使わせていただきました。55件の申請に対して42件の採択がありまして、約4億3,000万円もの補助金をいただき事業の再開を進めさせていただきました。グループ補助金の存在はとても大きかったと思います。それから、経済産業省の企業立地補助金はとても魅力的です。この補助金があるがゆえに企業進出が進んだと言っても過言ではないと思っております。それから、福島再生加速化交付金であります、現在、産業の育成、さらには農地の圃場整備、それから、農業施設の整備などに使わせていただい

おり、村にとっては非常にありがたい制度であります。また、現在、新たな産業の育成にも取り組んでおります。写真にありますように、村内にワイナリーを建設してワイン事業を進めてきており、昨年3月に初めて当地のワイナリーで地元産ブドウから醸造されたワインをリリースすることができました。併せて、生食用のブドウやイチゴの栽培も始めており、震災前にはなかった新たな産業にも今、取り組んでいるところです。

課題は森林整備です。これまで、なかなか線量の高い森には入ることができませんでしたので、これから福島森林再生事業などを通して森林整備を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ財源の確保、事業の継続をお願いしたいと思います。

続きまして、6ページのほうに移ってください。原子力災害固有の対応であります。1点目にありますように、解除に向けて住民懇談会を進めてまいりました。その中で、補償と賠償が解除時期とリンクすることによってなかなか住民の理解を得られなかったという部分もありました。それから、20キロの内・外による賠償金額の多寡によって、同じ行政区でありながら分断されて、住民感情も複雑になってしまったというようなことが起きております。今回、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第五次追補の中で20キロの賠償額あるいは20キロから外の賠償額が示されましたが、また同じようなあつれきが生じないかということは今、危惧しているところでもあります。

復興の違いはある中で、その地域に寄り添った長期的な支援が必要かと思えます。特に沿岸部の自治体においては、解除されて間もないというところもありますので、やはり時間的な猶予の必要性を感じております。それから、避難期間が長ければ長くなるほど、戻るという選択肢が少なくなってきたというのも現実です。

次のページに移ってください。協働と継承です。国、それから、県、そして、県外の自治体からの応援職員の支援は、復興を進めていく上で非常に助かりました。ルーチン業務をこなしながら復興事業を進めていくにはマンパワー不足もあり大変でした。そのような中で、応援職員の派遣は大きな戦力となりました。また、NPOや大学等による支援もとても感謝しております。特に専門的な知識を必要とするリスクミなどにおいては、大学の支援に助けられてきました。

それから、アーカイブ、記録や記憶をやはり取っておくべき、必要だったなと感じておりますが、当時は避難、それから、帰還ということに注力していて、なかなかそこまでエネルギーを回すことができなかつたと感じております。やはり国あるいは県が中心的にアーカイブ施設などを整備していくことが必要かと思っております。近年、沿岸部においても

同じような施設が散見されるようで、そういう面ではバッティングする施設になりつつあるのではないかなと危惧をしております。

次のページをお願いいたします。復興を支える仕組みということです。復興庁の役割は、山本市長、佐藤町長のお話があったとおり復興庁は我々にとって大きな支援をしていただき、非常に感謝しております。総合的な調整役だけではなくて、それぞれの自治体が抱えている課題を一元化して、必要に応じ、それぞれの関係省庁に振っていくというような作業が行われたらと思っております。しかし一方で、ワンストップというような売りの部分が、事業によっては関係省庁の意向が前面に出て、事業採択や実施までに少し時間がかかったということも感じてまいりました。

それから、震災復興特別交付税や福島再生加速化交付金がこれまでの復興において非常に大きなエンジンとなって整備を進めていきましたが、将来、整備してきた施設の維持管理をどうしていくか、財源的な懸念も生じてくるのかなと思っております。4つ目の丸に書いてありますが、将来、全体的な最適の視点で考えていかなければいけない場面も出てくるのかなと考えております。そういうときに、復興庁がどのようなコーディネートをしてくれるのか、あるいは自らが考えなければいけないのか、今後非常に悩ましい部分ではないかなと思っております。

最後にですが、もうまさに復興庁、それから、福島復興局、福島総局の役割は非常に大きかったと思っております。将来の災害を想定して、やはり復興庁のような組織の存在は必要かと思っております。ネーミングは分かりませんが、防災庁とか、そういった組織の必要性を感じております。

以上、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○秋池座長

市町村長の皆様、貴重な御意見、御発表ありがとうございました。

ここで、渡辺大臣は公務のため退席されますが、その前に大臣から改めて一言おありでしたらお願いいたします。

○渡辺大臣

今日は、岩手県宮古の市長さん、そして、南三陸町の佐藤町長さん、そして、現在今お話しいただきました川内村の遠藤村長さん、本当にお忙しい中お越しいただいて、今いろ

いろいろお話を聞かせていただきました。やはり現場で様々な課題がある。そしてまた、評価するものがある。やはり現場で陣頭指揮を執った首長さんの気持ちというのは、私、痛いほどよく分かるわけであります。しっかりと復興庁としても、この10年間で冷静に振り返って、これからの状況をどのような形で発信していくか、ぜひとも秋池座長さんを中心として有識者の皆さん方に取りまとめをしていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○秋池座長

大臣はここで御退席なさいます。

○渡辺大臣

では、よろしくどうぞ。

(渡辺大臣退室)

○秋池座長

それでは、ただいまの発表内容を踏まえまして、意見交換の時間を取らせていただきます。委員の皆様、よろしく願いいたします。

お願いいたします、大西委員。

○大西委員

大西です。どうもありがとうございました。何人かの御発表者の中から、原状復旧とか原形復旧の問題というのが、特にお二人、市長さん、町長さんから出ましたが、一方で創造的復興という言葉もこの震災の復興に関しては生まれてきて、津波被害なので、元のおり復旧するというと、また災害に遭うおそれがあるということで、何らか災害対策のレベルを上げた格好で復旧する、復興するということが当然必要になるわけです。

そういう考えからすれば、原状復旧とか原形復旧という言葉とは矛盾するとか、そうでない格好の復興が必要だということになると思うのですが、この辺り、現場で御対応されていて、一方で、税金を使うのだからこういう範囲だという考え方も伝統的にあったのだらうと思うのですが、それとの戦いとかやり取りの中で、どういうふうに制度を整理していくと、今後こういう問題をよりスムーズにクリアできるのか。今後もこういう

課題が続いていく、日本の中ではあり得ると思います。防集もそうですし、災害危険地域もあると思うので。その辺りについて、これ、原形復旧とか原状復旧をお出しになったのは山本さんと佐藤さんですので、一言ずつお伺いできればと思います。

○秋池座長

それでは、山本市長からお願いします。

○宮古市（山本市長）

多分、災害時の原形復旧の考え方のなかに、津波災害はなかったのではないかと思うのです。佐藤町長もおっしゃったように、危険なところ、とてもではないが原形復旧ができないような場所があるわけです。この際、津波災害の場合に原形復旧という考え方を変えなければならぬのではないかなと思っています。

宮古市の場合、田老地区の野球場が海のそばにありました。今その場所は防潮堤が出来ていますが、海のそばにあるのをそのまま原形復旧するというのは難しいわけです。県との協議時には、県は原形復旧の姿勢のままでしたので、私自身が文科省にかけ合って状況を説明し、位置を変えて復旧することができました。佐藤町長がおっしゃるように、事業の大きさにより時間がかかりますので、その辺を柔軟に対応できるようにしておくべきではないかなと思っています。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、佐藤町長、お願いします。

○南三陸町（佐藤町長）

私の感想ですが、原形復旧という言葉と、それから、創造的復興という言葉が、適宜、言葉遊びに使われたと私はそう思っています。確かに原形復旧ということになると、基本的にはここにあったのだからこう造りなさい、この大きさだからこう造りなさいというのは、それは私は今後の災害を考えたときにあってはならないのかなと思っています。基本的に私は、言葉が適切かどうか分かりませんが、創造的復興という方向性で今後の復旧に当たるべきであると思っています。

というのは何かというと、当初マスコミ皆さんは、創造的復興という言葉を使うと、前

より過大に造ったとか、前よりもっと立派に造ったとか、言葉は悪いですが、焼け太りではないかというような言葉まで使われました。決してそうではないのです。ですから、うちは、創造的復興という言葉の中にあるのは、廃止をする、やめる、それから、縮小するということが創造的復興だということをずっと言ってきたのです。ですから、私は、ある意味、これからの災害の復旧・復興に当たっては、私は創造的復興という言葉を使ったほうが、むしろそれぞれの自治体の実態に見合った復旧の在り方があるのかなと思います。

私はずっと講演などに頼まれて行ったときに必ず言うのは、事前復興しましょうよという話を言います。災害を想定して、人口減少なので、こういう施設はこことここを一緒に合築してしまうとか、ここは縮小しましょうと。それをやらないと、復興のスピードと財源ばかりかかってしまいますという、そういうお話をさせていただくのです。そこはやはり創造的復興という言葉を使ったほうが、私はこれからはふさわしいのではないのかと思っています。

○大西委員

ありがとうございました。

○秋池座長

大西委員よろしいですか。

○大西委員

はい、ありがとうございました。

○秋池座長

それでは、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

ありがとうございました。せっかくの機会ですので、皆様に少し御質問させていただければと思っております。

まず、山本市長様ですが、ページ3のところで、復興基金が被災者支援に大いに役立つ

たというお話があります。こちらは交付金などと違って、この基金のこういった点が具体的に役に立たれたのかを教えていただきたいのが1点です。

それから、2点目が、4ページで時間との競争によりまちづくりを進めたため、後の気づきがあったと書かれています。復興のフレームが10年の中で、いろいろとフレームがあったことでよかった面もあるし、あったことによって急かされてしまったという両方の声を聞くものですから、この復興のフレームに関してどうあるべきだったのかということで御意見をいただきたいのが2点になります。

先に御質問だけ申し上げます。南三陸町の佐藤町長には簡単に2点ございます。まず、ページ5の協働と継承のところで、自治体派遣職員に応援いただき感謝しているということで、この自治体派遣職員は皆様大変大事だったというふうにお話しされていますが、逆に今後の災害でもこういった活用する上で何か課題がございましたらば、いただきたいというのが1点になります。

それから、幾つか戻りますが、2の住まいとまちの復興でも、事前に検討すること、いわゆる事前復興が大事だということをお話しいただいております。これに関して国も今進めつつあると理解していますが、自治体の立場から、この事前復興をより進めるために何か国に対して期待されることがあれば伺いたいというのが2点になります。

そして、川内村の遠藤村長に伺いたいのも簡単に2点ございます。まず7ページの5番の協働と継承、こちらでNPOが複数年を見越した経済的な活動の約束手ができないことで活動を制約した面もあったとお話しいただきました。この辺りで、例えば復興基金などを活用すると複数年やることも制度的に可能ではあったかと思いますが、何か今回の復興のスキームの中でNPOの活動を制約せざるを得なかった点について、こういった点が課題だったのかを伺いたいのが1点です。

そして、8ページのところで、これは先ほどと共通していますが、復興のみならず事業を進めていくに当たり、期限の定めが必要とお話しいただいております。ここもある種のフレームをどう考えるかということで同じ質問ですが、やはり定めを国などがある程度定めていくことが重要か、何かその辺りでお考えあれば聞かせていただきたいと思っております。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございます。それでは、順番によろしいでしょうか。山本市長、お願いします。

○宮古市（山本市長）

はじめに、復興基金は、国の制度、県の制度がありますが、市の独自の制度、例えば住宅を建設するときのかさ上げ支援などに関して、宮古市の実態に合ったような、状況を見て、国、県の制度では足りない部分に使うことができました。自分たちの判断でもって再建なり、あるいは復旧・復興が進むような部分に使えたというのは非常に大きかったと感じています。市町村ごとに状況が違います。一定の支援を行うことで、再建のスピードを上げ恒久の住まいを確保することなど非常に役立ったと思っています。

事業全体としては、まずは、早期の復旧につなげたい。住まい、仕事、安全な場所を、早期に確保したいという思いがあります。復旧が長引くと、人口減少、ほかの地域に、被災しない地域に移る人たちが増えてきます。宮古市では、田老地区が一番大きな被害となりました。田老地区から宮古市内に移るのは市の人口減少にはならないのですが、盛岡市や内陸部に移り住むケースが見られました。可能な限り復旧のスピードを上げて、人口減少に歯止めをかけるという思いのもと取り組んではきましたが、急ぐなかでも、例えばもう少しじっくり考えながら産業の構築をすればよかったなという反省もありました。その辺のバランスがなかなか難しいのかなと感じています。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、佐藤町長、お願いします。

○南三陸町（佐藤町長）

経緯から少しお話ししますが、震災があって、うちは職員も大分犠牲になりました。ほとんど職員も少ない中であれだけの大災害から立ち上がらなければならないということで、当初、本当に多くの全国の自治体からとにかく職員の方々が短期派遣で来ました。1週間ごととかでずっと来たのですが、いずれそれが過ぎてくると、今度は中期・長期で派遣職員の方々に来ていただかなければならないのですが、何のこちらのつながりがないのです。

さて、どうするという話になったときに、そうすると、頼ったのは短期で派遣した自治体です。もうお帰りにりましたが、そちらのほうにお願いをして、何とか職員派遣をお

願いますということをやったのですが、これはやはり平等でなかったのは、自治体間格差が結構ありました。ある意味ほぼ100%必要な人数を確保できた自治体もありますし、そうでない自治体もありました。これはやはり復興の姿としてはあってはならないことかなと私は思っています。どこかがやはりそこはコントロールしなければいけないのかなと思います。

私たちが助かったのは、震災の前の年に関西広域連合が結成されたのです。例えば観光とかそういう広域的な課題を一緒にやりましょうということをやったのですが、関西広域連合が一番最初に活動したのが実はこの東日本大震災でした。そのときに、それぞれの関西広域連合に加盟している各県の知事さんたちでいろいろお話をさせていただいたのですが、とにかく各県、加盟しているところ、いわゆる岩手、宮城、福島にどこに行くのだと。うち、宮城県には兵庫と鳥取と徳島でした。兵庫の市と、それから、鳥取の町村は、南三陸に入ってくださいました。そういう意味においては助かりましたが、多分、今後そういうスキームみたいなものをつくっておかないと、自治体の首長さんが直接職員を確保するというのは、あれだけ大災害を被って、出ていくのも何もできない状況の中で職員を確保するというのは非常に至難の業だと私は経験して思いました。ですから、ぜひそういう、国主導だと思いますが、そこでどういうふうな職員の派遣のスキームをつくるのかということについて考えていく必要があるのだろうと思っています。

ただ、難しいのは、どの場所でどういう災害が起きるか。例えば南海トラフになりますと、関東から九州までということになりますので、それぞれどこにどう派遣できるのか、カウンターパートでやれるのかということになると非常に難しい部分はあると思いますが、しかしながら、そこは知恵を出し合いながら、被災した自治体が何とか困らないようにしてやるというのが必要ではないのかと思っています。

それから、事前復興の関係です。これは数年前に国土交通省のほうから事前復興というのが出てきた。今村先生、そうでしたね。ちょうどその頃私も、事前復興という言葉でNHKか何かに出たときにお話しさせていただいたのですが、基本、一番大事なのは、先ほど言いましたが、やはり復興の財源をいかに少なく使うかということと、それから、復興のスピードをどう上げていくかということです。どれぐらいの災害が起きるという想定をする、それにどのように事前復興計画をつくるかということが大事ですが、これを国としてもっと全国の自治体にそういう働きかけというものを、国土交通省でポンと言いましたが、それ以外、別にあまりないのです。そこはもう少し強く働きかけておいたほうがいい

のかなと思います。とにかく、地震だけでさえ、千島海溝、日本海溝、それから、南海トラフ、東京直下、それだけでもそんなに想定されている中ですから、やはり事前にその辺の、国として旗振り役として頑張っていたいただきたいと私は思います。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、遠藤村長、お願いします。

○川内村（遠藤村長）

藤沢さんからの御質問ですが、1点目はNPOの活動が制約されたのかということですが、まずNPOの存在は非常に大きかったのですが、なかなかそれを読み解く能力といたしますか、そういった時間とマンパワー不足もあったという自分たちの問題でもあるのかなと思います。

具体的に言いますと、例えば電子カルテを使った医療連携というようなことが提案をされました。当然、単年度では難しい。しかし、電子カルテを導入して間もない我々にとって、それを今後、医療連携、例えば、川内村では内科と歯科の常勤医師はおりますが、そのほかの医師は常勤体制ではない中、提案があった小児科とか産科とかというような診療科の連携を具現化していくためにはどうしたらいいのかというようなことを、あの当時、先を見ながら考えられていたかといふとなかなか難しかったと思っております。

もう一つは、ICTを利用した安否確認というようなこと、これもシステムとして今後どうしていくか。あの当時、なかなか僕たちもそのイメージがつかめなかったということもありますが、こういった長期的な課題においては、財政フレームが単年度である行政の事業での議論だとなかなか結論が出なかったかなと思っております。そういう面では、制約したというか、制約された感があるのかなとは感じております。

2つ目の10年のフレームですが、これは必要だと思います。期限のない目標や夢はかなわないと思っていますので、きちんと10年なら10年と期限を切るということは必要だと思います。しかし、期限が定められているということがあまりにも強烈なメッセージになると、本来ならばもう少し時間をかけて合意形成が必要だったということのような場面も出てしまうのかなと思います。時間の制約を意識しての合意形成に、あるいは中身をしっかりと議論しないで物が造られたり、前に進まざるを得なかった、というようなこともあったかな、と思っております。そこはデメリットの部分かなと感じています。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、田村委員、お願いします。

○田村委員

山本市長は「復興まちづくりにあたって飛び飛びの土地を先におけばよかった」、佐藤町長は「被災者に他市町村で仮住まいしてもらったら戻ってこなかった」、遠藤村長は「帰還と整備のどちらを先に進めるかというのは課題だった」というお話をお聞きし、お三方に高い問題意識と経験をふまえたノウハウがあるとお聞きしました。

では、将来の被災地にその知見をどう継承していくかということになると、皆様から「制度を学んでおかなければいけない」「応援職員等人的要員を確保する」については異口同音に重要とお聞きしました。他に何を学んでおけば、将来の被災地は復興がうまくいくのでしょうか。そういったところをぜひ御教示いただければと思うのですが、難し過ぎますでしょうか。

○秋池座長

そうしましたら、恐れ入ります、お時間も限られているのですが、一言ずつお願いしてもよろしゅうございますか。では、山本市長から。

○宮古市（山本市長）

先ほど私が言ったのは、防災集団移転をした元地において、買えなかった土地が虫食い状況にあります。これは岩手県の沿岸全てでそのようなところが多いです。そういう課題がありますので、被災したときに、この防集元地を全部買えないのかと。逆に言うと、防集元地も土地区画整理事業をして土地をまとめることができないのだろうか。そうすると、危険区域になるわけですが、その後の利活用も非常にやりやすくなるのではないかなと考えています。今時点でも、12年たった今でも買い上げた市有地が点在した状態です。なかなか土地を使える状況にはありませんので、利活用に苦労しています。できればそこを上手に整理できて、土地の利活用につなげることができればと思っています。

○秋池座長

ありがとうございます。佐藤町長、お願いします。

○南三陸町（佐藤町長）

難し過ぎます。大体、災害というのは、我々は今、津波ですが、津波、土砂災害、台風、大雨、もう様々な災害がありますので、そこにアドバイスといいますか、こうすればというというのは、なかなかこれというのはすごく難しいと思います。

ただ、ずっと思っていることが一つあります。防災省をつくったらどうですかと。

というのは、復興庁の皆さんは、各省庁からの派遣で、出向でおいでになっています。では、何でこういう思いを持ったかというのは、震災から3年か4年たった頃に復興庁の職員の方に、「町長ね、震災のときの派遣になっていた職員の方々は、それぞれの出身の省庁のほうに戻って、もうほとんどいなくなったよ」というお話を聞いたときに、これは知見とか経験とかそういうものというのは、やはりそろっている組織がないと、72時間という、ある意味そういう中での人命救助等を含めて、これは肌感覚で知っている人がいないと駄目ではないのかなという思いがあって、内閣府でやるといっても、基本、そのときの総理、総裁が防災にしっかりリーダーシップを取れる人か、そうでないのかというのは、神のみぞ知るです。ですから、実際に内閣総理大臣が指示を出さなくても、防災省の大臣がちゃんと知見を持った職員の方々と共にいち早く動ける体制をつくるということが大事なのかなと経験上私は思っています。

○秋池座長

ありがとうございます。遠藤村長、お願いします。

○川内村（遠藤村長）

2つあると思います。一つは、双葉郡は8か町村ありますが、それぞれ戻るためのいろいろな整備を進めてきました。しかし、気づいたら、8か町村、同じものが8つそろうというような現状もあります。ひょっとしたら、限られたマーケットの中で今後スクラップが始まっていくということが十分想定されるのではないかと。こういったコントロール、コーディネートは誰がするのか。ここは、多分、首長同士ではなかなか難しいと思います。そ

れは、お医者さんがいなければ診療所をつくりましょう、買物ができないところには戻れないと言いますから商業施設や道の駅を造りますよと。こういったものを全体的にコントロールする、全体最適を考える組織といいますか、今回の東日本大震災を経験した上で、今後の災害についてはやはり考えておくべき一つかなと思います。

2つ目は教育だと思います。震災・事故当時、放射能って何？と聞かれても、なかなかストレートに子供たちに伝えることができませんでした。私自身も放射能の単位はレントゲンぐらいしか知らなくて、あの当時、ベクレルとかシーベルトとかいうのは初めて聞いたような単位だったのです。こういう状況でしたので子供たちも当然知らなかったと思います。そのような知らないということがどれだけ人々を不安に陥れていくか。学校教育とは言いませんが、子供たちに教育する環境や場が今後必要ではないかと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。いかがですか。お願いします。

○今村委員

私から1点質問させていただきたいと思います。本日の御発表で、フレームごと、ステージごとの変化の対応というのが具体的に分かりました。今回お話になかった、なれなかったかもしれないのですが、例えば我々が失ったものが幾つかあります。人、土地等ありますが、実は歴史・文化とか様々な営み（生活や民俗）もそうではないかなと思います。今後、このような民俗も含めてどのように対応したらいいのか。これは一つの今後のポイントになるかと思いますが、特に山本市長、また、佐藤町長から一言ずついただければ幸いです。

○秋池座長

ありがとうございます。もう1つ議事がございますものですから、もし増田座長代理ありでしたら。よろしいですか。

それでは、まず山本市長、お願いします。

○宮古市（山本市長）

現在、今村先生と一緒に取り組んでいます。アーカイブなどを使って、失ってはいけないもの、そういうものをしっかり保存していくというのは非常に大事だと思います。今回初めて、明治以降の津波に関して資料、状況を集めて保存する。それから、民俗的なもの、文化等も災害等によって失われないようにするためにまとめようということで取り組みを始めたところであります。少し遅きに失したかもしれませんが、それでも気がついたときに取り組んでいきたいと考えています。

○秋池座長

ありがとうございます。では、佐藤町長。

○南三陸町（佐藤町長）

では、手短に。復興計画をつくる時に、復興計画の委員の皆さんにお願いしたのは、町の郷土、文化、風土、これをしっかりと次の世代に継承するような、そういう復興計画をつくりましょうというお願いをしました。実は10年たって私が非常に懸念しているのは、郷土芸能です。要するに、担い手、踊り手がいなくなっているのです。それで途絶えているのです。なかなか郷土芸能というのは1回途絶えてしまうと次の世代につなぐということが非常に難しいです。私が懸念しているのは、こういった郷土芸能、昔からこの地域に伝わってきたお神楽とかそういうものがなくなってきたというのが、私は非常に残念というか、危機感だと思っています。

○秋池座長

どうもありがとうございました。それでは、議事の3に移らせていただきます。市町村長の皆様、本当にありがとうございました。

3つ目の議事ですが、振り返りの本文素案について、復興庁から説明をお願いします。

○岡本審議官

それでは、資料6と、資料7はこの分厚いファイルでございますが、こちらの分厚いファイルを一枚一枚というわけにはいきませんので、資料6のほうでその概略版を今作成してございます。本文素案のポイントということで、こちらを中心に御説明をさせていただきます。

基本的な構成は、おめくりいただいて2ページ目ですが、本文各章の大項目ごとに1枚ずつ、経緯とか概要あるいは主な評価・教訓の整理をしております。評価・教訓については、オレンジ色の枠囲いがございますが、本有識者会議でいただいた御意見のほか、これは令和元年に実施した復興推進委員会の総括ワーキングでの評価なども適宜反映させていただいております。以下の資料6の説明については、このオレンジの部分をもっと簡潔にポイントだけ説明をさせていただきます。

2ページ目の基本法に基づく措置でございますが、あるべき復興の姿から見た評価がなされていなかったとか、あるいは被災者の主観を客観的に計測すべき、それから、初動対応が市町村のキャパシティを超えてボトルネックとなったのではないかと、それから、10年間の期限の是非といったことについて記述を整理してございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目、組織体制でございます。復興庁のワンストップ機能、あるいは市町村の不満の受皿として復興庁の存在意義というのは一定の評価がある一方で、設置のタイミングが遅かったのではないかと、あるいは復興について平時から検討する組織が必要と、今、御議論いただきましたが、そういった御意見があったことを整理してございます。

それから、4ページ目でございます。法制度の関係です。東日本大震災を契機といたしまして、恒久法として様々な法制度が制度化されたもの、それから、その後、法改正につながったものがあるということを整理させていただいております。

5ページ目、特区制度の関係でございます。まちづくりの計画の自由度が特区制度によって高まったこと、あるいは利子補給制度のようなことで新規雇用創出に効果を持ったということのほか、特例の内容によりましては、関係機関の調整あるいは事務総量にあまり大きな変化はなかったのではないかとといった御指摘も整理してございます。

6ページ目、予算と税の関係でございます。財源フレームの下、復興事業に安心して取り組むことが可能になったという評価の一方で、自治体と国の裁量の範囲の在り方や事業が課題になったのではないかと、あるいは基金は財団方式のほうが柔軟性があるのではといった御意見を整理しております。

7ページ目でございます。復興交付金、効果促進事業の弾力的運用が効果的だったという評価のほか、国が方針を定める部分と、それから、自治体の裁量範囲、これをあらかじめ議論すべきではないかとといった御意見も整理してございます。

8ページ目、まちづくり、復興の加速化の関係でございます。取組を契機にこちらも順

次、法整備が進んでいること、それから、ノウハウのさらなる継承が必要であるといった点を整理してございます。

9ページ目、「新しい東北」の取組でございます。地域課題の解決あるいは産業再生につながる事例が創出される一方で、団体の自走を促すために行政の関与をどこまで行うべきかといったような意見について整理をしてございます。

10ページ目、被災者支援の関係です。人のつながりを対象としたことは画期的であるという評価の一方で、効果測定の客観的指標あるいは状態目標の設定などの課題があるといった御意見を整理させていただいております。

それから、11ページ目、まちづくりの関係でございます。人口の将来推計を取り込んだ復興事前準備の必要性、あるいは小規模集落の持続可能な維持の方法についての御意見を整理してございます。

12ページ目、個別のインフラ事業でございます。事業手法の工夫を通じて迅速な応急復旧、あるいは地域経済、農業経営の安定化への寄与などがあつたことを指摘し、整理してございます。

それから、13ページ目、産業・生業の再生でございます。企業活動が震災前水準回復につながる一方で、過剰な設備投資にならないよう、適正規模での復旧支援体制が重要という指摘とか、あるいは産業面でも、復興の事前準備が必要であるといったような御意見を整理させていただいております。

14ページ目、原子力災害の関係でございます。こちらは着実に取組が前進している一方で、なお多くの課題が継続しているということで、どのような課題が残っているか、国、東電の責任関係、役割を含めて整理すべきとの御指摘や、解除のタイミング、それから、居住率・帰還率との関係についての御指摘を整理させていただいております。

15ページ目、ボランティア・NPO等の連携の関係でございます。個人から団体・企業レベルに広がりを見せたことについての評価、あるいは中間支援組織の役割、それから、本日も議論いただきました自治体間の応援職員の貢献などについて整理しております。

16ページ目、記憶・教訓の伝承の関係でございます。国立国会図書館のデジタルアーカイブ「ひなぎく」への評価、あるいは市町村と県のそれぞれ伝承における役割分担、それから、コンテンツの全体像を復興庁で整理をし、レファレンス機能を整備したらどうかという御指摘、伝承活動の実態把握などについてさらに進めるべきといった御意見を整理させていただいております。

本日冒頭御説明した資料1のアンケート結果とか、あるいは本日各首長さんからいただきました御意見なども今後反映をさせながら、さらに全体の本文についてブラッシュアップを図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○秋池座長

御説明ありがとうございました。それでは、自由討論に入りたいと思います。五十音順に伺いたく存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、今村委員よりよろしく願いいたします。

○今村委員

ありがとうございます。今の資料6の中で、さらに強化されたほうがいだろうという点2点と、その他として1点述べさせていただきたいと思います。

まずは15ページでございます、また、本日も話題に上がりました派遣職員、また、応援職員、これについては非常に重要であったと、本日再認識できました。これは確かでございますが、やはり課題もあつたらうと思います。短期と、あと、中長期、コーディネーションでの課題、これをぜひ明記していただきたいと思います。

あとは、16ページでございます。これは先ほど実は質問させていただいたのですが、震災後の記録だけではなくて、震災前からのその土地の歴史文化、民俗、有形・無形文化財、こちらをきちんと保存するということが不可欠であるかと思っております。

最後、その他でございますが、先日のトルコ地震、また振り返るに、ネパール地震、また、インドネシア等での地震・津波がございましたが、特に初期の段階、各国の支援合戦がありまして現場または担当レベルでも混乱があり調整が非常に難しかったと報告されています。これは3.11も少なからずあつたのではないかと思います。今後も国内のみならず国外においても、このような課題をどう支援するのか。これはまさに我々の3.11の経験・教訓をぜひつないでいただく必要があるかなと思っております。今後も、ただ単に支援側の、自分たちがやりたいことを主張するような支援にならないように、我々日本から主張できればと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。次に、大西委員、お願いします。

○大西委員

資料8にメモがありますので、ざっと御覧いただきながらお聞きいただければと存じます。これは、全体がかなり大部なので、今日説明していただいた主なポイントという資料の中の特に主な評価・教訓という箇所に関連してコメントしています。5点あります。

一つは、これは本文もそういうことが言えると思うのですが、外部などの評価や意見を引用した記述があるわけですが、参照した意見の出所あるいは根拠を示したほうがいいということでもあります。特に有識者会議における意見で多数の賛同を得たと思われるものについては、有識者会議における意見として記述するということもあり得ると思うので、そういう整理をしていただきたいと思います。

2点目は、今ほど今村委員もおっしゃった点であります。地方自治体、諸団体あるいは個人によるボランティア活動の役割は、復興に大きな貢献をしたと思うわけですが、これについて、私は、第2章にあります。組織体制、そこでも書くべきことかなと。これは8章で記述されているわけですが、その辺も含めて、復興庁がその組織化にどういう役割を果たしたのかを含めて評価を行って、先ほども御指摘がありましたが、今後、支援をよりスムーズに行えるようにするためにどういう教訓が得られるのか、一つの重要な点ではないかと思えます。

それから、3番目は、予算については、復興交付金はじめとしていろいろ書かれて、その役割、貢献について書かれておりますが、予算を裏づける財源についての記述があまりないのかなと。復興のための増税、これは所得税を含めて制度化されたことは復興事業の大きな下支えというか推進力になったわけです。今日の資料にも、円グラフは、使う側、支出についての整理はあるのですが、財源については整理されていないと思えますので、その財源についても言及する必要があるというのが3点目です。

それから、4点目は、今日の御発言の中にもありましたが、事業が場合によっては過大になったという指摘が様々行われてきました。これはなかなか時系列的にたどっていくと、どの時点でどういうことをすれば過大になるのを防げるのかというのはかなり難しい議論だとは思いますが、復興・復旧を適正な事業規模とするのにどういう方法があり得たのか、これを考察して今後の教訓とする、何らかの制度の中に盛り込んでいくということが必要な

のではないかと。

それから、5点目は創造的復興ということです。これはある意味で今日御報告いただいた資料の中には書かれていないことかもしれませんが、復興事業が進んでもなお自然災害の被害が想定される地域がある。南三陸では幸いにそうしたことがあまりなかったということではありますが、その後の被害想定などでこれだけ対策をしてもまだ被害が起り得るということは、ある意味で深刻な問題でもあるかもしれません。しかし、そこは避難という側面に対応するということが重要になってくるのかもしれませんので、今後の大規模自然災害に対して強靱性や復元力を持った地域をどうつくっていくのかということと言及していく必要があるのではないかと思います。

以上であります。

○秋池座長

ありがとうございました。続いて、田村委員、お願いします。

○田村委員

資料1の市町村調査は非常によい調査をされていると考えます。3ページ目に結果一覧がありますが、「Q1-1：被災者支援制度」と「Q5-1：応援職員の受入れ」と「Q6-1：復興庁・復興局の役割」については、三県どこの市町村も非常に評価が高くなっています。逆に低くなっているのが「原発についての2つの質問項目」と「6-3：(逆項目ですのでイエスが多くなっていますが) 公共施設の維持管理の財源がどう続くか」ということがマイナス評価になっています。評価が分かれているのが「Q2-2 生活再建と復興計画とのスピード」と「Q6-2：復興期間を10年とあらかじめ設定したことの評価」でした。

1つ目ですが「復興施策のとりまとめ」をされる際には、被災地内外の評価も重要なポイントかと存じますので、ぜひ評価の高かったところは復興の試みを褒め、評価の低かったところは課題として示し、そして、評価が分かれているところについては今後も議論をしていくということでまとめていただき、「復興施策のとりまとめ」の中で、もしくは併せて発信することを検討いただきたいと思います。

2つ目、そうなってくると気になるのが「Q2-2 生活再建と復興計画とのスピード」ですが、市町村のほうでは復興計画をある一定の時間をかけて作成する、作成した復興計画

の中で、(復興庁がいままとめようとしている施策の中にある)復興まちづくり、生活再建等々、について、入れこんでおられることが、一般的であることをふまえると、県や市町村が作成した復興計画等と「とりまとめに記載のある復興施策」がどのような関係性であったのかを整理いただいた記載がないと、将来の被災自治体が復興計画を作ろうとする際に、報告書の中のどこを見たらよいのか分からない、という点です。その辺り、とりまとめの中で配慮していただく必要があると感じます。また「戦略的に取り組む創造的復興V S原型復旧」等の議論もありましたが、その復興をいかに戦略的に進めるか、そのためにどのような施策を被災行政の裁量で工夫ができるかについて、とりまとめの中で、どこかに格納するページを作っていただく必要があるのではないかと考えます。

3つ目につきましては、復興庁の調整機能について、本日プレゼンされた首長、アンケートに回答のあった市町村、皆さんすごく褒めておられます。反面、一般の人にとっては、復興庁の機能というのが、理解しにくいのも事実か大きく分けると「調整機能」「実施機能」があると認識していますが、各省庁と被災自治体の調整におけるバランスの取り方や、実際の仕事の流れがよく分からないところもあって、その辺りについてもとりまとめ中で御記載いただければよいと考えます。その中で、県の果たした役割、市町村の果たした役割、関係機関の果たした役割、復興庁がかなめの機関としてどのように機能したのか等の全体像をもう少しかみ砕いて書いていただけると、今後の自治体の皆さんへの一助になるのではないかと思います。

○秋池座長

ありがとうございました。藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

私も資料9を用意させていただきました。簡潔にコメントしていきます。

私のほうは、別の資料5のこれまでの意見についてということに対応して書かせていただいております。1つ目が、資料5のNo. 3というのが1枚目にありまして、6つぐらい、ある程度総論を設けたらいいのではないかとということで、今回資料、これはちょっとページが間違っていますが、資料7の2-64にちょうど6つうまくまとめていただいていると思います。細かくは申し上げませんが、せっかくこれ、有識者委員の中で特に出てきた議論を中心にこの2-64のところにまとめていただき、非常にいい内容を入れていただいた

のかなと思いますので、名称をこんなふうにしてはどうかなどと書かせていただいています。改めて整理いただき特出していただくのかなと思っております。

幾つか申し上げますと、2番の復興政策のフレーム、これは非常に今日も3市町村の皆さんからもいただいて大変いい議論ができたのかなと思っております。フレームはやはり意義があるということはあったのだが、どうしてもいろいろと課題があるということで、この辺りの、フレームは必要だが、どう個別ケースに柔軟に対応できるかと、そういったことをうまく入れていただく必要あるのかなと思っております。ハードはよいが、ソフトは駄目なども市町村からもあったと思います。

それから、3番目も近いですね。どうスピードを考えていくかということで、なかなか復興のスピードをどうするかというのは地元から設定し難いのかなと感じております。国や広域自治体から復興の時間軸を、テーマや地域によっても違うと思うのですが、その辺りを示して被災者に可視化していかないと、帰還だったり再建意向につながらないと感じていますので、この辺りは大変大事な議論かなと思っております。

それから、4番目の事前復興の話は、今日は佐藤町長からもお話いただきました。この辺り、国交省かと思いますが、推進しておられますので、その辺りの必要性、ポイントにも書いていただいています。やはり大事だと感じております。

それから、(6)のところ。やはり今日もあったのが、個々の被災自治体やるのだが、それを越えた広域での取組が必要だということが大分あったと思います。例えば職員派遣に関しても国がコントロールすべきではないとか、あるいは遠藤村長は帰られました。市町村だけではなくて少し全体最適を考える、コントロールできる組織が必要ではないかということ強調されておられました。福島の村長さんから言われたのは大変大きかったのかなと思います。その辺りは何らか明記が必要かなと感じたところです。

続いて、No.10です。10では、これはせっかくいい議論されているのですが、これの発信を工夫いただきたいということをお願いして、今検討いただいているところだと思えます。幾つかポイントだけまとめていますが、まずは先ほどの復興政策の課題と教訓の6つのようなもの、この辺りは何らか特出して資料6などにも入れていただいてもいいのかなと感じたのが1点です。

それから、ウェブサイトなどへの発信など、ここもぜひ工夫いただきたい。

それから、どうしてもウェブサイト上は、PDFで載せるとなかなか検索で引っかからないということが起きますので、いろいろテキストでも載せ、検索をしてもしっかり見え

るようにしていただきたいと思っております私も復興の支援をやっていましたが、今はもうないのですが、内閣府が当時用意していた阪神大震災の教訓、それを見て復興支援を固めることができたのですが、そういったようなことができないのかなと感じております。

そのほか、メディアでも、いろいろプレスリリースはされるのだと思うのですが、加えて、もう少し幅広く国民の方にしていただくように、メディアとの連携などもぜひ検討いただきたい。

あるいは、図書館の流通、そうしたことも考えていただきたいと思っております。

あとは、最後の47、49とあるところは、資料6の主なポイントに関連するところですが、改めて強調で、NPOについてなかなか単年度主義で難しかったという点、あるいは人材に関して国がもう少し踏み込んで何か制度をつくってはどうかという話もあったと思いますので、この辺りはいい点だけでなく、今後の課題・教訓としてポイントの中あるいは本文のほうにも入れていただくといいのかなと思いました。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、増田座長代理、お願いいたします。

○増田座長代理

まず、大変大部な資料をまとめていただきましたので、事務局のほうにまず初めに感謝を申し上げたい。大変よくまとめてきていただいていると思います。

その上で、特に第2章の第1節の最後の辺りが、かなりエッセンスというか肝になっているのではないかと思います。その辺りについての吟味はまた次回もあると思いますが、一つは、先ほど大西先生がおっしゃったように、こういう意見もあった、こういう意見もあったという記述があるのですが、可能な限り、その意見の出所みたいなものを書いていただくと、今後にとって大変有益、示唆に富むものになるのではないかと。これが1点です。

それから、2つ目、今日も例の原形復旧とか創造的復興ということが議論の話題になりました。以前と今回は状況が少し違っているなと思いますのは、以前の災害のときに、やはり交通量なんか比べて、橋の例えば復旧するときに、原形復旧だとキャパが足りない、もっと大きなものをしなければいけないのに原形復旧で抑えられているというのが以前の

議論の大宗だったのではないかと思うのですが、今回は、原形復旧をすると人口減少等でもともと過大だということが、初めてということではないと思いますが、改めて浮き彫りになってきた部分があると思います。

したがって、相当局面が変わってきて、先ほど創造的復興の話もあったのですが、この創造的復興ということについて言いますと、ここはある種、最終的には一人一人の価値のようなものがそこに反映される。まちづくりなどについても、平時においてもまちづくりのいろいろ議論をするときに、どういうまちづくりにするかというのは、やはり意見が食い違うところを時間をかけながら最終的には集約する。その中には最後までやはり御反対の方もいらっしゃるにしても、地域を住みよくするためにこうしようというのが、特にまちなどの復興の場合には通常であります。

かなりやはり創造的復興ということを、災害の後のどうしてもある程度時間が限られ、しかもなかなか冷静になれないときに意見集約するのは非常に難しいと思いますが、それにしても、今回の場合、人口減少等で必ずしも、従来ですと原形復旧というのはかなり形も分かっていますのである種事業がやりやすかった部分があると思いますが、一つはそういった原形復旧だけにとられるのはよくない、もっと柔軟性を持つべきであるということと同時に、やはり客観的な、人口減少等の指標を極力取り入れた、そこで議論をしていくことが今後は必要になってくるのではないかと。

それから、創造的復興のところは非常に評価が難しいと思いますが、産業の復興については、そもそもあの地域が産業的にはなかなか厳しい地域でもございましたし、かなり数字で結果を出しやすいところでもあるので、どうしても復興といっても厳しい結果が出てきてしまう。ただ、地域の復興ということからいいますと、やはり比較対象がコロナ以前に地域はこれだけにぎわいがあったのに、これからこういうふうにさびれていってしまうというような、そういう比較になってしまいがちですが、その辺りをどのように見ていくのか。

それから、心の復興ということで先ほどありましたし、私も、郷土芸能とか祭りとかあるいは地域の神社の何か象徴的なものを復興するというのは、本当に地域に元気をつけるような、無形文化遺産のようなものですが、ということで心の復興ということであれば、産業の復興とは少し違って、多少、一見無駄に見えるようなものであっても、決してそんなことはなくて、それが心の支え、拠り所に確実につながっていくと思いますので、どういふことをどう評価するのかという、そこだけはやはりきちんとしておく必要があるかも

しれません。

極論すると、なかなか復興の評価というのは正解がないかもしれませんが、したがって、何らかの事業をやるときにきちんとPDCAは回して評価をするのですが、その評価軸がそれぞれの場合に適切かどうか、これを厳密に行う必要があると思っております。その点についてやはりこういう報告書の中にもいろいろ記述しておく。例えばマイナス評価についても、どういう観点からいうとマイナス評価なのか、あるいはプラス評価の場合にはどういう場合がいいのかというようなことが分かるような、そんなことが必要ではないかと思った次第であります。

それから、3点目ですが、これが最後ですが、今後、いずれにしても、次に起こるべき大規模災害への教訓といいますか、今回のことが次の迅速な対応の拠り所にしていく必要があると思います。恐らく大規模なものであれば、復興庁のような役割の省庁が必ず中央で必要になってくると思います。もちろん防災省のようなことが恒常的に置かれるというのですと少し事態は変わるかもしれませんが、いずれにしても復興庁のような役割を果たすものが必ず必要になってくると思います。

先ほどお話がございましたが、やはりその点については、ちょうど田村委員も触れておりましたが、復興庁というのは、今、調整と事業実施、大きく言うとそういう2つのことを1つの中で果たしているわけですが、特に事業実施などにつきましては、自治体が行う事業もあれば、他省庁が実際に国の事業として行うところもありますし、他機関が行うときもあります。今の現在の復興庁が、今回のことについて、どういう場面でどういう調整機能を発揮したのか、それから、事業実施に当たってどういうふうに役割分担して行ってきたのか、その辺りを正確に記述することと、そのことが客観的にやりやすさ、やりにくさ、あるいは先ほどのアンケートにあるような自治体から見たときの、例えば時間がかかる、あるいはこういうことで非常に時間が短縮された等をできるだけきちんと記述しておくことが次につながっていくのではないかと思った次第であります。

私からは以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、私から最後に。本日3市町村長の皆様からのお話が大変勉強になりまして、ありがとうございました。ほかの委員の皆様もおっしゃっておられるところではあるので

すが、人口減少や少子高齢化の現実も踏まえたプランをあらかじめよく皆で議論しておくということは大事だと再認識いたしました。山本市長から、全て買い上げてまちづくりしたかったというようなお言葉もありましたが、それに限らず、恐らく同じようなことをほかの市町村も感じるところはあったのかと思います。今、座長代理がおっしゃいましたとおり、計画を作るのはなかなか発災時には難しいということを考えますと、よく事前に考えて、そして、その中の評価の中には、将来的な負担とか、将来住みやすいまちであるということも念頭に置きながら検討していく必要があるのではないかと思います。

フレームについても、川内村長が、期限のない目標や夢はかなわないとおっしゃっておられましたが、フレーム自体は必要だが、一方で検討が不十分になりかねないということも含めて、あらかじめ議論をしておく必要を検討してはどうかと思います。

それから、大西委員の御意見に、支出のみならず財源ということも考える必要があるということがありました。

また、よい面でもルールがあったし、ルールのせいでも随分とその瞬間、手間暇がかかってしまったなというようなこともあったのかもしれない。ルールにはきっとそのルールが存在する意味もあったと思います。その背景がうまく伝わるように、そして、そのルールはどう活用し得るのかということなども議論をしておけるとよいのかと思いました。

最後に繰り返しとなりますが、事前によく考えることの重要性、計画をつくるというだけではなく、佐藤町長がおっしゃっておられましたが、今後の災害のリスクということを考えてときに、どこの市町村と連携するのかというようなことも、リスク分散ではありませんが、地域を分散しておくということなどを、現実的な部分とそうでない部分あるのかと思いますが考えておく、そういったことが大事ではないのかなと思いました。

いずれにしても、事前に考える、備えるということの重要性を改めて本日感じた次第でございます。

取りまとめの中に本日の各委員の御意見がうまく入っていくと良いと思いました。

時間になりました。本日も様々な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。これらを踏まえて、事務局においてこの振り返りの作業を進めるとともに、引き続き、委員の皆様にも御協力をいただきたいと思います。

それでは、本日は以上とさせていただきます。

議事録も作成・公表いたしますので、委員の皆様には内容の確認に御協力をお願いいたします。ありがとうございます。

このほか、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○立岩参事官

今回は、来月の開催を予定しております。詳細な日程については、別途事務局より御連絡させていただきます。

議題については、本日いただいた御意見なども踏まえて、本文の素案を精査した本文案をお示しして御議論いただきたいと思いますと考えております。

なお、本日の資料につきましては、大変分厚くなっておりますので、そのまま机の上に置いてお帰りいただければ、委員の皆様、市町村の皆様には、後日郵送をさせていただきます。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第4回）

議 事 録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第3回）

1. 日 時 令和5年3月23日（木）15：00～16：58
2. 場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
3. 議 事

- （1）民間企業・団体からの発表
- （2）本文案について
- （3）自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

秋池 玲子（座長）	ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表
増田 寛也（座長代理）	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長
今村 文彦（委員）	東北大学災害科学国際研究所 所長
大西 隆（委員）	一般財団法人国土計画協会 会長
田村 圭子（委員）	新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授
藤沢 烈（委員）	一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより第4回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

それでは、秋池座長、お願いいたします。

○秋池座長

改めまして、第4回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。有識者会議は今回で最終回となります。

本会議は、原則公開としており、会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン同時配信による公開を行っております。

机上の配付資料についても、ホームページ上で公表しております。なお、資料6、「振り返り」の本文案につきましては、紙でなくタブレットで配付していますので、必要に応じて御覧ください。

また、議事録については、後日、委員の確認を得た上で公表いたします。

本日の議事は、次第のとおり、まずは、民間企業・団体の方々から御発表いただき、意見交換を行う予定です。このため、3名の方に御出席をいただいております。お忙しいところ御出席くださいますと、どうもありがとうございます。御紹介は後ほどの御発表に合わせてさせていただきます。

その後、本日は振り返りの本文案について復興庁から説明をいただき、自由討論としたいと思います。

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

○秋池座長

それでは、議事1に移りたいと思います。これまで県や市町村など行政の方々の御意見を聞いてまいりましたけれども、今回は民間のお立場で復興支援等に取り組まれた御経験から、その取組や、国の制度等を振り返っての評価、特に反省すべき点や、あるいはこれはよかったという点などもあれば、忌憚なく御発表いただければと思います。将来の大規

模災害に備えて、東日本大震災における国の復興政策について、行政だけでなく民間の立場から見た評価を残しておくことは大変意義があると思います。

意見交換は、全ての発表が終わってから行いたいと思います。

それではまず、株式会社岩手銀行審査部企業財務支援室長、藤元様、よろしくお願いたします。

○岩手銀行（藤元室長）

それでは、岩手銀行の藤元と申します。よろしくお願いたします。

本日は、今回、東日本大震災からの復興10年間の振り返りとして意見を発表させていただく時間を頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。そして、私も被災地の一住民でございまして、行政機関の皆様、多くの民間企業・団体の皆様、それから、ボランティアの皆様から厚い御支援をいただきましたことを改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、資料に従いまして、発表させていただきたいと思います。まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。岩手銀行のプロフィールを簡単に掲示しております。手前どもは岩手県を地盤とする地方銀行でございます。岩手県のほか、宮城県と青森県には複数の店舗を展開しておりますが、震災では岩手と宮城の沿岸部の店舗14か店が被災いたしました。

資料、次のページに参ります。今回は、震災直後に設置いたしました復興再生支援チーム、こちらの活動の振り返りと、金融機関の立場から感じた復興支援の課題等についてお話をさせていただきたいと思います。

まず復興再生支援チームは、2011年5月に審査部の中にある企業財務支援室という組織を母体に、営業推進を担当しておりました2つの部、そちらのほうから要員を派遣いたしまして、本部の横断的なプロジェクトチームということで立ち上がりました。

活動の狙いですが、こちらは、被災地の経営者の悩み、そちらの解決に向けてよき相談相手になるというところから活動しようというものでございました。ですので、まず最初は、現地に赴いて経営者の方々のお話を聞くところから始めてみました。そこで経営者の方々から引き出された悩みは、復興に関する悩みであったり、従業員に関するもの、事業基盤に関するもの、資金調達に関するものといったものが挙げられました。

我々支援チームは、これらの悩みの解決につながるように何でも屋になりましょうとい

うことで、様々な情報を集め、自分なりに勉強して、そこからメニューを検討して、事業者の方に提案するという支援活動を行いました。その具体的な活動の内容が下のところに挙げているものでございます。こちらの赤字にしているところが主に復興政策と関連するところかと思えます。(3)の利子補給制度や制度融資、こちらに関しましては、政府系金融機関の皆様とか保証協会の皆様と連携をいたしました。(4)の国・県・市町村による各種の復興支援策、各種の助成金であったり補助金、それから、二重債務問題の解決に当たっては買取機構の活用等を支援いたしました。それから、8番目のところで外部専門家の紹介ということで、中小企業基盤整備機構様とか復興相談センター様、そちらのほうにつながりまして問題の解決に当たったということを行っておりました。

続きまして、資料の3ページ目でございます。この活動を振り返って見えたことです。まず(1)として挙げておりますけれども、再建に向けて力強い歩み続ける企業は、そうでない企業と違ってこういったことがあったというのが、①から⑤に挙げたような、経営者の資質とか、経営におけるいろいろな要素、こういったものが備わっていた先は力強く歩み始めたと思っております。

ただし、そのような資質や要素が備わっていたとしても、(2)に挙げるような課題解決のための行動を起こさなければ、うまくは行っていなかったと見ております。まずは客観的な現状分析。やはり冷静になって、自分たちの置かれている現状を分析して、課題を整理するということが必要ではなかったかと思えます。そして、その課題を整理した後に、目先のことだけではなくて、その先、復興した後はどういった企業として成長していくのか、発展していくのかということまで考えて動いていく必要があったと思えます。ただ単に元に戻るだけではなくて、そこに何か一ひねり加えた、より進化していくということ、目先だけではなく、中長期的なビジョンを持つということも大切だった。それから、その再建のプロセスを従業員にも行動させるということが大切だったように見ております。

そして、(3)に書いておりますけれども、この震災は非常に不幸な出来事ではあったのですが、経営者をよい意味で変えるきっかけにもなったと思っております。その結果、様々なリスクに対する経営者の感度が高まりましたし、能動的な姿勢になった、あるいは商売の原点を振り返った、地域とのつながりを深く意識した、そういったことの変化が見てとれた経営者が多かったように思います。それから、利害関係者や従業員との関係性、これをうまくやれる人、やれない人というふうな形で二極化してしまいましたので、そういったところも復興が成し遂げられた要因ではなかったかと考えております。

続きまして、次の4ページのスライドでございます。手前ども復興再生支援チームは、集中活動期間ということで平成25年3月までの約2年間集中的な活動を行いました。そこでの主な成果ということで挙げております。左上の融資取引の正常化の部分でございます。震災によって延滞が発生してしまったお客様、こちらは134先ございましたけれども、こちらの大体75%に当たります101先については、この集中活動期間中に延滞を解消して、融資取引が正常化につながったということでございます。

それから、その右、B、経営計画の策定状況でございます。融資の条件変更をする際とか、あるいは各種の補助金を受給する際に経営計画を必要とする先が390先ございました。このうち、大体4分の1に当たる94先については、この集中期間中に経営計画が完成したという成果がございました。

それから、下の2つ、CとDでございます。こちらは現在に至るまでの成果ということで挙げております。Cは復興関連ファンドの活用でございます。まず1つ目が、日本政策投資銀行様と岩手銀行で連携した復興ファンドでございます。こちらは3号まで組成されておりまして、岩手銀行の取引先35先に対しまして54億円の投資実績でございます。2つ目が大和企業投資様が組成した復興ファンドでございます。こちらには中小機構様も出資をされている官民ファンドということになります。こちらは同じく6件の18億円の投資実績。それから、3つ目が三菱商事様が創設した基金から設立されました復興支援財団による投融資、こちらは同じく12件4億円の投資実績でございました。

Dにつきましては、二重ローン問題解消のための債権買取機構の活用でございます。まず岩手と宮城の産業復興機構でございますけれども、両機構への債権売却につきましては、合計で77件46億円の実績でございます。そして、東日本大震災事業者再生支援機構への売却実績につきましては、105件68億円の実績となっております。両機構共、令和3年3月末をもって新規買取りは終了しておりますので、今後これら買取り済みの債権のエグジットが課題となっております。

続きまして、次のスライドでは、岩手県の象徴的な再生事例を1件御紹介いたします。岩手県大槌町に立地するショッピングセンター「マスト」という商業施設でございますが、こちらは津波によって2階の床上まで瓦礫に埋もれまして、併設していたスーパー銭湯も火災で焼失いたしました。再建には新たな資金が10億円以上必要となるということで、一時は経営陣も再建を断念しかけたのですけれども、地域の住民の方から、何としても再開してほしいという多くの声が寄せられまして、官民一体となって支援をした結果、震災か

ら9か月後の平成23年12月に営業を再開いたしまして、復興のシンボルとして復活いたしました。

下の左と右に書いているのが、そのときの金融面のスキームの御説明でございます。まず、左が再生時のスキームでございます。文字が小さくて申し訳ございません。このときには、既存の金融債務が6億8,000万円ございましたので、こちらは産業復興機構に買取りをしていただきまして、返済を実質棚上げ。それから、再建に必要な資金につきましては、補助金、復興ファンド、民間金融機関からの融資で調達いたしました。

その後、この案件は再生計画も順調に進捗いたしまして、平成29年8月には機構が保有する債権を一括返済してエグジットを実現いたしました。その際のスキームが右のところでございます。このときは、日本政策金融公庫様から資本性ローンを調達、それから、地元金融機関を中心とする協調融資、そして、復興成長ファンドによる投融資、これらで必要な資金を調達することができました。そして、資料にはありませんけれども、この後、令和3年6月、一昨年6月に、震災で失った温浴施設のほうも場所を移転して再開しております。コロナ禍の厳しい状況の下での再開ではございましたけれども、地域住民の拠り所となっております。

次のスライドでございます。こちらは、岩手銀行のシンクタンク、岩手経済研究所で震災後10年を迎えるタイミングの2020年12月にアンケートを実施しておりましたので、こちらを御紹介させていただきたいと思っております。

まず、左の図表1でございます。こちらは、調査当時の段階で震災の影響があるかないか、そして、ある場合はプラスなのか、マイナスなのかというところを尋ねたグラフでございます。こちらによりますと、岩手県全体で見ると、約6割が既に震災の影響下にはないと回答いたしました。ただし、被災地である12市町村におきましては、影響下にならないとする答えは3割台にとどまる一方で、6割を超える先が影響が残っているという回答でございましたし、その影響もマイナス面の影響がやや強いという回答が多くなってまいりました。

そして、右の図表2でございます。こちらでは、影響が残っているという回答につきまして、それがマイナスなのかプラスなのか具体的に教えてくださいという問いに対するグラフでございます。マイナスの影響として最も多かったのが、「取引機会の喪失」、2番目に自社の「生産・営業力が低下」という答えが続いておりまして、商売上の影響が長引いているという答えが多く見てとれます。それから、同率2位に「人口流出」、それに次いで、

「雇用人員の確保難」という答えも続いておりますので、地域の人口動態による商圈とか雇用環境への影響も看過できないものというふうな結果となっております。

それから、プラス影響として挙げられたものとしては、復旧・復興需要の継続ということで、こちらは公共事業などの恩恵を受けやすい業種からの回答が集まっております。そして、周辺インフラの拡充につきましては、この時点で既に復興道路等の供用が始まっておりますので、そういったインフラ整備が輸送効率などの面で経営に寄与していること、そういったものがうかがわれた結果でございます。

そして、次のスライドでは、まず図表3のほうで外部環境に対する復旧・復興の実感を尋ねております。このうち、復旧・復興はもう既に完了した、あるいは進んでいるという比較的前向きな実感が6割を超えておりました。ただし、「どちらともいえない」という答えも約3分の1ございましたので、地域とか企業によって判断材料が異なるので、なかなかその度合いを測ることは難しいと思われました。また、業種別に見ますと、製造業は前向きな実感が7割を超える答えを集めておりますけれども、非製造業では回答が割れる結果となっております。

そして、最後の図表4でございます。こちらは自社の経営に対する先行きの懸念材料を聞いております。ただし、このアンケート調査を実施したときは、既にコロナ禍に見舞われて以降だったということもございましたので、回答は新型コロナウイルス関連に集中する結果となりました。ただし、被災地域においては、復興関連予算の縮減という答えも半数近くの回答を集めておりましたので、被災地域においては復興はまだまだ道半ばかなというふうなことが思われました。

そして、最後の8枚目のスライドでございます。こちらでは、私どもは金融機関として主に事業再生支援を中心に活動してまいりましたので、事業者支援の観点から気づいたこと、感じたことを3点ほど述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目、補助金の活用も一長一短だったと思っております。まず工場とか生産設備の再建、こちらにおいては、特に早期の復興においてはこの補助金制度は非常に重要な政策であったと思っております。そちらについては疑う余地はございません。ただし、被災した設備なりを元どおりに再建するということが正解だったのかなというところについては、若干疑問もございまして、事業環境も変化しておりますし、どの時点で再建するかにもよるのですけれども、時間も経過しております。そう考えますと、やはり元どおりにするだけでは、取引先や販路を維持・奪還するとかそういった部分では弱いのではないかなと思っております。

それから、これまでのこの会議の中でも議論されておりましたけれども、補助金制度で適正な規模での再建でなかった場合もあるのではないかと。事業規模にそぐわないオーバースペックのものを造ってしまったのではないかと思われるような事例もございましたので、違和感を感じることもございました。

それから、補助金の場合、担保設定に制約がございます。生産設備等を復旧したはいいいけれども、それを回していくための運転資金調達をするときに担保に供することができず、必要な金額全てを調達できなかったというようなケースもあったと思います。

それから、最後の4つ目、これは少し残念な例だったのですけれども、補助金を使って設備を再建した会社が、再生計画が思うように進まずに、抜本再生の手続に入ったケースがございました。そのときに、補助金を受けている資産でございますので、それを譲渡することができない。あるいは、スポンサーに経営を譲る際も、補助金交付者の承認とか、地位自体を承継できるのか、それができなければやはり返還義務が発生してくるなどの問題から、スポンサーが下りてしまったということで再生手続がとん挫して破綻に至ってしまった例があるというのは残念な結果でございました。何とか柔軟な対応は取れなかったのかというところが我々から感じたところでございました。

それから、2番目が、債権買取機構からの出口戦略でございます。先ほども少し触れましたが、買取機構の再生計画は、産業復興機構が最長10年、東日本大震災事業者再生支援機構が最長15年ということでございますので、今後、出口を迎えるということになります。産業復興機構のほうは今まさに佳境を迎えておりまして、弊行でもかなり件数をこなしております。ただし、再生計画が思うように進捗していないために、いまだに機構からエグジットできずに計画の最終期限を迎えるという企業も少なからずおります。そういった先に対して、財務も十分に改善しておりませんので、金融機関として御融資をするという判断が非常に難しいケースがございます。

今回、中小企業庁様が、民間金融機関、政府系金融機関、それから、信用保証協会等にいろいろ働きかけをしていただきまして、何とか協調融資等で対応することができたわけですけれども、今後さらに、財務が改善していないけれども最終期限を迎えてしまった企業のエグジットを検討する際に、それでも何とか金融機関で融資をつけてくれと言われるとかなり厳しいところがございますので、そういった面では金融機関の融資の可能性、それから、事業者の返済能力等も勘案いたしまして、現実的な出口対応も検討する必要があるのではないかと感じております。

そして、最後でございます。最後の3番目ですけれども、被災事業者に寄り添った支援を我々も含めてやっていかなければならないという思いを持っております。まず1つ目、補助金とか助成制度、こちらが受給者にとって使いやすい制度になっていない場合があるのではないかと感じる場合がございます。最近の例で申し上げますと、復興特区支援利子補給金という制度がございます、以前は岩手県全域がその対象地域になっておったのですけれども、令和3年からは沿岸市町村のみというふうな変更になりました。その補給金の応募要件を見ますと、対象となる貸付金が3億から100億円という規模でございます、岩手県の沿岸部の地域性、それから、現在のコロナ禍の影響を考えますと、そのような大規模の投資というのは現実味に欠けると言わざるを得ません。ですので、せっかく予算をつけていただけるのであれば、受給者側にとって使いやすく、そして、生きた資金になるような制度を御検討いただけないかと思っております。

そして、本当に最後になります。事業者様は、被災後のどん底の状態から助けてもらったという恩義を感じていらっしゃるし、負い目もございます。事業者の方々と話をする中で度々耳にするのは、行政機関の方とか公的機関の職員の方と色々な話合いをする際に、自分たちは国の機関として動いているとか、税金を投入して支援している、そういうような発言をされることがあるとお聞きします。特に他意はないのだとは思いますが、そういうふうに言われてしまうと、事業者さんとする、要望とか意見があったとしても何も言えなくなってしまうというふうなお話を聞くことがよくございました。そうなってしまうと、きちんとした対話にならないのではないかと思います。金融機関の場合は、優越的な地位の濫用になってはいけないということは常々意識しておりますけれども、被災者支援に携わる我々支援者はやはり同じように被災者の心情に寄り添った対応が重要ではないかということをお心に銘じて、私どもも活動してまいりたいと考えております。

拙い発表ではございましたが、以上でございます。どうもありがとうございました。

○秋池座長

藤元様、大変貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、キリンホールディングス株式会社CSV戦略部主幹、渡邊様、よろしくお願いたします。15分ほどでお願いできればと思います。

○キリンホールディングス（渡邊主幹）

かしこまりました。私から、東日本大震災の復興に係るキリングループの取組ということでお話をさせていただきます。

まずは、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。実は私は2011年にこの取組の立上げメンバーでした。12年の時を経て同じ部署に戻ってきて、これだけ成長している、形を変えてこのように進んでいるということに自分自身驚いております。

実は立上げメンバーだったときには、おこがましいことに私は、国や政府がカバーできないことをやろうという気持ちでおりました。そう思って始めたものですから、このような政策がよかったとか、これがあればよかったというような視点のお話はほとんどありません。ですので、これからの時間は、民間の一製造業がやるとこんなふうになっていくのだということをお聞きいただければと思います。

ではまず、目次のところをお話しします。ここに出ております復興応援キリン絆プロジェクトというのが本日の私のお話のメインになります。目次は大きく7つです。まず復興に係る取組の課題、2つ目が概要、そしてその後、ステージが1、2、3というふうに12年の時を経て変わってまいります。今、何が起きているか、そして最後、私たちは何を学んだのかということをお話しします。

課題については下から読んでいただくこととなります。まず第1ステージの課題は、絆を再生するという方針と持続性を高めるという方針をつくって、これを実践するということを2年から3年やり続けました。第2ステージの課題はハード支援からソフト支援へと変わってきたのと、あとは、持続性を高めるためのCSV、後ほど御説明しますが、Creating Shared Valueという考え方にシフトしています。第3ステージが、地域活性化の、ナレッジの横展開と自律スキームの立ち上げというところまで来ております。

それぞれのステージで何をやったかというのが次のページになります。まず、第1ステージです。先ほど申し上げたハードの支援では、生産機器や設備の支援をいたしました。実際、3月11日の震災では、私どもの仙台工場もビールタンクが4つ倒れる、また津波に襲われるといった甚大な被害がありました。社内でも社外でも、仙台工場は続けるのか、復旧すべきなのかという議論がなされたのですが、やはり決め手となったのは地域の雇用維持や経済復興につなげたいという思いもあって、工場の再開を決定いたしました。9月に実際に製造を再開して、11月には「とれたてホップ一番搾り」という商品を出荷するようになったのは私の記憶に新しいです。5月には3年間での60億円の拠出を決定し、その

後、この絆プロジェクトをつくって、後ほどお話しする3つの幹をメインにしてやってまいりました。

2013年から第2ステージに移ります。このときの課題は、地域ブランドの再生、6次産業化の推進、そして、将来にわたる担い手やリーダーの育成というところでございます。ここでソフト支援に移行したわけです。

第3ステージが2015年からです。自律的もしくは自走できる地域活性というところへ進化させていくというのが課題になりました。2015年に農業・水産業をモデルとした地域活性化のためのCSV取組パッケージなるものを全国に波及させていったというのは、RCFの藤沢さんたちと一緒にやった記憶がございます。それから、地域を巻き込み、コトを興せる人材ネットワーク、つまりソフトといっても最終的には人が大切ということで、こちらのほうに注力をしていった次第です。最後、2017年以降は、完全に自走できるように仕組み化したということになります。

では、それぞれのステージを少し詳しく見てまいります。ここから先は実は画面のほうの写真を多用しております。まず第1ステージ、私たちの思いは何だったのかというと、経営理念と経営理念が目指すもの考えた時に、震災のために社会の中の人と人とのつながりが希薄化しており絆の重要性が社会で見直されているということを感じて、我々にできることとして、被災地の皆様の家族の絆や地域社会の絆の強化に貢献していきたい、それでキリングループと強い絆を育みたいと決意した次第です。

そこで我々の挑戦が、絆プロジェクトということで、地域社会の絆、家族の絆を再生するという方針で、3つの幹という右側の円のところに出ていますものに取り組みました。これがぐるぐる回っているのは、最初に、足元の課題として、心と体の元気サポートというものをやっていこうと思いました。これは短期的な課題です。中期的な課題として食産業や食文化の復興ということを考え、長期的な課題として子供の笑顔づくりを掲げました。つまり、心と体の元気サポートというコミュニティーの活力をまず生んで、その活力を、農業・水産業という地域経済活性化に繋げ、そして、まだ見ぬ未来を担う子供たちの教育支援や担い手を育てるという循環を目指しました。これによって我々は、持続性を高めるということと、私たち企業と社会が共進化していくことを目指したわけです。

第1ステージで実施した施策は数ありますけれども、そこは割愛させていただいて、第2ステージの話をしていきます。第1ステージでハード支援をたくさんやり成果も出たのですが、これをいつまでやっても、地域の根本的な課題にはアプローチできてないという

ことに当然のことながら気づくわけです。根本的な課題とは、そこで働く方々が高齢化していったり、あるいは地域が過疎化していったり、産地が縮小していったりということですね。そこで、生産から食卓までの支援をテーマとしたソフトの支援ということを考えました。地域ブランド再生と6次産業化、担い手・リーダーの育成という先ほど申し上げたテーマのもと、具体的活動は、水産業支援では三陸のフィッシャーマンズ・キャンプとかフィッシャーマンズ・リーグを、東の食の会や日本財団と一緒にやりました。農業支援としては、東北復興農業トレーニングセンタープロジェクトということで、農業を担うリーダーを育成することを開始しました。これが日本フィランソロピーと一緒にやったことです。

その次は、さて、ソフト支援を始めたけれども、復興の道のは長いは長い、しかも何をもって復興したと言えるのか？というところにふと気づいて立ち止まりました。そこで、持続性を高めることと何をもって復興したと言えるのかについてきちんと整理しようという話になりまして、挑戦として、Creating Shared Valueというコンセプトを導入しました。これは社会的価値と経済的価値を両方生むという考え方なので取組がより持続的になっていくという流れになっていくわけです。ここからの復興支援は事業を通じた活動というところによって変わってまいりました。

第3ステージです。CSRとかCSVの知見がたまってきたので、それをもっと日本の役に立てたい、全国の地域活性につなげたいと考えました。ここでの我々の挑戦が、絆プロジェクトのパッケージ化とその全国波及です。パッケージ化といってもいろいろなケースがありますが、長岡、七尾、佐世保、滋賀、上田などで、先ほど申し上げた経済的価値と社会的価値を両方出していけるような取組をしていったわけです。販路の拡大とか魅力の発信、あるいは料理人と生産者が行き交うコミュニティーなどがRCFの烈さんと一緒にやった取組です。

その後、キリン地域創生トレーニングセンタープロジェクトというところに移ってまいります。これは、東名阪以外のエリアで地域創生を掲げて農業トレーニングセンターの知見を生かして、地域プロデューサーとか地域プレーヤーを育成していこうというところにシフトしました。この辺から徐々に本格的に人を育てるというところにフォーカスが変わってきた次第です。

そんな中、第3ステージでふと立ち止まってみたときに、福島の復興が遅れているということに気づき、特に農林水産物については風評被害もあって根深い問題があるということで、ふくしまプライドの発信や福島県の農林水産物の販路拡大のための連携協定を福島

と締結しました。それで、福島県産果実を画面に出しております商品に使ったりして地域の強みと我々メーカーの強みを生かすことで、自律的な復興であったり、持続的な地域活性というところにつながっていった次第です。

10ページです。東北復興・農業トレーニングセンタープロジェクトで育まれた人と人とのつながりを地域の課題解決に役立てたいと思い、Beer Experienceというホップの会社を農林中金と連携して立ち上げたということがございます。これは6次産業化または農商工連携といいましょうか、現地のホップ農家への支援を、ホップをブランド化したり、その販路を拡大したりすることでサプライチェーンをつなげるという考え方でやってまいりました。

2019年から、ここからの2ページは、今までやってきた取組を、キリンがいなくてもできるようになっていく、つまり、自律した、あるいは自走できるスキームにした話をします。そこでやったことが、Inter Local Partnersという会社を地域プロデューサー約十数名とキリンが共同出資して立ち上げて、地域トレーニングセンタープロジェクトという人材育成プロジェクトで育まれた人的ネットワークを強化していったりとか、あるいはそのネットワークに基づいて事業ネットワークをつくっていったりということをしています。現在もこの会社は続いておりまして、完全に自走状態にシフトしています。

次のページが第3ステージの最後になります。これはタイポがあります。「水業」と書いてありますけれども、「産業」です。思いは、産業とか地域とか業界業種の枠を超えて、一体となって東北の課題や未来を考える形を目指したいということです。新しい東北を目指しながら、こういったものをマイティーク葉重と一緒に東北絆テーブルを立ち上げて、これも今もワークしております。

以上、第1から第3ステージまで来て、では、キリンはどうなっているのか。キリンは、東日本大震災という大変不幸な出来事ではあったのですがそれをきっかけとして、今までのステージを経て、CSV経営というところに完全に根を下ろし、育っています。今までのお話は、このハウスにあるCSVパーパスの健康、コミュニティー、環境、そして、酒類メーカーとしての責任の中の、主にコミュニティーのところで受けて、人と人とのつながりをつくって、心と体に、そして、社会に前向きな力をつくり出すというところに着地しております。

最後に結びとして、学んだことを少しお話しさせていただきます。教訓は2つあります。画面のほうが見やすいかと思います。教訓その1は、選択と集中、共進化、自前主義の脱

却、これが力の源泉になったと思っています。

左からお話をしますと、選択と集中については、復興庁の掲げる復興加速化への主な取組が当時4領域か5領域ありましたので、この領域を見ながら、国や政府ができないけれども、でも、我々の力で我々のオリジナリティーを出してできることはないかと考えました。そのときに、キリンの有形無形の資産を使えるとか、被災地と一緒にあって一体となることができるとか、あるいはキリングroup全体が一体となることができるかということ判断基準にして絞り込んでいきました。

例えば左側の箱にあります、復興加速化への主な取組の健康・生活支援というのは、先ほどお話しした心と体の元気サポートという形で、ジャパンフットボールアソシエーションと一緒に子供のサッカー教室をやったりしました。その下にある、まちの復興とか産業、生業の再生ということについては、我々の3つの幹でいいますと、地域の食文化・食産業の復興支援という形で生きております。あるいは、一番下にある「新しい東北」の創造というところも、未来を担う子供たちというだけではなくて、御説明をしたような地域活性化という形で新しい地域づくりというところに生きております。

とにかく当時の問題は、議論が散らかってしまいそうだったことです。何をやればいいのかというのが分からなくて、何でもやらなければいけないと思って、取組が20も30も40も出てきた時代でした。そのときに復興庁が考えているこういった領域があって、それをベースに参考にしながら絞り込んでいった。このフォーカスというのがとても大事なことでした。

2つ目です。真ん中の箱、共進化とはどういうことかということ、被災地のニーズとか社会の課題というのが刻一刻と変わっていく中で、これを動的に理解できるかどうかが大切いう考え方です。最初は支援と応援でした。それが協業と持続性向上になって、それが今度は横展開と自律性向上というふうに変っていく。つまり、ニーズとか課題が変わっていったら、我々企業も取組を進化させていかなければいけないということです。こうして、共進化という概念が出てきたということになります。

その右側、自前主義の脱却ということですが、右側に書いてある約16のパートナーの皆様と必ずしも全部うまくいったわけではないのですけれども、やはり高い専門性を持つパートナーと志を共にしてオープンイノベーションをやるということが続けていくコツになりました。企業の論理とパートナーの論理はやはり違いました。キリンは3年しか見えないけれども、パートナーは次世代を見ているとか、あるいはキリンは経済的価値と社会

的価値を見ているけれども、パートナーは新たな価値を見ているとか、全く軸が違うことがあります。そういったことをやって、その下にある社会的価値・経済的価値を生んでいたり、あるいは自律性を高めていたり、持続性を高めていたりということができたというのが学びでございます。

その下の教訓その2です。協働アクティビストが実現可能性を高めるところは改めて感じています。復旧から復興にシフトアップするときに、当初想定していたよりも大きな溝がありました。復興のためには、やはり持続性を高めなければいけない。持続性を高めるためには、地域の自律が必要で、そのためには地域のCSVエコシステムが共進化してなければいけない。そのためには、ステークホルダーごとに発生タイミングが異なる価値、それは経済的な価値であったり社会的価値であったりするのですが、それが回っていかねばいけないと考えました。

私も今言っていて思いますけれども、ステークホルダーは多様ですし、この考え方自体も複雑なので、これはなかなか絵に描いたようにはいかないわけです。当時私が好んで読んでいた『戦略的協働の本質』という、NPOだったり、ガバメントであったり、民間であったりがどういうふうに協働していくかというような本を通じて思ったのは、やはり参加者の特定、協働の場の設定が大切です。例えば復興庁さんでいうと、結の場みたいなのところだと思っています。さらに、問題を把握して、解決策を生成して、それを旗を振ってやっていけるか、それで組織のやる気を生成できるか。これら全てをセットにできるというのがやはり協働アクティビストで、我々の言葉でいうと地域プロデューサーとか地域プレーヤーがそういうメンバーになると思います。

産業とか地域、業種、こういったものを超えてパッケージ化していくところが大切だと思っていますので、人材ということになると総務省とか内閣府とかのほうにも関係していつてしまうのかもしれませんが、政策とか取組という意味においてはこうした復興に向けた協働をリードする人財を育てる取組が国と一緒にできるといいなと思っています。

私からは以上とさせていただきます。

○秋池座長

渡邊様、大変貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人ふくしま連携復興センター理事、中鉢様、15分ほどでよろし

くお願いいたします。

○ふくしま連携復興センター（中鉢理事）

皆様、ふくしま連携復興センターの中鉢と申します。今日はこのようなお時間いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、ふくしま連携復興センターについて、少し説明させていただきたいと思います。ふくしま連携復興センターは、福島県内の民間団体、市民活動団体の中間支援団体として、今、活動を続けているところです。

続いてのスライド、2枚目。復興を目的に設立された組織になりますので、ビジョンとして、福島の東日本大震災と、あと、福島の場合は福島第一原子力発電所事故がありましたので、それが投げかけた課題を教訓として、その課題解決に取り組む多様な主体、これは民間支援団体、NPO等になるのですけれども、連携を深化させて、人口減少とか経済格差、社会的孤立の拡大防止に取り組む「共に助け合う市民社会・ふくしま」を目指しますということで、団体の連携ネットワークを基盤にしながら福島の復興を目指していこうと、そういった団体になっています。

具体的にミッションとしてやっていくことになるのですけれども、福島は今もまだ復興の道半ばです。今も被災者はいますし、その中での支援も続いてはいるのですけれども、やはりその中での住民の自己決定を尊重した支援という形を大事にする、また、風化の防止、あとは、人口減少とか格差拡大とか孤立化とか、そのことに対しての市民協働での社会課題の解決をしていくと。また、東日本大震災の後も、その余震も含めて福島は引き続き災害が続いていたりもします。そういったところへの、教訓を生かしながらの防災・減災の取組を進める。また、福島が抱える課題解決に取り組む市民活動団体、これと広範かつ積極的に連携を取り、共に助け合う市民社会という形で市民社会の醸成に向けて取り組んでいくということを今、ふくしま連携復興センターは取り組んでおります。

続いてよろしいでしょうか。沿革ですけれども、本当に最初は何もなかったところからネットワーク組織として立ち上がったというところがあります。東日本大震災の発災、そのとき私も福島県内にいたのですけれども、私自身もNPO団体の構成のところにおりまして、本当に何から手をつけていいか分からない、そういった状況でした。私のところだけではなくて、福島県内の市民活動団体全てがそんな状況で、特に経験したことがない放射線の問題、原子力災害の問題に対してどこから手をつけていいか分からない、そんな状

態からスタートしていたというところがあります。

ただ、手をこまねいて見ているわけにもいかず、2011年3月の発災ですけれども、身の回りの緊急的な対応とか避難所の対応が少し落ち着いてきた段階で、次のステージに何をすべきか。そんなときに、福島県内に本当にたくさん設置された仮設住宅団地の周辺環境、そこに住民が入っていくのですけれども、原発周辺のところはもう避難して、住める状況ではないので、そこから離れたところで新しく住民が生活していくに当たってどんなことが課題になるのかというところを、これを市民団体が連携しながらアセスメントをしていくという形が最初の活動のスタートになっています。

その中から、やはりこれは行政だけでも本当に課題の解決はできないし、住民といっても本当に取るものも取りあえず避難しているそういった住民の方も多い中で、県内のNPO団体等が連携しながら課題を解決していかないととてもでないけれども追いつかないということで、ふくしま連携復興センターを2011年7月に立ち上げて、2011年12月に法人化という形になっています。ネットワーク組織なので、当時事務局もなかったのですけれども、外部の支援等も受けて、避難者の相談窓口を設置したりとか、事務局機能を果たしながら、民間支援団体の定例会議という形での情報共有と課題解決のための場づくりを定期的にやってまいりました。

最初そんな形でスタートしたのですけれども、年を追うごとに、復興庁さんの事業とか、あとは福島の場合、県外避難者が最高で6万人いた時期もありまして、今もまだ2万人近く避難者がいるのですけれども、そういった全国に散らばった避難者をつないだりとか、相談するような事業を配置したりとかということもやっております。その後、福島の復興を長期で支えるコミュニティ財団の設立を準備したりとかという形で現在に至るということになっています。

今、ふくしま連携復興センターとしては、大きく3つの取組を進めています。一つが、先ほど県外に避難されている方がまだたくさんいらっしゃるということでお話しいたしました、広域避難者支援の事業になります。こちらは全国に今、26の生活再建支援拠点を設置して、そこを軸にしながら、それぞれ県外に避難されている方の御相談、避難先での生活の問題もあれば、帰還に向けての御相談もあれば、あとは、避難先での生活の中での様々な諸課題について、ある程度専門性を持った相談員と、あとは、それに対しての相談支援アドバイザーという形でふくしま連携復興センターの中に設置しておりまして、そういった者が連携しながら様々な課題に対して相談していくというような形の取組をしています。

また、福島県内は本当に広く、その中で、次のスライドお願いします。これが広域避難者支援の取組になっています。

次のスライドお願いします。福島県内に震災後、900までNPO団体が増えたのですけれども、その中で復興活動をやっているのが900全部ではないのですけれども、本当に様々な団体がある中で、復興課題とかいろいろなことをやはりコーディネートしていく機能が求められています。これが支援者連携という形になります。先ほど、定例会を震災後、定期的にやっているという形だったのですけれども、やはりそれを基盤にしまして、今もコーディネーターのほうで様々なグループ、ネットワークをつくって、その中に福島県内のいろいろな団体に入っただきながら、課題解決の方策を一緒に考えていたりとか、情報の共有、リソースの共有をしながら、具体的に課題を解決しているという形になります。

例えば、その中の一つがふくしま広域こころのケアねっととか、福島生活困窮者支援ねっと、これは心のケアとか生活困窮とか、今もまだ被災者の方がいらっしゃる中で、やはりこういった課題が出てきている。これは1団体だけで解決できるものではない。また、いろいろな地域にまたがってやはり解決していかなければならないということで、こういったネットワークの中で情報を共有しながら課題を解決しています。また、双葉郡、今も避難解除されたばかりのところとか、復興が進んでいるところではあるのですけれども、その中で市町村のまちづくり会社とかそういった協議会も含めて情報共有をしていくことがやはり大事だろうということで、しゃべクリエイトという形での取組をしたりとか、人と人と結びながら、ネットワークを築きながら、そこから復興に向けてできることを模索していくと、そんなところを地道にやっているという形になります。

また、復興・創生というところでは、人口減とか、地域の担い手がいなくなってしまった、そういったところに今、復興支援員という形で福島に入っている方もおりますし、あとは、総務省の事業になりますけれども、地域づくり協力隊という形で入っている方もおりますので、そういった形のバックアップをしながら、受入れ態勢の支援をしていたりとか、市町村をまたがるような支援員同士の交流機会をつくりながら、地域づくりに向かっていけるような形のバックアップというようなことも、ふくしま連携復興センターの取組としてやっております。

そんな形でふくしま連携復興センターとしては、3つの事業を中心に今、動いているのですけれども、一方で、福島県内全体を俯瞰してみたときに、本当に震災後様々な取組が

行われたというところです。連携復興センター以外でも本当にいろいろなテーマにわたっての活動がありまして、例えば子供とか女性とか、高齢者、障害者、県外避難、放射線、健康不安、除染、風評、心のケア、孤立、生活困窮、ふるさと喪失、産業再生、コミュニティ、ボランティア、なりわい、伝承、担い手、賠償、いろいろな本当に課題があって、それぞれに合わせて、いろいろな団体とかいろいろな取組がやはり展開されていたというのが実際のところです。

これを把握してネットワークを築いてまとめていくというのも非常に大変ですが、今、それを整理しながら、やはり復興の道筋とか課題を明らかにしていくということが大事だろうということで、連携復興センターのほうでは、復興庁さんの被災者支援コーディネート事業を活用しながら、福島県内の復興支援団体の現状と課題を明らかにするという形で今、取組を毎年進めています。

次の図よろしいでしょうか。これが令和元年度に被災者支援コーディネート事業で取ったアンケートです。県内の復興支援に取り組んでいるということでの180団体のアンケートをやって、回答数が30ということで少なかったのですが、どんなことを主にやっているのかというと、やはりコミュニティの維持とか形成というところが非常に多かったりとか、あとは、福島県内でいうと、やはり子供の課題が多かったので、子供の課題に取り組んでいるというところ、あとは、いろいろな課題があるのですが、若者とか女性とか生活困窮だったり障害とか、それぞれ被災者支援の中でもやはりテーマとして挙がってきているところがあって、そういったところで、これは令和元年度なので今もこれは続いてはいるのですが、大体どんなことに取り組んでいるのかというところの分布を取ったものになります。

続いて、よろしいでしょうか。一つ、福島県内の民間支援団体の取組ということで持ってきたのが、実は私、連携復興センターだけではなくて、もう一つの特設非営利活動法人ビーンズふくしまの代表もしております、震災後の福島の子供支援は本当に大きな課題だったので、私自身、実際そのところを率いて取り組んできたところもありますので、簡単に触れていきたいと思えます。

福島は本当に子供の課題もすごく大きかったところなのですが、このビーンズふくしまというのは、私も所属して代表をやっている団体です。こちらのほうでも、震災前から活動していた団体ではあるのですが、本当に福島県内全域にわたっていろいろな課題が出てきていたというところで、これは実は大変なことになるなど。もともとは不

登校とかひきこもりとか社会の中で困難を抱えている若者と家族の支援ということでやっていたので、これが震災課題が出てきてしまった中で、家庭機能とか地域の中での育てる機能が本当に脆弱になってしまったり、崩れてしまうということで、これは大変なことになるということで、通常の活動プラスアルファで活動を立ち上げたというところがありました。

まず福島県内でも、特に内陸に避難してきた子供たち全般に支援が行き渡るように、その子供たちの仮設住宅での放課後支援を軸としながら保護者とコミュニティーの再生というところを本当に福島県内の内陸の全域にわたって取り組んできたりとか、あとはこれは県とも一緒になって取り組んできたのですけれども、ふくしま子ども支援センターという、中長期の子供の心のケアを目的に設置されたセンターの福島の現地窓口を担当しました。これは県外に避難された方の支援・相談とか、あとは、福島に戻ってこられた方が孤立感を感じているということもあったので、そういった方たちのグループづくり、あとは、市町村のバックアップ支援ということでした。

福島県内でも心のケアの人材が本当に不足していたので、人材が不足したときにすぐに養成できるというものでもないで、なので、これは本当にやはりネットワークを生かしながら、ほかの地域から派遣という形でコーディネートをする。これはやはり市町村とつないでいたりとか、市町村が持っている課題を明らかにしつつ、そういった人材と結びつけるというようなことが、非常に手間はかかるのですけれども、そういったことを全県にわたって実施したりとか、また、避難者が戻ってきた先のコミュニティー施設をつくったりとか、そういった取組をしてまいりました。

○秋池座長

中鉢様、すみません。貴重な機会なので、ぜひ意見交換もしたいと思っておりますので、恐れ入ります、あと5分ぐらいでお願いできますと幸いです。

○ふくしま連携復興センター（中鉢理事）

分かりました。では、続いてのスライド、資料にもあるのですけれども、こんな課題があったというところを御覧いただければと思います。仮設住宅の中での子供たちの家庭環境とか状況。

あとは、次のスライドお願いします。そういったところに対して地元のボランティア等

を組織しながら支援していくというようなこともしていました。

あとはまた、次のスライドをお願いします。中長期にわたっての支援ということをやってきた。

あとは、学校に入っただけの支援もやってまいりました。次のスライドをお願いいたします。被災した学校に入っただけ、生徒数が少ないのですけれども、そういった子供たちの支援ということもやってまいりました。

次のスライドをお願いします。中間支援的な取組としてやってきた取組もこういった形で、これは被災者支援総合交付金を使っただけの支援ですけれども、心のケアの取組としてやってきた取組もあります。

次のスライドをお願いします。これが、震災後に避難した子育て世代が福島はやはり非常に多かったのです、その方たちのケアとつながりづくりというところでやってきた取組になります。

次のスライドをお願いします。こちらが避難された方の交流拠点ということをつくってきた取組になります。

では、次をお願いします。福島ですけれども、課題の長期化と持続できる復興支援活動のためにということで、少し課題感があるところをお話したいと思います。NPO等の支援団体ですけれども、NPOはそれぞれの地域に本当にたくさんあるのですけれども、一つ一つを見ていくと、財政の基盤とか組織基盤がそんなに強くはないところがあります。ただし、当事者も含めて参加していたりもしますので、現場の課題とか、本当に何が必要なのかということは熟知している。ただ、それがやはり支援活動とか継続的な活動をやっていくということがなかなか大変で、NPO等の民間支援団体では、被災者の実情や地域の課題を捉えて、それを続けていくためのリソースが常に頭を悩ませるところです。

その中でモノは意外と何とかなるのですけれども、やはりヒトとカネというところで持続するところでそこがすごく大変だったというところです。発災当初、緊急支援に対応した助成金と支援団体の独自財源で、支援の実施やプロジェクトの立ち上げを行っていました。そこからその後、民間助成財団の助成金が追いついてきてという形の流れだったので、すけれども、ただし、民間助成財団も大体1年か2年の形で、特に中長期に向けての支援とか取組が必要なものになってくると、新たな財源探しを常に意識しなければならないという形になっておりました。

NPO等の民間支援団体の主な資金調達方法を①から⑥まで書いています。次のスライ

ドを御覧ください。このピラミッド型、ピラミッドになるかどうかというのは団体によってもちょっと違います。財源の構成のバランスというのは違うのですけれども、一つの参考という形で出させてもらいました。①番の補助金・助成金が一番下の厚みを持っていますけれども、②番の委託事業収入が大きいところもあれば、逆に事業系のNPOなんかだったら⑥番の事業収入等のほうが大きかったりとか、そこら辺は差はあるのですけれども、ただし、事業系NPOがそんなに多いわけでもないので、復興支援団体というと大体こんな形があるのかなという形で出させていただいています。

復興支援団体に関しても、助成制度を活用しながら復興活動をしているわけですが、やはり複数の助成金をやりながらやっていくというのが実態で、なかなかその資金調達は非常に大変だったなというところではあります。一方で、復興庁さんのほうで被災者支援総合交付金が創設されて、そこが民間支援団体等も使えるようになったというのが、中長期を考える上では一つの大きな転機ではあったかと思っています。被災者の見守りやコミュニティ形成、心のケアなどの取組に対して、交付金を使つての支援ということが可能になったということになります。

このことによって中長期の課題に取り組みやすくなったのですけれども、ただ、交付金がゆえの課題というのもございました。単年度毎の審査ということでの交付決定、あとは、自治体を通しての申請が非常に多かったのですけれども、支援現場の課題感や方向性についてのはすり合わせ、これは自治体を含めてやっていかなければならないのですけれども、自治体も非常に忙しかったりとか、担当される職員もこういった交付金を今まで使ったことがなかったりとか、非常にすり合わせに時間がかかってしまって、交付申請から正式な交付決定を受けての事業開始までにタイムラグもありました。継続事業の中断期間が発生するなどの課題もあったというのも事実です。

あとは、自治体によって、積極的に支援メニューを活用できているところと、活用が進まないところなどの差も実際としてはありました。このために、ふくしま連携復興センターがやっている被災者支援コーディネート事業なんかでは、民間等のNPO団体だけではなくて、市町村の職員さんを対象にしながら活用事例の情報交換会なども実施しております。

こんな形でやってきたのですけれども、活動団体の課題は、やはり復興というところでは、スタッフとか資金調達の課題が非常に多かったというところになります。この辺りを次、災害がないにこしたことはないのですけれども、何かあったときの備えとして、迅速に

民間支援団体、NPO等の市民協働の形での復興を成し遂げるためにどう解決していくのかというところが非常に大事なかなと思います。被災者支援総合交付金という制度は、中長期を考える上では大きかったのですが、例えば資金に関しても、複線的な取組、例えば県、自治体のほうには取崩し型の基金がありましたけれども、なかなか民間のNPO等が使えるわけではなかったというところもあって、例えば民間版でもそういった基金を創設するとかいろいろ知恵はあるのだろうとは思っています。

次のスライド、最後のスライドお願いします。活動継続の新たな枠組みづくりということで、本当にNPO単体での活動ではやはりできないことが多い。ただし、連携・協働によることで、新たな課題とか政策提案も含めた取組ができると思っております。なかなか行政と一緒に取組を進めていくといっても、1団体では難しい。でも、その課題をやはり見える化して、それなりの説得力を持って、一緒に考えて課題解決策を見いだしていくという、やはりそこまでの取組をしていかないと、実際に活動が物にならないという形になるので、そういったところも含めて、地域をコーディネートしていくとか、支援団体を支えていくという取組が非常に大事で、そこを連携復興センターとしても今後も取り組んでいきたいところではあると思っております。

ちょっと雑駁な形の意見になってしまったのですが、以上になります。よろしくお願いたします。

○秋池座長

皆様、御発表ありがとうございました。それでは、ただいまの発表内容を踏まえまして、意見交換をしたいと思うのですが、次の議事もございますものですから、時間的には10分程度になります。委員の皆様から御質問、御意見を伺って、まとめてそれぞれの方にお答えいただくことでどうかと思います。それでは、委員の皆様、お願いたします。

お願いします、大西委員。

○大西委員

委員の大西です。どうもありがとうございました。私からは、時間の関係もあると思いますので、お一人だけに質問させていただきます。最初の御発表の藤元様ですが、資料の8ページについてですが、2つあります。一つは、1ポツの2つ目に、元どおり再建することが正解だったのか？ とあります。元どおりの再建、復興、復旧ですかね、これに対

する疑問形ということなのですが、これは国、公的な制度の制約で元どおりの再建を求められていることが、復興の障害というか、足かせ手かせになったという趣旨なのかどうか、その点について説明を補足していただければと思います。

それから、2つ目は、その下に出口戦略というのがあって、10年15年で返済の時期を迎えるということだと思うのですが、藤元さんたちとしては、これを機に経営破綻するような企業も出てくるのではないかという厳しい見通しを持っておられるのかどうかお伺いできればと思います。

以上です。ありがとうございます。

○秋池座長

ありがとうございます。では、今村委員、お願いします。

○今村委員

委員の今村です。私は渡邊さんの御発表で、14ページに2つ教訓をまとめていただきまして、非常に関心を持ちました。そのうち、その1のほうで、様々な活動をする中、最終的に自立していくというプロセスを確認できました。企業もあれば団体さんもあるということでありますけれども、いろいろな民間団体等は、企業もそうですけれども、活動がなくなってしまう場合もあるのかなと思っています。また、キリングroupとして、場合によってはこのような活動を社内にまた含めるというような双方向のようなものがあるかどうか教えていただきたいと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。では、田村委員、お願いします。

○田村委員

岩手銀行の発表について、8ページ目に「受給者側が本当に使いやすい制度設計」とありますが、未来の被災地に向けて何か具体的に御提案があるようであればぜひ教えてください。

キリンホールディングス株式会社の発表について、CSV (Creating Shared Value) は東日本大震災を契機として、より加速化したのか、何か流れが変わったのか、その辺りを教

えていただきたい。

ふくしま連携復興センターの発表について、7ページ目に「復興からの課題」を出していただいたのですが、ぜひともこの課題が、最初はどんな形で、今どの辺りまで来ているのかの総括にいずれ取り組んでいただけたらありがたい、とコメントさせていただきたい。

○秋池座長

ありがとうございます。それでは、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

委員の藤沢でございます。まずキリンさんですけれども、一時期、復興支援も御一緒させていただきました。質問ですけれども、政府とも協働したいというお言葉もありましたけれども、この10年を改めて振り返っていただいて、キリンさんの、政府ではできない取組をより加速するためには、政府にはどういう役割があるとより意義があったかお伺いしたいと思います。政府に対してのキリンさんの立場からの何か期待とか振り返っての感想があればいただけますでしょうか。

それから、ふくしま連復さんも、長年にわたって支援活動を続けられていることに敬意を表したいと思っております。被災者支援交付金は大変画期的だったと思っているのですけれども、いろいろと課題も話されていきました。今お話しされたこと以外でも、交付金に限らずで結構なのですが、NPOの立場で政府、復興庁にこういう制度や事業があったらよかったという点があれば、コメントいただければと思います。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございます。それでは、増田座長代理、お願いします。

○増田座長代理

どうもありがとうございました。私も時間の関係で各委員からの御質問にお答えいただくことで大体私も重なっているのですが、大西先生がおっしゃった最初の岩銀さんの関係、藤元様への関係ですが、要は、なかなか難しいのは、このパワポにも随所書いてあります、単に元に戻るのではなく、より進化するというのが成功させる秘訣だとかいうふうに

書いておありですけれども、なかなかどういうふうにそれを具体化していくかというのが物すごく難しいのではないかと思います。やはりその辺りについて、何か制度としてこういうことであれば、より成功に結びつけやすかったという辺りを、そもそもがマーケットが限定されて人口減少もあって、ただでさえ、震災がなくても産業として生き残って競争力を高めるのに難しいという中で、今回の震災でそれをどういうふうにしていくかというのが今回問われていたので、何かその辺りのことについて、質問が重なっていますけれども、お話いただければなと思います。よろしく願いいたします。

○秋池座長

皆様、ありがとうございます。少し押ししてもよいとも思いますが、よろしければ、順番にお答えいただければと思います。まず、藤元様、お願いします。

○岩手銀行（藤元室長）

岩手銀行、藤元でございます。まず最初に、8ページの1のポツの2つ目の、元どおりに再建する云々というところでございます。こちらにつきましては、制度的にそれができなかったのか、あるいは事業者があえてそうしなかったのかというところについてはいろいろあると思うのですが、原則的にやはり被災前のものを元どおりにするというのが原則だったのかなと私は感じております。

そこで、では、どうしたらよかったのかというところでいいますと、やはり生産設備を流されて再建された中でも、例えば同じ水産加工業者で特徴的な事例が幾つもあったのですけれども、まず倉庫と冷蔵庫、それを従前どおりに再建しただけの先というのはあまりうまくいっておりません。成功した例は、やはり従前、魚を買って、切って、一次加工、内臓を取って、せいぜい冷凍すると、そのくらいを同じくやっていた会社でも、再建するときに、さらに焼くとか揚げるとかそういう加工度を高めた施設を再建された業者の方は、成功している例が多いように思います。

もちろん我々も、そういう加工度を高めたものを再建したいと言われたときは、本当にうまくいくのですかと半信半疑なところもあったのですけれども、やはり先を見据えて、その事業者のお客様なりのニーズをくみ取ると、やはり自分のところが一歩進んだ形で再建しないと、ライバルに後れをとってしまうということがあったのではないかなと感じております。ですので、次にこういう制度をとるときには、やはり全く違うものまで認め

てしまうというのはそれはちょっと趣旨に反すると思いますので、その中でもある程度自由度を認めていただけるというような形にすれば、よりいい形になるのではないかなと個人的には感じております。

それから、2つ目の機構からの出口戦略の部分でございます。こちらについては、やはり計画期間満了まで至っても十分に再生できていない会社が残念ながら残っているということがございます。そこで、財務が改善しないまま、新たに民間金融機関の方、機構への返済資金を融資してくださいと言われても、かなり無理があるということでございます。ただし、これは金融機関側の勝手な理論かもしれませんが、機構は民間から債権を買っておりますが、出口のところでは買値よりも低い価格で戻すことはありません。ですので、何とか一部でも構いませんので、債務免除なり債権カットをしていただければ、生き延びられる事業者がいるのではないかなと思いますので、そのところを御検討いただけないものかと感じております。

それから、3つ目の事業者側に使いやすい制度設計とはというところでございます。私も全ての補助金制度、助成金制度を熟知しているわけではございませんので、先ほど例に挙げて復興特区の制度で言わせていただきますと、岩手県の沿岸部で3億円から100億円規模の投資というのは非常に現実的ではないと思われまますので、もう少し小口の設備投資に関しても使えるような制度であれば、もう少し手を挙げる事業者が多いのではないかなと思いますので、そうすると活用が増えるのではないかなと考えております。

私からの御回答は以上でございます。

○秋池座長

御質問なされた先生方、よろしいでしょうか。

それでは続けて、渡邊様、お願いします。

○キリンホールディングス（渡邊主幹）

1つ目の質問に関しては、民間の団体様の活動がなくなってしまっていて、その後どういふふうにつき合っているかというようなお話だったと思います。まず地域活性化という文脈で、こちらの14ページに書いてある団体様との付き合いは、全部ではないですけども、続いています。また地域活性化だけではなくて、我々にとっての財務数値の向上という意味で経済価値の向上もセットで、まさにCSVという形で付き合いが続いている団体もあ

ります。

あともう一つは、この団体の中にはNPOも株式会社もごっちゃに入っているのですけれども、NPO以外のところでいいますと、復興とか地域創生を目的として演繹的に活動するのではなくて、事業という、つまり、ビジネスという手段を通じて復興とか地域活性に帰納するというスキームでやっているのです、我々との付き合いがなくても、彼ら自身が力強く自走しているというケースがあることも申し添えておきます。

2つ目の御質問は、CSVがこの震災によって思いついたのか、あるいは加速したのかというようなところなのですが、ポーターさんが、CSVという言葉は使わなかったですけれども、社会的価値と経済的価値の両立的な話をしたのが2011年なので、まさにこの震災のときと一緒にです。結論を言いますと、震災の活動をしていた途中で壁にぶち当たったために、ちょうどCSVという概念があって、それをうまく咀嚼して活用したというふうに御理解いただければいいのかと思っております。

3つ目の質問が、政府と協働というようなきれいな形ではないのですけれども、私が今言えることは、協働のアクティビストとか、あるいは地域づくりのプレーヤーという意味でいうと、こちらは総務省のほうになってしまうかもしれませんが、地域づくり活動のリーダー育成の取組とか、あとは地域力創造アドバイザーの制度といったものが、我々自身あまり使いこなしてなかったというところもあるのですけれども、こういうところで連携をすることで、よりスピーディーもしくは質の高い活動ができるようになっていくのではないかと思います。ですから、企業間専門人材派遣モデル事業みたいなものもやられていたと思いますけれども、復興庁様のほうでも地域づくり活動のリーダー育成というようなくみ少しあったりすると、一緒にできるのかなとは思いました。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、中鉢様、お願いします。

○ふくしま連携復興センター（中鉢理事）

まず、福島県内の民間支援団体の取組ですかね、7ページ、8ページというところで、本当に様々な団体があるのですけれども、今それぞれのテーマがあるのですけれども、現在は、例えば地域づくりとか、あとは社会福祉とか、通常の政策の中にこのテーマがそれ

ぞれ収斂していくという形で持続しての活動というふうになっている部分が多い、または市町村とかしっかりと担っていくという形で課題は解決されていく方向になっているのかなというところと、一方でどこにもまだ属してなくて、この課題どうしようかなというところが今もまだ出てきている部分もあるので、そういった隙間のところを埋めるところでNPO等の団体が今も活動しているというところかなとは思っております。

あとは、被災者支援総合交付金について、これが出来たときに、国の担当者の方からも、使い勝手のいい交付金の制度が出来たと言われて、本当に使い勝手がいいというところでもありつつ、ただ、そこをどう使うのかというところの知恵が、地域、被災地の自治体も含めて最初の段階でうまく伝わっていない部分もあったのかなというところもあって、そこをやはりうまく活用するための知恵とかノウハウみたいなところの共有も必要だったかと思っています。

あとは、使い勝手がいいというところではあるけれども、やはりいろいろな要綱とか規程はつくらなければいけないわけです。そのときに、自治体とか国のほうで要綱・規程をつくるのだけれども、やはり被災地の実情を踏まえた上での要綱とか規程とかそういったところも一緒に練り上げられるぐらいの余裕、それがなかったからだとは思うのですけれども、本当はそういう余裕も必要だったのかなと思っています。なので、やはり知見とかノウハウ、どういうふうな課題があったのかというところを次につなげていくということがすごく大事なのではないかとは思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、民間企業、それから、団体の皆様、貴重なお時間、そして、貴重なお話を本当にありがとうございました。

それでは、2つ目の議事に移りたいと思います。振り返りの本文案について、復興庁から説明をお願いします。

○岡本審議官

それでは、事務局のほうから資料の御説明をさせていただきます。

お手元の資料4につきましては、これまで3回の有識者会議の中でそれぞれ御意見をい

いただいたものを改めて加筆、整理をさせていただいたものでございます。後ほどまた御覧をいただければと思いますが、基本的には従来どおり、いただいた御意見については本文のほうに反映をさせるというスタンスで取り組んでおります。

続きまして、資料5を御覧いただければと思います。こちらでも前回の会議でお示した資料のリバイスということになりますが、1枚おめくりいただきまして2ページ目、こちらを新たに追加させていただいております。このページにつきましては、本有識者会議での委員の皆様、それから、プレゼンをいただきました自治体の皆様の御議論、それから御意見を踏まえまして、大きく6項目に分けて総括的整理としてまとめさせていただいております。

1つ目でございますが、あるべき復興の姿と客観的指標ということで、復興の評価指標に対する御意見として、あるべき復興の姿から見た指標の検討が必要ではないかといった点や、被災者の状況を客観的に計測する必要性などの御意見をいただいておりますので、そういったものを整理してございます。

2点目、復興政策のフレームでございます。こちらは、復興期間を10年と当初定めたことが合意形成を促すという意味では意味があった一方で、他方、丁寧な議論をする上では時間的制約となり得るといったことの留意点を整理したものでございます。

それから、3点目、復興施策の複合性でございます。いわゆるハード整備の時間軸と、それから、被災者の生活再建の時間軸が異なるなど、施策間で相互に影響するというところに十分留意することが必要だという、そういう視点を整理してございます。

それから、4点目、人口減少下における復興計画でございます。発災後に人口減少等を反映させて計画を立てていくということはなかなか現実的に難しかったという御意見がある中で、その結果として、将来、施設の維持管理費の増大などの懸念もあるということでございます。そうしたことに対応するために、将来推計人口に基づいて、いわゆる事前復興の取組が今後は重要ではないかといったことを整理させていただいております。

5番目、自助・共助・公助のバランスです。とりわけ公助の限界というものがある中で、今後、共助の役割をいかに拡大していくかということが重要だという視点で整理をさせていただいております。

最後は6つ目、復興施策の主体・支援スキームでございます。復興庁を設置したことへの評価に加えまして、人的な支援の重要性、あるいは結果として過大な事業につながらないよう、財政負担の在り方というのを十分検討する必要があるといった点を整理してござ

います。

以上につきましては、資料6のほう、これは本日お手元のタブレットで御確認いただけますけれども、ページでいいますと第2章1節2の74ページ以降に詳細を記述してございますので、こちらも適宜御覧いただければと思います。

資料5の3ページ目以降でございますが、こちらは特段大きな変更はございませんけれども、前回の御意見を適宜追加させた形にしておりますので、こちらも後ほど御確認をいただければと思います。

資料の説明は、ちょっと短いですが、以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、自由討議に入りたいと思います。本日、五十音順に伺いたいと思いますので、早速ではございますが、今村委員、お願いいたします。

○今村委員

ありがとうございます。私のほうは、今の資料5の2ページを使って2つコメントさせていただきますと思います。

(1) あるべき復興の姿と客観的指標、これは改めて非常に重要でございまして、本日も様々復興の状況を御説明していただき、変わるべきことと実は変わらなくてもいいこともあるかなと思っております。そのためにも、各地域、またエリアで復興という姿をやはり示し、そこに向かっていくには何が必要なのかということが重要だと思いました。

あとは、客観的指標についても、その重要性をサポートするコメントでございまして、これをどのようにモニタリングするかが必要です。通常の今までのインフラ中心の指標だけではなく、人の復興感のような個人の気持ちであったり、また産業等の回復や発展があるかと思えます。今後、指標の項目を挙げるとともに、それをできるだけ日々モニタリングできるようなDXが不可欠であろうと思います。これは課題としてぜひ挙げていただきたいと思えます。

あと、同じページの(5)でございます。自助・共助・公助のバランスということで、災害、また、防災や復興においては、この3つの助というのが不可欠でありまして、公助の限界もうたってはいますけれども、やはり今回、民間の力も示されております。団体の力もありますので、ここに、言葉がまだ分からないのですけれども、昔ながらの互助(さ

らに、現代社会の活動も含めて)であったり、また、産業化することによるサポート、「産助」なのかもしれませんが、4つ目の「助」が、サポートが必要だろうと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは続きまして、大西委員、お願いいたします。

○大西委員

ありがとうございます。私からは、さっき、端末に入っているという資料6、これの74ページ以降に今日の資料5の2ページのところの本文があるということで拝見しました。私の意見は、この74以下、今までの議論がまとまっていると思うのですが、これが資料6、どれが本体なのかということですが、つまり、この後、項目別に振り返っているわけですね。それが本体だとすると、そこに反映されるのかどうか、どうやって反映されるのかということが非常に気になります。今、私が本体と言った部分については、今日の資料を読む時間はなかったのですが、前回までの資料だと、それぞれ事業計画を立てたところの達成度が淡々と評価してあるというか整理されているということなので、あるべき復興の姿ということにはなっていない、それと対比しての評価にはなっていないと思うのです。このままいくと、2の74ページ以下でいろいろ整理がされているけれども、極端に言えば、それとは無関係に振り返りが行われてしまうということになって、そこが非常に気になる場所です。

それで、もう少しだけ付け足すと、私があるべき復興の姿と言っているのは、「あるべき」という言葉が適切かどうかは考えたほうがいいかもしれませんが、大きく2つあって、一つは、産業、社会が復興する、戻ると。この場合に、今日の議論でもありましたけれども、元のおりになるということだけではなくて、時代が変わるので、その時代の中で生きていけるような格好、あるいは産業なり社会が時代に対応して復興していくということが必要だという、そういう考え方が一つ。柔軟性ということかもしれません。

それから、もう一つ、これは極めて重要だと思うのですが、この地域は何回かこれまでも自然災害があったので、これからもあるだろうと。これから大きな災害が起こったときに、あのとき復興庁を中心にしてこういう対策が採られたことが今回の災害を防いでくれたというふうに評価されるかどうかということが重要な点だと思うのです。

それで、たまたま去年の10月に出た本で女川の復興について書かれた『災害列島の作法』という、これは東京都の区画整理の専門家の方がまとめたものです。女川ではL1対応の防潮堤をプラス1メートルということで造った。そのところに合わせて地盤を造って、そこに駅とか商店街とか産業を立地させた。住宅はL2対応、17から18メートル、さっきのものが5.4メートルということですが、17から18メートルのところに地盤を整理して、そこに住宅を造った。さらにその上に神社だとか何かを置いて、住宅も置いて、そこまで逃げられるようにしたということで安全を確保したということなのです。

それで、具体的なそういう例を基に振り返ってみると、全部がそうになっているわけではないと思うのです。だから、この間も千島海溝地震とか日本海溝地震で被害が出るところが報告されている、予想されているという話をしましたけれども、そればかりではなくて、やはりL1とL2の間に住宅が建っている、復興してしまったところも、私の知る限りではないわけではないと思うのです。だから、やはりそこに次の災害が起こったときの不安はあるという気がするわけです。

そういうことについて、今から大型の事業をすぐやることはできないにしても、避難路・避難場所なんかをもう1回見直して、人数分がきっちり入れるようにするとか、自動車の扱いはどうするとかということを考えていく。これはある意味でその時代その時代で更新していく必要があるということが必要だと思うので、そういうタッチの議論、そういう観点からの議論というのを、さっき私が言った本文の中にぜひ反映させていただきたいなと思います。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは次に、田村委員、お願いします。

○田村委員

報告書については、今後、復興に携わる行政職員に役立つ資料となることを想定され作成されていると理解しています。資料5：本文案の主なポイントの「10年間の振り返りに関する有識者会議における意見の総括的整理」の位置づけは、国民に広く伝えるための復興の総括となるてがかりかと認識しています。より一般の人に向けた分かりやすい資料を作ることが主目的であると想定しますと、この前段に全体的なことを加えていただいたら

どうかと考え、提案させていただきます。

「世界のどの国も経験をしたことがない事前想定を超える規模の災害が発生すると、被害は広域かつ甚大となり、複数の県が被災することによって復興施策の対象も広がり、その調整には国の役割の存在（復興庁）が欠かせなかった」

「東日本大震災の被災地の多くは大都市部とは異なり、将来の発展を見据えた都市計画が存在せず、各自治体の作成した総合計画は存在するものの、災害からの広域復興を意識したものではなく、被災の市町村の同時被災により、効率を考えた地域の復興を考えることは新たな課題となった」

「国土の今後の発展を意識した復興施策も実施されたが、そのための調整に時間がかかったり、時間切れとなったものも存在している」

「大規模災害時の復興の規模は、被害の様相とその時々々の社会の要請、経済社会の状況によって一概には規定できない」

一方で、「報告書:東日本大震災の復興施策の振り返りは、今後の大規模災害発生の際の、参考となるものであり、復興の目標に応じて、これら施策や事業の量と質のバランスを取りながら活用することが期待される」

「原状復旧に軸足を置いた復興施策については、地方の今後の姿には必ずしも合致せず、非効率となる面もあり、再考する必要がある」

「行政以外の多くの主体が、国も含め、復興に関わることで持続的課題解決の試みが生まれ、阪神・淡路大震災で生まれたボランティア活動は大きく発展し、地域の持続的試みを支える主体として今も活動が続けられている」

全体がもう少し俯瞰できるような文言があるとよいかと思って発言しました。

○秋池座長

どうもありがとうございました。それでは、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

私も2ページ目の課題と教訓の総括的整理のところをベースにコメントをさせていただきます。

まず全体的には、これまでの議論を十分踏まえて、この整理もそうですし、本文内容もある程度変えていただいていると感じております。最終的に1,000ページ以上の本文のほ

うは、インデックス的な内容でもあるので、なかなかまたこれを全て書き直すというのは現実ではないと思うのですけれども、うまく整理をいただきたいというのと、あとは今回ここの取りまとめまでなのだと思いますが、何回か申し上げていますが、やはりこれをどう世の中に周知していくのか、また、行く行く大災害が起きたときに、これをしっかりと次の体制の方々が読めるような状態にさせていただきたいということで、インターネット上のアーカイブとか、それもPDFで置いておくのではなくて、できればテキストベースで置いておけるように工夫する、あるいは図書館等に流通するなど、次年度以降に検討いただきたいと思っております。

その上で幾つかコメントを個別にさせていただきます。2ページ(2)番の復興政策のフレームのところは、大変重要なことを書いていただいていると思います。フレームの設定は大事だけれども、留意が必要というところです。前回は川内の遠藤村長にお越しいただいて、今だから話せるというふうな話し方もされておられました。当初はそうした時間を決めていくことに関してなかなか簡単ではなかった面がありつつやはり必要だということ村長もおっしゃっていましたが、こうした観点はコメントいただくのは非常に重要だったと思います。

それから、(4)番の復興計画のところ、事前復興計画のところは、委員もそれぞれお話いただいておりますけれども、今回重要な点として章立ていただいて、大事だと思います。今日、岩銀さんからも、産業面でも事業環境変化に対応した展開が検討できていたのかというふうな指摘をしていただいておりますので、場合によっては、産業面でも事前復興計画的なことを考える必要があるということを入れていただいてもいいのではないかと感じました。

それから、5番目の自助・共助・公助も、これも極めて重要なテーマだと思います。そういう中で、自助・共助も大事だけれども、自助・共助を支えるために公助による環境整備が必要と書いていただいたのは、自助・共助・公助がばらばらなものではなくて、非常に連動性があるということを指摘いただいている大変重要なワードだと感じております。

最後、(6)番の主体・支援スキームに関しては、今日も麒麟さん、あるいはふくしま連復さんからいろいろと話がありました。麒麟さんの観点でいうと、あれだけ様々な活動を、企業が麒麟さんに限らずされていたわけですが、必ずしも復興庁との連動が十分ではなかったのかなと感じておまして、こういった広域的な枠組みがある中で、現場でもっと連動ができるとうよかったのかなと。復興庁はありましたけれども、現場はあ

くまでも各自治体になっていて、現場で様々な活動が必ずしも有機的につながってはいなかったように感じておりますので、こういった広域的な枠組みの中で企業の動きがもっと連動を図れたと思います。

また、交付金の話、ふくしま連復さんの被災支援交付金の話があって、なかなか自治体が活用できていないと。これは私、今の立場で移住に関しての交付金に関わらせていただいて、自治体を使い切れていないという状況を目にすると、やはり広域的なところが自治体をサポートして、どういう事業を組み立てるのかをもう少し支援することで、よりスピーディーに現場に必要な事業が組み立てられたのかなということで、こういったような広域的な調整の枠組みを今の復興庁の制度をつくるだけではなくて現場で実践するということを改めて強調いただくといいかと思っておりました。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、増田座長代理、お願いします。

○増田座長代理

大変膨大な作業を事務局の皆さん方にやっていただきまして、ありがとうございました。

全体として見ると、大変網羅的なしっかりとした記録になっていると思います。それぞれの政策・施策がどういう形でつくられ、どういうふうに変化していったのか、それは組織もそうですし、制度もそうですが、そういうことをしっかりとまとめられていると思います。主要な論点についてもカバーされていると思いますし、ここで課題と教訓というようなことをきちんと捉えていると思います。もちろん個々に、私も全部見ているわけではありませんけれども、個々にいろいろな各委員からの御指摘もあると思うので、それを丹念に取り入れていくということは大事だと思います。その作業をさらにきちんとやっていただいて、しっかりとまとめていただくということをぜひお願いしたいと思います。

それで、私、あと、こういう中でこれだけは、実質は来年度ということになると思いますが、ぜひまた手がけていただきたいというのは、特に具体的には、政治家の先生方のオーラルヒストリー的に、あのときどうだったのかという辺りは、やはり後世に向けての貴重な証言というかお言葉だと思います。当初、復興対策本部があって、あれはたしか菅総理が本部長で、もう亡くなられましたけれども、松本龍先生が復興担当大臣ということで

始められて、それがまたそちらの流れが復興庁のほうにつながっていくと思いますが、歴代の復興大臣とかそういう方々ですね。それからあと、現地対策本部が3県につくられているので、この現地対策本部長も政治家の先生方がやっていたので、そういう先生方についての、いろいろ、あのときこうだったという話をきちんと記録に残しておくというのは、後世とても役立つのではないかと。なかなかほかの民間団体などのアプローチというのはちょっと難しいと思うので、これは復興庁としてぜひやっていただけると大変ありがたいのではないかなと。

それをどこまで、そういう復興庁につながる復興対策本部の流れと、あとは、当然、原子力災害対策本部と当初2つあって、原子力災害対策本部はいわゆる経産省系統のそちらの先生方が、副大臣だったですかね、ずっとやっていたので、そちらも含めて本当は全体が追っていけるとすごくいいと思うのですが、どこまで復興庁としてやれるのかということでもあります。

申し上げたいのは、そういった国会議員の方々、それからあと、その後の状況を見ると、非常に現在まで影響力が働いているのはやはり政党のほうの、例えば大島先生や額賀先生、それから、公明党は井上先生だと思いますが、そういう政党からの提言のようなもの、例のイノベーションコスト構想とかロボットテストフィールドとか、公明党の先生方も随分いろいろなことを提案されて、それが具体的に政策に落とされていきましたので、全部というわけにいかないと思いますが、主要な政党のほうでの提言のようなものをきちんと整理されたりということがあると、後世、それはまた非常に参考になるのではないかと思います。

もちろん、さらに言えば、地域のリーダーの方々とか、それから、被災者に非常に密接に関係している方々のお声も記録するというのもあると思います。これは来年以降の作業ということになると思うのですが、できれば、冒頭申し上げました国会議員の方々のそういう証言、オーラルヒストリーのような形でまとめていただけると大変ありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○秋池座長

ありがとうございました。それでは、最後に私からもですが、本当に復興庁の皆様、事務局の皆様には、これだけのものをおまとめいただき、ありがとうございました。非常に重要な、後世に残るものだと思っております。

また、資料5の2ページのまとめも、短い中にこの場でのいろいろな議論がきちんとまとめられているという感じを持ったのですけれども、今日の御指摘なども踏まえて、どう修正するのかはまた考えていただければと思います。

この2ページ、いずれもそのとおりに思うことが書いてあるわけですが、実際にこれをやろうと思うと相当大変だろうという気がしております。とりわけ、ひとたび発災してしまうと、そのときに、財源や補助に制約があります、ですとか、使い方に制約があります、というようなことを言うのはとても難しいことだと思っております。

本日の御議論にもありましたように、原状復旧に力点を置くのではなくて、縮小するような再建もあり得るのだということもありますし、かえって同じようにすると、後にそれがその方たちへの大きな御負担になってしまうということも起こり得ます。人口減の中でそれも念頭に置きながら、もちろん人口が減る中でも産業は伸びるということはそれとは別にございますけれども、そういった背景がある中で、あらかじめ決めておくということが非常に重要だと思っております。

人口減の中であらかじめ決めておくことには2階層あって、国や町のレベル、地域や町といった、公的なレベルがひとつにございますし、それから、民間企業と申しますか、民のレベルの話もあって、それぞれ違うところを目指す。それこそ町の人口が減ってももしかしたらその企業は大きく羽ばたくということもあるかもしれませんし、そこはよく区分けをした中で議論をしていただけると、よりよい将来に、また、次の災害のときに役立つものになるのではないかと思います。

それでは、事務局から、本日の御意見を踏まえて何かありましたらお願いします。

○岡本審議官

本当にいろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。本日お示しをいたしました資料5の2ページ目のものですが、基本的には本文の各章のところにも御意見としては反映させていただいているものになります。ある意味エッセンスとして、この有識者会議でのある意味総括的な整理としてはマックスと申しますか、最大公約数としてはこれぐらいではないかということで、今回改めて作らせていただいたものになります。ただ、御指摘いただきましたとおり、ここと後ろの資料との位置づけの整理が多少見えにくいところがあるかもしれませんので、その点は引き続き、整理をさせていただければと考えてございます。

あとは、今後の取りまとめた成果について、これは藤沢先生からも重ねて、よく世の中への周知とか、それから、しっかりと次の世代といいますか、次に見た人が分かるようにということについては、これもどういう出し方をするのかというのはまた復興庁の中でもしっかりと整理をして、できる限りネットの中でも分かりやすく、分厚いものですから、例えば検索機能がしっかりついているとか、分かりやすさをとにかくしっかりと軸に置きながら考え方を整理していきたいと思っております。

あとは、増田先生からもまた、今後の話ということで、様々関わった方のオーラルヒストリーをということで御指摘いただいております。その点も、我々、この振り返りをやって終わりということではなくて、復興の知見を継続的にやはりどういうふうに集めて発信していくかというのは大事だと思っておりますので、次年度以降の取組としてしっかりとまたそこも踏まえて考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、本日いただいた御意見につきましては、改めて事務局のほうでまた本文への反映の方法とかを十分検討させていただいた上で、それぞれまた、場合によっては各先生方に多少御確認をいただくということになるかもしれませんが、そういう形でしっかりと受け止めさせていただければと思っております。

私からは以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

委員の皆様、よろしゅうございますか、何か追加的に。

よろしいようでありましたら、以上としたいと思います。4回にわたり、またその間も様々なところで本当にありがとうございました。この有識者会議は今回で最終回になりますけれども、事務局におかれましては、引き続き、振り返りの取りまとめ作業を進めて、本日頂戴した御意見なども踏まえた本部案の修正については、事務局から各委員の皆様個別に確認していただくことといたたく存じます。引き続き、委員の皆様にも御協力をお願いいたします。

それでは、本日は以上とさせていただきます。

議事録も作成・公表いたしますので、委員の皆様には内容の確認にも御協力をお願いいたします。

このほか、事務局から連絡事項があればお願いします。

○立岩参事官

本日いただいた御意見などを踏まえた取りまとめ文書の修正については、5月の連休前ぐらいをめぐりに、事務局のほうから各委員の皆様個別に確認させていただきます。委員の皆様におかれましては、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

○秋池座長

以上をもちまして、第4回会議を終了いたします。委員の皆様におかれましては、毎回大変貴重な御意見を賜りありがとうございました。

復興庁においてはこの会議における議論を踏まえて、取りまとめ作業を続けてください。

また、将来の大規模災害において東日本大震災の教訓が生かせるよう、引き続き、復興に携わった方々や被災された方々の御経験等から得られる知見の収集・発信に努めてください。

以上でございます。本日はありがとうございました。

以上